

# 決算特別委員会等記録

平成24年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 平成25年10月3日

至 平成25年10月23日

沖縄県議会



# 決算特別委員会等記録

平成24年度一般会計・特別会計決算及び企業会計決算

自 平成25年10月3日  
至 平成25年10月23日

沖縄県議会



# 目 次

平成25年第6回沖縄県議会(定例会)	當 間 盛 夫 君	48
<b>第1号(10月3日)</b>	<b>総務企画委員会第1号(10月16日)</b>	53
1 委員長の互選	1 平成24年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	53
2 副委員長の互選	知事公室	53
3 平成25年第6回議会乙第13号議案及 び同乙第14号議案について	総務部	54
4 平成25年第6回議会認定第1号から 同認定第23号までについて(一般会 計・特別会計決算及び企業会計決算)	公安委員会	56
5 決算特別委員会運営要領について	2 平成24年度決算に対する質疑	58
6 理事の選任について	新 垣 良 俊 君	58
	仲 田 弘 毅 君	59
	具 志 孝 助 君	63
	照 屋 大 河 君	65
	高 嶺 善 伸 君	70
	玉 城 義 和 君	74
	・ 田 勝 廣 君	78
	前 島 明 男 君	82
	當 間 盛 夫 君	85
	大 城 一 馬 君	90
平成25年第6回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査	<b>経済労働委員会第1号(10月16日)</b>	95
<b>第1号(10月15日)</b>	1 平成24年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	95
1 平成24年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	農林水産部	95
2 平成24年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算審査の概要説明	労働委員会事務局	97
3 平成24年度沖縄県病院事業会計決算 の概要説明	2 平成24年度決算に対する質疑	97
4 平成24年度沖縄県病院事業会計決算 審査の概要説明	砂 川 利 勝 君	97
5 平成24年度沖縄県公営企業会計決算 の概要説明	座喜味 一 幸 君	100
6 平成24年度沖縄県水道事業会計及び 工業用水道事業会計未処分利益剰余 金についての概要説明	翁 長 政 俊 君	103
7 平成24年度沖縄県公営企業会計決算 審査の概要説明	崎 山 嗣 幸 君	107
8 平成24年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算に対する質疑	仲 村 未 央 さん	109
砂 川 利 勝 君	玉 城 満 君	113
具志堅 透 君	瑞慶覧 功 君	115
中 川 京 貴 君	玉 城 ノブ子さん	117
翁 長 政 俊 君	儀 間 光 秀 君	120
具 志 孝 助 君	<b>文教厚生委員会第1号(10月16日)</b>	125
照 屋 大 河 君	1 平成24年度沖縄県一般会計・特別会 計及び企業会計決算の概要説明	125
新 田 宜 明 君	福祉保健部	125
新 垣 清 涼 君	病院事業局	127
・ 田 勝 廣 君	2 平成24年度決算に対する質疑	129
嘉 陽 宗 儀 君	又 吉 清 義 君	129

島袋大君	132
照屋守之君	135
狩俣信子さん	138
新田宜明君	140
赤嶺昇君	143
糸洲朝則君	147
西銘純恵さん	150
比嘉京子さん	157
嶺井光君	162

**土木環境委員会第1号(10月16日)** .....167

1 平成24年度沖縄県一般会計及び企業 会計決算の概要説明	167
環境生活部	167
企業局	168
2 平成24年度決算に対する質疑	172
具志堅透君	172
仲宗根悟君	173
新里米吉君	176
奥平一夫君	180
新垣清涼君	186
金城勉君	191
嘉陽宗儀君	195
新垣安弘君	198

**総務企画委員会第2号(10月17日)** .....205

1 平成24年度沖縄県一般会計決算の概 要説明	205
企画部	205
出納事務局	206
監査委員事務局	207
人事委員会事務局	207
議会事務局	207
2 平成24年度決算に対する質疑	208
照屋大河君	208
高嶺善伸君	212
玉城義和君	216
・田勝廣君	220
前島明男君	227
當間盛夫君	228
大城一馬君	231
新垣良俊君	234
仲田弘毅君	237
具志孝助君	239

1 平成24年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	245
商工労働部	245
文化観光スポーツ部	247
2 平成24年度決算に対する質疑	248
仲村未央さん	248
崎山嗣幸君	252
玉城満君	255
瑞慶覧功君	259
玉城ノブ子さん	260
儀間光秀君	263
砂川利勝君	266
座喜味一幸君	269
翁長政俊君	272

**文教厚生委員会第2号(10月17日)** .....279

1 平成24年度沖縄県一般会計決算の概 要説明	279
教育委員会	279
2 平成24年度決算に対する質疑	281
狩俣信子さん	281
新田宜明君	285
赤嶺昇君	287
西銘純恵さん	290
比嘉京子さん	294
嶺井光君	297
又吉清義君	299
島袋大君	301
照屋守之君	305
糸洲朝則君	307

**土木環境委員会第2号(10月17日)** .....313

1 平成24年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明	313
土木建築部	313
2 平成24年度決算に対する質疑	315
新里米吉君	315
仲宗根悟君	319
奥平一夫君	321
新垣清涼君	326
金城勉君	330
嘉陽宗儀君	333
新垣安弘君	336
具志堅透君	339

**経済労働委員会第2号(10月17日)** .....245

**第2号(10月21日)** .....345

1	「要調査事項」及び「特記事項」の 取り扱い等について ……………	345	同認定第23号までの採決 ……………	362
2	知事の委員会出席を求める動議 ……………	345	12 決算特別委員会議案処理一覧表 ……………	363
3	知事の委員会出席を求める動議に対 する意見、討論 ……………	345	13 決算特別委員会決算処理一覧表 ……………	364
	中 川 京 貴君 ……………	345		
	照 屋 大 河君 ……………	346		
4	動議の採決 ……………	346		
<b>第3号（10月23日） ……………</b>		<b>349</b>		
1	平成24年度決算に対する総括質疑 ……	350		
	狩 俣 信 子さん ……………	350		
	新 田 宜 明君 ……………	353		
	照 屋 大 河君 ……………	354		
	新 垣 清 涼君 ……………	355		
	玉 城 満君 ……………	355		
	玉 城 義 和君 ……………	356		
	嘉 陽 宗 儀君 ……………	357		
	當 間 盛 夫君 ……………	358		
	中 川 京 貴君 ……………	359		
2	平成25年第6回議会乙第13号議案及 び同乙第14号議案の採決 ……………	360		
3	平成25年第6回議会認定第1号に対 する意見、討論 ……………	360		
	嘉 陽 宗 儀君 ……………	360		
4	平成25年第6回議会認定第1号の採 決 ……………	360		
5	平成25年第6回議会認定第12号に対 する意見、討論 ……………	361		
	嘉 陽 宗 儀君 ……………	361		
6	平成25年第6回議会認定第12号の採 決 ……………	361		
7	平成25年第6回議会認定第16号に対 する意見、討論 ……………	361		
	嘉 陽 宗 儀君 ……………	361		
8	平成25年第6回議会認定第16号の採 決 ……………	361		
9	平成25年第6回議会認定第19号に対 する意見、討論 ……………	361		
	嘉 陽 宗 儀君 ……………	361		
10	平成25年第6回議会認定第19号の採 決 ……………	361		
11	平成25年第6回議会認定第2号から 同認定第11号まで、同認定第13号か ら同認定第15号まで、同認定第17号、 同認定第18号及び同認定第20号から			





平成25年10月3日

平成25年第6回  
沖縄県議会（定例会） **決算特別委員会記録**

（第1号）



# 平成25年第6回 沖縄県議会（定例会） 決算特別委員会記録（第1号）

## 開会の日時、場所

平成25年10月3日（木曜日）  
午後7時35分開会  
第7委員会室

## 委員の選任

平成25年10月3日、本委員会は議長の指名で次のとおり選任された。

砂川利勝君	具志堅透君
中川京貴君	翁長政俊君
浦崎唯昭君	具志孝助君
新田宜明君	照屋大河君
狩俣信子さん	玉城満君
新垣清涼君	玉城義和君
吉田勝廣君	前島明男君
嘉陽宗儀君	當間盛夫君
大城一馬君	

## 委員長、副委員長の互選

平成25年10月3日、指名推選により狩俣信子さん  
が委員長に、砂川利勝君が副委員長に選任された。

## 理事の選任

平成25年10月3日、理事に中川京貴君、吉田勝廣  
君及び當間盛夫君が選任された。

## 出席委員

委員長	狩俣信子さん	
副委員長	砂川利勝君	
委員	中川京貴君	翁長政俊君
	浦崎唯昭君	具志孝助君
	新田宜明君	照屋大河君
	玉城満君	新垣清涼君
	玉城義和君	吉田勝廣君
	前島明男君	當間盛夫君
	大城一馬君	

## 欠席委員

具志堅透君
嘉陽宗儀君

## 本委員会に付託された事件

（10月3日付託）

- 1 乙第13号議案 平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 乙第14号議案 平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 平成25年第6回議会認定第1号 平成24年度沖縄県一般会計決算の認定について
- 4 平成25年第6回議会認定第2号 平成24年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
- 5 平成25年第6回議会認定第3号 平成24年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 6 平成25年第6回議会認定第4号 平成24年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 7 平成25年第6回議会認定第5号 平成24年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 8 平成25年第6回議会認定第6号 平成24年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
- 9 平成25年第6回議会認定第7号 平成24年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
- 10 平成25年第6回議会認定第8号 平成24年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 11 平成25年第6回議会認定第9号 平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
- 12 平成25年第6回議会認定第10号 平成24年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 13 平成25年第6回議会認定第11号 平成24年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 14 平成25年第6回議会認定第12号 平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

- |    |                              |   |    |                 |   |
|----|------------------------------|---|----|-----------------|---|
| 15 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第13号 | 平成24年度沖縄県宜野湾港整備<br>事業特別会計決算の認定につい<br>て            | 8  | 認定第 4 号         | 平成24年度沖縄県中小企業振興資<br>金特別会計決算の認定について                |
| 16 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第14号 | 平成24年度沖縄県国際物流拠点<br>産業集積地域那覇地区特別会計<br>決算の認定について    | 9  | 認定第 5 号         | 平成24年度沖縄県下地島空港特別<br>会計決算の認定について                   |
| 17 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第15号 | 平成24年度沖縄県産業振興基金<br>特別会計決算の認定について                  | 10 | 認定第 6 号         | 平成24年度沖縄県母子寡婦福祉資<br>金特別会計決算の認定について                |
| 18 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第16号 | 平成24年度沖縄県中城湾港（新<br>港地区）整備事業特別会計決算<br>の認定について      | 11 | 認定第 7 号         | 平成24年度沖縄県下水道事業特別<br>会計決算の認定について                   |
| 19 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第17号 | 平成24年度沖縄県中城湾港マリ<br>ン・タウン特別会計決算の認定<br>について         | 12 | 認定第 8 号         | 平成24年度沖縄県所有者不明土地<br>管理特別会計決算の認定について               |
| 20 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第18号 | 平成24年度沖縄県駐車場事業特<br>別会計決算の認定について                   | 13 | 認定第 9 号         | 平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資<br>金特別会計決算の認定について                |
| 21 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第19号 | 平成24年度沖縄県中城湾港（泡<br>瀬地区）臨海部土地造成事業特<br>別会計決算の認定について | 14 | 認定第10号          | 平成24年度沖縄県中央卸売市場事<br>業特別会計決算の認定について                |
| 22 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第20号 | 平成24年度沖縄県公債管理特別<br>会計決算の認定について                    | 15 | 認定第11号          | 平成24年度沖縄県林業改善資金特<br>別会計決算の認定について                  |
| 23 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第21号 | 平成24年度沖縄県病院事業会計<br>決算の認定について                      | 16 | 認定第12号          | 平成24年度沖縄県中城湾港（新港<br>地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定<br>について |
| 24 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第22号 | 平成24年度沖縄県水道事業会計<br>決算の認定について                      | 17 | 認定第13号          | 平成24年度沖縄県宜野湾港整備事<br>業特別会計決算の認定について                |
| 25 | 平成 25 年<br>第 6 回議会<br>認定第23号 | 平成24年度沖縄県工業用水道事<br>業会計決算の認定について                   | 18 | 認定第14号          | 平成24年度沖縄県国際物流拠点産<br>業集積地域那覇地区特別会計決算の認定につい<br>て    |
|    |                              |   | 19 | 認定第15号          | 平成24年度沖縄県産業振興基金特<br>別会計決算の認定について                  |
|    |                              |   | 20 | 認定第16号          | 平成24年度沖縄県中城湾港（新港<br>地区）整備事業特別会計決算の認定について          |
|    |                              |   | 21 | 認定第17号          | 平成24年度沖縄県中城湾港マリ<br>ン・タウン特別会計決算の認定について             |
|    |                              |   | 22 | 認定第18号          | 平成24年度沖縄県駐車場事業特別<br>会計決算の認定について                   |
|    |                              |   | 23 | 認定第19号          | 平成24年度沖縄県中城湾港（泡瀬<br>地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定<br>について |
|    |                              |   | 24 | 認定第20号          | 平成24年度沖縄県公債管理特別会<br>計決算の認定について                    |
|    |                              |   | 25 | 認定第21号          | 平成24年度沖縄県病院事業会計決<br>算の認定について                      |
|    |                              |   | 26 | 認定第22号          | 平成24年度沖縄県水道事業会計決<br>算の認定について                      |
|    |                              |   | 27 | 認定第23号          | 平成24年度沖縄県工業用水道事業<br>会計決算の認定について                   |
|    |                              |   | 28 | 閉会中継続審査について     |   |
|    |                              |   | 29 | 決算特別委員会運営要領について |   |
|    |                              |   | 30 | 理事の選任について       |   |

---

#### 本日の委員会に付した事件

- |   |   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| 1 | 委員長の互選  |  |  |  |
| 2 | 副委員長の互選   |  |  |  |
| 3 | 乙第13号議案 平成24年度沖縄県水道事業会計<br>未処分利益剰余金の処分について      |  |  |  |
| 4 | 乙第14号議案 平成24年度沖縄県工業用水道事<br>業会計未処分利益剰余金の処分について   |  |  |  |
| 5 | 認定第 1 号 平成24年度沖縄県一般会計決算の<br>認定について              |  |  |  |
| 6 | 認定第 2 号 平成24年度沖縄県農業改良資金特<br>別会計決算の認定について        |  |  |  |
| 7 | 認定第 3 号 平成24年度沖縄県小規模企業者等<br>設備導入資金特別会計決算の認定について |  |  |  |

○田代寛幸議会議事務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でございますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長が互選されるまでの間、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が委員長の互選に関する職務を行うことになっております。

出席委員中、狩俣信子委員が年長者でございます。

よって、この際、委員会条例第7条第2項の規定により、狩俣信子委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

狩俣信子委員、委員長席に御着席をお願いいたします。

(狩俣信子委員、委員長席に着席)

○狩俣信子年長委員 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか、お諮りいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長の互選方法について協議)

○狩俣信子年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、指名推選の方法によることの御意見がありますので、指名推選の方法によることといたします。

それでは、どうぞ指名をしていただけますか。

(「狩俣信子委員を推選します」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子年長委員 狩俣信子という声があります。よって、狩俣信子を委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子年長委員 御異議なしと認めます。

よって、狩俣信子委員が委員長に互選されました。休憩いたします。

○狩俣信子委員長 再開いたします。

委員長に選んでいただきました狩俣信子でございます。ひとつ御協力をよろしくお願いいたします。

これより、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか、お諮りいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、副委員長の互選方法について協議)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、指名推選の方法によることの御意見がありますので、指名推選の方法によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 御異議なしと認めます。

よって、砂川利勝委員を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 御異議なしと認めます。

よって、砂川利勝委員が副委員長に互選されました。

ただいま副委員長に選任されました砂川利勝委員の就任挨拶を自席にてお願いいたします。

○砂川利勝副委員長 副委員長として委員長を補佐して頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○狩俣信子委員長 以上で、委員長及び副委員長の互選は終わりました。

休憩いたします。

(休憩中に、議題の取り扱いについて協議)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

平成25年第6回議会乙第13号議案及び同第14号議案の議決議案2件、平成25年第6回議会認定第1号から同認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算23件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申し出をしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、運営要領の取り扱いについて協議)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、理事3人の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○狩俣信子委員長 再開いたします。

これより、理事3人の選任について、お諮りいたします。

理事に、中川京貴委員、吉田勝廣委員、當間盛夫委員の3人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○狩俣信子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

次回は、10月15日 火曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後7時54分散会

## 決算特別委員会運営要領

### 1 委員会室

第7委員会室を使用する。

### 2 委員席の配置

別紙第1のとおりとする。

### 3 審査日程等

- (1) 審査日程は別紙第2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。
- (2) 室部局に係る事項については、所管の常任委員会に調査を依頼して行うものとする。(別紙様式1)
- (3) 常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に係る決算事項とする。
- (4) 常任委員長は、調査終了後に調査報告書を提出するものとする。(別紙様式2)

### 4 質疑の要領

- (1) 質疑の時間は、審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日・時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式で、起立の上自席から行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。

### 5 説明員

決算の概要説明は、会計管理者、病院事業局長及び企業局長とし、審査意見の概要説明は代表監査委員とする。

### 6 要調査事項に対する質疑

- (1) 常任委員長から提出された調査報告書の「要調査事項」に関し、知事等の出席答弁が審査上必要であると認める場合には、委員会の決定に基づき、委員会の最終日に知事等の出席を求めることができるものとする。
- (2) 知事等に対する総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項について、まず委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員から質疑を行うものとする。

### 7 常任委員長等に対する質疑

常任委員長から提出された調査報告書に関し、常任委員長等の出席説明が審査上必要であると認める場合には、委員会の決定に基づき、委員会の最終日に常任委員長等を委員外議員として出席を求めることができるものとする。

る。

## 8 理事会

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。
- (2) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (3) 理事は、委員長が委員会に諮って指名する。
- (4) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。

## 9 その他

決算議案の審査等については、本要領及び「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(平成25年9月11日議会運営委員会決定)に基づいて行うものとする。

## 雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。



# 委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
狩 俣 信 子 委 員 長

残 時 間 モ ニ タ ー	説	明	員
------------------	---	---	---

中川京貴委員	具志堅透委員	砂川利勝委員
--------	--------	--------

	照屋大河委員	新田宜明委員
--	--------	--------

具志孝助委員	浦崎唯昭委員	翁長政俊委員
--------	--------	--------

玉城義和委員	新垣清涼委員	玉城満委員
--------	--------	-------

	前島明男委員	吉田勝廣委員
--	--------	--------

大城一馬委員	當間盛夫委員	嘉陽宗儀委員
--------	--------	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

## 決算特別委員会審査日程

5階 第7委員会室

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
平成25年 10月3日	木	本 会 議 及 委 員 了 終	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委員長及び副委員長の互選</li> <li>○閉会中継続審査の件</li> <li>○委員会運営要領の件</li> <li>○理事の選任</li> <li>○各常任委員会に対する調査依頼の件</li> </ul>	
10月15日	火	10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成24年度一般会計及び特別会計決算の概要説明</li> <li>○平成24年度企業会計決算の概要説明</li> <li>○決算審査意見概要説明</li> <li>○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑</li> </ul>	会 計 管 理 者 病 院 事 業 局 長 企 業 局 長 代 表 監 査 委 員

10月16日	水	10時	<b>各常任委員会</b> ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
10月17日	木	10時	<b>各常任委員会</b> ○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局

10月18日	金	10時	○決算調査報告書整理日	
10月19日	土			
10月20日	日			
10月21日	月	10時	○「要調査事項」及び「特記事項」の取り扱い等について協議	
10月22日	火		○決算調査報告書整理日 (各常任委員会の決算調査報告書を委員へ配付)	
10月23日	水	10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知事等に対する総括質疑</li> <li>○平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</li> <li>○平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</li> <li>○平成24年度一般会計及び特別会計決算</li> <li>○平成24年度企業会計決算</li> <li>○総括・採決</li> </ul>	

## 決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

常任委員会に対する決算議案の調査依頼は、特別委員会での審査に加え、各常任委員会において専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査することにより、効率的で充実した審査に資することを目的とし、決算議案の審査等に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

### 記

- 1 決算特別委員会は第7委員会室で行うものとする。
- 2 決算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。
- 3 調査依頼事項について
  - (1) 常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に係る決算事項とする。
  - (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。
- 4 常任委員会における調査について
  - (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
  - (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日・時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
  - (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
  - (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
  - (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
  - (6) 議長及び監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
  - (7) 常任委員会での採決は行わないものとする。
- 5 決算調査報告書の作成について
  - (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、委員会での協議に基づき作成するものとする。ただし、調査報告書の作成は委員長に一任することができるものとする。
  - (2) 調査報告書に記載する事項は、委員会における質疑・答弁の主な内容、決算特別委員会においてさらに調査が必要とされる事項(以下「要調査事項」という。)及び特記事項とする。
  - (3) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

- 6 要調査事項に対する質疑について
  - (1) 要調査事項に関し、知事等の出席答弁が審査上必要であると認める場合には、決算特別委員会の決定に基づき、同委員会の最終日に知事等の出席を求めることができるものとする。
  - (2) 知事等への要調査事項に対する総括質疑は、上記(1)において決定した要調査事項についてまず決算特別委員長が代表して行い、答弁を聴取した後、各委員からの質疑を行うものとする。
  
- 7 調査報告書に関し、常任委員長等の出席説明が審査上必要であると認める場合には、決算特別委員会の決定に基づき、同委員会の最終日に常任委員長等を委員外議員として出席を求めることができるものとする。
  
- 8 委員会の円滑な運営に資するため決算特別委員会に理事会を置くものとする。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

年長委員 狩 俣 信 子

委員長 狩 俣 信 子



平成25年10月15日

平成25年第6回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 決算特別委員会記録

(第1号)

平成25年第6回  
 沖縄県議会（定例会）  
 閉会中継続審査

決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成25年10月15日（火曜日）  
 午前10時2分開会  
 第7委員会室

出席委員

委員長 狩 俣 信 子さん  
 副委員長 砂 川 利 勝君  
 委員 具志堅 透君 中 川 京 貴君  
 翁 長 政 俊君 浦 崎 唯 昭君  
 具 志 孝 助君 新 田 宜 明君  
 照 屋 大 河君 玉 城 満 君  
 新 垣 清 涼君 玉 城 義 和君  
 吉 田 勝 廣君 前 島 明 男君  
 嘉 陽 宗 儀君 當 間 盛 夫君  
 大 城 一 馬君

説明のため出席した者の職、氏名

会計管理者 岩 井 健 一君  
 病院事業局長 伊 江 朝 次君  
 企業局長 平 良 敏 昭君  
 代表監査委員 知 念 建 次君  
 監査委員事務局長 新 垣 光 博君

本日の委員会に付した事件

- 1 平成25年 平成24年度沖縄水道事業会計  
第6回議会 未処分利益剰余金の処分につ  
乙第13号議案 いて
- 2 平成25年 平成24年度沖縄県工業用水道  
第6回議会 事業会計未処分利益剰余金の  
乙第14号議案 処分について
- 3 平成25年 平成24年度沖縄県一般会計決算  
第6回議会 の認定について  
認定第1号
- 4 平成25年 平成24年度沖縄県農業改良資金  
第6回議会 特別会計決算の認定について  
認定第2号
- 5 平成25年 平成24年度沖縄県小規模企業者  
第6回議会 等設備導入資金特別会計決算の  
認定第3号 認定について
- 6 平成25年 平成24年度沖縄県中小企業振興

- 第6回議会 資金特別会計決算の認定につい  
認定第4号 て
- 7 平成25年 平成24年度沖縄県下地島空港特  
第6回議会 別会計決算の認定について  
認定第5号
- 8 平成25年 平成24年度沖縄県母子寡婦福祉  
第6回議会 資金特別会計決算の認定につい  
認定第6号 て
- 9 平成25年 平成24年度沖縄県下水道事業特  
第6回議会 別会計決算の認定について  
認定第7号
- 10 平成25年 平成24年度沖縄県所有者不明土  
第6回議会 地管理特別会計決算の認定につ  
認定第8号 いて
- 11 平成25年 平成24年度沖縄県沿岸漁業改善  
第6回議会 資金特別会計決算の認定につい  
認定第9号 て
- 12 平成25年 平成24年度沖縄県中央卸売市場  
第6回議会 事業特別会計決算の認定につい  
認定第10号 て
- 13 平成25年 平成24年度沖縄県林業改善資金  
第6回議会 特別会計決算の認定について  
認定第11号
- 14 平成25年 平成24年度沖縄県中城湾港（新  
第6回議会 港地区）臨海部土地造成事業特  
認定第12号 別会計決算の認定について
- 15 平成25年 平成24年度沖縄県宜野湾港整備  
第6回議会 事業特別会計決算の認定につい  
認定第13号 て
- 16 平成25年 平成24年度沖縄県国際物流拠点  
第6回議会 産業集積地域那覇地区特別会計  
認定第14号 決算の認定について
- 17 平成25年 平成24年度沖縄県産業振興基金  
第6回議会 特別会計決算の認定について  
認定第15号
- 18 平成25年 平成24年度沖縄県中城湾港（新  
第6回議会 港地区）整備事業特別会計決算  
認定第16号 の認定について
- 19 平成25年 平成24年度沖縄県中城湾港マリ  
第6回議会 ン・タウン特別会計決算の認定  
認定第17号 について



- 20 平成 25 年 平成24年度沖縄県駐車場事業特  
第 6 回議会 別会計決算の認定について  
認定第18号
- 21 平成 25 年 平成24年度沖縄県中城湾港（泡  
第 6 回議会 瀬地区）臨海部土地造成事業特  
認定第19号 別会計決算の認定について
- 22 平成 25 年 平成24年度沖縄県公債管理特別  
第 6 回議会 会計決算の認定について  
認定第20号
- 23 平成 25 年 平成24年度沖縄県病院事業会計  
第 6 回議会 決算の認定について  
認定第21号
- 24 平成 25 年 平成24年度沖縄県水道事業会計  
第 6 回議会 決算の認定について  
認定第22号
- 25 平成 25 年 平成24年度沖縄県工業用水道事  
第 6 回議会 業会計決算の認定について  
認定第23号



○狩俣信子委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

平成25年第6回議会乙第13号議案及び乙第14号議案の議決案件2件、平成25年第6回議会認定第1号から同認定第23号までの決算23件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、審査日程に従い、会計管理者、病院事業局長及び企業局長から決算概要の説明並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、病院事業局長及び企業局長に対する質疑は、明日及び明後日に調査を依頼しております常任委員会において行われます。

まず初めに、会計管理者から平成25年第6回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件について概要説明を求めます。

岩井健一会計管理者。

○岩井健一会計管理者 ただいま議案となっております認定第1号から第20号までの平成24年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を御説明いたします。

平成24年度沖縄県歳入歳出決算書につきましては、ページ数が多いことでもありますので、お手元に

説明資料として決算書を抜粋した平成24年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）と、参考資料として平成24年度歳入歳出決算の概要という冊子の2つをお配りしております。

説明資料（決算書の抜粋版）に沿って御説明してまいりたいと思います。

なお、概要の冊子は、後ほど御確認いただければと思っております。

それではまず、説明資料の1ページ、2ページをごらんください。

資料のページは両端に付してありまして、中央の数字は決算書のページをあらわしております。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細書、歳入の総括表となっております。

表は、1県税から16市町村たばこ税県交付金までの款別、左から右に、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で御説明いたします。

予算現額の計は、1ページの右端の一番下の金額でございますが、7846億6406万8150円となっております。

収入済額は6815億8825万7589円となっております。

お手元の表に記載はございませんが、予算現額に対する収入済額の割合、いわゆる収入率は86.9%で、前年度を5.3ポイント下回っております。

不納欠損額は6億3510万5321円となっております。

不納欠損額の主なものは、款別で、1県税4億9041万8248円、7分担金及び負担金1633万4240円、14諸収入1億2828万2433円となっております。

収入未済額は、合計で47億8515万5885円となっております。

収入未済額の主なものは、1県税28億3439万3760円、8使用料及び手数料7億7280万2500円、14諸収入10億3428万9004円となっております。

3ページと4ページをごらんください。

歳入歳出決算事項別明細書、歳出の総括表でございます。

表は、1議会費から14予備費の款別、左から右に、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で御説明いたします。

予算現額は、4ページの左端の一番下の金額で

ございますが、7846億6406万8150円で、支出済額は6669億2153万5778円となっております。

表に記載はございませんが、予算現額に対する支出済額の割合、いわゆる執行率は85.0%で、前年度を5.2ポイント下回っております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が987億6421万4149円、事故繰越が4億3549万1250円、合計で991億9970万5399円となっております。

不用額は185億4282万6973円で、その主なものは、2総務費34億2735万4761円、6農林水産業費23億804万4210円、10教育費25億9846万6628円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。5ページをごらんください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は1000円であらわしております。

歳入総額は6815億8825万8000円、歳出総額は6669億2153万6000円となっております。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は146億6672万2000円となります。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源107億2719万3000円を差し引いた実質収支額は39億3952万9000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの19の特別会計について御説明いたします。

特別会計につきましては、沖縄振興特別措置法の一部改正等に伴い、平成24年10月29日から、沖縄県自由貿易地域特別会計の名称が沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計に改められております。

それでは、7ページ、8ページをごらんください。

19の特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳入の総括表となっております。表は、1農業改良資金特別会計から19公債管理特別会計までの会計別となっております。

一番下の行の歳入合計欄で御説明いたします。

予算現額の計は、7ページの右端の一番下の金額でございますが、1027億6772万8269円、収入済額は1018億5260万8358円となっております。

表に記載はございませんが、収入率は99.1%で、前年度を0.8ポイント下回っております。

不納欠損額は5095万5474円となっております。

収入未済額は87億8854万7638円となっております。

収入未済額の主なものは、2小規模企業者等設備導入資金特別会計の77億153万5466円となっております。

ます。

9ページ、10ページをごらんください。

特別会計の歳入歳出事項別明細書の歳出の総括表でございます。

一番下の行の歳出合計欄で御説明申し上げます。

予算現額は、10ページの左端の一番下の金額でございますが、1027億6772万8269円で、支出済額は970億6435万7221円となっております。

表に記載はございませんが、執行率は94.5%で、前年度を0.4ポイント下回っております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が44億5581万9564円となっております。

繰越額の主なものは、6下水道事業特別会計の34億7840万2564円、16中城湾港マリン・タウン特別会計の9億7241万7000円となっております。

不用額は12億4755万1484円となっております。

不用額の主なものは、2小規模企業者等設備導入資金特別会計の1億9807万6585円、6下水道事業特別会計の2億5742万7607円となっております。

特別会計ごとの実質収支に関する調書は、決算書の349ページから367ページに記載がございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

これで、平成25年第6回沖縄県議会認定第1号から第20号、平成24年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○狩俣信子委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査の概要の説明を求めます。

知念建次代表監査委員。

○知念建次代表監査委員 平成24年度沖縄県歳入歳出決算の審査結果につきまして、お配りしてあります平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書という冊子によって御説明いたします。

まず、意見書の1ページをお願いいたします。

審査の概要であります。地方自治法第233条第2項の規定により、平成25年7月29日付で、平成24年度沖縄県歳入歳出決算書等が知事から審査に付されましたので、慎重に審査を行い、審査意見書を取りまとめ、9月10日に知事に提出しました。

審査に当たりますには、決算の計数は正確であるか、決算の様式は所定の様式に従って調製されているか、予算執行は法令に適合して行われているか、財政運営は合理的かつ健全に行われているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか等の

諸点に主眼を置き、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合を行うなどして審査を実施しました。

次に、2ページの審査の結果及び意見について御説明をいたします。

まず、1の審査結果であります。平成24年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書等の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、いずれも正確であると認められました。

また、予算の執行や財務に関する事務については、関係法令等に照らしおおむね適正に処理されていると認められました。

次に、2の審査意見であります。歳入歳出決算の状況につきましては、先ほどの会計管理者の説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

3ページの7行目をごらんください。

平成24年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各般の事務事業は、総じて順調な成果をおさめているものと認められますが、次の5点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目、行財政運営についてであります。

平成24年度決算に係る本県の健全化判断比率は、実質公債費比率が11.0%、将来負担比率が81.3%で、いずれも財政健全化計画の策定を義務づけられる中期健全化基準を下回っています。

しかし、本県の財政状況は、自主財源の柱である県税収入の割合が低く、地方交付税や国庫支出金に大きく依存し、国の予算や地方財政対策に左右されやすい構造となっています。

また、県債残高は前年度に比べ17億9900万円減少したものの、6829億9400万円となっています。

平成24年度からは、沖縄振興交付金制度が創設され、加えて、今後は公債費や社会保障関係費の増加が予想されています。

今後の財政需要を考慮すると、より一層の財源確保が喫緊の課題であり、行財政改革の取り組みを確実に進めるとともに、持続力ある財政基盤の確立に努めながら、沖縄21世紀ビジョン基本計画の実現に向け、効率的かつ効果的な施策の推進に取り組まれるよう要望しております。

2点目、収入未済額の縮減についてであります。

収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて135億7370万3523円となっています。

その主なものは、一般会計では県税が28億3439万3760円、諸収入が10億3428万9004円、特別会計では小規模企業者等設備導入資金が77億153万5466円、

農業改良資金が5億6457万1135円となっています。

4ページをお開きください。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題であります。

県税収入の未済額については、前年度に比べ17.3%減少していますが、依然として多額であります。県税収入以外のものについても多額となっているものが多くあります。

各部においては、債務者の実態把握に努め、債権の法的措置を検討するなど適切な債権管理を行うとともに、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努められるよう要望しております。

3点目、不納欠損処理についてであります。

不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で6億8606万795円となっています。

債権の管理については、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど適切に対処すること、また、不納欠損処理として整理できるものは事務手続を進めるよう要望しております。

5ページをお願いいたします。

4点目の事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は85.0%で、前年度に比べ5.2ポイント下回り、特別会計の予算の執行率は94.5%で、前年度に比べ0.4ポイント下回っています。

翌年度繰越額は、一般会計が991億9970万5399円、特別会計が44億5581万9564円で、前年度に比べ両会計とも大幅に増加しています。

また、不用額は、一般会計が185億4282万6973円、特別会計が12億4755万1484円となっています。

事業の執行に当たっては、事業効果が早期に発揮されるよう計画的かつ効率的に実施するとともに、随時、事業の進捗状況を的確に把握しながら補正等を行うなど、効率的な予算執行に努めるよう要望しております。

5点目、会計処理についてであります。

財務会計事務については、契約事務が不適切であったものや職員手当等が過不足払いとなっていたものなどが繰り返し発生している状況にあります。

それらの多くは、内部チェック体制が十分機能していれば防止できたものと考えられます。

日常的なチェック業務を徹底するとともに、研修の充実や全庁一斉点検、本庁による出先機関の巡回指導等、全庁的な取り組みを通して、より一層的確

な事業管理及び適切な事務処理に努めることを要望しております。

以上が審査意見であります。

なお、6ページ以降に、会計管理者において調製された平成24年度沖縄県歳入歳出決算書等に基づいた決算の概要を記述してありますので、後ほど御参照ください。

以上で、決算審査意見書の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

**○狩俣信子委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から平成25年第6回議会認定第21号の決算について概要説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

**○伊江朝次病院事業局長** それでは、平成25年第6回議会認定第21号平成24年度沖縄県病院事業会計決算について、その概要を御説明申し上げます。

お手元にお配りしてあります平成24年度沖縄県病院事業会計決算書に沿って御説明いたします。

初めに、県立病院の事業概要について御説明申し上げます。決算書の11ページ、沖縄県病院事業報告書をお開きください。

総括事項についてであります。沖縄県病院事業は、6つの県立病院と16カ所の附属診療所を運営しております。医師や看護師等の医療スタッフの確保を図るとともに、医療機器の整備充実を図るなど、適切な医療提供と医療水準の向上に努めてまいりました。

業務状況につきましては、入院患者延べ数が67万4367人、外来患者延べ数が78万2856人で、総利用患者延べ数は145万7223人となっております。前年度と比べますと1万1062人の減少となっております。

それでは、病院事業の決算状況について御説明申し上げます。

1ページにお戻りください。

まず、沖縄県病院事業決算報告書の収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款病院事業収益は、予算額の合計488億1942万6000円に対しまして、決算額は472億640万602円となり、16億1302万5398円の減収となっております。

これは、第1項の医業収益において14億2014万3514円、第2項の医業外収益において2億5002万6319円の減収となったことが主な要因であります。

一方、支出の第1款病院事業費用は、予算額の合計485億1569万8000円に対しまして、決算額は455億

9440万4436円となり、不用額は29億2129万3564円となっております。

この不用額は、第1項の医業費用において26億3866万6972円、第2項の医業外費用において2億427万3448円の不用が生じたことなどによるものであります。

次に、2ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額の合計92億2974万436円に対しまして、決算額は91億9442万8778円となり、3531万1658円の減収となっております。

これは、第1項企業債において1588万9000円の借り入れの減があったこと、第2項他会計負担金において1368万5259円の減があったこと等によるものであります。

第2項他会計負担金の決算額20億9810万2177円につきましては、その主なものが各県立病院の資産購入費及び企業債償還金に対する一般会計からの負担金となっております。

第3項国庫補助金の決算額13億5912万6601円につきましては、新宮古病院建設工事及び医療機器購入等の資産購入に充当した補助金であります。

第4項寄附金の決算額260万円につきましては、北部病院、中部病院に対する寄附となっております。

一方、支出の第1款資本的支出は、予算額の合計105億6134万4000円に対しまして、決算額は105億1569万2702円となっております。

不用額は4565万1298円となっており、施設整備費及び資産購入費の執行減などによるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づき、経営状況について御説明申し上げます。

医業収益につきましては、入院収益、外来収益、診療所収益及びその他医業収益で合計424億1054万9730円となっております。

一方、医業費用につきましては、給与費、材料費、経費などの合計で442億6695万3185円となっており、差し引き18億5640万3455円の医業損失が生じております。

医業外収益につきましては、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などで合計46億3215万6454円となっております。

次に、4ページをお開きください。

医業外費用につきましては、支払利息、繰延勘定償却、雑損失で合計15億1415万4671円となり、差し引き31億1800万1783円の医業外利益が生じておりま

す。

この医業外利益と先ほどの医業損失とを合わせた結果、経常利益は12億6159万8328円となっております。

さらに、特別利益が9872万1747円であるのに対しまして、特別損失が1億8046万9588円となっており、8174万7841円の損失が生じております。これを経常利益と合わせますと、当年度純利益は11億7985万487円となり、前年度繰越欠損金179億4808万1671円が、当年度末未処理欠損金167億6823万1184円に減額しております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の合計である資本金合計を見てみますと、前年度末残高は557億7161万2085円となり、前年度処分額がゼロ円であるため、処分後残高は同額となっております。

当年度変動額は77億5990万1413円となり、その主な内訳としましては、固定資産除却に伴う除却損への補てんがマイナスの4億2906万9431円、企業債の発行が57億3460万円、企業債の償還がマイナスの20億3862万8189円、負担金の受入が20億9810万2177円、補助金の受入が13億5912万6601円、当年度純利益が11億7985万487円となり、その結果、資本金の当年度末残高は635億3151万3498円となっております。

次に、欠損金処理計算書について御説明申し上げます。

当年度末未処理欠損金は、先ほど御説明申し上げましたように、167億6823万1184円となっておりますが、これにつきましては、地方公営企業法第32条の2の規定に基づき、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、6ページの貸借対照表について御説明申し上げます。これは、平成25年3月31日現在における病院事業の財政状況をあらわしております。

まず、資産の部における固定資産について申し上げますと、土地が45億8844万2289円、建物が382億4960万2943円、構築物が11億428万4803円、器械備品が95億9439万8072円、車両が2040万9412円、建設仮勘定が2791万9691円、その他有形固定資産が210万円で、有形固定資産合計が535億8715万7210円となり、無形固定資産1260万3544円と合わせた固定資産合計は535億9976万754円となっております。

次に、流動資産について御説明申し上げます。

現金預金が108億1428万3097円、未収金が105億9980万8192円、貯蔵品が5億6709万1956円などと

なっており、流動資産合計では219億8855万6879円となっております。

なお、未収金105億9980万8192円のうち、約19億1908万円が個人負担分の未収金となっており、残りの大半は平成25年2月及び3月請求分の診療報酬などとなっております。

次に、繰延勘定について御説明申し上げます。

繰延勘定は9億96万5518円となっておりますが、これは固定資産の購入等に係る控除対象外消費税であります。

ただいま御説明いたしました固定資産、流動資産、繰延勘定を合わせました資産合計は764億8928万3151円となっております。

次に、8ページの負債の部における固定負債について御説明申し上げます。

公立病院特例債に係る企業債が17億8905万6764円、他会計借入金40億円、引当金が3790万2529円で、固定負債合計は58億2695万9293円となっております。

なお、他会計借入金40億円は、沖縄県産業振興基金及び一般会計からそれぞれ20億円ずつ借り入れた長期借入金であります。

次に、流動負債について御説明申し上げます。

未払金が69億1818万8164円などで、流動負債合計では71億3081万360円となっております。

固定負債と流動負債を合わせました負債合計は129億5776万9653円となっております。

次に、資本の部について御説明申し上げます。

資本金は、自己資本金18億7858万4732円、借入資本金となる企業債324億7489万7839円、合計で343億5348万2571円となっております。

次に、9ページの剰余金について御説明申し上げます。

資本剰余金は、他会計負担金及び国庫補助金などで、合計459億4626万2111円となっております。一方、利益剰余金は、当年度末未処理欠損金が167億6823万1184円となったため、剰余金合計は291億7803万927円となっております。

この剰余金と資本金を合わせました資本合計は635億3151万3498円となり、さらにこれに負債合計を加えた負債資本合計は764億8928万3151円となっております。

10ページ以降には、決算関連の附属資料を付しておりますので、御参照ください。

以上が、決算概要の御説明でございます。

○狩俣信子委員長 病院事業局長の説明は終わりま

した。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査の概要の説明を求めます。

知念建次代表監査委員。

○知念建次代表監査委員 平成24年度沖縄県病院事業会計決算の審査結果につきまして、お配りしてございます平成24年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書により御説明いたします。

まず、意見書の1ページをお開きください。

第1審査の概要、1審査の対象であります、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成25年7月29日付で知事から審査に付されましたので、慎重に審査を行い、審査意見書を取りまとめ、9月10日に知事に提出いたしました。

2審査の手続きであります、審査に当たりましては、事業運営が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて特に意を用い、審査を実施しました。

2ページをお開きください。

第2審査の結果及び意見について御説明いたします。

1審査結果であります、審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成24年度の経営成績及び平成25年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

経営成績及び財政状態につきましては、先ほどの病院事業局長の説明と重複しますので、説明は省略いたします。

4ページをお開きください。

2審査意見であります、県立病院は、救命救急医療、周産期医療、高度・特殊医療、離島・僻地医療など、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。

平成24年度決算は、11億7985万487円の当年度純利益を計上し、その結果、当年度末の累積欠損金は、前年度に比較して6.6%減少しております。

しかしながら、当年度末の累積欠損金は167億6823万1184円と依然として多額であること、また、平成22年度から県民に対する質の高い医療の提供及び医業収益の確保を図るため、医師、看護師等を増員してきており、増員に伴う給与費の増加が見込まれる一方、患者数は減少傾向にあることから、今後の経営環境は厳しくなることも予想されます。

また、平成26年度予算、決算から地方公営企業会

計基準の見直しが適用され、会計制度がこれまでとは大幅に異なるものとなるため、会計基準の見直しに伴う移行作業及び移行後における会計処理が円滑に行われるよう万全な準備に努めていただきたい。

県立病院が今後とも公的医療機関としての役割を果たすためには、当面の課題である約58億円の公立病院特例債等長期債務の解消に努め、公営企業として経営体質の改善を図り、健全経営を確保することが求められております。

病院事業局は、これまで経営改善に取り組み、一定の成果を上げたものの、まだ多くの課題を抱えていることから、今後の病院運営に当たっては次の点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、経営安定化に向けた取り組みについてであります。

県立病院が今後も地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営のもとで県立病院経営安定化計画に掲げた目標に向かって取り組み、持続的な経営の健全化を達成する必要があります。

5ページをお願いいたします。

2点目は、経営改善の取り組みについてであります。

県立病院が基幹病院として今後も必要な医療を提供していくためには、自律的な経営のもと、健全経営を確保する必要があります。

そのためには、医業収支の改善、未収金対策の強化など、実効性のある対策を講ずる必要があります。

未収金対策については、個人負担分医業未収金の縮減に向けて、事前の支払い相談等による未収金発生防止、情報の共有化による各部門の連携強化などの取り組みを行っております。

平成24年度末における残高は19億1908万6104円となっており、前年度に比較して2868万7940円減少しているものの、依然として多額となっております。

今後とも、福祉部門との連携等により、未収金の発生防止に努めるとともに、債務者個々の実態を把握し、それに応じた適切な債権管理を行うなど、未収金の解消に向けた組織的な取り組みを強化する必要があります。

6ページをお開きください。

3点目は、医師等医療スタッフの確保についてであります。

県民の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師、看護師等を安

定的に確保する必要があります。

良質な医療の提供や医業収益の確保を図るために、引き続き、医師及び看護師の安定的な確保に向けた諸方策を講ずる必要があります。

以上が審査意見であります。

なお、7ページ以降に、管理者である病院事業局長において調製された平成24年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記述してありますので、後ほど御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

**○狩俣信子委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から平成25年第6回議会認定第22号及び同認定第23号の決算2件、乙第13号議案及び乙第14号議案の議決議案2件について概要説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

**○平良敏昭企業局長** 平成24年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第22号平成24年度沖縄県水道事業会計決算について、お手元にお配りしております決算書に沿って御説明いたします。

水道事業の概況について、お手元の決算書の11ページをお開きください。

平成24年度の水道事業では、那覇市ほか20市町村及び1企業団に水道用水を供給いたしました。

アの営業収支等としましては、送水量1億5191万3000立方メートル、有収水量1億4978万8959立方メートルで、料金収入は153億1442万3171円となっております。

イの建設工事等につきましては、新石川浄水場高度浄水処理施設建設工事、北谷浄水場施設整備工事等を実施いたしました。

それでは、1ページにお戻りください。

平成24年度沖縄県水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額合計162億850万4000円に対しまして、決算額は164億853万8177円で、予算額に比べて2億3万4177円の増収となっております。

その主な要因は、給水収益の増によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計170億6789万4704円に対しまして、決算額は154億9912万6933円で、翌年度繰越額が1億6755万3455円となっております。

繰り越しが生じた主な要因は、計画変更等によるものであります。

また、不用額が14億121万4316円生じておりますが、その主な要因は、動力費や特別損失等の減少によるものであります。

2ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計152億5369万8000円に対しまして、決算額は146億2808万8631円で、予算額に比べて6億2560万9369円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良費の繰り越しに伴い、国庫補助金等の収入が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計185億9208万9096円に対しまして、決算額は176億8190万3960円となっております。

翌年度への繰越額は7億1363万1640円、不用額は1億9655万3496円であります。

繰り越しが生じた主な要因は、計画変更等によるものであります。

また、不用額の主な内容は、執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

営業収支につきましては、1の営業収益合計153億1629万6371円に対しまして、2の営業費用合計は124億6550万6850円で、差し引き営業利益が28億5078万9521円となっております。

また、営業外収支につきましては、3の営業外収益合計2億6261万8662円に対しまして、4ページの4の営業外費用合計は19億2258万5943円で、右上になります。差し引き16億5996万7281円の営業外損失となっております。

この営業外損失と、3ページの先ほどの営業利益とを合わせた経常利益は11億9082万2240円となっております。

さらに、5の特別利益合計6349万8704円に対しまして、6の特別損失合計は4億8126万9842円で、差し引き4億1777万1138円の損失となっております。

これを経常利益と合わせますと、当年度の純利益

は7億7305万1102円となっております。

この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金の9億9837万5180円を合わせた当年度未処分利益剰余金が17億7142万6282円となっております。

当年度純利益は前年度に比べ増加しており、その主な要因は、固定資産除却費、動力費等の費用が減少したことによるものであります。

次に、5ページの剰余金計算書について、各項目の当年度末残高で御説明申し上げます。

資本金につきましては一番下の段に記載されてございますが、自己資本金が200億7691万5746円、借入資本金が716億2876万5907円となっております。

資本剰余金につきましては、受贈財産評価額が94億5645万4106円、工事負担金が6469万3816円、補助金が5494億7786万6942円、その他資本剰余金が2億5946万9428円で、これらを合計いたしますと5592億5848万4292円となっております。

利益剰余金につきましては、減債積立金が1億1970万2000円、未処分利益剰余金が17億7142万6282円で、これを合計いたしますと18億9112万8282円となっております。

これらを合わせた資本合計の当年度末残高は6528億5529万4227円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

資本金、資本剰余金及び未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほど申しあげました剰余金計算書の当年度末残高と一致しております。

右端にございます未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高17億7142万6282円全額を、今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることにしております。

この未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決等が必要となっております。

このことから、認定議案とは別に、乙第13号議案平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案しているところでありまして、この剰余金処分計算書も議案の形として（案）という記載をしております。

未処分利益剰余金の処分に係る乙第13号議案につきましては、後ほど御説明申し上げます。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部について申し上げますと、1の固

定資産は、(1)有形固定資産と(2)無形固定資産、次のページにございます(3)投資の合計で、6430億6957万6941円となっております。

これに、2の流動資産合計の202億1713万2728円を合わせますと、資産合計は6632億8670万9669円となっております。

次に、負債の部について御説明申し上げます。

3の固定負債は、(1)引当金の合計で41億4902万784円となっております、これに4の流動負債合計の62億8239万4658円を合わせますと、負債合計は104億3141万5442円となっております。

9ページをお願いいたします。

資本の部について御説明申し上げます。

まず、5の資本金は、(1)自己資本金及び(2)借入資本金の合計で917億568万1653円となっております。

次に、6の剰余金は、(1)資本剰余金及び(2)利益剰余金の合計で、右端の下から3行目でございますが、5611億4961万2574円となっております。

資本金合計と剰余金合計を加えますと、資本合計は下から2行目になりますが、6528億5529万4227円となっております。

この資本合計に、8ページ一番下の負債合計を加えますと、負債資本合計額は6632億8670万9669円となっております、8ページ中段右端の資産合計と一致しております。

なお、11ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

これで、認定第22号平成24年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

続きまして、認定第23号平成24年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

53ページをお願いいたします。

工業用水道事業の概況について御説明いたします。

平成24年度の工業用水道事業では、沖縄電力株式会社石川火力発電所ほか92事業所に対して工業用水を供給いたしました。

アの営業収支等としましては、基本使用水量681万9024立方メートル、供給水量598万3434立方メートルで、料金収入は2億6746万7340円となっております。

次に、43ページにお戻りください。

平成24年度沖縄県工業用水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。



す。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計3億2800万4000円に対しまして、決算額は3億3949万3124円で、予算額に比べて1148万9124円の増収となっております。

その主な要因は、給水収益の増等によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計3億4258万8000円に対しまして、決算額は3億1123万8070円となっております。

不用額は3134万9930円で、その主な内容は、ダム維持管理負担金等の減少によるものであります。

44ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計3242万8000円に対しまして、決算額は3242万6355円で、予算額に比べて1645円の減収となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億4053万3000円に対しまして、決算額は1億2791万9720円となっております。

翌年度への繰越額は598万5000円、不用額は662万8280円であります。

繰り越しが生じた主な要因は、計画変更等によるものであります。

また、不用額の主な内容は、調査設計業務見直しによる建設改良費の減等によるものであります。

次に、45ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

営業収支につきましては、1の営業収益合計2億6746万7340円に対しまして、2の営業費用合計は2億7423万284円で、差し引き営業損失が676万2944円となっております。

また、営業外収支につきましては、3の営業外収益合計5854万929円に対し、46ページの4の営業外費用合計が2242万8005円で、右端の上になりますが、差し引き3611万2924円の営業外利益となっております。

この営業外利益と、45ページの先ほどの営業損失とを合わせた経常利益は2934万9980円となっております。

さらに、5の特別利益合計11万2836円に対し、6の特別損失合計は41万9524円で、差し引き30万6688円の損失となっております。

これを経常利益と合わせますと、当年度の純利益は2904万3292円となります。

この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1440万1037円を合わせた当年度未処分利益剰余金が4344万4329円となっております。

当年度純利益は前年度に比べて増加しており、その主な要因は、負担金、修繕費等の費用が減少したことによるものであります。

次に、47ページの剰余金計算書について、各項目の年度末残高で御説明申し上げます。

資本金につきましては、これは一番下の段でございしますが、自己資本金が1億6388万8570円、借入資本金が7億6124万677円となっております。

資本剰余金につきましては、受贈財産評価額が4729万3904円、工事負担金が1億5178万2005円、補助金が163億4520万4841円で、これらを合計いたしますと165億4428万750円となっております。

利益剰余金につきましては、減債積立金が2852万7000円、未処分利益剰余金が4344万4329円で、これを合計いたしますと7197万1329円となっております。

これらを合わせた資本合計の当年度末残高は175億4138万1326円となっております。

次に、48ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

資本金、資本剰余金及び未処分利益剰余金の当年度末残高は、先ほど申し上げました剰余金計算書中の当年度末残高と一致しております。

右端にあります未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高4344万4329円全額を、今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることしております。

この未処分利益剰余金の処分につきましては、水道事業と同様に、地方公営企業法の規定により、議会の議決等が必要となっております。

このことから、認定議案とは別に、乙第14号議案平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案しているところであります。

未処分利益剰余金の処分に係る乙第14号議案につきましては、後ほど御説明申し上げます。

次に、49ページの貸借対照表に基づき、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部について申し上げますと、1の固定資産は、(1)有形固定資産と(2)無形固定資産、次ページの(3)投資の合計で、50ページの右端の上にございしますが、169億6326万4312円となっております。

ます。

これに、2の流動資産合計7億5413万9206円を合わせますと、資産合計は177億1740万3518円となっております。

次に、負債の部について御説明申し上げます。

3の固定負債は、引当金の合計で1億5763万1025円となっており、これに4の流動負債合計の1839万1167円を合わせますと、負債合計は1億7602万2192円となっております。

51ページをお願いいたします。

資本の部について御説明申し上げます。

まず、5の資本金は、(1)自己資本金及び(2)借入資本金の合計で9億2512万9247円となっております。

次に、6の剰余金は、(1)資本剰余金及び(2)利益剰余金の合計で、右端の下から3行目でございますが、166億1625万2079円となっております。

資本金合計に剰余金合計を加えますと、資本合計は、下から2行目でございますが、175億4138万1326円となっております。

この資本合計に前ページの負債合計を加えますと、負債資本合計は177億1740万3518円となっております。これは資産合計と一致しております。

なお、53ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

これで、認定第23号平成24年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要説明を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連のある議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を説明申し上げます。

別冊の議案書(その2)の38ページをお開きください。

乙第13号議案平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、先ほど申し上げましたとおり、平成24年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから議案を提出しております。

内容につきましては、平成24年度水道事業会計の未処分利益剰余金17億7142万6282円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

これで、乙第13号議案平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分の概要説明を終わります。

す。

続きまして、乙第14号平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

39ページでございます。

本議案は、平成24年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うため、水道事業会計と同様に議会の議決を必要とすることから議案を提出しているところであります。

内容につきましては、平成24年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金4344万4329円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

これで、乙第14号議案平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分の概要説明を終わります。

以上で、決算及び関連する議決議案の概要について御説明申し上げました。

御審査のほどをよろしくお願いいたします。

○狩俣信子委員長 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から平成25年第6回議会認定第22号及び同認定第23号の同決算に対する審査の概要の説明を求めます。

知念建次代表監査委員。

○知念建次代表監査委員 それでは、平成24年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計の決算審査の結果につきまして、お配りしてあります平成24年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書により御説明いたします。

意見書1ページの第1審査の概要につきましては、先ほどの沖縄県病院事業会計と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

2ページをお開きください。

第2審査の結果及び意見の審査結果であります。審査に付された決算諸表は、地方公営企業法などの関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成24年度の経営成績及び平成25年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態について、また、4ページから記述してあります工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態については、先ほどの企業局長の説明と重複しますので、説明は省略いたします。

次に、6ページをお開きください。

2 審査意見であります。平成24年度は、人件費の縮減やコストが抑えられたこと等により、水道事業会計で7億7305万1102円、工業用水道事業会計で2904万3292円の純利益を計上しております。

企業局においては、経営改善に取り組み一定の成果を上げているものの、各事業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあることから、今後とも、経営の効率化に努め、経営基盤の強化が図られるよう、第8次沖縄県企業局経営計画に基づいた各種施策を積極的に推進するよう要望しております。

また、沖縄県病院事業会計と同様に、平成26年度予算、決算から地方公営企業会計基準の見直しが適用され、会計制度がこれまでとは大幅に異なるものとなるため、会計基準の見直しに伴う移行作業及び移行後における会計処理が円滑に行われるよう万全な準備に努めていただきたい。

水道事業会計について平成24年度は7億7305万1102円の純利益となっており、前年度に比べ2億1441万8307円増加しております。

純利益が増加したのは、収益は減少したものの、固定資産除却費、人件費、動力費等の減により費用が収益を上回って減少したためであります。

今後は、ダムに係る交付金や石川浄水場の高度処理施設等の整備に伴う減価償却費などの増加が見込まれています。

加えて、復帰後整備した東系列導水管など、水道施設の計画的な更新、修繕や、地震等の災害に対応できる施設の強化を図る必要がある一方で、給水収益の大幅な増加は見込めないことから厳しい経営状況が予想されます。

第8次沖縄県企業局経営計画で設定した目標の達成に向けて各種施策を着実に実行し、経営基盤の強化を図る必要があります。

工業用水道事業会計については、平成24年度は2904万3292円の純利益となっており、前年度より788万5785円増加しております。

純利益が増加したのは、収益は減少したものの、負担金や修繕費の減により費用が収益を上回って減少したためであります。

しかしながら、施設利用率は54.64%で、施設規模に比較して需要が低迷しており、また、供給単価は給水原価を4.88円下回り、営業損失も676万2944円と依然として厳しい経営環境であります。

今後も水道用水供給事業と一体となった経営の効率化に努めるとともに、関係部局と連携を図りなが

ら、工業用水道の布設沿線地域に立地する企業の需要開拓を図り、経費の節減など経営の健全化を推進する必要があります。

以上が審査意見であります。

なお、8ページ以降に、管理者である企業局長において調製された平成24年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた事業の概要、決算諸表の概要等について記述してありますので、後ほど御参照ください。

以上で、水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査意見書の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

**○狩俣信子委員長** 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、平成25年第6回議会乙第13号議案及び乙第14号議案、平成25年第6回議会認定第1号から同認定第23号までの決算概要の説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

平良企業局長及び伊江病院事業局長、どうも御苦労さまでした。これで御退席をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、企業局長及び病院事業局長退室)

**○狩俣信子委員長** それでは、再開いたします。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、自席で起立の上、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しましては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

砂川利勝委員。

**○砂川利勝委員** それでは、質疑をいたします。

平成24年度沖縄県歳入歳出決算についてです。まず、決算の結果及び意見について、その中で平成24年度の決算の特徴はどうなっているのか、会計管理者にお伺いしたいと思います。

**○岩井健一会計管理者** 平成24年度決算の特徴でござ

ございますが、まず一般会計につきましても、歳入歳出ともに前年度を上回っているということが一つございます。収入済額は6.8%、それから支出済額が6.8%の増ということでございます。それから、予算現額に対する支出済額の割合の執行率が85.0%で、前年度90.2%より5.2ポイント下回っているということ、それから、翌年度繰越額が前年度に比べまして98%の増となっていることが一般会計の主な特徴でございます。

それから特別会計でございますが、特別会計の決算につきましても歳入歳出ともに前年度を上回っているということで、収入済額が2.1%の増、支出済額が2.5%の増ということでございます。そして執行率でございますが、平成24年度は94.5%で、前年度より0.4ポイント下回っているということが特別会計の決算の特徴でございます。

**○砂川利勝委員** 後で細目で少しお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

決算についての代表監査委員の所見をお伺いしたいと思います。

**○知念建次代表監査委員** 平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書でも、平成24年度の歳入歳出決算につきましても、「予算の執行や財務に関する事務については、関係法令等に照らしおおむね適正に処理されていると認められた」と述べています。また、一般会計及び特別会計予算に計上された事務事業につきましても、総じて順調な成果をおさめられているものと述べています。

ただ、本県の財政状況でございますが、自主財源の柱であります県税収入の割合が低いということ、逆に地方交付税、あるいは国庫支出金が高い状況ということは、国の予算あるいは地方財政対策に左右されやすい構造になっているという特徴があるかと思っております。

もう一つは、6800億円余りの県債残高を残していますのでまだ多額であるということで、現在策定をしています沖縄21世紀ビジョン基本計画、沖縄振興一括交付金等々を着実に推進していくということに対しましては、やはり持続的な財政基盤の確立というか、より一層効率的かつ効果的な財政運営が重要であると考えています。

**○砂川利勝委員** やはり自主財源の確保ということは永遠の課題かと思うのですが、その確保に取り組んでいただきたいと思っております。

細目で3点だけ質疑をしたいと思っております。まずは、不納欠損処理についてです。

平成24年度の不納欠損金は、一般会計が県税で4億9000万円余り、そして諸収入で1億2800万円余り、特別会計では小規模企業者等設備導入資金が3300万円余りの合計で6億8600万円余りとかなりの金額になっています。毎年のように同じような金額が不納欠損となっているのか、過去の推移をお聞かせください。

**○岩井健一会計管理者** これまで過去10年間の不納欠損額の推移について見ますと、まず一般会計でございますが、一番多い年度が平成22年度で、49億2782万円でございます。特別会計も同様に平成22年度が一番多くて3億6893万円でございます。

過去10年間について、まず一般会計について見ますと、平成15年度が7億6000万円、それから平成18年度、平成19年度が6億円台ということでございまして、平成24年度も、先ほど申し上げましたように同様でございます。その他の年度につきましては、ほぼ4億円台の不納欠損となっております。

それから特別会計の不納欠損額につきましては、先ほど申し上げました平成22年度、これは談合違約金の不納欠損処理があった年度でございますが、この年度を除きますと、過去10年間では、平成24年度の不納欠損額が大きいという状況でございます。

**○砂川利勝委員** 不納欠損金については適切な対応が求められると思いますが、それに対する代表監査委員の意見を聞かせてください。

**○知念建次代表監査委員** 不納欠損処理について平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書で述べていますのは一債権の管理については、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、関係法令に基づく措置を的確に講ずることを要望してございます。いわゆる未収金ですが、督促してまだ納入されないという場合、地方税法とか地方自治法にそれぞれ滞納処分、強制執行等の手続がございまして。徴収猶予等の手続も同時にございまして、大事なことは、滞納者に直接、適宜適正に接触して、まず生活、財産状態の滞納者の実態把握に努めて、後に法に規定された手続を適切に行うことです。まず未収金の処理を的確にとるということを、各個々と接触した上で手続をきちんとやっってくださいというような意味で不納欠損処理についての意見を述べてございます。

**○砂川利勝委員** ぜひ、不納欠損金を少なくする方法、努力をまたお願いしたいと思います。

次に、事業執行について、平成24年度の一般会計の執行率は85%で、前年度の90.2%と比べて5.2ポイント下回っているが、過去10年間の執行率の推移

をお聞かせください。

○岩井健一会計管理者 過去10年間の執行率の推移でございますが、平成24年度が最も低いという状況でございます。そのほか低い年度でございますが、平成14年度が89.7%、平成21年度が89.0%、平成22年度が89.6%でございます。その他の年度は、ほぼ90%から92%で推移している状況でございます。

○砂川利勝委員 どういう原因でそうなっているのかだけお聞かせください。

○岩井健一会計管理者 平成24年度の執行率が低い主な要因としては、平成24年度から創設されました沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金にかかるものとか、あるいは2月補正で計上されました国の経済対策関連の事業などで年度内に完了できずに繰り越しとなったものが増加したということが主な要因ではないかと考えております。

○砂川利勝委員 それでは、執行率が低いとありましたけれども、それに対する代表監査委員の意見をお聞かせください。

○知念建次代表監査委員 要因につきましては、先ほど会計管理者が答弁いたしましたように、平成24年度の低下の大きな特徴として、沖縄振興一括交付金の平成24年度からの導入による手続のおくれ、あるいは経済対策関連事業が補正等でそれぞれ対応している状況がございますので、それが主な要因になっていると思われま。ただ、監査委員としましては、事業の執行に当たっては、やはり計画的かつ効率的に実施していただけるよう要望してございます。

○砂川利勝委員 最後に不用額について質疑させていただきます。

前年度に比べて1億4500万円余り減少したものの、一般会計だけで185億4200万円、特別会計で12億4700万円余りの不用額が出されております。一般会計だけでも石垣市の新年度予算に匹敵するような大変な金額であります。過去10年間はどうのような推移があったのかを答弁してください。

○岩井健一会計管理者 一般会計で申し上げますと、まず過去10年間の不用額の推移でございますが、平成22年度が最大で189億9000万円余りという金額になっておりまして、平成24年度はそれに次いで2番目に多額であるという状況でございます。

○砂川利勝委員 不用額を部別に見ていくと、総務費を含めて教育関係が結構大きな数字が出ていて、これは部署での話になるかとは思いますが、いろいろな要求、要望がある中で、これだけ余らせると

ということは本当にいかなものかと。これほど余らせて何に使うのかはわかりませんが、しっかりと地方の皆さんの声を聞いてやるのが私は当然ではないかと思っています。そこで、多額の不用額が生じていることについて、代表監査委員の意見を聞かせてください。

○知念建次代表監査委員 不用の主な要因として我々が把握していますのは、災害事業につきましては当初で見込みをするものですから、その発生状況によって、補正で減をしたりということによっていろいろ調整はなされているようですが、当初予算、あるいは補正後の予算と決算との乖離において不用が生じているという状況でございます。あるいはまた国庫の内示減、あるいは入札残、経費節減等が不用の主な要因となっていると我々は考えています。

ただ、監査委員としましては、審査意見書においても述べていますけれども、予算計上時に精度の高い所要経費の見積もりを行うということと、それから、随時事業の進捗を的確に把握しながら補正等を行うということで、効率的な予算の執行に努めるということを要望してございます。

○砂川利勝委員 答弁としてはいいかと思うのですが、より部署別でしっかりと対応していただいて、必要なものはしっかりとやっていただく。また強く監査の指摘をしながら、いろいろなことに取り組んでいただけたらありがたいと思います。

これで質疑を終わります。

○狩俣信子委員長 具志堅透委員。

○具志堅透委員 まず、今回の決算審査に当たりまして、代表監査委員を初め監査委員の皆さん、そして携わられた職員の皆さん、大変御苦労さまでございました。質疑に入るのですが、監査委員の審査意見書の中から幾つか聞きたいと思。見ればわかるのではないかとということにもなるかもしれませんが、ぜひ答えていただきたい。

まず1点目は、財政の健全化比率についてでございます。いずれも早期健全化基準を下回っていい状況にあるのだと思っておりますが、今後の見通しについてお聞かせ願いたいと思。ます。

○知念建次代表監査委員 今委員から御指摘がありました健全化比率につきましては、健全化判断比率というものがあるのですが、その中で実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つが健全化判断比率ということで数値が用いられています。当県はいずれの比率も健全化基準を下回っていて、現在のところ心配御無用という状

況でございます。

ただ、気になりますのは、先ほどもお答えしましたように県債残高が6800億円と多額でありまして、これから事業等が増加するにつれて県債も増加傾向になるかと思えます。そこにつきましては、公債費の負担等も勘案しながら、長期的な見通しに立っての財政運営が必要かと思っています。

**○具志堅透委員** 大体わかるのですが、県債に関しては、利率の高い部分、一定程度の年数が来れば借りかえ等々も可能だったと思うのですが、起債の部分は各部署で当然行っているのですか。

**○岩井健一会計管理者** 起債の借りかえについては、財政課のほうで適宜やっていると聞いております。

**○具志堅透委員** 次に移ります。平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書によりますと、自主財源の割合の低さや県債残高の多さ、また、今後の公債費や社会保障の増加等による収支不足の見込みについての指摘がございます。今後の財政健全化の観点から、監査委員としての指導、助言等々がございましたら、その見解、対策をお聞かせ願いたいと思えます。

**○知念建次代表監査委員** 御指摘のとおり、総務部というか、県でということになると思いますが、平成25年6月に公表されております財政の見通しがございます。その中でもやはり公債費や社会保障関係の増加が見込まれているということでございます。その見通しによると、やはり収支不足は拡大傾向で推移するという見込みでございます。先ほどと答弁が重複するかもしれませんが、構造的な収支不足を解消するという、歳入歳出のバランスをとるということ、それが持続力のある財政基盤を確立する要素になると思えます。そのためには効率的な行政体制の構築、あるいは歳入の確保、歳出の見直し、新沖縄県行財政改革プランに基づく取り組みを確実に実施していくということが今後求められていくと考えております。

**○具志堅透委員** 一方では、自主財源の確保ということも非常に重要な課題だろうと思っております。そこで、新たな制度が昨年導入されました、沖縄振興特別推進交付金制度でございます。いわゆる沖縄振興一括交付金でございますが、その制度が県の財政運営に与える影響をどのように考えているのか。沖縄県の振興、発展に資する事業の展開等を目的に創設されていると思えます。積極的な事業の活用を展開しながら、自立ある、あるいは先ほども言った

自主財源の確保、沖縄県政の発展を図ることの観点から、監査委員としての見解があれば所見を聞かせていただきたいと思います。

**○知念建次代表監査委員** 御指摘のとおり沖縄振興一括交付金が導入されまして、かなり用途の自由度の高い国庫支出金となっておりますので、今まで予算化ができなかった部分も事業化があり得るという意味で、予算規模が拡大して施設整備が加速されていくと思えます。また、ソフト交付金によって産業の振興が促進されて、そういう面で自主財源の確保につながる一面も沖縄振興一括交付金の性格として持っているということで、かなり期待される状況ではあると思えます。

ただ、もう一方で、沖縄振興一括交付金で事業を拡大するわけですから、財政的には、ある面、公債費等の県負担分の増加も懸念されるということで考えなければいけない状況もあると思えます。先ほど申しました長期的な見通しということ念頭に置いた財政運営、財政健全化に向けた取り組みも念頭に置きながら沖縄振興一括交付金を活用していく必要があるかと考えています。

**○具志堅透委員** 代表監査委員はもともとだと思います。我々議員としても、その辺のところをしっかりと踏まえながら事業の展開をしていきたいと思っております。

それでは最後に、今後県の予定している組織改革について伺いたいと思えます。

財政規律とかあるいは行財政改革の観点から、監査委員として何か県に対してありましたら、ぜひ見解をお聞かせください。

**○知念建次代表監査委員** 大変申しわけないのですが、今はまだ基本的なことの情報しか承知していません。沖縄21世紀ビジョンに対応した組織体制を構築するという基本的なことはお聞きしていますけれども、詳細についての情報はまだ私どもも持ち得ていませんので、申しわけございません。

**○具志堅透委員** ありがとうございます。これで終わります。

**○狩俣信子委員長** 中川京貴委員。

**○中川京貴委員** それでは、質疑をしたいのですが、これまでの決算特別委員会と違って各常任委員会で慎重審査をされるということで、私は、砂川委員、具志堅委員から質疑がたくさん出ましたので、重複することがないように質疑をしたいと思っておりますが、1点だけ重複します。

2つだけ質疑の項目を出しておりますので、それ

について答えていただきたいと思っております。

まず1点目は、監査委員の立場から、これも重複しますが、自主財源が乏しい。先ほど代表監査委員が申し上げていました国庫に依存しているといった中で、県債残高が多くて、公債費、社会保障の増加が見込まれております。今後、沖縄21世紀ビジョンを立ち上げてこの10年が勝負だと思っておりますが、それを拡大することによって、毎回同じような代表監査委員の指摘ではだめだと思っております。それについて再度答弁してください。

**○知念建次代表監査委員** 自主財源の確保という面で、先ほどと重複しますが、沖縄振興一括交付金を活用することによって産業振興が図られるという意味で、県税の徴収がアップするということは一つ期待される部分でございます。もう一つは、今、県税の徴収率等々の中で、個人県民税の徴収の実績が税目の中でまだ課題がかなり多く残っているようでございます。それにつきましては、個人県民税というものはどうしても市町村とタイアップしないと効果がなかなか上がらない部分があるのです。一時期は自動車税がかなり徴収強化に苦慮してしまして、それが県全体となって取り組んだ状況があって、今、自動車税はかなり徴収実績は上がってきていると思います。

それと同じように、今後、個人県民税に力を入れて徴収率をアップするというのも、今ある税の中で徴収率をアップすることによって確保する方法と、その両方で力を入れて。自主財源の中で一番重要なのはやはり県税でございますので、県税の徴収アップにつなげるような確保方策を考えつつ、先ほど話しました行革等々も着実に実行しながら歳入歳出のバランスをとるということを長期的な見通しでやっていただく必要があろうかと思っております。

**○中川京貴委員** 今、代表監査委員が申し上げたとおり、税の徴収はもちろんごもっともであります。しかし、これは近年においても、テレビやマスコミを通して代表監査委員は気づいたと思うのですが、亡くなったところに10年も督促状を出したとか、市町村においてもそれが多々テレビで報告されたこともあります。例えば、3000円を取るのに5000円もかけて徴収したという報告書が上がってきたりするようなこともテレビやマスコミで出たのですが、これらについて県はどういった取り扱いでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 個々の事例ではなくて一般的になるかもしれないけれども、不納欠損処理につきましては確かにいろいろな事例がございま

す。時効等々についても、既に時効に達しているのにそういう状況にある例もあろうかと思っております。ただ、そういう部分につきまして、それぞれの部局がそれぞれ個々に債務者の実態をどう把握できるかということが、ある面、不納欠損で処理する場合と、債権をきちんと確保するために債務者に接触することと、それぞれに実態に合わせた対応をする必要があろうかと思っております。それにつきましては、審査意見でもありますが、個々の債務者の実態把握に努めて法令等を的確にそれに適応させていくという処理もある面必要かと思っております。

**○中川京貴委員** 先ほど一般会計の執行率が85%という答弁がありましたが、実は全体的に平成24年度が一番悪いのだと、これは先ほどの答弁のとおり沖縄振興一括交付金をあわせた事業執行がおくれたという説明がありました。

あえてお聞きしたいのですが、これは質疑項目に出しております。土木建築部、農林水産部、商工労働部の補正予算の件数、そして不用額の金額は幾らか、不用額の理由についてお伺いしたいと思っております。

**○岩井健一会計管理者** 申しわけございませんが、決算書は部単位で作成しておりませんので款ごとにお答えしたいと思います。補正予算額につきましては、(款)土木費で38億3138万円、(款)農林水産業費で97億5124万5000円、それから(款)商工費で72億1577万8000円ということでございます。

不用額につきましても、部ごとで把握しているわけではございませんので款別でお答えいたしますと、(款)土木費で18億7769万8000円、(款)農林水産業費で23億804万4000円、それから(款)商工費で22億5848万4000円ということでございます。出納事務局におきましては補正予算の件数は把握しておりませんので御理解願いたいと思っております。

それから、不用額の主なものでございますが、これもまた目単位で御説明させていただきたいのですが、土木費でいいますと(目)街路事業費で3億3084万円、(目)港湾建設費で2億9881万3000円、それから(款)農林水産業費で申しますと、(目)農業振興費で7億……。

(休憩中に、細かい数字は常任委員会で聞くので、きょうはこの答弁でよいとの発言があった。)

**○中川京貴委員** この後、各委員会でやると思いますので。それを聞きたくて今質疑をしたわけではないです。

これはまた各常任委員会でやると思いますので、そのときに答えていただきたい。私がなぜその疑問をしたかという、先ほど土木費で38億円の補正を組んであるのです。そして農林水産業費では97億円、商工費で72億円。先ほど代表監査委員が説明したとおり、当初予算で計画性を持って予算を組む。そして必要だから補正を組んだ。恐らく予算があって、その予算の中で足りないから補正を組んだはずなのです。しかしながら、その後の不用額が出るということは事業執行ができなかったのか。要するに、当初予算を組んで、補正を組まないで不用額が出る分には事業執行ができなかったと。先ほど代表監査委員が説明したとおりであります。補正を組むということは事業に向けて進められた事業があったと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

**○岩井健一会計管理者** 不用額の発生につきましては、まず各部局とも効率的な予算執行ということで節減に努めておりますので、それも一つの要因としては出てくると思います。それから、私どもが把握している状況で申し上げますと、各部局では効率的な予算執行に努めているところではあるのですが、例えば教育庁関係で首里高等学校の校舎改築事業において埋蔵文化財、これは中城御殿跡が発見されて工事そのものが中止になったということで、年度中途の予期せぬ事業に伴いました計画変更とか。これも教育庁関係でございますが、教職員の普通退職者の見込みが少なかったということで見込みと実績の違いとか。これは観光関係だと思っておりますが、尖閣問題で日中関係悪化によりまして中国との交流事業が停止となったというようなことで、予算計上時に想定していなかった外的要因の発生、それから工事等の入札残、あるいは国庫の内示減といったものが不用額の要因としてあるのではないかと思っております。

**○中川京貴委員** 今、僕は教育委員会の不用額について質疑しておりません。私が質疑しているのは土木建築部と農林水産部、商工労働部、教育委員会から出ているのは先ほど説明を受けた。土木建築部と農林水産部、商工労働部において、今の会計管理者の答弁では節減したという説明ではあるのですが、ただ、そういった意味では、補正を組んで予算を執行するということは、ほとんどは見積もり差額の人件費ということで理解してよろしいのでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 少し視点が違うかもしれませんが、確かに計画を立てて当初予算をきちんと組んでいると思います。それ以降6月補正、9月補

正、12月補正、今、各議会ごとに多分補正案が議会に提出されていると思います。これは一番大きいものは、いわゆる国の経済対策、それから沖縄振興一括交付金の追加決定等ではないかと考えています。ということは、国庫の決定が当初予算より年度に入ってから決定がされている。あるいは国の経済対策が年度に入ってから打ち出されている分について県が予算計上しなければいけない分を補正で計上しているところでございます。

それと不用との関係ですが、補正が各議会ごとに増になって一番大きく影響するのは、先ほど述べました繰越しが一番大きく影響すると思います。その年度でなかなか執行が不可能な状態が出てくるものですから。それと、先ほど不用で会計管理者が説明しました、その途中で例えば首里高等学校の文化財が出て、その処理するのに結構時間がかかって、ぎりぎりまで頑張っているけれども、年度末までやっても不用に持っていかななくては行かないとか。あるいは中国との関係が悪化して、その年度の中でやりたいのですが、ぎりぎりまで待って、ある面、不用に持っていかなざるを得ない部分が国庫の関係で大きく出て、それが内示減につながっている部分があると思います。

土木建築部で大きいのは、先ほど申しました災害の見込みと実績との差、災害というものは発生してから予算計上したのでは遅いので、事前に予算をある程度多目に見積もっておいて、その年度の中で発生する災害に対応する予算を計上しているものですから、監査委員の立場で言うのは変ですが、ある程度不用はやむを得ない状況があります。それを2月の補正でいかに調整して減額できるかという見込みが必要かなという状況の感じは持っています。説明が少し違う感じになって済みません。

**○中川京貴委員** 代表監査委員が言うように当初予算で多く見積もっている、そして事故が発生したら不用でやるということが常識だと思っております。事故が発生しないのに補正を組んで不用額に出すのはいかがなものですかということです。

それと、一般会計で全体的に85%の執行率ですが、あえてお聞きします。これも出してありますけれども、土木建築部、農林水産部、商工労働部の執行率は何%でしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 部局別でうちが集計している資料がありますからそれで答えたいと思います。農林水産部の執行率が65.5%、商工労働部が82.3%、土木建築部が67.8%という執行率の状況でござ



います。

**○中川京貴委員** このように沖縄振興一括交付金を導入して、経済の活性化、沖縄県の活性化という代表監査委員の答弁がありましたけれども、執行率がこのような状況の中で本当に活性化になるのでしょうか。私は、代表監査委員からそういったところも指摘をしながら、もちろん繰り越しもできるような状況で予算執行ができるということでもあるのですが、やはりこの辺を、これは恐らく県だけではなくて市町村においてもそれがなっていると思っております。これについて再度代表監査委員の意見をお聞きしたいと思っています。

**○知念建次代表監査委員** 今、部局別の執行率をお答えしたのですが、農林水産部、商工労働部、土木建築部はいずれも今回、沖縄振興一括交付金が導入されていて、経済対策の予算も多分補正が計上されている部分が多い部局だと思っています。だから、多分繰越額も多くなってございます。ですから、確かに執行をきちんと計画どおりやっていくということは我々監査委員として常に要望し続けていくことは必要でございますが、ある面で、平成24年度は少し特殊な部分というか、特殊な要因もございまして。その辺には理解を示しつつ、なお執行率のアップにつながっていくような執行体制等も含めて今後とも要望はしていきたいと考えております。

**○中川京貴委員** ぜひ、限られた予算を精いっぱい県民のために使っていくためにも、代表監査委員を初め会計管理者の皆さん、また職員の皆さん、一緒に頑張っていきましょう。

以上で終わります。

**○狩俣信子委員長** 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時23分再開

**○狩俣信子委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

翁長政俊委員。

**○翁長政俊委員** 平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書を見させていただいています。これまでも監査におかれては適宜執行がうまくいっているかどうか、意見書をつけて出しておられます。皆さんが事業執行に当たっての意見書等を付して監査の意見というものが出てくるのですが、執行部がそれを受け取ってどういう対応になっているのか、皆さん方はこれの検証をなさったことはありますか。

**○知念建次代表監査委員** 審査意見書と同時に定期監査も、数字と、あとは体制とかも全部合わせて一

緒にやっています。定期監査の報告は去年1月の初めに知事に報告させていただいて、その後、議会にも報告しています。今その集計中なのですが、その結果も反映して、この平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書には、例えば会計処理について毎年繰り返し同じ指摘があるので注意されたしとかということを含めて、反映できる部分についてはできるだけ反映させて執行部に意見を言って。あるいは指摘をして、その年度の執行からできれば直して適正にやっていただきたいということを含めて、意見を出させていただいています。やはり毎年同じような単純ミスがあるものですから、繰り返し繰り返し同じことを言うのも効果が出てくるのではないかということも含めて、この段階でも、それから定期監査の報告の段階でも、会計処理、事務処理については同じような指摘をさせていただいている部分があります。

**○翁長政俊委員** 僕は毎回、決算審査で監査の意見書を見させていただいているのですが、同じような指摘が多いのです。これが指摘効果としてきちんと出てきて、こういう形に改善されたのだという目標がないと、監査の実質的な内容という意味においていかなものかと私自身はそう思っているのです。ですから、これがより実効性あらしめるための何らかの監査としての対応、さらには、行政執行上、どうしたらうまく効率的にこれができるのかということもを研究されてみたことはありますか。

**○知念建次代表監査委員** 御指摘のとおりだと思います。具体的にその部分での研究をしたことがあるかということについては答え切れない部分があるのですが、特化して研究している部分は多分今までもなかったかと思えます。ただ、特に財務会計事務についてですが、本庁と出先でどこが指摘が多いかというと、やはり出先のほうが7割から8割方。ある面、契約事務とか、あるいは、ここに書いてある旅費の支出の誤りとかです。それはなぜ出先が多いかというと、人事異動、あるいはふなれな人たちが割と出先に一若い人たちを先に先に行かせたりとか、そういうふなれなものとか人事異動とかいろいろ要因はあろうかと思えます。

ただ、書いてありますように、それは日常的にチェックをしないといけない部分があるかと思えます。日常的な部分をどういう形でどういう検証をすればいいかということ、確におっしゃるとおり、我々もいろいろ研究をしないといけないと思っています。ただ、正直我々もなかなかそこ

まで、定期監査の段階でこういう指摘をするということ、その年度で指摘した部分について、あるいは去年指摘した部分についてどういう措置をしているのか、是正されているのかということについては、指摘した部分について検証していますけれども、体制的にどうすればいいかということはまだ検証の課題だとは思っています。

**○翁長政俊委員** まさに、いわゆる知事部局の執行の体制をチェックするのが監査の仕事ですが、議会においては、監査がより効率的に、皆さんがやっている業務が県政にどう生かされているのかということをチェックするのも私たちの立場なのです。ですから、今言われているように、出先機関でこういう問題が多い。その理由は何かということ、この監査報告書にも書いてありましたけれども、監査機能を高めるためには、会計担当者、さらには執行担当者が兼任されていて、どうもチェック体制がうまくいっていないということを監査報告書で述べているのです。ここをきちんと分離して執行体制がきちんとできるように、そこを明確に執行側に求めていくといったアプローチはできないものなのですか。

**○知念建次代表監査委員** 個々にということになると、県全体の定数管理、執行体制の管理等との兼ね合いもあるものですから、ダイレクトな部分ではかなり言いづらい部分はあるのです。ただ、トータルの執行体制の強化は、一般的な概念の感覚で物を言っているような感じなのですが、先ほども言いましたように行革等も含めていろいろ工夫する必要はあるかと思っています。ただ、我々としてもより具体的にどこまで言い切れているかということについては、確かに御指摘のことがあると思います。

**○翁長政俊委員** ぜひ、代表監査委員、当然皆さん方がやる監査において、監査業務がどういう形で生かされているかということは、私どもは大変関心が高いのです。従来どおり意見書を出して意見を付しただけで終わりということであれば、これは従来からの繰り返しであって、皆さん方にも改善や改革が要求されているわけです。だから、その部分を重く受けとめて、皆さんの正しい監査が具体的に行政の中でどう生かされているのだという成果が出るように、ぜひそこは強い決意を持って執行側と対峙していく、そういう体制をぜひつくっていただきたいと思っています。

次に移ります。これまで一般会計の執行率の問題が出ておりますけれども、予算執行ベースで85%、特別会計で95%と出ているのです。沖縄振興一括交

付金の関係で、先ほど中川委員からも出ましたけれども、今度は知事のほうで、平成24年度の沖縄振興特別推進交付金の事後評価が出ました。これは目にされておられますか。

**○知念建次代表監査委員** 事業評価が出てきているのは承知していますけれども、より具体的に中身をまだ見ていません。

**○翁長政俊委員** これを何で見ないのですか。執行側がこれを出してきて、これは平成24年度分です。皆さん方が監査した分と、独自で執行側が、知事部局が自分たちで数値目標を立てて、そこをきちんと精査しているわけです。それが一つの冊子にまとめられて出てきているのです。これは当然監査としても、ここの部分は私は関心が高いと思って聞いたのです。まだ見ていないということになると問題だと思っ

**○知念建次代表監査委員** 済みません、見るべきではないかということに対してはそのとおりでございますとしか答えようがないのですが。これも言いわけになるかもしれませんが、最近、たしか7月ぐらいの段階だったかと思うのですが、それがあるということは重々承知しておりました。確かに関心を示さないといけないと思うのですが、出てきた状況の中でまだ目を通して

いる状況にはございません。申しわけございません。  
**○翁長政俊委員** 皆さんが行っている監査と事後評価、皆さん方は第三者の目で県の執行を見ているけれども、事後報告書は、執行した機関が独自に自己評価をして出しているのですから、ここの整合性、どういう形で事後評価がなされて予算の執行が円滑に行われたかというものを知る上ではとても重要な資料なのです。だから、皆さんに質疑すれば、この事後評価をもとにして私たちは質疑を組み立てないといけないと思って、わざと今出してきたのですが。

ここは私も十分承知して、個々の事業を皆さんに聞いても意味がない話ですから、おおむね形としてこういう事業報告書が出てきて、要するに沖縄振興一括交付金のソフト事業とハード事業があって、ハード事業の中でも土木建築部や農林水産部については先ほど執行率が出てまいりました。ソフト事業については76%のおおむね執行率になっているということなのです。なぜそこを聞くかということ、その理由は、今言う要綱のおくれとか事業のことがいろいろ出てきましたけれども、平成24年度で執行できなかったものが繰り越しをされて、平成25

年度で執行を今一生懸命やっているのです。だから、もしかすると、繰り越しをされた事業が、平成25年度に執行されないといけない。要するに、予算で決まった執行率にこれが大きいのしかかってきて、執行率が悪くなるのではないかという心配を持っているからなのです。

それにあわせてもう一つは、国が行った緊急経済対策事業があります。これも373億円ぐらいがまた乗っかってきているでしょう。だから、今、平成25年度でやっているものは何かというと、平成25年度の一般会計予算と繰り越し分、そして緊急経済対策事業分の3つの事業が抱き合わせで物事が動いているわけです。これが平成24年度の繰り越しが小さければよかったのですが、かなり大きい額が繰り越しされていますから、平成25年度がとても心配なのです。これがうまくいかなかったらどうなるかということ、当然皆さんが監査をしてチェックをしますけれども、これは内閣府に行き、財務省に行って、国の会計検査まで行くのです。この事業がどういう体制で執行されて、不用額がどう出て、繰り越しがどう出たというものが出てくるわけです。出てきたら、執行率の問題がこれからの沖縄振興一括交付金に大きく影を落とす可能性があるわけです。だから、私どもも大変危惧しております、その部分について代表監査委員はどう考えておられますか。

**○知念建次代表監査委員** 失礼いたしました。先ほどの事業評価の部分ですが、総体的に例えば県事業分の約8割、あるいは市町村分の約7割の事業が目標達成、あるいはおおむね達成となったという総括的なことは掌握してございます。大変失礼しました。

繰り越しが県事業分としても、去年の分からすると15%繰り越しになっていまして、確かに委員がおっしゃるように、沖縄振興一括交付金でも繰越額がかなり多額になってございます。去年はたしか交付決定が4回に分けて行われている状況で、交付決定のおくれによって繰り越しが多くなっているということですが、今年度は、内諾を得て4月1日に施行している、4月1日から着手している状況が生み出されているということを聞いています。そういう面では、去年に比べて着手時期が早い状況で着手されている状況があるように聞いています。ですから、そういう意味では、確かに繰り越し事業、本年度事業でおっしゃるように経済対策の関連事業もかなり膨らんではいまいますが、着手が早くなった分だけ、執行的にはよくなるのではないかという期待はしています。

**○翁長政俊委員** これは、皆さんが総務費をチェックする段階において、交付決定がおくれたということが大きな理由になっております。平成24年度は交付決定が何回やられたか、どういう経緯でなされたのか、時期はどうだったのかということは聞き取りされて、具体的に数字は出ていますか。

**○知念建次代表監査委員** 関連しますので、会計管理者も同様な答弁ができるかと思うのですが、去年の県事業分の交付決定が4回に分かれて行われています。一番最初が5月25日、2番目が7月6日、3回目が8月、最終が12月18日という4回に分けて交付決定が行われています。これは多分、初年度でしたから、交付要綱等々いろいろと手続面でそれだけずれ込んでいる状況があったかと思うのです。これがことしは事業着手が4月1日にできるような事業がかなり出てきたということを聞いていますので、そういう面で期待しているという答弁をしました。

**○翁長政俊委員** 要するに、私は一今年度も実は心配をしているのです。なぜかということ、経済対策が、多分消費税が出てきますから、それに合わせて緊急対策事業がまた出てきて、これは5兆円とかと言われる規模になってきますけれども、この分において、沖縄県に対しても新しい事業が出てくるのです。今どうなっているかということ先ほど言った3つ、平成25年の本体、平成24年の繰り越し分、さらに経済対策分。年が明けると、年度末に向けてまた新しい経済対策が出てくる可能性のほうが高い。そうなってくると、結局はまたこれが大幅に繰り越しという話になると、平成26年度までつながっていくと、執行率が今の状況が続くのではないかという心配をしているわけです。ですから、ある意味では、監査いたしましたし、もっともっと尻をたたいて、事業執行がうまくいくように、さらに努力をしていただきたい。これはもう要望で終わらせておきます。

それと会計管理者、先ほど言った執行部、いわゆる発注部門と会計部門が一緒になっている部分、これは会計管理者としては改善を執行側に求めていくつもりはないですか。そこはあなたの担当ではないの。

**○岩井健一会計管理者** 出先機関における会計担当者が執行機関と出納機関を両方兼ねているという状況は私どもも重々承知しております。私どもの立場としては、基本的には、先ほど代表監査委員からもあったかと思うのですが、県の組織定数にかかわる問題ですので直接言及はできませんが、ただ、私どもの事務遂行、職務遂行のあり方として、出納員、

あるいは執行担当に対しては、関係法令あるいは財務規則等についてそれぞれの立場を踏まえつつやってくださいということで、指導の強化に努めているところであります。

**○翁長政俊委員** 定数に理由を持っていかないで一県の不祥事が出れば県民不信につながるのです。だから、ここの部分は定数という問題ではなくて、より効率的にどうするかという視点に立たないと。定数はありますが、これはやりくりすればいい話です。だから、必要なものは必要だということで改革をしていくということが大事だろうと思っていますから、そこはぜひ頑張ってくださいと思います。

終わります。

**○狩俣信子委員長** 具志孝助委員。

**○具志孝助委員** きょうは会計管理者と監査委員事務局ですから、本来であれば事業部局のほうに質疑をすべき内容になるかと思っていますが、今回からは常任委員会でそれぞれの所管事務に係る決算調査が行われるということで、私の所属する常任委員会には企業局が入っておりませんので、皆さんに聞くのは少しお門違いかと思っていますが。病院事業はひとところまで大変不採算で、それこそ県民の医療の確保ができるのかどうか、医療の確保ということは継続してやるのが大変重要であって、赤字をこうして慢性的に出しておったのではいかがなものかということであったのですが、ここ近年、黒字決算を上げました。黒字になって何年目になるのですか。

**○知念建次代表監査委員** 平成21年度の決算から黒になっているようですので、4年目になります。

**○具志孝助委員** 大変いいことですが、しかし、黒字になった要因が何か。どうも公立病院に対する被保険者側の甘えがあるのか。医療費の未払い金、未収金がずっと改善されないというようなことで、今回の決算の指摘においても未収金の問題がやはり出ております。未収金の累計が105億9980万8192円です。私はよく理解できないのですが、個人の医療費未払い、これは個人負担分の未収金が19億何ぼかと言っているのですが、それ以外の診療報酬というものはどういうぐあいに違うのですか。

**○知念建次代表監査委員** 今、約106億円の未収金なのですが、そのうちの92億円が今委員がおっしゃる診療収入についての未収金になります。さらに、そのうち個人負担分が先ほどお話ししたように19億円なのですが、ほかの部分は、診療報酬として入ってくるのですが、決算の月の関係で、要するに2カ月おくれに入ってくるものですから、3月31日現在

では未収金として処理しないといけません。個人負担分の19億円はずっと続いてきて、今まで問題、課題になっている分のもので19億円の個人負担分の未収金です。これについては病院事業局でいろいろ対策をとっていると思うのですが、その残りの部分については、例えば4月に入る、5月に入るという部分が3月の時点で未収になっているという状況でございます。

**○具志孝助委員** そのうち診療報酬は決算の時期、保険機関から入ってくる分がおくれたというだけのことであって、いずれ入ってきますよと。問題は個人負担分が問題なわけで、それも19億円ですから、これも大変問題だと思っています。未収金、要するに病院側から見れば債権なわけですが、これは公営住宅の家賃収入みたいなもので、なかなか公営に対する民間側、被保険者側の甘えがあって、個人では医療費を未払いということはあり得ない話だと思っているのですが、公立病院では出てきます。だから、しっかりした対策を講じなくてはならない。皆さんもそれは指導していると思っているのですが、具体的なこれの解決策は、監査の側から見てどうなのですか。抜本対策はなかなか出てこないものですか。決算のたびに私はこれらが問題になってくると思うのです。いつも繰り返しの話だと思っているのですが、いかがですか。

**○知念建次代表監査委員** 平成24年度の個人負担分の19億円は、前年度に比べて若干改善はされています。ただ、我々も各病院に監査へ行き、あるいは病院事業局に監査へ行くときに一番強く申し上げているのは、現年発生分、新たな発生分についてまず第一に対策をとってくださいということです。新規が3億円から4億円ぐらい発生する状況がずっと続いているということが一番大きな問題だと思います。その辺について病院事業局においてどう対策をとるか。確かにそれぞれの病院で、例えば地域連携室とか、あるいはソーシャルワーカー等々を活用して新規の発生を抑制するというに取り組んでいることは我々も確認はしていますけれども、その効果が出てくるのはやはり時間がかかりそうな感じではございます。

**○具志孝助委員** 監査委員に聞くのはどうかと、答えられないかと思っているのですが、もしそこまでわからないというのだったらそれでよしとします。これは一旦未収金、医療にかかって現金の持ち合わせがありませんと未収金が発生して、後から納めるという確率はかなり低いのではないかと私は

思っていますが、この辺の状況はわかりますか。監査委員事務局では把握できないですか。一旦未収金になったら、後から持ってくるということはなかなか難しいのではないかと考えているのですが。

**○知念建次代表監査委員** 確かに未収金の状況をつくると、あとの処理は非常に厳しい状況になるということは、今までの過年度分の未収金の対策にかなり苦慮している状況からもうかがえることはいえそうです。ただ、今委員がおっしゃっている、例えば今年度3億円の未収金が発生しているということは何%に当たるかというような数字はつかみかねます。そういう意味でも、新たに発生する未収金を防いでください、その対策を強化してくださいということは我々の立場として言っているのですが、各病院個体個体のそれぞれの個別具体的な状況までは、今の段階ではわからない状態です。

**○具志孝助委員** これはわかるでしょう。今、累積で19億円ですから。ちなみに、平成25年度の不納欠損額、未収金が、結局もう時効にひっかかってもらえませんかという数字は、この平成25年度決算では年間幾らぐらい上がっていますか。

**○知念建次代表監査委員** 平成24年度の不納欠損で処理した件数は145件で、金額にして約1054万円という状況です。

**○具志孝助委員** これだけ病院会計も厳しいわけですから、医療にかかって不納にするということは、やはり許されるものではないと思いますので、しっかり指導をお願いしたいと思います。

そして、取り立ての方法というものはどういうぐあいになっているのですか。持ってこない限りはもうもらえないわけですか。

**○知念建次代表監査委員** サービサー、取り立てを専門にする業者を活用している病院もあります。トータル的には病院事業局が中心になって各病院と連携してやっているのですが、強化月間を設けて、強化月間の中でいろいろ電話をやっていくとか、個々の面接をすとかということ各病院ごとにやっていただいているという状況もあるようです。クレジットカードを導入した支払い方法を取り入れているという状況もあるようです。

**○具志孝助委員** 第三者機関に業務委託をするというようなことは法的にはどうなのですか、検討したことはありませんか。

**○知念建次代表監査委員** それが今、先ほどお話ししたサービサーということで回収業者、要するに債権回収業者がおられるわけですが、そこに依頼して

いる病院もございます。

**○具志孝助委員** これは委託料と回収とのバランスはきちんととれているのですか。

**○知念建次代表監査委員** 個々の契約の細かいことまでは資料を持ち合わせていないのですが、たしか回収したうちの何%を支払うというような契約のあり方だったと思います。

**○具志孝助委員** 県立病院であるわけですから、県民の負担によって運営がされているわけです。余り不公平なことがあってはならないと思いますので、未収金の回収にはぜひとも強い指導をお願いしたいと思います。

水道、企業局ですが、これも毎年黒字決算で、企業の内容としては極めて順調だと思っておりますけれども、工業用水道において、設備効率、過剰設備という印象を受ける、施設利用率は五十何%とありました。あれはどういうことなのですか。平成24年度沖縄県工業用水道事業会計審査意見書の中に施設利用率は54.64%と、これはどういうこと。施設はこれだけ整っているのにもかかわらず、住民に活用されていないというようなことになるのですね。これとあわせて、これは当然裏表の話だと思っておりますけれども、黒字決算ではあるけれども、水道料金は給水原価を下回っているというようなことも本来おかしいのではないかと考えています。企業会計にもかかわらず生産原価を下回っているということと、施設の利用率が54.64%というようなことで、かなり問題があるのではないかと考えているのですが、これはどのように監査事務局としては指導していますか。

**○知念建次代表監査委員** 今の施設利用率のことで、平成24年度沖縄県工業用水道事業会計審査意見書の29ページに、平成24年度は54.64%という数字が入っているのですが、工業用水道は配水能力が3万トンございます。配水容量の3万トンに対して、年間の基本使用水量が6819トン、工業用水道の使用水量が配水能力に比較してまだ少ないという状況でございます。なぜかといいますと、企業立地等々をまだ促進しないといけないということで、施設の配水能力というか、水をよりよく使えるような状況を関係機関、企業誘致の関係ともよく調整をして、積極的に働きかけてくださいという意味で平成24年度沖縄県工業用水道事業会計審査意見書では述べさせていただいております。

**○具志孝助委員** わかりました。確かにそのとおりで思っています。企業局は工業用水も十分に確保

していつでも供給できますという体制が整っているけれども、使う側がない。これだけ産業がまだまだ足りない。いわゆる伸び代がまだ高いというようなことだと思っていますから、連携しながら企業の誘致というか。案外沖縄はエネルギーが少ないとか、水の量も少ない、観光客も大勢で来たら水が足りないのではないかと。これは工業用水と少し違うかもしれませんが、インフラ整備は整っているけれども、実際利用効率が悪いというようなことだと思っています。これらもぜひそれぞれの立場から指導して、効率のいい運用をしていただきたいと思っています。

終わります。

**○狩俣信子委員長 照屋大河委員。**

**○照屋大河委員** 事前に4点ほどお願いしてあった1番目の歳入決算額及び歳出決算額の前年度増に関する主な理由、あるいは3番目の一般会計の予算の執行率85.0%に対する意見ということでお知らせしてありましたが、午前中から質疑、答弁で、この沖縄振興一括交付金制度の導入が主な理由ということで理解してよろしいのか、伺いたいと思います。

**○知念建次代表監査委員** 平成24年度の決算の繰越し、執行率、不用の大きな要因は、今の沖縄振興一括交付金の導入が一番大きな要因だと理解しております。

**○照屋大河委員** 沖縄21世紀ビジョンの確立のために、その裏づけとなるこの新たな制度—沖縄県が強くと求めてきた制度が導入された。一方、この自由度の高い交付金の制度ということで、沖縄県職員の権能、力量が問われるというようなこともあったと思うのです。そういう意味で、この2点に注目するのですが、先ほど翁長委員からもあった、今後の振興制度、新たな交付金制度に影を落としかねないという意味では、こういう視点で力量が、先ほどいろいろ説明がありました。何回かに分けられた決定があったということもありますが、今平成24年度は残念ながらこれだけの執行率という点で、決算監査からすれば、これは県の力量が厳しかったという視点もあるかと思うのです。この点についてはいかがですか。

**○知念建次代表監査委員** 済みません、お答えする前に、先ほどの答弁で大きな要因に不用も入っていたので、不用はその大きな要因から省きます。少し行き過ぎました。

今の御質疑ですが、確かに沖縄振興一括交付金が歳入歳出を予算増加させている。そして去年は導入

初年度でしたから、いろいろ手続のおくれ等で繰越額も多くなっています。そして先ほど翁長委員からありましたように、平成25年度は沖縄振興一括交付金が年度当初から執行できる状態と理解をすれば、そういう面では平成25年度のスタートは、交付決定が5月時点で、もう去年に比べて今度は何か95%ぐらい、90%を超えて交付決定がなされていると聞いています。そういう面では執行については、今はまだ年度中途なので、はっきりどうこう言える状況にあるかどうか、我々はデータを持ち合わせていないのですが、そういう意味では執行についてもかなり期待できるかと思えます。

ただ、それにあわせて、先ほど来ありますように経済対策も、今後も追加の可能性は十分あり得ると思えますし、そういう面では、やはり執行についてはきちんと万全を尽くしていただきたいということが我々の要望するところでもあります。

沖縄振興一括交付金あるいはその経済対策は、県経済をかなり活性化させる効果は非常に大きいものがあると思えますので、そういう意味でも執行にはぜひ万全を期してやっていただきたいという要望を、平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書でも出しているところでございます。

**○照屋大河委員** この事業が与える効果に期待するというのがありました、沖縄振興一括交付金の制度ですね。一方、この10年3000億円ですか、今の初年度の監査を終えて、それが10年間続くにつけて、県債の額もやはり気になるわけですね。新たな事業の交付金制度の中にあって、県債の見通しをどのように受けとめられているのでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 一般論というか概念論という形で答弁させていただくしかないのですが、沖縄振興一括交付金の中にソフトの交付金とハードの交付金がございます。ソフトの交付金は、御存じだと思います。沖縄振興特別推進交付金は補助率が10分の8で、10分の1が特別交付税で、そのソフトの交付金を活用して、いろいろ商工サイド、観光サイドの現場、事業を産業活性化のために行っていると。それはある面、国庫支出金が出てきた分だけ、今までの公共事業中心からソフト中心になっていくことによって、県債が抑制される部分も一つはあると思えます。

ただ、総額がこれだけ増額になっていますので、これがどれぐらい、今後どういう形で推移していくかは、ある面、少し事業の進捗等、経年変化を見ながら、それをきちんと見通しを立ててやっていくと

ということが必要だと思えます。その辺はぜひ総務企画サイドでやっていただきたいと。長期見直しによる財政運営を念頭に置いて執行をやっていただきたいということを我々も要望しているところです。

**○照屋大河委員** やはり今言われた総額の大きさに非常に注目するところです。そういう意味では、監査意見が今言った視点で検証されるべきだと思っていますし、その中で額の見直し、もう少し圧縮しながら事業効果を集中させていくという視点も、監査を通してやりとりがあると思います。各部署とのそういう意見も、ぜひ監査のほうから伝えていただきたいと思っています。

もう一点、平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書2ページ目の単年度収支額が約18億円赤字ということですが、この点について御意見をいただきたいと思えます。

**○岩井健一会計管理者** 単年度収支については、その年度の実質収支から前年度の実質収支を引いたもので、要は実質収支が各年度でどの程度出るかに左右されると思っています。

平成24年度の実質収支約39億円については、総務サイドにお聞きしますと、県税収入の決算額が2月補正時点に比べて伸びていることが大きな要因で39億円になっていると。これから前年度の実質収支57億円余りを引くと単年度収支が18億円ほどのマイナスということですが、実は平成23年度の実質収支が過去5年を見ても結構大きな額だったということで、平成24年度における単年度収支がマイナスになったと思っています。

**○照屋大河委員** もう一点、5ページ目の会計処理について、財務会計事務についてですが、契約後の検査時期が不適切であったものや予定価格調書が作成されていないもの、あるいは支出負担行為の手続がおくれていたもの及び職員手当等が過不足払いになっていたとか、繰り返し発生している。ただ、それらは内部チェック体制が十分機能していれば防止できたものと考えられるという意見が述べられていますが、具体的に説明をいただきたいと思えます。

**○知念建次代表監査委員** 先ほども若干触れたと思うのですが、平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書でも、例えば支出負担行為の手続がおかれている、あるいは職員手当等の過不足払い、まさしくこういう事例は毎年繰り返し起こっている事例を特に抜き出してここに記載してございます。

なぜそういうことが起きるかについて、いろいろ事情聴取とかヒアリングをして我々が把握している

部分は、職員の異動によるふなれ、あるいは規則、規程等をきちんと熟知していなかった等々が考えられます。

そういうことは、例えば人事異動があっても全員が異動するわけではないのですから、基本はきちんと引き継いでいただきたいと。

もう一つは、ある面同僚であり上司であり、管理する職員は当然いるわけですから、管理する職員、あるいは出先などはそれぞれ出納員等もおられます。やはりそういう人たちが気をつけて内部のチェック体制をきちんとやっていただければ防げるものもあったのではないかとということで、今度の審査意見にも、管理職員等による業務の進捗管理という形で注意喚起を促しているところがございます。

**○照屋大河委員** 識名トンネル以来、県の行財政執行に対する適正な執行という県民の視線は強くあると思います。この辺は繰り返しになってしまっているという代表監査委員の答弁で、残念ではありますが、今後もしっかりこの検証をしていってもらわなければいけないと思っています。

そこで、監査の中で、例えば年度末に、予算の消化のため多量の物品を購入した、あるいは無用な出張をしていた事例など、この監査をする中で傾向などはわかるのでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 切手を必要以上に購入しているという部分はよく見受けられる状況でございます。

**○照屋大河委員** もう一点、事業が年度末に集中して工事費が割高になるという点についても、監査の中で見きわめることはできるのでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 我々が監査の段階で土木事務所なり農林土木事務所なりで工事の案件を見ている部分については、予定価格調書もありますし、設計書もありますので、その状況をチェックしていったって工事に至る手続はチェックしてございます。その段階で過大になっているかについては、今までの監査の段階では、ある意味では確認できていません。

というのは、ひょっとしたらあるかもしれないし、ないかもしれないのですが、今までの監査の段階では、予算の執行伺、そしてその設計書、予定価格調書という手続そのものに基づいてのチェックは行っています。

**○照屋大河委員** 先ほど言ったように、行財政運営に対する県民の目、住民監査請求などもありました識名トンネル問題です。ただ一方、この沖縄21世紀

ビジョンの確立に向けて進められた制度も導入されている。職員の皆さんにも期待されているわけですね。やはり両方が監査の視点で効率あるもの、運営ができていないかという点、あるいはしっかり適正に事業ができていくかという点は、職員の皆さんに伝わっていかないといけないと思いますので、また今後も厳しい監査をお願いして、終わりたいと思います。

○狩俣信子委員長 新田宜明委員。

○新田宜明委員 それでは、私から監査委員の皆さん、それから会計管理者の皆さんに質疑をさせていただきたいと思います。私どもが予算を議会で議決するという事は、決算の段階でその事業の効果がどれだけ出たかを審査するために決算の審査をしていると思います。基本的に税で賄われる行政経費ですから、公共という視点から、やはり民間とは違うこの視点は非常に大事だと思います。要するに行政は質のよい公共サービスをどれだけ提供できたかと。それは単なる、執行率の問題もありますが、その受益を受けた県民がどれだけ喜んでいるというか、あるいは満足したか、よかったという、このことの実感があって初めて行政の質のよさがはかれるのではないかと私は思っております。

しかし、数字であらわすことが一つの指標なり客観的な評価方法になっているので、そういう意味では、それもそれとして見ていかないといけないと思います。今年度は特に執行率が低いということは、少し議論が集中するところですが、先ほど照屋大河委員が質疑した会計処理についても、恐らくこの会計処理について漫然とずっと繰り返されている問題ではないかと。

私は、ある意味ではこの指摘に対して非常に麻痺しているのではないかということ、この文章の指摘の中から見てとれるような感じがいたします。

一応質疑を通告しましたが、この問題はまた各常任委員会で詳しく議論をしていただくということで、10ページですが、翌年度繰越額の状況について監査委員から、繰越明許費あるいは事故繰越等の一般会計、それから特別会計、その合計等について数字で表されております。

特に、この平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の翌年度繰越額の要因別の状況について、81ページ、別表9ですが、そのことについて監査委員はどのような審査をしたかをもう少し伺いたい。81ページの下の方の合計の繰越額が一番多い区分はその他、構成比でいうと25.2%になっていますが、

その他とはどういう要因なのか、こういう表記をされると私どもは全くわからなくて困るのですが、いかがでしょうか。

○知念建次代表監査委員 実はこの繰越の状況（要因別）という資料は、いわゆる出納閉鎖した後、決算書を作成して、その後に審査依頼が知事から来ます。そのとき既にこの要因別は決算書あるいは証拠書類等で、この状況が明記されて監査委員のほうに来るわけです。我々は今基本的なところでこの繰越しの状況を各部局それぞれ要因別に前年比較をした上で、まだ用地取得が多いとか、まだ計画変更が去年と同じ額あるとかいうことで、そういう面でのトータル的な注意喚起は促しているつもりです。ただ、この個々の数字となりますと、例えば土木建築部だけでも事業が100近くあったり、農林水産部だけでも五、六十の事業があるので、なかなかその個別の事業には入っていけないような状況がございます。委員が今おっしゃるその他の部分も、大きくくくった上の8つか9つの要因別のくくりはあるのですが、それに入らないものが全部その他で集計されてきていると思います。その中身については資料をそれぞれ部局別に取り寄せないと説明できない状況ですので、御理解を願いたいと思います。

○新田宜明委員 わかりました。ところで、監査委員はこういう特に不用額の多いところ、あるいは不納欠損額が多いところ、あるいは事故繰越だとかいった部局に対して、ある年度とか、今年度はこの部局を、余りにも不用額が多過ぎるとか執行率が悪いということで、一つターゲットを絞って監査するということもあるのですか。

○知念建次代表監査委員 部局に特化してということとはございません。参考までに監査の年間スケジュールを申し上げますと、我々は1月から監査に入ります。まず職員監査ということで、各出先、これは学校関係、警察署関係、各土木事務所とか農林土木事務所の出先、そういう外から監査へ入って行って、その入った部署については、前年度の資料などいろいろ参考にして、その帳票、証拠書類等もチェックしています。

その職員監査を受けて、大体8月ごろに本庁の監査をします。本庁の監査にはそれぞれの部局、全部局を本庁監査していますが、そのときには監査委員、今合議制で4名の委員でそれぞれ本庁監査をしているのですが、そのときにはそういう執行率、あるいは不用額等々についても、多い部署にはなぜ多いかということはいろいろヒアリングをしている状態で



す。ですが、特化してことし、農林水産部だけこの部分だけやろうかということはありません。

○新田宜明委員 私からすると、こういう特に執行率が低いところとか、あるいは部局体制がどうなっているのかということと少し皆さんで絞り込んで集中的にやれば、一つ一つの行政効果が各部局単位で上がっていくのではないかとということでこの質疑をした次第でございます。

特に、いろいろな計画変更とか、他事業との調整のおくれとか、設計調整のおくれとか、全部関連しているのですね。一つの要因だけでこの事業がおくれるということはないのです。だから、やはりその辺の要因を皆さんが監査のときにきちんと審査をして、意見をきちんとするということが大事ではないでしょうか。

これは質疑を通告していないけれども、少し聞きたいのですが、具体的に各種補助団体がありますが、補助金を出しても公益的な役割などが薄いのではないかと、もうそろそろ引き揚げてもよいのではないかとというような監査の審査等もやっていたらいいと思いますか。

○知念建次代表監査委員 我々は財政援助団体という呼び方をしていますが、例えば県からの出資が25%を超えているとか、直接補助をしているとか、そういう団体については、今2年に1回か3年に1回のローテーションで監査をしている状況です。

○新田宜明委員 そこで、その交付された補助金が適正に、当然2年に1回とかやっていたらいいわけですが、どうも以前からの既得権みたいにして、もう補助金に頼りかかっているという団体とか、あるいはやはりそろそろこの補助金の額を低減していかないといけないとか、あるいはきちんとその補助団体がその事業の趣旨、目的に沿って執行されているかどうかとか、こういう中身まで突っ込んだ審査もするのでしょうか。

○知念建次代表監査委員 我々が監査している補助金の部分については、その補助金が適正に執行されているかどうかについての監査は行っています。ただ、今委員がおっしゃった、その補助金の是非云々については、ある面で行政サイドの政策あるいは裁量という部分もございまして、監査の対象になるかどうかについては、今委員の質疑の範囲では一概にお答えできる状況にはございません。

○新田宜明委員 監査委員事務局の職員は何名いらっしゃいますか。

○知念建次代表監査委員 16名でございます。

○新田宜明委員 監査委員事務局の不用額をざっと見たら、委員の皆さんも事務局の皆さんも旅費の不用額が多いですね。何かその理由はありますか。

○知念建次代表監査委員 的確なお答えをできるかと。私も去年の8月に就任している状況ですが、平成24年度に関しては委員の交代があったりしたものですから、ある面ではそれが旅費に影響している部分もあろうかと思えます。

もう一つ、例えば我々が石垣、宮古に出張するときには、基本的には株主優待などを率先して使うように心がけていますので、そういう経費節減の効果があらわれている部分もあろうかと思えます。

○新田宜明委員 監査委員事務局のほうも、さっき旅費の不用額について聞きました。

○新垣光博監査委員事務局長 ただいま知念代表監査委員から答弁がございましたように、旅費に関しては本県は航空会社の大株主ですので、株主優待券で、それからホテルパックを利用して、率先して旅費の節減に努めているところでございます。それから、昨年住民からの監査請求がいろいろございまして業務がかなり多かったものですから、研修等に参加できなかったこともございます。

○新田宜明委員 よくわかりました。ただ、私が思うに、16人の職員でこれだけ膨大な行政の守備範囲をきちんと、本当に監査委員を支えて事務局が機能し切れるのかと感じたものですから、監査委員事務局の人数とか予算の中身について少し質疑をさせていただきました。

やはり監査委員事務局はもっと強化して、行政のもっとも深く入って審査ができるような仕組みをぜひつくってほしい。要するに執行部が事業執行したものの追認機関みたいな形になることは、やはり監査委員事務局として監査委員として適当ではないと思います。執行部の附属機関、要するに独立した機関という使命をきちんと果たすためには、それなりに事務局体制ももっと拡充して、いろいろな出先機関にも職員を派遣して、そこでもチェックできるという仕組みにすることが、結局は行政の効率を上げることではないかと。それと同時に、不正防止のためにも必要ではないかと私は思っておりますので、ぜひまたこの辺も頑張っていただきたいことを要望して、私の質疑を終わりたいと思います。以上です。

○狩俣信子委員長 新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 もう大分理解できているわけですが、二、三点少し教えていただきたいです。平成24

年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の4ページ、不納欠損のところ、債権を放置したまま時効を迎えることのないようにという指摘があるわけですが、こういう時効を迎えるものは傾向として抑えられてきているのでしょうか、それともふえてきているのでしょうか。

**○新垣光博監査委員事務局長** ただいまの御質疑に対して適切な回答になるかどうか少し疑問ではございますが、御承知のように地方公共団体には公法上の債権と私法上の債権がございまして、公法上の債権にはまた強制執行できる債権と強制執行できない債権がございまして。

また、基本的に公法上の債権は県税も含めて時効が全て5年です。私法上の債権は1年から10年まで各種ございまして、公法上の債権については先ほど申したように5年ですが、時効が来ると援用をしなくても、これはもう取れなくなります、不納欠損処理をしないといけなくなります。

援用というものは、御承知のように、私は時効を主張しますということで、私法上の債権については、この援用をしていただくと時効が成立して、不納欠損の手続がとれるということでございます。

**○新垣清涼委員** なぜ聞くかといいますと、その下のほうに財務規則等に基づいて事務手続を進めていただきたいと指摘があるものですから、そのことを今お尋ねしたわけですね。そういう意味では、ぜひ強く取り組んでいただきたいと思っています。

あと1点、次の5ページ、会計処理についての予定価格調書が作製されていなかったものという指摘があるわけですが、これはどのぐらいあるのですか。

**○知念建次代表監査委員** 件数的に多いかどうかは、例えば旅費の過不足等に比べると少ない件数でございまして。ただ、予定価格は契約事務の中で結構重要な部分ですので、そこはぜひ法令等についてきちんと承知して、熟知していただきたいという意味もあって記載している状況もございまして。

**○新垣清涼委員** 予定価格は契約するときの一番入り口として大事なものだと思っているのです。識名トンネル問題でもありました、そして監査もかなり強い指摘をされています。先ほど翁長委員あるいは新田委員からもあったように、監査委員事務局の監査意見を本当に行政、執行部はどのぐらい重く受けとめているのかと、少し疑問があるわけですね。

毎回毎回このように指摘をされているのに、なかなかそういう改善がされていない。こういう予定価格調書さえもきちんと出ていないということは、本

当にチェック体制ができていない、もう係任せになってしまっているのかという心配をするわけです。

そういう意味では、皆さんのほうで毎月監査もされているのですが、例えばイエローカードとかレッドカードとかいった感じで少し注意を明らかに、もっと明確にする、そういう方法はとられているのでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 先ほどの予定価格の関連でもそうですが、今平成24年度の部分については、金額的にはそう大きくはございません。ですが、小さいからといってそのままにしておく大きいことにつながるという意味も含めて、指摘はしています。

我々がこういう審査等における意見を述べていくと、知事は審査意見を踏まえて計画的に効率的に事業を進めるよう措置を行っている状況です。我々も、先ほど定期監査の状況を答弁しましたが、定期監査の報告に至る段階では、今まで指摘した部分の措置状況、是正されているかということも確認しながらやっています。ある意味でそれを繰り返しやっていくことによって効果を出させていくということも必要かと思っています。

**○新垣清涼委員** 代表監査委員がおっしゃるように、まさにそういう小さいことも含めて、指摘をしていくことによって、襟を正してというか気を引き締めて執行ができるものと思っています。ぜひ引き続きそういう細かいところまで指摘をしながら。先ほど申しましたが、やはりそれが少し多いところについてはイエローカード、そして余りひどいところはレッドカードを出して少し厳しくやるような方法をとっていただきたいと思います。

**○狩俣信子委員長** 前島委員から質疑時間を10分吉田委員に譲渡したいとの申し出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おき願います。それでは質疑を行います。

吉田勝廣委員。

**○吉田勝廣委員** 病院関係から入りましょうか。この監査のほうから今後の経営環境は厳しくなると指摘されておりますが、これは患者の減少ということを抽象化されているのですが、この辺の分析をぜひ聞かせてください。

**○知念建次代表監査委員** まず、入院患者については全病院減少してしまっていて、平成24年度が67万4367人、前年度が68万9000人余りですので、約1万5000

人余りの減少になっています。それから外来患者は、2病院は増になっています。ただ4病院で減になっていて、外来患者数については4360人の増加になっています。

○吉田勝廣委員 私は、皆さんが今後の経営状況は厳しくなると書いているので、それは入院患者が少なくなるからそうなるのか、それとも、外来はふえたけれども、あるいは少子化だからそうなるのか、この辺はどういう見通しになっているのかを聞きたかったわけです。

○知念建次代表監査委員 病院経営は、御承知と思うのですが、医業収支の状況がプラスに転じれば、よい経営状況が出てくるわけですが、その医業収支に大きく影響してくるものが、やはり入院患者だと思います。そういう面では厳しい状況もあろうかということです。

○吉田勝廣委員 県の経済見通しによると、社会保障費は今後約8倍に伸びていく、その主なものは医療費であるわけです。そういう関係からすると、私は少し数字が合わないと考えております。それはよいでしょう、後でまたお話ししましょう。

それからもう一つ、地方公営企業会計の基準が変わったのでということがありますので、その変わったところを少しでよいですから、どういうところが変わったのか御説明願えればと思います。

○新垣光博監査委員事務局長 公営企業会計制度ですが、昭和41年以来余り大きな改正がなかったものですから、国においては普通の民間企業の会計に準じた内容に改めまして、財務の実態を正確に情報開示することで同種同事業の団体間の経営状況を比べやすくしているものでございます。それからまた、透明性を高めることを目的に、これまでの見直しを検討されてきております。

○吉田勝廣委員 特に情報開示はどういうところでしょうか。

○新垣光博監査委員事務局長 普通の企業会計とこの病院事業会計が、より民間に近いような形になっているということで、照らし合わせやすいということです。それから、もう少し具体的な中身を申し上げますと、企業債等の長期借入金を負債として整理するということです。2点目に補助金相当額を減価償却の対象から外すことができる、いわゆるみなし償却制度の廃止ということでございます。それから3点目に、退職給付引当金の義務化、この3ポイントでございます。

○吉田勝廣委員 そのことによって今の企業会計、

もちろん水道も病院会計もそうです、それに与える影響はどうなりますか。

○新垣光博監査委員事務局長 この見直しに伴いまして、負債とか費用の見かけ上の増が見込まれると思います。

○吉田勝廣委員 大体わかっております、ありがとうございます。それでもう一つ、監査の中でも、せっかく入院ベッドはあるけれども、入院していないとか、産婦人科を受け付けていないという治療制限があります。これは皆さんの報告の中にあるわけだから、その内容を少しお話ししてもらえませんか。

○知念建次代表監査委員 平成25年9月1日現在の資料を入手してございますが、医師の不在により外来及び入院診療を行っていない診療科は、県立南部医療センター・子ども医療センターの泌尿器科、県立八重山病院の耳鼻咽喉科、放射線科となっているようです。

○吉田勝廣委員 そこでききに戻ると、病院経営の収入は、外来もそうだけれども、入院する患者がふえればふえるほど収入がふえると。ちなみに、1年間で、沖縄県の入院—1つのベッドで大体幾らぐらい収入を得るのかわかりませんか。

わからなかったら僕が言おうか。これはざっと計算したら1つのベッドで1377万円です。そうすると、今、中部病院の内科で31ベッドがあいているわけですから、これは去年は職員定数をかなり増加したことによって黒字化させた。けれど、今度はこういう入院の患者さんがせっかく入りたいのだけれども、お医者さんがいなくてだめだったと。31に1300万円を掛けると、かなり大きいのではないかと。だから、そういうところをどう改善していくのかということ、恐らく監査としても指摘されると思うけれども、やはりその方向性あたりを監査から提言してもよいのではないかと。その辺はどうですか。

○知念建次代表監査委員 まさしく平成24年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書において、医師と医療スタッフの確保についてという項目を1つ設けてございます。それは要するによい医療を提供するという意味と、安定的な経営にも寄与するという2つの意味があると思います。そういう意味では、医師等の医療スタッフを確保して、今の休床の状況等も解消できる状態に持っていけるようにしたほうがベターであるということは我々も十分承知しているつもりですので、その辺についてはそういう要望をしているつもりです。

○吉田勝廣委員 きちんと書かれていますね。では、

その方法をどうするのかは今後の研究課題だと思いますが、それは言いません。

今度病院経営の中で、やはり北部病院だけが、ある意味では少し経営状況がよろしくない。この辺はどのように分析しているのか、少しお聞かせください。

○知念建次代表監査委員 北部病院についてですが、端的に申し上げて各病院単位での分析は、監査委員ではなかなかやり切れない部分もありますし、現実そこまで手が行き届いていない状況であります。

ただ、患者数と入院外来の単価のデータが手元にありますので、それから推測しますと、北部病院は入院患者が去年に比べて2354人減になっています。その要因が内科、外科、産婦人科、脳神経外科で、外来患者数も同じように北部病院は3122人減になっています。その要因でいきますと小児科、泌尿器科、産婦人科、眼科、ある面ではその産婦人科は数年前から課題になっている部分もありますので、そういうところの影響は出てきていると思います。

もう一つは、入院単価、外来単価を比較してみますと、平均との比較で申しわけないのですが、入院単価が病院事業局計の平均で1人当たり4万7000円です。北部病院が3万9000円。外来の単価が病院事業局全体で1万2000円で、北部病院が1万700円。ですから、入院、外来双方単価とも少し平均より落ちていますので、そういう面ではなかなか経営的に厳しい面があらわれている数字だと思っています。

○吉田勝廣委員 産婦人科とか小児科、特に産婦人科は治療制限があってなかなかうまくいっていない。そして入院患者が2000名以上も減少するという事は、いろいろ経営が難しいかと。では、これは今後そういう分析をして、例えば、ここをどうすべきというような監査の指摘は各病院単位ではなかなかできないということでしょうか。総合的には分析できていて、各単病院というか、おかしいけれども、そういうものはできないということですか。

○知念建次代表監査委員 病院経営の分析となると、一概に入院患者、外来患者の増減、あるいは医師の過不足等々だけではかるということも、なかなか難しい面もあろうかと思います。監査の段階で入院患者が減っている、あるいは医師不足でそういう休床が出ているという状況は承知し得るのですが、それが実際に、例えば費用をどれだけ削減しているとか、薬品費をどういう形でしているとかいう、ある面いろいろ診療材料とか医薬材料の部分まで

入っていないとその病院経営の分析は難しい面もあろうかと思っています。そういう面では、我々の段階ではなかなかやり切れない部分もあるということですよ。

○吉田勝廣委員 恐らくこれは今後の病院のあり方論で議論されるかと思うけれども、問題は、5年間とか10年間の推移をぱっと見て、では、これが黒字だったか赤字だったかとか、入院患者が急に減っているか減っていないかという数字からの分析は、やはり会計監査はやらないといけないのかなと思っています。それで、なぜそれが減ったのかとか、そこはある程度意見書で提言してもよいのではないかと、これは私の意見です。

それからもう一つ、診療所は、皆さんの会計監査の報告には書かれていないわけですよ。その数字から見ると、診療所の役割は今後どうなるのかとか、診療所は今ぱっと計算して全体で大体5億8000万円だったか、診療所も年々減っている。しかし、診療所の役割は、無医村というか離島関係とか僻地だから、また非常に大きいわけですよ。ここを今度どうしていくのかも、恐らく今後の病院のあり方論とか、これから経営のあり方論で議論されるところだけでも、皆さんの会計監査の中には一言もないわけですよ。だから、私はそこはもう少し提言して、突っ込んでもよいのではないかと思うのだけれども、そこはいかがですか。

○知念建次代表監査委員 病院の診療所について我々が監査に行ったのは去年からです。まだ全診療所を回り切れてございません。今まで親病院、それぞれの拠点病院を監査する状況で、診療所はやはり離島等遠隔にあるものですから、なかなかそこまで行き着いていない状況です。トータル的に診療所を監査の立場で今どうすべきという状況までの把握は、申しわけない、少しやり切れていない状態です。

○吉田勝廣委員 それで診療所は回っている段階ですか。見ながら、どういう形で分析をしているのですか。

○知念建次代表監査委員 分析のためではなくて監査のために行っているわけで、診療所の経理あるいは勤務体制あるいは旅費等々の状況を監査に行ったのが去年からですので、そういう面ではまだ全部を回り切れていませんということですよ。

○吉田勝廣委員 それで皆さんの22ページの主な経営指標、患者1人当たり、職員1人当たり、病床をいろいろ分析しているけれども、診療所にはもちろん入院はないわけだから、外来患者さんはあるわけ

ですよね。診療所で入院患者があるのか、僕はよく勉強していないので少しわからないけれども、その主要な指標は診療所も入ってこういうことをやっているということですか。

**○知念建次代表監査委員** データ的には個々の診療所、病院からそれぞれ別々にとっているわけではなくて、病院事業局を介して入手していますので、診療所等も当然含まれていると思います。

**○吉田勝廣委員** そうだと思っていますが、皆さんの17ページの中の診療所収益は635万円マイナスになっているわけですね。こういうことを将来にわたって、これは公的な医療機関ですから、赤字になるのが何になるかが、やはり命にはかえられないですから、ここはきちんとしないといけないと思う。

だから、そういうことからすると、さっき言ったように診療所監査の提言も含めて、やはりやるべきは今病院関係しかやっていないので、この辺はきちんと会計監査の中に入れて、また診療所に対する思いも関心も違ってくるのではないかと。だから、そこは代表監査委員としてどのように思いますか。

**○知念建次代表監査委員** 診療所もこれから定期的に監査を行うつもりです。親病院との関係もございますので、今、指導監査という面では、その親病院と診療所の連携等々も含めて、できればいろいろと見ていきたいと思っています。

**○吉田勝廣委員** では、病院関係は頑張ってください。

次に水道へ行きましょう。水道の純利益を減債基金に入れていきますね。この辺は監査としてどのように考えるか、少し聞かせてください。

**○知念建次代表監査委員** 今、議案に出している状況で、ある面では監査としてはなかなか外れる部分かと思えますので、少し御勘弁いただきたいと思えます。

**○吉田勝廣委員** 前からずっと回しているから。

**○知念建次代表監査委員** 仕組み的には、地方公営企業法で議会の議決を経て積み立てることができると思っています。

**○吉田勝廣委員** 利益は基本的に、それを受ける側がまさに受益すると思うけれども、減債基金にずっと回しているものだから、この辺は少し気になるころですね。

もう一つ、11ページ、不用額が14億円、これは海水淡水化センターの処理動力費が減少したということですが、ここを少し説明してくれませんか。

**○知念建次代表監査委員** 11ページに書いていますと

おり、水需要が海水淡水化センターを利用しなくても、水の供給ができた状況で、海水淡水化センターを動かす必要がなかったものですから、その動力費が減少したと。書いてあるとおりだと思います。

**○吉田勝廣委員** 聞きたいのは、そこにみそがあるわけですね。要するに、今後この北谷浄水場の海水淡水化を必要とするかしないかは、また会計監査の部分が入ると思うから、こういう状況が何年続いているのか。もちろん自然だから、世の中自然がどうなるか、雨が降ればもちろんその海水淡水化は必要ないでしょう。雨が降らなければ、それはもちろん海水淡水化は必要である。

今、ダムもつくって、ダムはもう新しくつくる必要はありません。そうすると、ここで少しお願いしたかったことは、北谷浄水場に幾ら金を入れて、そこから幾ら利益が上がったかと。利益は上がっていないと思う。理由は使われていないからです。

だから、やはり僕はこれからの水企業を考えるときに、そこをもう少し踏み込んで議論してもよいのではないかと思う。海水淡水化事業が、もう今は、使わないことはよいことです。だけれども、それは減価償却であるとか、そこへの職員の配置だとか、これからいろいろなことが出てくるわけです。

今後の北谷浄水場の方向性みたいなものは企業局で議論すべきところだけれども、会計監査から見てどうなるのか。ここの分析というか、幾ら投入してこうなって、あんなったと。ある意味で僕は皆さんに、そこに会計監査から提言がどう必要なのかということは今求めているわけです。不用額が14億円だからね。

**○知念建次代表監査委員** 確かに北谷の浄水場、海水淡水化センターは、ランニングコストが高目になっているということは承知しています。ただ、海水淡水化センターが造成された出発時点の状況は、濁水対策等々があったということも承知しているつもりです。それをどの時点でどういう議論をするかは、やはりその当事者の企業局で、先にいろいろとやるべきであるし、我々がその前にやるということは少し疑問があります。

**○吉田勝廣委員** まあ、これはいいでしょう。ただ、数字から、会計監査が経営分析までやるかどうかはわからないけれども、監査の立場から、こういうことはこうではないのかとか、それは言えないでもないと思うのです。やはり将来の財源措置をどうしていくかだから。まあ、そこはもう求めません。ただ、こういう発言があったということだけ承知してくだ

さい。

それから17ページのもうけ、原水を幾らで買って、供給は幾らで売るといふ問題です。本土では1立方当たり9.36円もうかるわけです。我がほうは4.83円とか1.3円とか、こういうもうけが少ないわけです。これは数字的にはわかったけれども、では、なぜそうなったかと。

またもう一つは、この会計監査は病院も水も一般も全部、全国と比べて九州と比べてしています。僕はある意味でこの中に類似県を入れたほうがよいのではないかと。九州とか全国と比べるということは少し飛躍し過ぎます。やはり類似県を入れたほうが、なお納得できるような感じがします。だから、会計監査としてその辺も、やはり類似県を入れたほうがよいのではないかと僕は思う。そういうことから考えて、これはどういう雰囲気ですか。これも企業局ですか。

**○知念建次代表監査委員** 大変申しわけありません、平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の9ページ以降は、基本的に企業局の資料を整理して載せているということで、我々のほうで分析した資料ではございません。まず、それを御理解願いたいと思います。

類似県の件ですが、たしか去年も九州平均、類似県平均等々あろうかと思いますが、これも県庁全体としてどう判断するかもあわせて検討する必要があるかと思いますが。

**○吉田勝廣委員** もう財政課、総務部を含めて、やはり類似県は盛っておかないと説得力がないと。九州だって福岡市、北九州市だって、政令指定都市はいっぱいあるわけだから。九州だって我がほう、沖縄県と類似県は3県か4県ぐらいしかないの、そういう意味では、やはりこれからそういう類似県と比べたほうがよいと思いますので、その返事はいいです。

それで本論に入って、皆さんの監査報告で、一番よいのは、さっきからいろいろ議論になっているように、沖縄振興一括交付金が出てきて、その執行率がなかなか悪くて、繰越明許費が多くなった。では、1年目はこうだったけれども、ことし2年目は少しうまくいくという予感がするわけです。代表監査委員もそう言っているの、予感がする。

ただ、僕は不用額にならないようにと。例えばよく言うように繰り越し、事故繰越、不用と。この事故繰越がこの沖縄振興一括交付金の中に幾らあるのか、少し説明してくれませんか。15億円とあったか

な、何ページだったか。

**○知念建次代表監査委員** 沖縄振興一括交付金に関しては、まだ事故繰越金が生じる状況ではないと思っていますので、今年度の繰越明許費をきちんと消化、執行すれば大丈夫だと思います。

**○吉田勝廣委員** 27ページに沖縄振興特別推進交付金9億7000万円、これは不用額と書かれているのですね。さっき僕は事故繰越と言ったものだから、これはまた沖縄振興一括交付金と若干違うと思うけれども、9億7000万円が不用額になっているわけですね。これは27ページ、第2款総務費になっている。不用額は34億2000万円になっていて、その計画調査費が10億円、沖縄振興特別推進交付金が9億円と。では、ここの説明を少しお願いできますか。

**○知念建次代表監査委員** この27ページの不用額37億円のうち9億円の沖縄振興特別推進交付金の不用は、市町村分の不用額でございます。

**○吉田勝廣委員** もう一つは3ページで、少し僕の思い過ぎかもしれないが、皆さんは県債が多額であるという表現をしているけれども、先ほど全国とか類似県と比べても、これは多額にならないような感じはするのです。そういう書き方はいいのですが、全国的に比べたら決してそうではないと私は思うわけですが、どうでしょうか。

**○岩井健一会計管理者** 本県の平成24年度末の普通会計における県債残高について、県民1人当たりの負担額で見ますと約49万円でございます。他県といえますか、全国平均が69万4000円、九州平均が78万6000円というような状況でございます。

**○吉田勝廣委員** だから、比べると多額ではない。何に対して多額なのか。比較検討した場合、多額と書いてもよいと思うけれども、やはりいろいろ検索して勉強して調べると、何か少し違うのではないかと。何かあるものだから、この辺はまた比較検討してみてください。

それからもう一つ、平成23年度の、今後の財政見通しと書いてあるけれども、これも4年間433億円の収支不足が見られると。それからまた平成21年度に皆さんが書いたもの、同じようにこの監査報告の中で、平成23年度もこのように書いてあるわけです。要するに平成23年、平成30年度も多額の収支不足の試算が見られると書かれているわけです。

少なくとも会計の皆さんがここに書く以上は、この状況が実際はどうなっているか。これは見通しで書かれて433億円ですと。では、平成23年度から平成32年度のもの、平成26年度から平成29年度の

比較検討はどうなっているのか。これは433億円ではないと。もちろんそれは状況によって違います。僕は本会議でもやったけれども、計算に余りにも乖離があり過ぎるわけです。

だから、会計監査とかこういう人たちがこの資料を使うと、いかにもそれはもう実績としてあらわれているのではないかという誤解を与えかねないことがあるものだから。そこは少し、皆さんは分析をされてこういうことを書いているのかどうかお聞きしたい。

**○知念建次代表監査委員** 審査意見で述べている433億円の収支不足は、平成25年6月に財政見通しを立てています。その4年間の収支不足が433億円という数字はもう御承知だと思います。先ほど委員がおっしゃっていた、我々の平成21年度の沖縄県歳入歳出決算審査意見書の当時の財政収支の見通しは一同様に財政がつくっているものだと思うのですが、平成22年の3月に財政収支の見通しを、平成23年度から平成32年度の10年間で、粗い推計ということをつくっています。

その部分の収支差額は約1000億円余りあります。それはデータとして我々は十分承知の上で。ただ、やはり平成26年から平成29年までの期間分130億円収支不足ということで、財政見通しでそういう収支不足を見通しています。そういう面では、そう見込まれているという事実をここに審査意見で書いているということでございます。

もちろん前の10年間のその間の差額も承知していますし、その間から今は1000億円余りの収支差額が430億円に縮まっているという状況は見てとれるとは思いますが。

**○吉田勝廣委員** 確かに僕らも勉強しているわけだから、それはわかります。だけど、これは会計監査の報告書だから、これは推定、見通し。そうしたら、やはり実績はどうだったかということを入れなければ、これはわからない、説得力に欠けるのです。やはり監査の報告だから、実績に基づいてそういうことをするわけだから。説得力に欠けている以上は、それを説得するために、実績をそこにまた書き入れて、こうなっていますよということをやらなければね。

僕はまた財政当局にもそう言ったのです。見通しはやっているけれども、では、この実態はどうなっているか。見通しに対して実際はどうなっているのだと。これを書かないと説得力がないですよ、あなたの方の見通しは間違っていたではないかと。例えば

地方交付税だって、県税だってどうなのだと。多ければ多いほど結構だけれども、この見通しは余りよい見通しではないと思う。433億円が本当だったら財政不足にならないように仕組むのが僕らの仕事だし、県の仕事だと思うけれども、そうなれば一番結構なことです。

だけど、説得力を出すためには、やはり会計監査の報告は監査委員のものだから、そこは実績をきちんと挿入したほうがよいのではないかということをお願ひしているわけです。どうでしょうか。

**○知念建次代表監査委員** 計画に対する実績だということであると、今平成25年6月に出している分については今後の、平成26年から平成29年までの期間です。その平成26年から平成29年の歳入歳出それぞれ、その実際が幾らかということ、全部資料として出ています。それが実績上どうなったかは、今後見ていけば大丈夫かと思えます。それをこの審査意見書にどう反映させていくかということについては、少し勉強させてください。

**○吉田勝廣委員** ぜひ実現させてください。終わります。

**○狩俣信子委員長** 休憩いたします。

午後3時22分休憩

午後3時45分再開

**○狩俣信子委員長** 再開いたします。

所用のため副委員長に委員長の職務を代行させますので、よろしくお願ひいたします。

休憩いたします。

(委員長退席、副委員長着席)

**○砂川利勝副委員長** 再開いたします。

委員長の指名により、副委員長の私が暫時委員長の職務を代行いたしますので、よろしくお願ひいたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

嘉陽宗儀委員。

**○嘉陽宗儀委員** 幾つか基本的な点についてお聞きします。まず、会計管理者の問題ですが、皆さん方の基本的な仕事とは何ですか。

**○岩井健一会計管理者** 会計管理者の職務権限については、地方自治法第170条に基づき現金の出納及び保管、有価証券の出納及び保管、物品の出納及び保管、あるいは支出負担行為に関する確認を行うこと、あるいは決算を調製して長に提出することなどございます。

**○嘉陽宗儀委員** 地方財政法逐条解説を読んでも、前は出納長は県三役でしたが、法改正によって今は

会計管理者になっているのです。権限が縮小されてやりにくいということはありませんか。

○岩井健一会計管理者 委員おっしゃるとおり、平成18年の地方自治法改正によって出納長が廃止され、一般職の会計管理者となりましたが、会計事務に係る従来の出納長の職務権限はそのまま引き継がれております。地方公共団体の内部統制の一つとして会計事務の適正な執行を確保する仕組みは受け継がれているところで、職務遂行上変わったところはないと思っております。

○嘉陽宗儀委員 特に、地方財政法の第4条では「その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」とか「地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない」、これは全て皆さん方の権限になっていますよね。

○岩井健一会計管理者 地方財政法に定める経費は、例えば予算執行も含めての世界ですが、会計管理者の権限は、その予算執行の中の会計事務、公金支出に係る部分の職務権限であると理解しております。

○嘉陽宗儀委員 それでよいと思いますが、これを持ち出したのは、この執行率の低下があります。先ほどから沖縄振興一括交付金の問題があつて云々言っていますが、この沖縄振興一括交付金の問題がなかったとすれば、本来の執行率は幾らになっていたのですか。

○岩井健一会計管理者 予算執行に係る問題と公金支出に係る問題は別であると思っておりますので、私からそのような委員の御質疑についてはお答えできかねるところでございます。

○嘉陽宗儀委員 では、純然たるこの執行率の問題について聞きます。本来県の予算執行は、せっかく議会で予算編成もして通ったものは100%執行することが基本的姿勢でなければならないと思うのですが、この姿勢についてはどうですか。

○岩井健一会計管理者 予算執行については、当然個々別々、具体の事業執行に当たっては、予算執行何かが起案されて、入札あるいは契約、それから履行確認をして、支出命令が来て、それから公金支出というような手続をとるわけです。私どもの権限としては、あくまでも公金支出に係る審査。それから出納の機関であるということで、その前段階の予算執行の権限は私どもにはないと、私の権限ではないということでございます。

○嘉陽宗儀委員 この法改正のときにも、そういう

ことになるから、従来の出納長の権限を残したまま制度的な問題についてはいじくるべきだという主張を私はずっとしてきたのです。結果として出納事務に、執行率の問題でもなかなか踏み込んでできないことがあると私は理解しているのですが、九州各県の類似県の執行率は調べていますか、わかりますか。

○岩井健一会計管理者 私どもでは特に調べておりません。

○嘉陽宗儀委員 従前だったら委員会を開く前に調べておきなさいという宿題をやるけれども、今度はやっていないから、もうこれ以上言いませんが、大抵私どもが調べたら、98%、97%、ほとんど97%から落ちることはないのです。沖縄県の場合は特に極端に低い。これについては沖縄県の特殊事情もあるでしょうけれども、やはり県民の大切な予算ですから、執行については引き続き執行率を高めるために努力をすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○岩井健一会計管理者 自治法改正前出納長の権限、自治法で定める権限と、改正後の会計管理者の権限、地方自治法第170条で定める権限については何ら変更はございませんので、職務権限としては同じであると理解しております。

○嘉陽宗儀委員 やはり予算はきちんと使い切るための努力をしてください。

次に、監査についてお聞きしますが、代表監査委員、そもそも監査の仕事は何ですか。

○知念建次代表監査委員 監査の目的として、地方公共団体の財務事務やその他の事務をチェックし、行政の適法性、妥当性を確保するとともに合理的かつ効率的な行政の確保に資するということがありますので、それがいわゆる監査の目的になっていると思います。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方の業務は、監査業務は全て全庁的にやるわけですから、大変な仕事だとは思いますが。それだけに生え抜きの優秀な人たちがやらないと、なかなかいろいろな問題で穴があいたりするのではないかと思います。国の会計検査が沖縄県の予算執行について指摘して、改善命令をしているものがありますね。これは、近年でいえば、何件ぐらいありますか。

○岩井健一会計管理者 会計検査院の指摘状況ですが、会計検査院の平成23年度決算報告によりますと、間接補助を含む本県に係る指摘件数は、農林水産省補助金6件となっております。

○嘉陽宗儀委員 これまで何名かの委員から識名ト



ンネル問題がありましたが、県の監査委員は一応、住民監査請求に基づいて監査をしました。あれはよい意見を出したと思っているのですが、国の会計検査院が指摘するまで、沖縄県の監査委員としての点検では、わからなかったのですか。

**○知念建次代表監査委員** 監査の手法については委員もよく御存じだと思うのですが、監査の手法としては、対象の一部を抽出してやる、いわゆる試査の方法でやっています。識名トンネルについて、会計検査院が指摘する前に我々がやった定期監査として監査をする手法があるのですが、残念ながらその試査の対象に入っていないで、その問題が発覚した後で改めて監査をしたという状況でございます。

**○嘉陽宗儀委員** この1件だけではなくて、これまでも何件か県の監査で発見できずに、国の会計検査院に指摘されて改善するという事態があったと思うのです。そういうものを見ると、なぜこういうことが発生するのかという素朴な疑問が出てくるのですが、これについて代表はどう考えますか。

**○知念建次代表監査委員** 一つには、工事に係る検査、監査の関係ですと、今監査委員事務局に配置されている職員は事務の職員で、なかなか工事の部分まで細かく見切れるという状況ではございません。

それで、一つの手法として工事監査を県外の技術士協会に委託して今年度から実施しているわけです。ある面ではそういうことを積み重ねながら、工事の監査、検査についていろいろ研究をしていく必要はあると思います。

もう一つには、医薬材料費等についても、去年問題になったわけですが、それはある面で告発という形で問題になって、我々も後追的に監査をしているという状況はもう否めないです。そういう事務的な部分については、やはり丁寧に契約から完了までの状況をもう一度見直す、あるいはきちんと見ていくという姿勢は必要だと思います。

そして平成25年度の重点事項、重点監査の項目で、事務的な部分については、執行の検査発注が適正に行われているとか、現金が適正に保管されているとか、重点事項として入れて、出先等へ行くときには、それを重点的にきちんと見るということは平成25年度にやっています。

そういうことを繰り返しながら是正措置が講じていければよいと思っています。

**○嘉陽宗儀委員** この辺から先ほど、嘉陽宗儀は監査委員をしていたではないかという声が出ましたが、確かに2期ほど、最初のほうもやりましたし、

つい最近までもやっていました。最初にやったときと今回やって違いを大きく感じたことは、陣容が人減らしされて、監査委員としてこれこれを監査したいと思っても、実際に監査に出向けるような陣容がない。だから、この点検項目というか監査事務はたくさんあるけれども、今の陣容ではなかなか難しいと思うのです。

それについて、大切な予算をきちんと正確に執行するための監査委員事務局の体制強化について、やはり改めて予算部局にも、総務のほうにも、人間をふやして、もっと監査がきちんとできるようにしてくれということを要望したらどうですか。

**○知念建次代表監査委員** 監査委員事務局の定数は16名で、それに行政監査を導入したときに併任ということで2人追加して18名体制になった時期が一時期あったということは承知しています。それが去年までは17名体制だったのですが、平成25年度から本来の定数に戻った形で16名の体制になっています。

委員おっしゃるように、確かにこの体制でこなすということは、かなり厳しい面があると思いますし、今の範囲の中で我々ができることを、基本的に研修とか、さきに話した工事監査を外注して委託を出して、それでノウハウを身につける方法とかをいろいろ模索しながら当面やらざるを得ないという状況はあります。ただ、やはり職員体制が厳しいということは感じておりますので、関係部局とは引き続き調整していきたいと思っています。

**○嘉陽宗儀委員** 私のデビュー当時は、この監査は会計監査だけ、それから行政監査まで入ってきて、今度は工事監査までやるということですから。そういう意味では、監査機能強化かと歓迎すべきですが、それだけの陣容がないと皆さん方が対応できないという問題について、やはり大いにみんなに理解してもらったほうがよいと思うのですね。

それで、配置された人間でどう効率的な監査を進めていくかというには、この皆さん方の監査委員の説明資料を見たら、この4ページ目に研修の充実や全庁一斉点検、本庁による出先機関の巡回指導云々と、要するに研修の充実強化と書いています。これは具体的にはどういうことを考えていますか。

**○知念建次代表監査委員** 5ページにある会計処理については、監査委員から執行部局に要望しているという状況です。その研修の充実はある面、自治研修所で行われる研修、コンプライアンス研修、あるいは部局で、例えば本庁と出先との関係において、いろいろな研修のやり方があると思います。そういう

うものと、今、全庁一斉点検とか執行管理体制を強化するとかというものは、ある面弱い部分があるように感じているものですから、こういう形で記載して、認識を新たにそういうことにも取り組んでほしいという意図で、する必要があるという書き方をしているつもりです。

**○嘉陽宗儀委員** 私が監査しているときにずっと一貫して言ってきたことは、やはりこんな全体の予算を隅から隅まできちんとチェックするということは大変だ、そのためには内部チェック体制、内部検印の仕組みを制度的に確立しないと、今の監査委員事務局の皆さん方がどんなに頑張っても困難があると思うのです。だから、それをずっと叫び続けてきたわけですが、今全庁的に内部チェック機能体制が確立されている部署はどのくらいになっていますか。

**○知念建次代表監査委員** どのくらいかということを一度にお答えすることは少しできないのですが、本庁監査のときに、先ほど答弁した、出先がある部署については、出先の指摘のほうが、例えば3対7とか7割とか8割という形で多いということは、やはり本庁と出先とをきちんと、そういうチェック体制、それはある面、課室長会議とか、その出先機関の長会議とかを本庁で持って、その中にそのチェックを入れる。では、どこも持っていないかということ、農林水産部も土木建築部も、要するに出先がある部分については、そういう課室長会議とか所長会議は定例的にやっている状況ですので、ぜひその中で執行についてもチェックを入れてくれというようなことを、本庁の委員監査等々のときには注意喚起をしているということでは是正を図っていききたいということではやっているつもりです。

**○嘉陽宗儀委員** この皆さん方の監査意見書を出します。この監査意見書について執行部の皆さん方の受けとめ方はどうなっていますか。あくまで指摘だから指摘で終わって、守らないでもよいぐらいになっていませんか。

**○知念建次代表監査委員** 審査意見書については、先ほどもお答えしましたように、我々がこういう審査意見を出したら、知事から各部局長に対して注意喚起の通知を出しているという状況がございませぬ。

それと、いわゆるチェック権能の部分については、ある意味で体制的に一つ見直しが図られてきたと思われることは、今度土木建築部と農林水産部に総務課を置いて経理を充実しているというところもございませぬ。そういうことでチェック体制を、部署によっ

てのやり方、あるいは全体的にどういう注意喚起をするかというやり方を我々も見ながら、監査に反映させていきたいと思ひます。

**○嘉陽宗儀委員** やはり私が議会で、一般質問の中で取り上げたことがあるのですが、監査意見で指摘された部長に、この監査指摘をあなた方は守るのか守らないのかと聞いたことがあります。返ってきた答弁は、はい、尊重するけれども、守ることはできません、やりませぬと。だから、そういう程度で、せつかく皆さん方が一生懸命頑張って監査、調査して監査意見書を出しても、そういう受けとめ方では、やはりなかなか改善は難しいと思うのです。やはり全庁的に監査意見を尊重する風潮をつくって、内部チェック体制をきちんとするということを、どうしても頑張ってもらって確立しないと、毎年同じことの繰り返しになると思うのです。

せいぜい今皆さん方が監査指摘することは超過勤務手当の過払い、通勤手当程度の過不足、こんな初歩的なものが大体七、八割占めているのではないですか。それはどうですか。

**○知念建次代表監査委員** はい、御指摘のとおりです。

**○嘉陽宗儀委員** だから、こういうことはわざわざ専門家集団である皆さん方が一々言わなくても、内部チェック体制の中できちんと明らかにして改善させればいいのです。そして皆さん方の場合には、例えば識名トンネルの偽造公文書作成、それに伴う予算執行とか、あるいは議会で諮らなくても済むような予算調整をするとか、やはりこういう本来の監査がやるべきことだろうと思われるような点に力を集中できるように今後改善していく必要があると思うのですが、いかがですか。

**○知念建次代表監査委員** 体制については、先ほどもお答えしましたように、今の陣容では確かに我々も厳しいものがあると思ひます。ただ、今監査としては、やはり出先等々から始めて本庁に至るまで、そして本庁監査をやるときには、出先での指摘あるいは前年の指摘とことしの指摘を比較して、どこが多い、どういう理由かも、ある面で本庁の部長等々に説明してもらって、要するに去年より多い状況はつくらないように、できるだけ毎年少なくなるような状況をつくってくれという注意喚起をしたり、そういうことはこの委員監査でも各部局にそういう注意喚起をしたところではあるのですが、

確かに体制の強化で監査が充実するということは我々も非常に願うところではあるのですが、今お答

えできることは、今の監査の陣容で我々ができることは精いっぱいやっていきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 最後になります。一緒に監査をやってみて、これは少し改善の必要があるかと思ったことは、この監査委員事務局の人事です。一般行政職との交流になっているのではないかと。それであれば皆さんの昔のつながりで、昔の発想で、昔の習慣みたいなもので、結局監査事務をすると、やはりいろいろなところでふぐあみみたいなものが出てくるのではないかと思うのです。それはどう考えていますか。

○知念建次代表監査委員 確かに人事交流で人事異動がなされていることは承知しています。ただ、監査委員事務局に配置された間は、きちんと職務を全うしていると思っています。

○嘉陽宗儀委員 だから、そもそも力量を持った皆さん方ですから、それは大事にしながらも、例えば国の監査の学習会へ行ったら、監査事務局は独立体制にして、特別にその人たちだけ集めて特訓をして、見る目をきちんと養う、そうすればもっとよくなるはずだと研修会で聞いてきたのです。これはやはり今後の人事採用についても、一般行政職内部での異動ではなくて、プロ集団を養成するという方向性まで少し今後は考えてみたらいかかと思うのですが、どうでしょうか。

○知念建次代表監査委員 済みません、今お答えできることは、いろいろ勉強、研究をさせていただきたいということですので、御理解願います。

○砂川利勝副委員長 委員長が戻りましたので、委員長と交代いたします。休憩いたします。

(副委員長退席、委員長着席)

○狩俣信子委員長 再開いたします。  
休憩前に引き続き、質疑を行います。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、代表監査委員に質疑させていただきますが、昨年度の決算は識名トンネルの部分で内部体制、先ほども嘉陽委員からもあったように、監査の内部体制をどう強化するのかということでのいろいろと指摘がなされたと思えます。

きょうの部分からすると、内部も16名という体制だと。そして、前回、平成24年度は17名体制になっていたのではないかと思うのですが、これが1減になった理由等々を少しお聞かせください。

○知念建次代表監査委員 確かに17名が本年度16名となっています。定数は16名でございます。そこに先ほどお話しした行政監査があるということで、平

成3年に行政監査に対応するという事で併任を2人配置していただいています。その併任の配置の状況で去年度まで来ていて、それは要するに総務部との調整で併任が解除されて本来の定数に戻って、今の16名体制でやっているという状況でございます。

○當間盛夫委員 平成3年の従来の監査ということではなくて、我々は昨年度から振興策ということを含めて、その旨の使い勝手のよい沖縄振興一括交付金ということで、県の予算だけでも500億円、市町村に対しても300億円ということで、803億円の沖縄振興一括交付金が、新たな沖縄だけのそういった予算が施行されているということ踏まえてくると、やはり監査は強化すべきだと。監査を強化する必要の部分と、もう一つ会計検査、出納事務局もどうあるべきかということもしっかりと体制を整えないと。識名トンネルのような形で、きちんと書類上のものはこうでしたということ、やはりそれを皆さんがわからないということ自体が、これは県民に説明ができないのではないかと。その体制強化はどうあるべきかということで話があったはずですが。これはなかなか皆さんが、強化すべきだということがあっても、それをやるのは知事ということがあるわけですから、附属機関ということで、皆さんしっかりと。その沖縄振興一括交付金を含めて、これから精査をどうするのかということが言われているわけですから、これは企画部の市町村課がやるのだという話とか、企画部だけということではなくて、皆さんがどうあるべきかということをしつかりと提言して、皆さんがきちんとした体制強化をすべきだとも思っております。

昨年、工事監査をどうするのかということで、外部を含めて、内部的な登用を含めて考えるということがあったのです。今年度から外部委託をされているということですが、内容的なものを少し教えてもらえますか。

○知念建次代表監査委員 昨年お答えしました工事監査、今年度予算で委託料として予算づけをしていただいて、平成25年度の重点監査項目としても位置づけています。工事の設計、積算、施工管理、そういう技術の面を、外部の専門家、大阪の技術振興会、専門家の技術士、土木の技術士、いろいろその分野分野でそういう技術士の方がおられます。そこに委託をして、工事等に関する技術面の調査を彼らに委託して入っていただいて、監査委員事務局の職員と彼らが一緒に、例えば土木事務所とか農林土木事務所へ入っていただいています。彼らにはそういう技

術面を見ていただいて、我々は流れ等、書類面を見ていって、彼らが見た技術面の部分については調査報告書という形で出してもらうことになっています。

今はその調査報告書の整理中で、10月末までには多分出てくる状況になろうかと思えます。それを受けて、我々の定期監査の報告と同様に、工事監査の報告という形で公表等をしていきたいと思っています。

○**當間盛夫委員** 識名トンネルでは、事後契約ということがいろいろ指摘されたが、この外部の工事検査、監査を含めて、どう変わってきつつありますか。

○**知念建次代表監査委員** 今年度導入というか、今年度委託でやっていただいています。どう変わっているかという成果はまだきちんと言えない部分はあるのですが。そういう監査を、例えば今まで監査委員事務局、監査委員が行って工事のものを見るときに、どうしても設計あるいは積算、施工管理等々については我々より受ける側の知識というか、技術の人が対応したら、我々よりやはり技術面については彼らのほうが詳しいわけです。そういう面では、同じ技術の、それも技術士という資格を持っている人がそういう設計、積算を見るということは、受ける側の意識もきちん変わってきて、どこにどうおかしさがあるということは、その外部の専門機関を通じてやることによって、我々が逆にいろいろわかるようになることもあるのではないかという期待をして、今入れているところです。

○**當間盛夫委員** 監査のほうをしっかり頑張ってもらいたいという部分は、やはり予算的な増額、去年のものを見ると、補正だけでも539億円、約540億円の補正がつくわけですね。トータル的には、当初の部分からすると923億円の予算の増になってくると、これだけのボリュームになるわけですから、それだけ、またいろいろな事業をやるものからすると、皆さんも事務的なものは膨大になっているはずなので、これだけ1000億円近くのものが増になってくるわけですから、ましてや4回、5回にも分けて補正が出てくる。

そして翁長委員からもあったように、今年度もまた景気対策でそういうものが出てくるということからすると、内部体制をどう強化するか、県民に対するそういう開かれた、オープンになった県政をどう持つかは、やはり監査委員の皆さんの大事な仕事にもなっていると思っております。そういったオープ

ンにするということをぜひ心がけて頑張ってもらいたいと思っております。

次に、会計管理者の部分で少しお尋ねしたいです。管理者の職務権限の中で、国の機関としての業務があるのですが、これはどういうことを指しているのでしょうか。

○**岩井健一会計管理者** 法定受託事務として、国庫金の歳入歳出事務等について、特定の部分ですが、私が国の歳入徴収官あるいは支出官として事務委任を受けて実施しているところでございます。

○**當間盛夫委員** それからすると、部長等は支出負担行為担当官になっていて、まだ職務権限の中では、その支出負担行為に関する確認を、これは権限上、会計管理者がやらないといけないことになっているはずです。その支出負担行為は、この担当課がやるわけだから、その部分の、以前から指摘されている内部チェック体制、内部牽制体制がどうあるべきかということがないと、皆さんのその職務権限とされる支出負担行為に関する確認はなかなか難しいのではないかと思うのです。その内部牽制体制はどのように変えてきているのでしょうか。

○**岩井健一会計管理者** まず、国の会計事務の委任については、担当部長を支出負担行為担当官として決裁が回ってくるわけです。私は、それと同時に、きちんとその国の会計事務に係る支出負担行為が、国からの支出負担行為示達計画に基づいて、その範囲内であるかどうかを確認して決裁しているという状況がございませぬ。

それから、内部牽制については、県の一般会計あるいは特別会計の予算執行の中で、支出負担行為の確認がございませぬ。まず、支出負担行為の確認については事前合議を財務規則上うたっておりまして、支出負担行為つまり契約をしようとするときは関係書類等を添付して私どもに関係部から決裁の上、合議という形で回ってきます。合議自体は確認ということで、決定権などはございませぬ。

その支出負担行為の事前確認をする場合は、財務規則によって、会計年度が間違っていないとか、あるいは歳出科目は間違いないとか、予算の範囲内ですとかがいうことの確認でございませぬ。

あと、支出命令が来たときには、また支出負担行為を確認しますが、これについては当然その支出負担行為等に基づいてきちん履行義務が確認されているかどうかということ、例えば工事ですと検査調書あるいは検収調書などをきちん各部局の執行職員が確認して支出命令がなされていますかというよ

うな確認等を行っているところでございます。

**○當間盛夫委員** 指摘事項で全部内部チェック体制が十分機能していれば防げるということで、それは管理者からも出ているわけです。皆さん去年と同じことで、我々の権限はこれですということではなくて、やはり一步踏み込んでやらないと、これから、先ほども言いましたように、この精査が入ってくるということであれば、会計管理者がわからなかったというようなことでは済まされないはずですよ。そういう部分で支出負担行為に関する確認が権限で与えられているわけですから、私の範疇はもうここまでですということではなくて、やはり一步踏み込むことが会計管理者、そして出納事務局としての体制のあり方も必要ではないかと思っています。我々の仕事はこれですからという、それはもうその部分でいいですよ。

それで、皆さんの中に基金の管理等を含めてあるのです。今いろいろと、去年のものを見ると、2月の補正で約300億円の補正予算が出てきているわけです。2月で補正予算がこれだけ出てくると、大半が去年も基金の積み重ねになっていたはずでしょうけれども、その基金状況を少し教えてもらえますか。

**○岩井健一会計管理者** 平成24年度末時点における本県の基金は42基金ございまして、現在高は1463億4539万8000円という状況でございます。

**○當間盛夫委員** 私がもらっている資料では47基金あるのです。これは平成24年度となっておりますので、平成25年3月末ですか、平成24年度の保有の分だと思ふのです。これは皆さんからいただいている資料ですので、47基金あって約1393億円。まあ、数字的なものはいいですよ、これを確認してください。

**○岩井健一会計管理者** 47基金のうち5基金は平成24年度末で廃止されています。

**○當間盛夫委員** いや、廃止されてこの金額と言ったら、廃止の部分が出てくると、基金の数は42になるわけだ。

**○狩俣信子委員長** 休憩します。

(休憩中、現金と有価証券の合計額が1393億6400万円である旨説明があった。)

**○狩俣信子委員長** 再開いたします。

**○當間盛夫委員** まあ、いいです。1400億円近くの基金があるということですので、皆さんの権限からすると、この基金の運用等々があろうかと思ふのです。この基金の運用状況を教えてもらえますか。まず、この1400億円の各基金を皆さんが全部把握するのか、運用するのか、少しその流れを教えてください。

**○岩井健一会計管理者** 基金については長が管理する財産ということで、会計管理者みずから運用したりすることはできません。基金に属する現金の運用等については、基金を所管する部局からの依頼に基づいて行っております。もちろん基金自体の目的のために、所管部局では貸し付けなどを行うわけですが、そういう所要額を考慮の上、運用に回せる部分について私どもに運用依頼が来るということでございます。

**○當間盛夫委員** では、皆さんの運用状況を教えてもらえますか。

**○岩井健一会計管理者** 平成25年3月末現在ですが、先ほど申し上げた基金に属する現金総額1393億6400万円のうち、大体76%が定期預金、8%が地方債などの債券、16%が普通預金という状況でございます。

**○當間盛夫委員** 8割、76%が定期預金で、金額的には1058億円となるのですが、これは利息というか、収入、運用益は大体どれぐらいになっているのですか。

**○岩井健一会計管理者** 基金に属する現金について、定期性預金で運用した利息収入ですが、平成24年度は約2億3300万円で、前年度平成23年度に比べて約7500万円減という状況でございます。

**○當間盛夫委員** 基金は平成23年度に比べたらふえているわけですね。基金はふえているはずなのに、何で運用益が7000万円も減るのですか。

**○岩井健一会計管理者** 定期預金の運用に係る利息収入については、まず運用益は運用額と運用日数と金利の3つで決まります。運用額と運用日数、これを積数と言いますが、これは確かにふえてございますが、金利が下がっているために運用益が減っているという状況でございます。

**○當間盛夫委員** これは資金運用をするという皆さんの大事な職務になっているはずなのです。それを金利が云々という、これだけ、1000億円近くの定期預金をするわけですから。これは皆さん一時借り入れするところは株式会社沖縄銀行と株式会社琉球銀行とあるのですが、県内の金融機関は株式会社沖縄銀行、株式会社琉球銀行だけではないはずですよ。この1000億円という定期預金に関してはどのような振り分けの仕方をしているのですか。

**○岩井健一会計管理者** 基金に属する現金の運用、定期預金等については、指定金融機関等を中心に行っておりますが、あくまでも基本的には起債借り入れの枠等も勘案しつつ、なおかつそれ以外の県内

8 金融機関を対象に、いろいろと金利の動向を見ながら運用しているところがございます。

○**當間盛夫委員** 運用方法は、そういったところからいろいろな指導ではない、助言を受けながらやってくるはずでしょうし、本来原資がふえたら、やはり運用益がふえて当然だと思うのです。それが減になるという運用方法というか、少しその辺の感覚がわからないのですが、管理者としてどうなのですか。

○**岩井健一会計管理者** 先ほども申し上げたように、基金の現金に係る運用については、所管部局からのいわば指図と言うか通知に基づいてやっているところがございます。それで、私どもとしては、できる限り運用益を上げていくために、基金の所管課に対しては定期預金の金利動向とか債券市場の動向を、例えば債券市場ですと長期金利と債券価格は少し連動といいますか、長期金利が下がると債券価格は上がるという状況もございます。そういうこと等の情報提供に努めながら、いろいろと連携を図っているところがございます。

○**當間盛夫委員** 出納事務局の仕事は、単に依頼されたからチェックして云々ということではなくて、我が沖縄県は自主財源が少ない、いろいろな形で国依存になっている。そして自主財源の割合が25%を切る中で、沖縄県の自主財源をどうするのか。皆さんの部分ではなくて総務部、企画部にもなってくるのでしょうかけれども、出納事務局の皆さんも、これだけの基金があれば、皆さんが知恵をどう絞って、その運用をしていくか。その部分の資金計画の作成だとか、そういった資金運用ということは皆さんの権限にあるわけです。そういうことは自覚を持って、我々はどうするのだということをしっかりとやってもらいたい。指摘で終わりますので、答弁は要りません。

○**狩俣信子委員長** 以上で、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、10月21日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後4時37分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 狩 俣 信 子

平成25年10月16日

平成25年第6回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 総務企画委員会記録

(第1号)





平成25年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成25年10月16日（水曜日）  
午前10時3分開会  
第4委員会室

認定第8号 いて

3 平成25年 平成24年度沖縄県公債管理特別  
第6回議会 会計決算の認定について  
認定第20号

出席委員

委員長 山内末子さん  
委員 新垣良俊君 仲田弘毅君  
具志孝助君 照屋大河君  
高嶺善伸君 玉城義和君  
吉田勝廣君 前島明男君  
當間盛夫君 大城一馬君

欠席委員

末松文信君

説明のため出席した者の職、氏名

知事公室長 又吉進君  
基地防災統括監 親川達男君  
交流推進課長 照喜名一君  
防災危機管理課長 漢那宗善君  
総務部長 小橋川健二君  
総務統括監 比嘉徳和君  
財政統括監 田端一雄君  
財政課長 金城賢君  
税務課長 金城聡君  
管財課長 照屋敦君  
警察本部長 笠原俊彦君  
警務部会計課長 綿引浩志君  
生活安全部長 親川啓和君  
刑事部長 比嘉善雄君  
交通部長 砂川道男君  
交通部交通規制課長 伊波一君  
交通部交通指導課長 喜屋武正志君

本日の委員会に付した事件

- 平成25年第6回議会認定第1号 平成24年度沖縄県一般会計決算の認定について（知事公室、総務部、公安委員会所管分）
- 平成25年第6回議会 平成24年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定につ

○山内末子委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る平成25年第6回議会認定第1号、同認定第8号及び同認定第20号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

まず初めに、知事公室長から知事公室関係決算の概要の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 平成24年度の知事公室所管の決算の概要について、お手元に配付いたしました平成24年度歳入歳出決算説明資料知事公室に基づいて御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。

最上段の知事公室計の欄をごらんください。

知事公室所管の歳入決算総額は、予算現額25億6780万5000円に対し、調定額24億3693万4526円、収入済額24億3693万4526円、過誤納額、不納欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円となっております。

また、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっております。

次に歳入を（款）別に御説明申し上げます。

（款）使用料及び手数料は、予算現額8553万5000円、調定額及び収入済額ともに1万2315円となっております。

（款）国庫支出金は、予算現額23億8816万8000円、調定額及び収入済額ともに23億121万5234円となっております。

2ページをお開きください。

（款）財産収入は、予算現額4686万3000円に対し、調定額及び収入済額ともに4734万6098円となってお

ります。

(款) 寄附金は、予算現額ゼロ円に対し、調定額及び収入済額ともに20万円となっております。

(款) 諸収入は、予算現額943万9000円に対し、調定額及び収入済額ともに5036万879円となっております。

(款) 県債は、予算現額3780万円に対し、調定額及び収入済額ともに3780万円となっております。

以上が、一般会計歳入決算の概要でございます。

3ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

最上段の知事公室計の欄をごらんください。

知事公室の歳出総額は、予算現額43億1355万4000円に対し、支出済額40億7795万489円、翌年度繰越額911万4000円、不用額2億2648万9511円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は94.5%、予算現額に対する翌年度繰越額の割合である繰越率は0.2%となっております。

翌年度への繰越額は、不発弾等処理事業費に係るものであります。

次に、不用額2億2648万9511円について、その主なものを御説明申し上げます。

(款) 総務費(項) 総務管理費(目) 一般管理費の不用額1535万845円は、主に人件費及び物件費の執行残等によるものであります。

(目) 広報費の不用額1680万330円は、主に行幸啓経費の執行残等によるものであります。

(目) 諸費の不用額7998万2175円は、主に福建友好交流推進事業の執行残等によるものであります。

(款) 総務費(項) 防災費(目) 防災総務費の不用額1億757万5801円は、主に広域探査発掘加速化事業の入札残等によるものであります。

(目) 消防指導費の不用額678万360円は、主に物件費の執行残等によるものであります。

以上が、知事公室所管一般会計の平成24年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

**○山内末子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算の概要の説明を求めます。

小橋川健二総務部長。

**○小橋川健二総務部長** 平成24年度の総務部所管の一般会計と所有者不明土地管理特別会計及び公債管

理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算について、お手元にお配りしております平成24年度歳入歳出決算説明資料総務部に基づいて、御説明申し上げます。

なお、説明の都合上、ページが前後することがございますけれども、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。

一般会計、特別会計の合計で、総務部所管の歳入総額について御説明申し上げます。

予算現額(A)の欄でございますけれども、4989億219万4725円に対しまして、調定額(B)の欄5066億733万9949円、収入済額(C)の欄5032億5288万9365円、不納欠損額(D)の欄5億4259万2848円、収入未済額(E)の欄29億9208万4763円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は、99.3%となっております。

なお、説明資料の右端の欄に、沖縄県歳入歳出決算書のページを記載しておりますので御参照いただきたいと思ひます。

続いて、総務部所管の歳出総額について御説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

総務部の計で予算現額(A)の欄2030億3458万6800円に対し、支出済額(B)の欄2018億8226万9078円、不用額11億5231万7722円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は99.4%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

一般会計の歳入決算の概要について御説明申し上げます。

総務部合計で、予算現額(A)の欄4220億1898万725円、調定額(B)の欄4297億7312万1255円、収入済額(C)の欄4264億3060万326円、うち過誤納金1億8022万7027円、不納欠損額(D)の欄5億4259万2848円、収入未済額(E)の欄29億8015万5108円、収入比率は、99.2%となっております。

収入済額(C)の欄4264億3060万326円の主なものは、2行目の(款)県税944億9665万3552円、それからページが飛びますけれども、5ページの下から3行目でございます(款)地方交付税2159億8463万7000円でございます。

恐縮ですが、また3ページに戻っていただきまし

て、収入済額のうちの過誤納金 1 億8022万7027円の主なものは、2 行目の(款) 県税 1 億8016万7862円です。

過誤納金の主な理由としましては、県税に係る減額更生等によるもので、出納整理期間中に還付処理ができない分です。

なお、次年度で還付処理をするものです。

次に、不納欠損額 (D) 欄 5 億4259万2848円の主なものでございますが、2 行目の(款) 県税 4 億9041万8248円です。

(款) 県税の不納欠損額の主なものは、(項) 県民税、(項) 自動車税、(項) 事業税、(項) 不動産取得税などとなっております。

不納欠損の理由としましては、滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないことなどにより、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものです。

次に、収入未済額 (E) の欄、29億8015万5108円について御説明申し上げます。

収入未済額の主なものは、(款) 県税、(款) 財産収入、(款) 諸収入となっております。順次説明いたします。

まず、2 行目の(款) 県税の収入未済額28億3439万3760円の主なものは、(項) 県民税、(項) 自動車税、(項) 不動産取得税、(項) 事業税などで、その主な要因は、失業、病気等による経済的理由によるもの、法人の経営不振による資金難、倒産による滞納などとなっております。

7 ページをお開きください。

次に、1 行目の(款) 財産収入の収入未済額7475万9351円は、(項) 財産運用収入の(目) 財産貸付収入で、その主な要因は、借地人の病気や経営不振、生活苦等の経済的理由によるもの等です。

8 ページをお願いいたします。

4 行目の(款) 諸収入の収入未済額7100万1997円の主なものは、(項) 延滞金、加算金及び過料の(目) 加算金にかかるもので、その主な要因は、経営不振による資金難、倒産による滞納などとなっております。

次に、一般会計の歳出決算の概要について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

総務部合計で予算現額 (A) の欄1260億9100万2800円に対し、支出済額 (B) の欄1252億120万9809円、不用額 8 億8979万2991円、執行率は99.3%となっております。

不用額 8 億8979万2991円について、その主なもの

を御説明申し上げます。

まず、2 行目の(款) 総務費の不用額 6 億5732万3394円は、主に、勸奨退職者数が見込みを下回ったことによる退職手当の執行残や法人二税の確定申告に伴う還付金が見込みを下回ったことなどによるものであります。

11ページをお願いいたします。

1 行目の(款) 公債費の不用額9879万1717円は、主に、金利の低下による支払利息の減や県債の証券発行分に係る割引料が見込みより下回ったことによる不用であります。

6 行目の(款) 諸支出金の不用額9848万7880円は、主に、(項) 利子割交付金や(項) 配当割交付金の不用であります。

13ページをお開きください。

1 行目の(款) 予備費の不用額3519万円は、予備費から地方消費税交付金等への充用がありましたので、それを予算現額から差し引いての残額です。

以上が、平成24年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

引き続き、特別会計の決算概要について御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

所有者不明土地管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、所有者不明の土地を県が管理するための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(A)の欄 2 億2726万1000円、調定額(B)の欄 2 億3452万7853円、収入済額(C)の欄 2 億2259万8198円、収入未済額(E)の欄1192万9655円となっております。

収入未済額1192万9655円は、主に、4 行目の(目) 財産貸付収入927万9443円で、借地人等の経済的理由等による滞納額であります。

次に、歳出決算の概要について御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄 2 億2726万1000円に対し、支出済額(B)の欄8136万8428円、不用額 1 億4589万2572円となっております。

不用額の主なものは、予備費であります。

次に、16ページをお願いいたします。

公債管理特別会計について御説明申し上げます。

当会計は、公債費を一般会計と区別して管理する

ための特別会計であります。

まず、歳入決算の概要について御説明申し上げます。

予算現額(A)の欄766億5595万3000円、調定額(B)の欄、収入済額(C)の欄とも同額でございます、765億9969万841円となっております。

次に、歳出決算の概要について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

予算現額(A)の欄766億5595万3000円に対し、支出済額(B)の欄765億9969万841円、不用額5626万2159円となっております。

不用額の主なものは、償還金利子で、金利の低下による支払利息の減によるものであります。

以上が、総務部所管一般会計及び特別会計の平成24年度歳入歳出決算の概要であります。

御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

**○山内末子委員長** 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係の決算の概要の説明を求めます。

笠原俊彦警察本部長。

**○笠原俊彦警察本部長** 公安委員会所管の平成24年度一般会計歳入歳出決算の概要について、お手元にお配りをしております平成24年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明をいたします。

初めに、歳入決算について御説明をいたします。

説明資料の1ページをお開きください。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額が41億2704万7100円に対しまして、調定額は25億2800万571円、収入済額が24億6896万9571円、不納欠損額は775万6000円、収入未済額は5127万5000円、調定額に対する収入率は、97.7%となっております。

収入未済額、不納欠損額はともに(款)諸収入における(目)過料であります。(目)過料は放置駐車違反車両の使用者に対する放置違反金であります。

不納欠損の理由といたしまして、滞納者の所在不明、滞納処分できる財産がないためなどの理由により、地方税法に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

以下、主な(目)ごとに順次御説明をいたします。

まず、(款)使用料及び手数料ですが、収入済額は、2346万6595円であります。

2行下に(目)警察使用料とありますが、これは、警察本部庁舎等の行政財産の使用許可に伴う土地使

用料と建物使用料であります。

予算現額272万1000円に対しまして、調定額、収入済額ともに278万6795円となっております。

次に、2行下の(目)警察手数料であります、これは、那覇市内と沖縄市内に設置しておりますパーキングメーター及びパーキングチケット発給設備の作動手数料であります。

予算現額2196万6000円に対しまして、調定額、収入済額ともに2067万9800円となっております。

さらに、2行下の(目)証紙収入であります、公安委員会所管の証紙収入は、運転免許関係手数料、自動車保管場所関係手数料、道路使用許可関係手数料などとなっております。

(目)証紙収入については、沖縄県出納事務局において調定及び収入済額を確定して一括計上しており、公安委員会では調定及び収入済額を確定していないことから、お手元の説明資料では、(目)証紙収入の調定額及び収入済額の欄がゼロとなっておりますが、沖縄県出納事務局が集計した調定額及び収入済額を含めて御説明申し上げますと、予算現額13億7422万3000円に対しまして、調定額、収入済額ともに13億7928万770円となっております。

続いて、中ほどの行の(款)国庫支出金の収入済額は、8億516万8899円であります。

その2行下の(目)警察費国庫補助金であります、これは、警察活動及び警察施設、交通安全施設の整備に対する国庫補助金並びに交付金であります。

予算現額8億9900万6000円に対しまして、調定額、収入済額ともに8億516万8899円となっております。

続いて、2行下の(款)財産収入の収入済額は、5803万2912円であります。

2行下の(目)財産貸付収入は、警察官待機宿舍貸付料及び自動販売機設置に伴う土地、建物貸付料であります。

予算現額6117万2000円に対しまして、調定額、収入済額ともに5792万6672円となっております。

続きまして、(目)物品売払収入であります、これは廃棄車両やスチール机などの物品の不要決定に伴う売払収入で、予算現額10万5000円に対しまして、調定額、収入済額ともに10万6240円となっております。

説明資料の2ページをお開きください。

(款)諸収入であります、収入済額は11億8670万1165円あります。

2行下の(目)延滞金であります、これは放置

駐車違反金滞納者に対する延滞金でありまして、予算現額8万円に対しまして、調定額、収入済額ともに64万774円となっております。

さらに、1行下の(目)過料であります。これは、さきに説明いたしました放置駐車違反の車両使用者が納付する放置違反金であります。

予算現額1億8152万5000円に対しまして、調定額は2億1416万円、収入済額は1億5512万9000円、不納欠損額は775万6000円、収入未済額が5127万5000円であります。

2行下の(目)県預金利子であります。これは警察署管理の給与関係口座に発生した預金利子であります。

予算額は見込んでおりませんでした。調定額、収入済額ともに、1円となっております。

続いて2行下になります。(目)弁償金であります。これは留置人に要する経費で、法務省が負担をする弁償金と、交通切符等の作成費用に関する協定に基づく那覇地方裁判所、那覇家庭裁判所及び那覇地方検察庁の負担費用の弁償金であります。

予算現額5154万3000円に対し、調定額、収入済額ともに5012万478円となっております。

その1行下の(目)違約金及び延納利息であります。これは、警察用ヘリの定期検査整備請負契約について、契約の一部解除に伴う違約金を徴収したものであります。

調定額、収入済額ともに53万2355円となっております。

続いて(目)雑入ですが、これは遺失物売払代、駐車違反車両移動費、警察施設の移転補償費等であります。

予算現額10億760万6100円に対しまして、調定額、収入済額ともに9億8027万8557円となっております。

続いて(款)県債であります。収入済額は3億9560万円であります。

2行下の(目)公安債であります。これは警察関係の施設整備等に充当する債務でありまして、予算現額5億2710万円に対しまして、調定額、収入済額ともに3億9560万円となっております。

以上が、平成24年度一般会計公安委員会所管の歳入決算の状況でございます。

次に、歳出決算について御説明いたします。

説明資料の3ページをお開きください。

(款)警察費の歳出決算は、予算現額324億7534万420円に対しまして、支出済額は316億9047万6843

円、翌年度繰越額は3億2829万1500円、不用額は4億5657万2077円、執行率は97.6%となっております。

以下各(項)ごとに説明をいたします。

最初に(項)警察管理費ですが、予算現額が295億6786万8420円、支出済額は290億9409万9880円、翌年度繰越額が1億3614万8500円、不用額は3億3762万40円となっております。

執行率は98.4%となっております。

(項)警察管理費における翌年度繰越額について御説明をいたします。

中ほどの行の(目)警察施設費の翌年度繰越額1億3614万8500円ですが、本部警察署の伊平屋駐在所建設工事、嘉手納警察署外構工事、那覇警察署首里交番建設工事及び豊見城警察署那覇空港警備派出所改築工事にかかるもので、建設位置決定に時間を要したことや、工事計画調整等に当初見込みよりも時間を要したことなどにより、翌年度に繰り越したものであります。

次に、主な不用額について御説明いたします。

まず、(項)警察管理費における主な不用額について御説明いたします。

初めに、(目)警察本部費における主な不用額であります。 (節)職員手当等でありまして、各種手当の実績が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)装備費の主な不用額であります。 (節)需用費であります。これは、警察用船舶等の修繕料及び燃料費が当初見込みを下回ったことによるものであります。

(目)警察施設費であります。主な不用額は、 (節)工事請負費であります。これは、各種工事における一般競争入札に伴う入札残等であります。

(目)運転免許費であります。主な不用額は (節)委託料であります。これは、違反者講習等の減に伴う各種講習委託料の執行残であります。

続いて、(項)警察活動費について御説明いたします。

予算現額が29億747万2000円に対しまして、支出済額が25億9637万6963円、不用額は1億1895万2037円となっており、執行率は89.3%であります。

(項)警察活動費における翌年度繰越額について御説明いたします。

一番下の(目)交通指導取締費の翌年度繰越額1億9214万3000円については、信号機等の交通安全施設整備費でありまして、国の経済対策事業により平成25年2月の補正予算で措置されたもので、年度内

執行ができなかったため、繰り越しをしております。

次に、(項) 警察活動費の主な不用額について御説明いたします。

(目) 一般警察活動費の主な不用額は、(節) 役務費であります。これは、電話回線使用料等の減によるものであります。

続いて(目) 刑事警察費であります。主な不用額は、(節) 報償費でありまして、これは、警察活動協力者への謝金実績等の減によるものであります。

(目) 交通指導取締費の主な不用額であります。 (節) 工事請負費でありまして、これは、交通安全施設整備工事の一般競争入札による入札残であります。

以上が、平成24年度一般会計歳出決算状況であります。

なお、特別会計の歳入歳出についてはございません。

以上で、公安委員会所管の平成24年度一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○山内末子委員長** 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項、常任委員会に対する調査依頼について、平成25年9月11日議会運営委員会決定に従って行うことといたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて譲渡しないことといたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じます。委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

新垣良俊委員。

**○新垣良俊委員** きのう、決算特別委員会がありました。その中で重複しないように質疑をしていきたいと思っております。

今回から初めて総務企画委員会で、総務部、知事公室、それから警察本部の審査をしますが、私は総務部にお聞きしたいことがあります。

沖縄県歳入歳出決裁審査意見書及び沖縄県基金運用状況審査意見書の9ページの不納欠損額で、分担金及び負担金の7239万円余の減額、平成23年度が8872万4304円ですが、平成24年度は不納欠損で1633万4240円と大きく減っていることについて御説明をお願いします。

**○金城賢財政課長** 平成23年度及び平成24年度の分担金及び負担金、不納欠損が主でございますが、これは福祉保健部の児童福祉施設負担金、入所児童に係る扶養義務者等からの負担能力に応じて徴収する負担金でございますが、この負担金の過年度収入分の収入未済額に係るものでございます。平成23年度の不納欠損額が約8800万円と大きくなってございますが、これは過年度分の収入未済額のうち消滅時効ということで、公法上の債権でございます。時効要件を満たす債権が多かったということでございます。一方、平成24年度においては、この消滅時効等を含め不納欠損の対象となる額が減額をしたということで、収入未済額における消滅時効の部分が減って、結果として減額となっているという状況でございます。

**○新垣良俊委員** 分担金及び負担金というのは、今お話がありましたように、土地改良であれば市町村が持つということがあるのですが、次の使用料及び手数料で、平成23年度の不納欠損額1036万8621円が7万400円と大きく額が減っているのですが、それについて御説明をお願いします。使用料は、県営住宅とか運動公園等の使用料があると思うのですが、大きく減額したことについて御説明をお願いします。

**○金城賢財政課長** 今、手元に具体的な数字を持っていないものですから、即答は難しいのですが。

**○山内末子委員長** 後で資料でよろしいですか。

**○新垣良俊委員** では、後でお願いします。

それから、重複するのではないかとということで、質問取りのときには話はしていないのですが、例えば沖縄県の自主財源は30%はっていないと思うのですが、平成24年度の自主財源の率を教えてください。

○金城賢財政課長 平成24年度普通会計決算における沖縄県の自主財源比率は27.7%でございます。

○新垣良俊委員 ちなみに、九州の平均は何%ぐらいですか。

○金城賢財政課長 九州平均は37%となっております。

○新垣良俊委員 自主財源は、県税、それから使用料及び手数料とか繰入金とか諸収入があるのですが、税収を少し考えないといけないのではないかと思うのです。例えば、那覇市では沖縄セルラースタジアム那覇という奥武山の野球場があるのですが、そういうネーミングというのですか、施設命名権を県も考えて、自主財源が小さいものですから、自主財源の確保を少し考えないといけないと思うのです。九州の平均まで持っていけないといけないのではないかと思うのですが、総務部長、これについてどう考えていますか。

○小橋川健二総務部長 確かに自主財源比率が非常に低い、先ほど九州平均が37%と申しましたが、九州平均が35.3%、九州との差が7.6ポイントございます。そういう意味で非常に低い。県は今までのような取り組みをしているかということでございますが、例えば、みずから課税できる分については課税をする。その例が、今、超過課税というものをやっております。法人税関係で標準税率に上乘せをして課すものが平成27年5月まで引き続きやっている。あるいは法定外目的税で、この間、産業廃棄物税の導入もいたしました。それから、そのほかには徴収対策、主に県税ですが、コンビニ納付などいろいろな納税機会の拡大ですとか、あるいは滞納整理をやっている。そういう中でも、委員おっしゃるようなネーミングライツ、セルラースタジアムをやっているということでございます。実は我がほうでも、公共施設でこういったものが導入できないかということで現在進めております。行革プランの中にも位置づけまして進めておりますが、まだまだその実現には至っておりません。これについては引き続き検討していく必要があるだろうと認識はしております。

○新垣良俊委員 この施設命名権等も自主財源の確保には大事だと思うのですが、新税創設についてはどう考えていますか。例えば観光客に100円を負担してもらおうとか、そういう新税についてはどういうふうに考えていますか。

○小橋川健二総務部長 新税につきましても、この2年ぐらい、観光、それから環境関連税ということ

でいろいろ検討してきております。その中で、今具体的な検討をしておりますのが入域税、外から沖縄県にいらっしゃる方々に、1人何百円ずつという形で徴収する方法はできないものか。それから、レンタカー税、宿泊税—ホテル等に宿泊される方で一定の料金以上の方について、これも何がしかの税を課すことができないかということで、3つの税について、税としてふさわしいのかどうか、制度設計も含めて実は、県の内部のワーキングチームで検討しておるところでございます。

○新垣良俊委員 決算は、予算を計上して、できましたら不用額のないような体制でやってほしいのですが、自主財源の確保は非常に大事だと私は思っています。そういうことで、総務部、それから庁内の横断的な話し合いで、今27%の自主財源を九州の平均ぐらいには持っていけるようにぜひとも考えてほしいと思います。

○山内末子委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 まず、知事公室に質疑をします。主要施策の成果に関する報告書に基づいて質疑をします。

1ページになりますが、防災体制の強化は、もう2カ年と7カ月前になりますが、東日本大震災において大きな被害をこうむったわけです。そのことに対して県が一生懸命対応していることも存じ上げているつもりであります。まず、今回の防災体制の強化に対する事業の概要をお願いします。

○又吉進知事公室長 御承知のように、東日本大震災以来、それはもう沖縄県のみならず、全国的に防災体制といったものの強化は行政の最重要課題になっておるわけでございます。県といたしましては、平成23年度、平成24年度と沖縄県地域防災計画の見直しを適宜やっております。物の考え方から変えていこうということをしております。平成24年度は、どういったところに穴があるかといったことがございまして、まず、やはりこの災害で問題になった津波でございます。津波避難困難地域等の対象調査といったものを平成24年度にやっております。これを市町村にフィードバックいたしまして、市町村が津波避難困難地域を検証いたしまして県のホームページ等に掲載し、県民に周知していただく。今、自分たちがどんな危険なところに住んでいるかという自覚を持っていただくということです。また、これを踏まえまして、市町村と協力して防災マップ、避難所や避難経路の見直し、津波避難タワーの設置、それから防災行政無線など、ソフト、ハードの両面で



検討しています。現在の考え方といたしましては、まず逃げる。インフラにつきましては十分検討しているところがございますが、まず、来たときに速やかに避難するといったことを観点に諸計画を見直しているところがございます。

**○仲田弘毅委員** 県の調査内容の中に、避難困難地域という言葉が出ているのですが、これはどういう意味をなしているのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 端的に言えば、一定の高さの波が来たときに水につかってしまうということがあります。そこで、例えば道路が狭隘でありますとか、建物が密集しているとか、さらに高台に逃げる経路がないところをピックアップしてございまして、土木建築部が津波浸水予測図というものをつくりました。これを道路マップデータにかぶせまして、それを抽出しますと、避難場所を各市町村は指定しているわけですが、そこに速やかに逃げられない、逃げにくいところがございます。また、そこは交通手段としては歩行、あるいは車といったことも考えることとなりますと、津波避難が比較的難しいということもございます。

現在、ことしの12月20日に向けて、市町村に対してそのあたりを整理していただくようにということをお願いしております、年度内に具体的なはっきりした津波避難困難地域、あるいはそうでないところのデータを出していこうと考えております。

**○仲田弘毅委員** 知事公室長、公立の小学校、中学校は市町村の学校でありますし、特に私の地元の、私の母校であります与那城小学校は海拔ゼロメートル地帯なのです。ですから、津波が来て30分以内には高台に避難をしなくてははいけないのですが、学校の正門の前を県道が走っているわけです。そこを横切って高台に上るわけですが、こういった地域の問題は市町村とどういった話し合いがなされているのか。

それから、私の地域から沖縄市方面に向かいますと、泡瀬特別支援学校があつて、これは県立ですから県がやらなくてははいけないのですが、屋上避難をするにしても19メートルしかないわけです。しかも、身体に障害を抱えている寝たきりのベッドのままの方を屋上までどのように避難させるのかといったいろいろな質問が地域の比屋根の区長さんからありまして、我々はじかにタッチしていないものだからお答えのしようがない。もろもろの地域からの相談、特に地域のリーダーの方々との話し合いはどういうふうになされているのですか。

**○又吉進知事公室長** 県と市町村、それから市町村の中の地域の役割というものそれぞれあるわけがございます。そういった形で、市町村とは連絡会議を再三開かせていただいておりますが、まず統一して、9月に、沖縄県広域地震・津波避難訓練をやったわけですが、こういう訓練で今委員がおっしゃったような課題が明らかになってまいりました。誘導のあり方がどうか、あるいは誘導路がどうか、ここに誘導困難になるものはないか、また、災害時要援護者を誰が助けるのか。これは地域の方々が現場で合理的に動いていただくことが基本ですが、それに向けた訓練でありますとか、それからインフラの整備につきましては、県・市町村が一緒になってやっていこうという話をしています。そういう財源として沖縄振興一括交付金を使える部分もあるだろうと考えております。

**○仲田弘毅委員** 私の地元うるま市に洲崎もありまして、工業団地がありますし、IT支援を一生懸命頑張っている地域もありますし、それはほとんど海拔ゼロメートル地帯と言っても過言ではありません。避難タワー等を含めてしっかり対応していただきたい。

先日10月9日に、公共建築物における耐震化対策等について調べた調査結果が発表されているわけですが、これはショックではありますね。例えば、県庁とか各市町村の役場、それから公立小・中・高等学校といったもろもろの建物の調査の中で、震度6強の地震が来ますと倒壊する可能性がある建物が3800棟近くもあるわけです。子供たちは1日の大半を学校現場で過ごすわけですから、そういった中において、有事の際に校舎が倒壊した中で大変なことになるということを考えた場合に、これから将来を背負っていく子供たち、学校施設も含めて大きな課題だと思うのですが、そのことについて知事公室長はどういったお考えですか。

**○又吉進知事公室長** 全くおっしゃるとおりでございます、これはもう日本全国的な課題であります。耐震化がなされていない公共施設等の建物が沖縄にもかなりの数存在しております。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、当面とにかく速やかに逃げる、地震が来たら避難するという訓練をまずやる。さらに、インフラの整備でございまして、土木建築部におきまして、公共施設の耐震化調査、あるいは教育庁におきましても学校の耐震化について調査を行って所要の対応をするということになっております。ただ、これは若干時間がかかる

こととございます。そういうものを含めまして、やはり県民の生命と財産を守るという観点から、知事公室、土木建築部、教育庁、あるいは福祉保健部といったところがこれをテーマにいろいろ会議もやっております、全庁的に取り組んでまいりたいと考えております。

**○仲田弘毅委員** 本県の場合、例えば県庁、各市町村の役場があるのですが、全国的に公立病院系統は全国平均をクリアしている。沖縄県の場合は、公立小・中・高等学校、県庁、各市町村役場、教育施設等を含めて平均から落ちているという資料ですが、どうですか。

**○漢那宗善防災危機管理課長** まず、医療施設における耐震化対策等の状況です。診断率が全国で48.1%に対し沖縄県は36.4%です。あと、庁舎施設等における耐震化対策等の状況は全国68.5%に対し沖縄県20.5%という形になっております。あと、教育施設における耐震化対策等の状況の場合は、全国95.1%に対し沖縄県13.9%ということです。これは会計検査院の報告書になっております。

**○山内末子委員長** そんなに低いことはないと思いますが、もう少し確認してもらえますか。

**○仲田弘毅委員** 小・中義務教育課程と高等学校、県立はもっと高いと思うのですよ。しかも、十何%ということは考えられないですね。

**○漢那宗善防災危機管理課長** いろいろな表があるものですから、この中から見て拾っているのですが、後でまた細かい資料につきましては提供いたします。

**○山内末子委員長** 後で資料をお願いいたします。

**○仲田弘毅委員** 知事公室長、南海トラフの話もありまして、近々もっと大きな地震、津波が来るのではないかという中で、沖縄県は全国に先立って先進県と言われるような防災、あるいは減災に向けてももっともっと頑張っていっていただきたいと思いません。

2番目に、不発弾等処理事業費が2ページにありますが、不発弾について昨年の処理件数と、処理費用は大体どの程度かかっておりますでしょうか。

**○漢那宗善防災危機管理課長** 昨年度の不発弾処理の処理トン数ですが、沖縄県全体で23.7トン、処理件数は748件となっております。

**○仲田弘毅委員** 残念ながら、私の地元うるま市で不発弾の不法投棄もありまして、どのようにしてああいった形になっていくのかわからないのですが、間違いなくどこかで不発弾は発見されているわけで

すね。中身の火薬は抜かれたとしても、不発弾そのものが当時の離島の一角に不法に投棄されている。これは公德心、あるいは公共に対する、ある意味では全然理解をしていない方々の不法行為と考えているのですが、知事公室として、危機管理体制の中でこういった指導はどのようになされているのですか。

**○又吉進知事公室長** 先般、うるま市で88発の投棄不発弾が発見された。幸い大事には至らなかったわけですが、今おっしゃったように、どうも当該不発弾はどこからか持ち込まれた形跡があると聞いております。当然、これがもし発火可能であれば、火薬類取扱法等の不法行為になると認識しておりますが、これまでに発見された不発弾がそういった形であったことがありましたし、明らかに動かしたということもございました。また、全くそういう意識がなくて不発弾を持ち込んでしまった事例であるとか、あるいは修学旅行生が不発弾を持っていて空港で飛行機のチェックにひっかかったといったような事例もあったと思います。こういったものは、やはり大変遺憾でございまして、危機意識が足りないということだと考えております。

県といたしましては、不発弾の危険性の周知徹底といったものも、公用ポスター、あるいはホームページ等で広報し、また、市町村にも、不発弾を発見した場合は不用意にさわらないようにといったことを周知しているわけとございますが、工事現場で見つかったときにどのように対応するかとか、まだそういう意識の低い面があるかと聞いておりますので、少しその面の啓発活動につきましても力を入れるべきかと考えております。

**○仲田弘毅委員** 国としても、従来、公共工事に関して磁気探査は国の責任の名のもとに費用も予算もつけていただいた。ようやく民間工事についても国がある程度補助するようなシステムになってきております。これは大変喜ばしいことだと思うのですが、今、私たち総務企画委員会の中で、不発弾対策条例なるものをつくらうということでその中身を精査しているところですが、そのことについて知事公室長の考え方をお聞きしたいと思います。

**○又吉進知事公室長** 県議会として、やはり不発弾というものが戦後処理の大きな問題であるという認識のもとに、それを加速する、解決するという意味で、条例という形でおつくりいただく、その動きについては大変敬意を表したいと思っております。

ただ、現在、県の立場といたしましては、今は不

発弾関連の法令というものはないわけですが、これは長年にわたり諸先輩方が政府に要望し、要請した形で現在それなりの予算がついて不発弾の処理を年々行っているわけですが、また、不発弾は、性質上は大変難しいのですが、非常に慎重に取り扱わないと大事故につながりかねないということもございますので、とりわけ内閣府沖縄総合事務局、それから自衛隊といったもののお力をかりざるを得ないとなりますと、やはり政府機関に対して県条例で縛りをかけていくといったことについてはなかなか困難な面もございます。ですから、そういったものをクリアする意味で、県民の意識を啓発するでありますとか、あるいは県自身ももう一つしっかりと自覚してやるでありますとか、そういった観点の条例は大いにあり得ると思います。いずれにしても、これは議員提案ということで伺っておりますので、できるだけ御協力はさせていただきたいと思っております。

**○仲田弘毅委員** 続きまして、同資料冊子の247ページ、事業名は被害者支援・相談業務推進事業、これは公安委員会の事業になります。残念ながら、東京において、大きな希望を持って頑張っている女子高生の命がストーカーによって絶たれたわけですが、まず、ストーカーという一つの事犯に対して、公安委員会のコメントをいただきたいと思っております。

**○笠原俊彦警察本部長** 本日は、警察本部の各部長が出席しておりますので、お許しをいただきまして、御質疑につきましてはそれぞれ所管の部長から答弁をさせたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、本件については生活安全部長からお答えいたします。

**○親川啓和生活安全部長** まず、県内のストーカー事案の現状についてですが、県警察が受理したストーカー相談は、平成23年が107件、平成24年が88件、本年は8月末で74件で、前年と比較しますと19件増加しております。

**○仲田弘毅委員** 東京における事犯に関しては、警視庁から該当者の方に警告みたいなものも発せられているようですが、肝心の本人に届いていなかったという状況があるのですが、どうですか。

**○親川啓和生活安全部長** 警告については、これまで本人に届くように努力しておりますが、東京の事案については現在検証中でありまして、こちらでお答えはできない状況です。

**○仲田弘毅委員** 事犯としても大変厳しいと思うのです。これは人間対人間のことでありますから、好いたり

嫌われたりして、その中身について警察、行政がどれだけ踏み込んで対応していくかという大変厳しいことも理解しているつもりですが、こういう事犯がやはり本県にもありますか。

**○親川啓和生活安全部長** 本県でも、殺すと言う等の脅迫をする事案はございます。本県では、ストーカー相談やストーカー事犯を確知した場合には、相談者等の不安を早期に解消するとともに、身体の実安全確保と今後の保護対策を図るため、相談者の意思を確認する意思決定支援手続により各種支援措置を教示しております。また、署長が司令塔として署の相談事案について責任を持ってやっているということと、安全・安心統括官が本部の司令塔となっております生活安全部門と捜査部門が連携をして、こういう脅迫事犯があれば、被害者の保護対策と被疑者の検挙に当たっております。被害者保護の観点から、新聞報道等では出ていないのですが、本県でも、こういう事犯について大きな体制をとって対応した事例がございます。

**○仲田弘毅委員** 主要施策の成果に関する報告書245ページの安全なまちづくり総合対策事業、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例、いわゆるちゅらさん運動のことですが、平成16年、沖縄県で住みよいまちづくりをしようということで、前稲嶺恵一知事を中心として、教育委員会あるいは県民を代表して大きな組織ができたわけですが、平成16年から立ち上げられて、今回までその成果はどのようになってきたか。そして、できましたら観光立県を唱える沖縄県が住みよい安全で安心なまちづくりをするということで、きょうは警察本部長がお見えでありますので、決意を聞いて終わりたいと思っております。

**○笠原俊彦警察本部長** このちゅらさん運動は、委員の方々を含め県民の皆さん総ぐるみで犯罪を減らして、安全・安心なまちづくりをしていこうという運動で、非常に効果が上がっておりまして、刑法犯の認知件数は、平成16年にこの運動が始まって以降10年連続してずっと減少しているということで、大変効果が上がっていると思っております。私としては、これを踏まえてさらに運動を推進して、ぜひ安全・安心な沖縄県をつくっていききたいと思っております。事故や犯罪が少ない場所であれば、観光で来られる方も多くなると思っておりますし、また、移住をしたりといった人たちもふえてくると思っております。何といても、治安ということが社会のインフラでありますので、ぜひその面で頑張りたいと考えております。

○山内末子委員長 具志孝助委員。

○具志孝助委員 総務部長、恐らくこれまで何度も聞かれたことかと思っておりますが、特別会計の総務部所管の土地所有者不明土地管理特別会計、これは決算審査意見書も見ておりますが、どのようなものですか、まず、その特別会計の説明をお願いいたします。

○照屋敦管財課長 この土地所有者不明土地管理特別会計は、終戦後米軍が、焼失した公図や公簿の再生を図るため、土地所有権認定作業を行いました、何らかの事情で所有権の申請がなされなかった土地がありまして、それを管理してつくられた特別会計で、真の所有者が見つかるまで、その土地を県で管理している事業でございます。

○具志孝助委員 決算審査意見書にも書いてあるのですが、沖縄戦で公図及び公簿類が焼失して、所有権者がわからない土地を県が管理していることになっているわけですが、管理している土地はどのぐらいの面積、あるいは筆数、規模になるのですか。

○照屋敦管財課長 県管理と市町村管理がありますが、県の管理は筆数で申し上げますと1459筆、面積で言いますと72万3000平米ほど、市町村管理につきましては、筆数で申し上げますと1199筆、面積で申し上げますと約8万100平米です。トータルしますと、筆数で2658筆、面積で申し上げますと、約80万5000平米ほどになっております。

○具志孝助委員 これは結局どうなるのですか、目的は真の所有者に返還するために設置されたと書いているのです。

○照屋敦管財課長 復帰のときに引き継ぎまして、真の所有者が見つかるまで県と市町村で管理を続けています。

○具志孝助委員 そもそも目的は、真の所有者を見つけて、その所有権者に所有権を回復させるということだと言っているのですが、戦後68年、70年近くたった今日、新たに所有者が見つかるという可能性があるのかどうか。ここ近年、所有者が見つかって返還をした最新の事例は、いつごろどれぐらいの規模であったのでしょうか。

○照屋敦管財課長 今まで真の所有者が見つかって返還した筆数につきましては、累計でいきますと県管理につきましては373筆、面積にしまして16万8000平米ほど、市町村管理につきましては374筆、面積にしまして3万7000平米ほど、トータルしますと747筆、20万500平米ほど、これまでの累計では返還しております。また、今委員おっしゃるように直近の

ものがあるかといいますと、県については昨年度はございません。市町村につきましては5件ほどあります。

○具志孝助委員 数字だけではなかなか理解しにくいのですが、所有権者に返還した返還率はわかりますか。トータルでいいですよ。

○照屋敦管財課長 返還した率につきましては、筆数でいきますと全体の20.4%、面積で言いますと18.9%返還しております。

○具志孝助委員 今、県と市町村が管理しているのですが、この特別会計は県が管理している部分だけを指しているわけですね。そうすると、市町村が管理している部分の会計はどこが持っているわけですか。

○照屋敦管財課長 市町村については市町村独自で管理しているということで、どういうものを管理しているかという、墓地とか聖域を管理しています。それ以外につきましては県が管理しています。

○具志孝助委員 那覇市での土地所有者不明土地は那覇市が管理しているし、市町村はそれぞれが管理している。

沖縄県は、特に戦災がひどかったわけですから、公図の喪失も本土と比較して多いと思うのですが、本土の場合も戦後この方、同様に扱われているのですか。あるいは、新しい法律をつくって、市町村にも帰属させるというか、寄附するというような処理の方法は検討されていないのですか。

○照屋敦管財課長 沖縄県の場合は特殊でありまして、公図とかそういうものが全て焼失している。他府県につきましては、戦争が厳しい中でそういうものは疎開させたという話で、沖縄県みたいな事例は特殊だと聞いております。

○具志孝助委員 本土には所有者不明土地、いわゆる戦争による所有者不明土地は存在していないと理解していいわけですね。

○照屋敦管財課長 今、手元に資料がなくて、そこまでは確認できていません。後で調べて報告させます。

○具志孝助委員 総務部長、これはどうですか。県の権限ではどうにもならないことなわけです。私は後で少し触れたいと思っておりますが、やはり管理が不十分ですね。いわゆる収入未済額が大きいですね。なかなか管理がうまくいっていない。扱っている人たちが結局低所得者で、土地使用料が支払えないというようなことも書いてあるのですが、基本的にはこれらの土地はいつまでもこのような形で戦

後70年近くになろうとしている。町村で去年何件か見つかったということですが、県管理の土地で、最近で、所有者に返還したという事例はいつですか。

**○照屋敦管財課長** 平成23年に2件、返還しております。

**○具志孝助委員** 今ごろこうして出てくるというのは、所有者の確認を誰がどのようにやっているのですか。

**○照屋敦管財課長** 今ありましたように、戦後大分たちまして、なかなか証言する人がいないということで確認は難しいのですが、それにつきましては裁判でいろいろ証人とかそういう資料を出させて、裁判によってその人のものと判決が出た場合、県で返還しております。

**○具志孝助委員** その所有者も相続人になっているかと思われるのですが、私はむしろ裁判というような形で返還をやっていくことが、実際に真の所有者に返還されたかどうか、いささか疑問のような気がするのです。むしろ、これは国に訴えて何らかの形で処理をしたほうがいいのではないかと思うのですが、そういうような検討は県でやったことがないのですか。

**○小橋川健二総務部長** おっしゃるような問題があります。県の権限は、民法で言う権限の定めのない代理人という立場になっていまして、処分行為ができないわけです。専ら管理をするということになっています。これから生ずる問題は何かといいますと、今おっしゃるように平成23年に2件、その前の年もゼロ件です。それから平成24年もゼロ件です。そういう意味では、370幾つの返還の事例はありますけれども、ここ近年ほとんどないと言っていると思います。68年もたって、形状もみんな変わって、証言をできる方々もかなり高齢化をしてきたということもあって、なかなかいっちゃらない、非常に難しくなっております。また、戦後の混乱期に、そういう所有者不明の土地に住宅を建てているという例もかなりございます。ただ、県は5年を超えて、例えば改築の許可をしたりできないということもあったり、さまざまな問題があります。

一昨年ですか、実は法律の専門家、それから大学の教員等々を含めて、この問題をどういう形で解決しようかと委員会を設けて議論していただきました。結論から申しますと、現行の民法で言いますと、無主物は国庫に帰属するということですので、これはそういう処理ではいけないだろうということが一つあります。それから、そのほかの法律、沖縄振興

特別措置法などでも解決は非常に困難であろうということから、基本的には別の特別法をつくるべきではないかというような結論が出ております。それをもって、県も国に対して、そういう特別法をつくってくれというような要求をしております。その結果、今回の沖縄振興特別措置法の第62条の附則に、国が調査をしてしかるべき措置をとるとなっております。言わんとするところは、やはり県民の財産として大いに活用できるような法制度の構築をするというような内容だと理解しております。

**○具志孝助委員** 今、特別措置法の新しい立法を検討していて、これは沖縄の特別な戦後処理の一環だと思うのです。他府県になかなかない事例の問題だと思っておりますから、沖縄から声を出して処理をやっていかない限り、待っていてはどうにもならないと思っておりますし、今部長が説明のとおり、私は全くそのとおりだと。きのうも少し決算委員会で言ったのですが、土地使用料としては払いにくい、公営住宅もなかなか払わない、県立病院には医療費もなかなか払わないような人たちもいる中で、所有者不明の土地も、県のものでもないということが使用者側でわかっていると、余計にそういうようなものが出てきて、公序良俗上もよくないと思うのです。所有権を皆さん買いますかと言ったら、恐らく売るのでしたら喜んで買いますよというような実態ではないかと思うのです。売れるという前提でもないわけですから、この辺のことの調査はやったことがないでしょう。

**○照屋敦管財課長** 今、全体は2000筆ほどであると申し上げましたが、その中で貸し付けている土地につきましては全体で585筆あります。それについては今、県は管理しかできませんので、買いたいと言っても処分ができないということで、建てかえができないという相談は多々あります。

**○具志孝助委員** 一応管理している以上、地籍はきちんとなっているわけですか。処分しようとしたときに、あるいは借料をもらうときに、これらの土地は隣接地主との境界はきちんとなっているわけですか。

**○照屋敦管財課長** 今、全部は測量は入っております。貸し付けについては、特別会計で順次測量をしております。また、昨年度から国の委託を受けまして、全筆測量するというので毎年進めております。

**○具志孝助委員** 戦後もう68年、どこか切りのいいところ、節目のときに、よく国とも合議をして整理しないと、だらだらいつまでも真の所有者が見つ

るまで管理をしている。こういうことのもとに、この会計の処理の仕方、しかも使用料も収入未済で相当上がっているし、管理の仕方も十分ではない。中身を少し聞こうと思ったわけですが、基本的にこれらの枝葉末節の話ではなくて、この所有者不明の土地を戦後70年近くこんな形でやっているということ自体が問題だと思っていますので、抜本的な解決策に向けてひとつ頑張りたいと思っています。

あと少し時間がありますから、公安委員会にお尋ねします。

決算書の説明書の資料の2ページに過料とありますね。過料の予算現額が1億8100万円余り、調定額は2億1400万円、収納済額は予算現額よりも減って1億5500万円ですが、これは調定の仕方の問題があったのではないだろうかと思っているのですが、いかがですか。収入比率が72.4%と大変悪いのですが、もう1回この説明をお願いしますか。

**○綿引浩志警務部会計課長** 過料についてお答えいたします。

これは、主に平成18年6月の改正道路法の施行により開始された放置違反金の関係でございます。この制度自体が、不納欠損額(D)の欄を見ていただくとわかりますとおり、違反の滞納が775万6000円、県警といたしましては、滞納者に対する催促あるいは預貯金の差し押さえ等強制的な処分を含め徴収に努力しておりますが、滞納者に差し押さえる財産がないとか、滞納者の所在不明で徴収できなかったもの、調定額を確定する上で予定できなかったものが不納欠損処理として775万6000円ございます。

それから、収入未済額(E)欄でございますが、こちらについては同じ駐車違反金であります。早期回収に努めておりますが、回収の仕方としては、督促状あるいは催促状、電話での催促、それから自宅訪問等強力で推進しております。違反車両の運転者が出頭しないといった場合に、平成24年度中も非常勤職員の2名あるいは増員をしまして回収に努めております。さらに、地方税の滞納処分の例により差し押さえ等を行っております、(D)の欄、あるいは収入未済額の欄等を書いてある金額を調定額の段階で認めなかったということで、この収入済額との差が生じておるものであります。

**○具志孝助委員** 私が気にしているのは、過料は予算で1億8100万円計上しておきながら、途中で調定して頑張って2億1400万円上げるというぐあいに考えたのではないかと思うのです。ところが、結果と

して当初見込んだ予算よりも下回った。頑張ろうと言ったのにもかかわらず、結局、当初の予定額、予算額にも満たなかった、努力不足だった。みずからこの数字でそのようなことをあらわしているのかということで、反省するところなのかと思って聞いているつもりです。内部努力が足りなかったというようなことを言っていると思っているのですが、間違っていますか。そのような感じに見えるが、私の見方が間違っているか。

予算はこんなものだろうなど。1億5000万円ぐらい過料、滞納繰越金もあるだろう。あるいは現年度もこれぐらい見込めると思ったにもかかわらず、途中で調定をしてもう少し頑張ろうよと言ったにもかかわらず、当初の予算額も達成できなかったという結果になったと思って決算書を見ているが、違っていますか。

**○喜屋武正志交通指導課長** まず、この調定額等につきましては、当初の予算額と調定額は、過去の取り締まり件数からおおむねこれぐらいの取り締まり件数が予想されるということで、それに準じて算定をしております。ただ、実際に取り締まりをして、その件数が見込みより下がっておりますので、それでこのような結果となっております。

**○山内末子委員長** 照屋大河委員。

**○照屋大河委員** 主要施策の成果に関する報告書1ページ目、防災体制の強化について。先ほどあったように、東日本大震災を教訓にした取り組みは必要だと思えます。ただ、沖縄県においては、先日の台風23号、24号の来襲、それから、きのう、おとこの26号、南北大東島の様子も気になるところです。平成24年度における台風の防災に対する取り組みは、どういうものがあったのか伺いたいと思えます。

**○又吉進知事公室長** 沖縄は台風の常襲地ということで、台風の防災についてはそれなりの伝統があるわけですが、ちなみに、沖縄で最も問題になりますのは、いろいろな被害が出ますが、やはり農林水産業の被害が非常に大きいということでございます。直近で言いますと、10月8日現在ですが、台風23号の農林水産業の被害総額が29億9141万円でございます。また、先般の台風24号では、若干下がりますが、それでも9577万円で、やはり台風のたびにこういう形で被害が起きてくるということでございます。したがって、もちろん台風に関しましては予報を確実にいたしまして、県民に警告をするといったことをやりつつ、被害が生じた場合は、農業関係ですと資金の融資があります。

各施設につきまして、注意喚起をする。きちんと台風対策をしてくれということを警報が出た段階でやりまし、さらに農林水産分野等におきましては、ある程度風が吹くと被害が避けられないということをごさしまして、その被害が起きたときにセーフティーネット資金でありますとか償還猶予といった事後対策をやっていくということをごさします。中小企業につきましても、その被害が生じた場合にはということで、なかなか台風そのものの風をとめるといったことは難しい面もごさしますので、それを最小限に食いとめることと、被害が起きたときのリカバリーをきちんとやるという考え方でやっております。

**○照屋大河委員** 台風襲来、発生の状況、予報などがありますね。対策本部ができ上がったという報道を見るのですが、これは知事公室長が本部長となって予測をしながら設置するのですか。

**○又吉進知事公室長** まず、災害警戒本部という段階がごさいます。災害警戒本部は知事が本部長ですが、これは台風の襲来が予測されるという段階で、知事公室が所管となりまして、各部局に所要の警戒態勢をとらせるということをごさいます。さらに、非常に巨大な台風であると見込まれるとき、もう既に被害が生じ始めているという場合は災害対策本部といった形で、これは各部長が詰めまして情報収集に当たるといことです。ただ、特に近年は、こういう仕組みとは別に、知事が率先して本部を直ちに招集するという形をこの半年ぐらいはとっております。

**○照屋大河委員** 実際、招集された災害警戒本部として、先ほどあったように被害額などが集約されてくるわけですか、そこで集約をするという仕事があるということですか。

**○又吉進知事公室長** 対策本部では全部局長が集合いたしますので、各部局ごとにその被害の状況、対策の状況等について集約して知事に報告いたします。

**○照屋大河委員** 事後の取り組みですが、農林については先ほど言ったようにセーフティーネットとか農作物については財政的な対応をしていくと。ただ、護岸の決壊とか、各部局で事後の対応になると思うのですが、毎年毎年台風が襲来をして、まだ平成23年度の台風の被害が改修されていない。平成24年、そして、ことしの台風の襲来が目の前だと不安を抱えている地域が地元にあるわけです。そういった対応というものは、各部局でやるべきだということ

すか。

**○又吉進知事公室長** もちろん、部局任せということとはごさいませんで、そこで財政担当の総務部長がおりますし、全ての部長が状況を把握して、例えば県警でありますと信号が滅灯したとか、今おっしゃったような護岸、あるいは公共施設の被害、道路といったものがあるわけですが、そこはできるだけ速やかに県民生活を復旧させるといったことはしております。

**○照屋大河委員** 今言った点でいえば、うるま市の池見のビーチ、あるいは伊計島の棧橋とか、平成23年度の被害の改修がなかなか進まないという苦しみを訴える地域がありますので、次の台風でまた大きな被害に発展する危険があるわけです。そういう意味では、各部局と一緒に、財政とも一緒になって、そういう対応をぜひとっていただきたい。この主要施策の成果に関する報告書1ページにあります広域防災拠点の整備検討、実践的行動計画は、台風被害なども含めたものになるのですか、地震だけではなくて、そういう想定をされているのですか。

**○又吉進知事公室長** 沖縄の被害の特性は、やはり最も頻繁に来るのが台風ということで、台風への備えは基本でごさいます。ただ、東日本大震災で、津波といったものの危険性がかなり指摘されたものですから、少しそういうところを新たに加えたということをごさいますが、基本的に沖縄県においては台風対策というものはきちんと持っているという考えでごさいます。

**○照屋大河委員** 先ほど、防災への対応は県政への重要課題であるということでありましたので、そこは県民の生命、財産を災害から保護するということできしっかり頑張っていたいただきたいと思います。

次の2ページ目、不発弾処理も一緒になりますが、先ほど実績で23.7トン、748件ということで答弁がありましたが、これは前年度と比較していかがでしょうか。

**○漢那宗善防災危機管理課長** 平成23年度につきましては、件数887件に対し、処理数は38.1トンでごさいます。これは全体です。

**○照屋大河委員** この不発弾の解決までには、70年ですか、80年ぐらいというような言われ方をしています。平成23年度が38トン、平成24年度が23トンというペースはどのように考えていますか。

**○又吉進知事公室長** おっしゃるように、大体毎年30トン見当で進んでおります。これで計算しますと、埋蔵から計算して委員おっしゃったように70年とい

うこととございます。ただ、これはできるだけ加速したいということとございます。全くそういうことは変わらないのですが、ただ、やはり安全性ということがございまして、いろいろ聞くと実は最も不発弾の処理が進んだのが復帰の前後だったようでございます。ただ、このときは周辺住民の安全に関係なく、どんどん爆破していたということもあつたようです。こういうことは今の時代では許されませんので、やはりまずは発見する。安全確保をした上で処理のやり方を考えて一これは現地爆発であるとか、あるいはそれを回収するとか、そういったことで現在1カ月、2カ月かかっております。最終的に自衛隊が処理するわけですが、自衛隊の不発弾処理隊も結構件数があつてスケジュールがこなせないといった、少しブレーキをかけるような状況もございまして。したがって、できるだけ安全を確保しつつ促進するといったことで問題意識を持っておるわけとございますが、今、なかなか時間がかかるなというのが実感でございまして。

**○照屋大河委員** 先ほども、この問題については戦後処理という意味では国の責任だと、これはずっと繰り返し言っています。この予算、財源はどうですか。

**○又吉進知事公室長** 基本的に、これはほぼ政府が、国庫が見ております。ただ、一部、例えば休日に職員を出したときに職員の手当でありますとか、一時は病院の近くで見つかつて避難をするといったことがあつたのですが、その避難の手当はどうするか。これも基本的に国庫で見るということで解決したのですが、その都度その都度この費用負担につきましては、まだ課題がいろいろあるかと考えております。

**○照屋大河委員** 先ほど、安全性の問題だとかいう話がありました。予算的には、もう少しあれば、あるいはもっとあればというような問題ではなくて、むしろこの70年、先ほど知事公室長からあつたように、なるべく加速して早目に早目に解決しないといけないという決意の中で、予算の問題はどう考えているのですか。国庫からということですが、妥当な額なのか、あるいはもっと予算があれば、自衛隊の件数があつて順番待ちがということもありました。そういう意味で、予算ということはどう思われているのですか、受けとめられているのですか。

**○又吉進知事公室長** 予算はやはり事業の基礎となるわけとございまして、これは常に増額していただきたい。ただ、糸満市での事故の後、この処理の費

用は2倍、2倍ということで四、五倍になっておるわけとございます。それは、一つの事故をきっかけに予算の課題が少し見直されたということでしょうけれども、具体的に言えば、そこに存在するものを早期に見つけ早期に処理するという観点とございまして、それが戦後70年たつて、そこが住宅地であつたり、あるいは開発されたり、農地にしましても地形が変わつておりました、大変難しい面とございまして。したがって、そういう課題を一つ一つ洗い出した上で適切な予算をつけていくといったことが必要だと思っております。したがって、これは沖縄不発弾等対策協議会でいろいろな話をしておるのですが、探査の加速化といったところに重点を置いて、さらに見合いの予算をお願いしていくということになろうかと思つております。

**○照屋大河委員** この探査の加速化は、今、具体的に何年度、どのぐらいをめどにと答弁することができますか。何かシステムをつくるとかいう話—マッピングとか民間事業者の情報も聞いた覚えがあるのですが、その辺、具体的に今どういう作業なのか。

**○又吉進知事公室長** 不発弾が存在する場所はある程度激戦地であつて、市町村ごとに絞られている。ある程度蓋然性があるということで、そこを集中してやっていくということです。これは、やはり地元市町村の情報が非常に重要とございまして、その市町村における開発あるいは農地の整備といったものの中で、その土地を改めて使おうとするときに、ここに不発弾の危険性がないかという考え方でやっているわけとございまして。したがって、そういう需要が生じたときに、不発弾の問題を速やかにクリアさせるという考え方でございまして、そのために、市町村においてそれが有り得る場所、今後必要となる場所をピックアップしていく。それと、県の不発弾の広域探査計画を整合させていくという問題、さらにそういうものをきちんとデータベース化していくということとございまして。データベースにつきましても、政府も取り組んでおりました、沖縄の不発弾のデータベースといった動きもあるようでございまして、そういった形で今後この土地を活用していく上で不発弾による支障が出ないようにという考え方で進めていくということとございまして。

**○照屋大河委員** 実際に大きな事故も過去にはあつたわけですが。そういう意味では、予算も倍、倍にはなつてきておりますが、相変わらず70年かけてという現実ですので、ここはいろいろな方法、予算もさ



らに要求をしてもいいと思っていますので、さまざまな方策で解決、加速化を求めて頑張ってくださいと思います。

次ですが、主要施策の成果に関する報告書の3ページ目、基地の整理縮小及び在沖米軍兵力の削減等ということで、事業の効果の中に、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除について検討が進められているとこの時点では示されています。先日の日米安全保障協議委員会2プラス2でその合意について示されていますが、この内容について説明をいただきたいと思います。

**○又吉進知事公室長** そもそも、ホテル・ホテル訓練区域の水域の解除といったものは、沖縄の漁業関係者、とりわけ沖縄県漁業協同組合連合会一県漁連の強い要請に基づきまして、県としても沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協等で正式に政府に求めているものでございます。形状からすると、台形の水域の三角形の部分の解除してくれというのが具体的な要求でございます。これにつきましては、先日の2プラス2で政府から示された案では、この三角の水域について、ある時間帯にその通行を許可する。通行だけではなくて、そこでの操業も許可するという取り組みを検討するという合意がなされておりまして、その具体的な内容についてはことしの11月までに取り決めるという発表がございました。県としましては、これは県の要望を踏まえたものであって、一定の前進だと考えておりますが、漁業関係者は完全に永久に解除してくれということが要望でございまして、そういう意味ではまだまだ乖離があるわけでございます。ただ、実際にここを解除することによって、要望されているのは、そこで実際に漁業ができる問題と遠くの漁場に行くのにこれを迂回していかなければいけないので燃料代がかかってしまうという問題、この2つでございます。ですから、この2つの問題がどの程度今回の措置によって軽減されるかどうかをしっかりと見きわめてまいりたいと考えております。

**○照屋大河委員** 漁協一漁業協同組合の皆さんは完全解除を求める姿勢がある中、一定の今回の方針、一部解除の検討をするということも評価しているのですが、先ほど知事公室長からあったように、11月までに取り決める。知事も、その会談の中で、この中身についての担保は、というような発言もされていたようですが、11月までに県漁連が懸念する、要望する事項は、県としてさらに国に、2プラス2は、そういう期間があるのか。まずは国かもしれません

ので、そういう意味で要請をしていかないといけないと思っています。特に、漁業協同組合の皆さんは、一部解除で評価をしても、それが3年先、4年先であっては問題解決にならない。なるべく早目にそういう解除もしてほしいという要望もあるようですので、11月までに取り決めるというものに対する県の取り組みについてどう考えていらっしゃるのか伺います。

**○又吉進知事公室長** この問題について、先般10月8日に外務大臣から直接お話があったのですが、知事はその動きは評価するとしながらも、ぜひ具体的になるべく早くお示しいただきたいと言っております。つまり、具体性が少し足りないのではないかとということでございますので、これは今後、今月中にでも少し知事から正式に、政府に対して要望していきたいと考えております。

**○照屋大河委員** 具体的なものを示していただきたいということでは、示されたときに、先ほど言ったように漁協の皆さん、漁民の皆さんが了とするものではないかもしれないわけですから、その前に現に地元で漁業をする皆さんの声というものはしっかり届けるべきだという意味です。さまざまに国への働きかけをやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、2プラス2関連では、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定一日米地位協定の問題についても示されましたが、その点について説明を求めます。

**○又吉進知事公室長** この日米地位協定の問題につきましては、1つは運用改善の世界でございますが、返還前の基地内の立入調査について一定の枠組みをつくっていこうという合意がなされた。具体的な制度については、これはまた11月までに日米両国で話し合いをしていくといったことでございます。それから、新たに大臣からお話がありましたのは、米軍人等による刑事事件の米側での処分結果について、通報を受けて被害者の方々に報告していくということを日米で合意した。この2点でございます。それはそれで課題となっていた懸案でございまして、これまた一定の前進であると受けとめてはおりますが、日米地位協定のいわゆる運用改善という世界でございまして、かねてから県は日米地位協定は抜本的に見直すべきであるという観点からすると、これは運用改善にとどまったということは、物足りないというのですか、残念だと考えております。

**○照屋大河委員** 同じように、被害者の皆さん、親族の皆さんも、今回示されたものについては当たり前のものだという意見をお持ちですので、今、知事公室長からあるように、抜本的な見直しについて今後とも強くまた働きかけていただきたいと思います。

この2プラス2を含むさまざまな負担軽減、彼らが言う負担軽減ですよ。沖縄県民がそう評価しているわけではなくて、その負担軽減をもとに、辺野古移設推進、きのうの国会の所信表明でも安倍総理はそうおっしゃったようですが、県の普天間飛行場の辺野古移設に対する見解を改めて伺いたいと思います。

**○又吉進知事公室長** これは、報道で知事の言葉が正確に伝わらなかったということがございますので、そのときの知事の発言を正確にここで再現させていただきますと、辺野古の移設については、これはこれしかない。オンリー・ソリューションと書いて、これが進まないという表現があったり、ストラテジックにもポリティカルにもファイナンシャルにもオペレーショナルにもこれが唯一だ。我々は全く理解できかねるというのが、これが我々の正直な気持ちです。むしろ、実現可能性、迅速性、時間などを考えると、県外のほうが明らかに早いというのは、我々は変わっておりませんので、どのような御議論が日米両政府間であるのか、差し支えない範囲で教えていただきたい。これが正確な、大臣に申し上げた知事の発言でございますので、沖縄県の姿勢は変わっていないということでございます。

**○照屋大河委員** 次に、伝えてありました点があと1点ありますので、お願いしたいと思います。

主要施策の成果に関する報告書243ページ、少年非行防止対策事業、公安委員会の皆さんにお願いしたいと思います。その中における少年対策費について、その補導活動、検挙の実績などについて伺いたいと思います。

**○親川啓和生活安全部長** 少年非行防止対策事業の県内の非行少年等の推移についてお答えいたします。

本年8月末現在、本県における窃盗、傷害等の刑法犯で検挙、補導された少年は757人で、前年同期と比較しますと68人減少しております。過去3年間の推移は、平成22年1510人、平成23年1420人、平成24年1090人となっており、平成18年以降7年連続減少しております。

また、深夜徘徊等の不良行為で補導された少年は3万8357人で、前年同期と比較しますと1万1842人増加しております。過去3年間の推移は、平成22年4万1277人、平成23年4万4559人、平成24年4万887人となっております。平成18年以降増減を繰り返しながらも全体的に増加しております。

**○照屋大河委員** 立ち直り支援事業というものがありますが、伺いたいと思います。

**○親川啓和生活安全部長** 具体的な事業内容につきましては、少年警察ボランティアと連携した立ち直り支援ということでお答えします。

県警察では、少年警察ボランティアや関係機関と連携して、非行少年等の立ち直り支援や居場所づくりを実施しております。これまで実施した主な立ち直り支援活動といたしましては、種まきから収穫までの農業体験、保育園、銀行、ゴルフ場などにおける就労体験、大学少年サポーターによる学習支援等を実施しております。また、居場所づくりの主な活動といたしまして、三線教室、ギター教室の開催、バドミントン教室の開催、料理教室の開催、ハーリー大会への参加等を実施しております。

次に、立ち直り支援活動による効果についてお答えします。

立ち直り支援活動による効果といたしましては、規範意識の高揚による少年非行防止及び少年健全育成、刑法犯少年の減少、再非行の防止等が期待されるところであります。

**○照屋大河委員** この立ち直り、居場所づくりですか、以前、うるま署のあたりでは、問題行動のある少年たちを集めてハーリー大会への参加などがあったようですが、ことはなかったように聞いています。そういう意味では、沖縄県の少年、子供たちを被害者にもしてはいけない、加害者にもしてはいけないという思いで、こういう地域から大変評価のある事業も今後取り組んでいただきたいということをお願いいたします。私は終わりたいと思います。

**○親川啓和生活安全部長** うるま署管内においては、少年への支援活動として、一昨年平安座ハーリー大会、屋慶名ハーリー大会、浜ハーリー大会、平敷屋ハーリー大会など、管内市町村主体のハーリー大会へ参加させ、居場所づくりを実施しております。昨年と本年も少年等に参加を呼びかけましたが、参加には至っておりません。なお、本年は名護警察署、石川警察署、嘉手納警察署において少年の居場所づくりとしてハーリー大会への参加をしております。その他にも、少年への支援活動としまして、農業体

験や三線教室、就労体験等を行っており、県警察といたしまして、今後とも少年警察ボランティア等との連携により、少年の非行防止及び健全育成活動を推進してまいります。

○山内末子委員長 休憩します。

午後0時6分休憩

午後1時31分再開

○山内末子委員長 再開いたします。

先ほど、午前中の答弁の中で執行部から発言の訂正があるということですので、発言を許します。

又吉知事公室長。

○又吉進知事公室長 どうも失礼いたしました。

午前中の質疑の中で、耐震化率について聞かれまして、しっかりお答えできなかったことをお詫びいたします。

おさらいしますけれども、まず、庁舎等につきましては、これはもとは会計検査院が平成25年10月に出している会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書という会計検査院の数字でございます。公共建築物における耐震化対策等に関する会計検査院の結果ということですが、これによりまして、まず庁舎ですが、全国が70.4%、沖縄県は63.7%でございます。それから医療施設ですが、全国が76.1%、沖縄県は76.5%でございます。さらに、教育施設でございますが、全国で84.3%、沖縄県は78.2%でございます。

もう一点ですが、私は台風23号の被害報告、農林被害の桁を間違ひまして、29億円余りと申し上げたのですが、正確には2億9914万円でございます。大変失礼いたしました。

お詫びして、訂正をさせていただきます。

○山内末子委員長 よろしいですか。

余りにも数字に差があり過ぎますので、気をつけていただきたいと思ひます。

それでは続けます。

高嶺善伸委員。

○高嶺善信委員 総務部からお願いしたいと思ひます。行財政運営について監査委員の指摘もあるように、自主財源である県税収入が低いということで、自主財源の低さが指摘されております。午前中の質疑にもありましたが、27.7%は九州あるいは全国平均を大きく下回っております。この原因について、県の認識をお聞かせください。

○小橋川健二総務部長 午前中にございました27.7%、全国平均が43.5%、全国との差で15.8ポイント、それから九州でも本県を含めまして35.3%、九州と

の差で7.6ポイント、これだけの差がございます。数字的に見ますと、やはり自主財源の中でも一番大きな割合を占める地方税、県税が15.2%と沖縄の場合はなっております、ちなみに全国が24.8%、九州が19.5%ですから、やはり地方税、県税の部分が小さいということが言えると思ひます。

それから、もう一つ本県の財政構造ですが、自主財源が低いという逆の意味で、今度は依存財源がかなり大きいわけですね。その中でも国庫支出金の割合がかなり高いわけですね。これは沖縄振興特別措置法に基づく国庫支出金を中心になっていると思ひます。ちなみに、数字を御紹介いたしますと、依存財源の割合は本県が72.3%、それから全国で56.5%ですから、全国との差で15.8ポイント高いわけですね。それから九州が64.7%でございますので、本県が7.6ポイント高い。そのうちの国庫支出金がどうなっているかということですが、本県の場合は国庫支出金が28.3%、全国で13.7%、それから九州で15.3%ですので、やはり県税が小さいということに加え、逆に今度は国庫が大きいということが非常に自主財源比率を低くしている要因だと思っております。

○高嶺善信委員 ただ、他の都道府県から沖縄県は優遇されている、国の支出が大きいのではないかと、使い切れないぐらいあるのではないかとという皮肉を受けるのです。今のような構成比率で言うと、そういう認識にもなる可能性がある。私もかねて指摘してきましたが、例えば地方交付税、国庫支出金を1人当たりで絶対額で換算するとどうかとか、そういう全国と比べる指標で他府県との比較をしてくれませんか。

○小橋川健二総務部長 それでは、地方交付税、それから国庫支出金の2つで見ると、平成24年度でございますが、県民1人当たりの地方交付税の収入が本県が15万5000円、それから財政力指数が本県と似通ったような県、震災がございましたので岩手県は除いてやりますと19万5000円ですので、交付税については4万円低い。それから、国庫支出金でございますけれども、本県の場合が1人当たり13万7000円、類似県で言いますと8万3000円ですので、5万4000円うちのほうが多いという結果になります。ただ、この地方交付税と国庫支出金を合計いたしますと県民1人当たりでは本県が29万2000円、類似県平均よりも1万3000円ほど高いということにはなっています。ただ、29万円という額と1万3000円からいきますと、私どもの認識としましては類似県平均とほぼ同水準であるという理解をしていま

す。

**○高嶺善信委員** 以前、2004年度決算数字で受益率をはかって全国で10位ということで、類似県と見てもそんなに大きくはないという指摘がありました。私も2006年度の決算を見て、県民1人当たりの国費投入は類似県と比較して92%相当しかないというような指摘をしたことがあります。今の皆さんの説明によると、2006年よりかなり改善されたということですか。

**○小橋川健二総務部長** 申しわけありません、今2006年の数字で類似県平均をしたものがあつたかどうかよくわかりませんが、例えば、平成24年度は震災がありましたので、かなりの国費が投入されています。そこを比較するのは適当ではないと思ひまして、平成22年度、震災前の数字で言いますと1位が島根県で交付税と国庫を加えた額、1人当たりで37万8343円です。沖縄県は順位としては6位ですが、数字的には27万3264円です。そういう意味で、これは10万円の差がありますので、6位とはいへ、これだけ1位との差があります。それは、平成21年度以前にさかのぼってみましても、やはり同様な傾向でございます。

**○高嶺善信委員** やはり他府県の誤解を解いていくべきです。優遇されているわけではないのです。特に戦後68年、あるいは戦前から含めて、国の支援が十分ではないという認識を持ちながら、他府県と比べても決して優遇されていないということはちゃんと説明できるようにしていただきたいと思ひます。いずれにしても、この自主財源をいかに高めるかということは行財政上大切なことでもあります。

沖縄21世紀ビジョン基本計画では、例えば県内総生産は平成33年度には5兆1000億円程度、そういう意味で、かなり産業振興についての意気込みが感じられます。また、1人当たりの県民所得も、産業の成長とか雇用の増加などからして、平成33年度には271万円に増加すると見込んでいるのです。このような10年後の成長を想定した場合、自主財源というのは、特に地方税収入も大幅な増収の見込みになって、自主財源の比率も改善されるのではないかという感じがしますが、同じように産業連関表などでシミュレーションした場合、皆さんが想定する目標年次というものはどういう状態を想定しておりますか。

**○小橋川健二総務部長** 沖縄21世紀ビジョンで掲げております総生産でありますとか、就業人口でありますとか、1人当たりの県民所得でありますとか、

これも一定の仮定のもとで算出をしているわけですが、私どもが今持っております中期財政見通しで言いますと、4年分の見通ししか持っておりません。と申しますのは、この間にいろいろな制度改正がございます。今後も消費税の改正がございます。そういったことがあって、やはり10年は見通すのに非常に長いスパンだなということがありまして、実は今4年にしております。ただ、もろもろの制度改正のたびに、やはりローリングをしていかないといけないと思っております。ちなみにでありますけれども、今4年間の収支見通しの中で自主財源、そのうちでも特に大きな部分を占める県税がどういう形になるかということですが、これは平成25年度当初予算で891億円計上しております。これが5年後、平成29年度には956億円と見込んでおります。もちろん、経済成長率を見込んでそういう数字になります。これは年平均で言いますと、約16億円ずつがふえていくような試算が今ございます。

いずれにしても、成長の果実が県経済、そして結果として税収にはね返ってくるということは当然間違いないわけですが、現時点で10年後に税収を含めた自主財源がどういう形になるかと今少し示しづらい状況ではございます。

**○高嶺善信委員** いずれにしても、県民1人当たりの税収額は全国最下位ですので、単なる数字の羅列ではなくて、積み上げるときの産業や雇用と連携した数字の精度を高めていってもらいたいと思ひます。

そこで、課税自主権というものに少し触れておきたいと思うのですが、日米地位協定に基づいて在日米軍、特に在沖米軍及び構成員の地方税については一定の制約があるわけでありまして。そういう意味では、我々は自主財源の確保という意味で、このような問題も大きな影響を与えているなどと思っております。

そこで、日米地位協定第13条及び日米地位協定に基づく地方税法の臨時特例に関する法律第3条関連で、本県の地方税はどれぐらいこのことによって減免されているかについて御説明ください。

**○金城聡税務課長** 委員の質疑は、地方税法の臨時特例に関する法律に基づきまして、沖縄県の課税自主権が制限されているわけですが、その制限がなかった場合にどういった税額になるかという趣旨だと思ひます。臨時特例法に基づきまして、軽油引取税について課税をしてはならないという規定があります。仮に、これが県民並みに課税をされますと、試

算によりますと10億3000万円余の税収があるとされており、また、自動車税についても基本的に課税をしてはならないという規定がありまして、ただし、道路損耗に係る部分については課税してもよいと合意されていますので、その合意に基づいた特例税率が現在県税の課税となっています。

委員の質疑が、仮にその道路損耗以外の部分、財産課税という部分も含めて課税された場合の税収額を試算しますと、10億円余の税収が見込まれます。現在、道路損耗部分の税収が3億円強ですので、その差額として6億9186万円ぐらいの税収が確保できると思います。

**○高嶺善信委員** だから、この地方税法の臨時特例に関する法律によって、課税自主権というものが十分発揮できないような状況にある。こういった問題も、税負担の公平の観点から言って、やはり県民に説明責任を果たすためにも、早目に県が要求している日米地位協定の見直しもしっかりやっていくということが財源の確保につながっていくのではないかと思います、その辺の見通しについてお聞かせください。

**○又吉進知事公室長** 御承知のとおり、課税の公平という観点から自動車税、今、税務課長から説明のあった分野につきまして、これは不公平であるという認識のもとに、日米地位協定の見直しをやりたいということをお願いしているわけでございます。これは日米地位協定の一般論になりますが、再三答弁させていただいているように、政府は運用の改善をもって日米地位協定を今後処理していくという姿勢であります。県といたしましては、県が求める11項目、これは日米地位協定の本文をしっかり見直しさせていただきたいということで、あらゆる機会を通じて求めているわけでございます。引き続き、閣僚との面談あるいは軍転協、渉外関係主要都道県知事連絡協議会―渉外知事会といった場で求め続けてまいりたいというのが県の姿勢でございます。

**○高嶺善信委員** 税目がはっきりしている分でも、20億円近い減免がありますので、ぜひしっかり取り組んでいってほしいと思います。

それから、管財業務について説明をしておいていただきたいと思いますが、今、南北縦貫鉄道をどうするかということで導入に向けて動いております。軽便鉄道からスタートした県営鉄道も、県民の大きな期待を担って活躍してきましたが、さきの戦争で破壊されたような状況であります。今、運行停止状態でまだ廃業届は出ていないとかいう状況にあ

るようですが、この県有財産関係、鉄道関係、どのようになっているか御説明をお願いしたいと思います。

**○照屋敦管財課長** 復帰時点で引き継いだ旧軽便鉄道跡地の面積は約40万平米弱であると資料としては残っております。

**○高嶺善信委員** ざっと換算しても4400ヘクタール、膨大な面積になりますが、現状はどうなっているのですか。

**○照屋敦管財課長** 旧軽便鉄道跡地の大部分は、現在、国道や県道、市町村道として利用されています。国道についてはおおむね売却済みです。県道については、土木建築部へ所管がえが済んでおります。市町村道については、各市町村へ貸し付けを行っております。また、それ以外に民間の住宅や店舗等として貸し付けている事例もありますし、狹隘地とか崖地等で未利用になっている財産も一部残っております。

**○高嶺善信委員** 皆さんからの県有財産の所在の図面を見ていると、分筆されてかつての線路敷というものがはっきりうかがえるわけですが、きょうは指摘だけしておきます。引き継いだ県有財産、それからこの土地利用基本計画にどんどん使われていて原形を残していないもの、また、残っているところもありますので、こういうものも少し財産の現状を整理して、新たな鉄道の導入のときの国の責任をどう問うかという場合に、いろいろと説明に使えるようにやっておいてもらいたいと要望しておきます。

次に、知事公室にお伺いします。

旧軍飛行場用地問題ですが、平成24年度は、第一審の判決、第二審の口頭弁論といろいろあって、県の責任はどうだったのかという感じがしています。判決文を手にしてみましたが、もう時効が成立しているということで、皆さんが報告書を作成したころには想定していなかったような判決になっているわけですね。残念だと思います。いろいろな内容を見ると、私も腑に落ちないというものもありますが、まず県としては団体方式による解決というものを地主会と進めてきたわけですね。片や、こういう合意ができない分について、残念ながら訴訟に至った件もありますが、判決について内容も含めて県でコメントできる認識についてお聞かせください。

**○又吉進知事公室長** 今、委員が御指摘の判決というのは、旧軍飛行場用地問題につきましては地主会が9つありますが、この中の嘉手納旧飛行場権利獲得期成会と旧日本陸軍白保飛行場旧地主会が提起し

た土地代未払い、債務不履行について両地主会が連名で国を相手に平成24年4月に提起をしまして、平成24年4月に第一審が棄却され、控訴され、平成25年4月25日に控訴棄却、さらに上告提起といった形になっていると思います。

現在、上告提起という状況でございますが、県といたしましては、今、委員から少しお話がありましたように、この旧軍飛行場用地問題につきましては、各市町村がそれぞれの地主会との調整をしているわけですが、県といたしましては、団体方式、団体補償といった形でこの地域の今後の振興に資する事業を実施することによって、一つの慰謝としていくというような方針を持ってこれまで取り組んできたわけでございます。

その際、一部の地主会におきましては、個人補償を求め続けるということで、この2つの地主会がそうですが、さらに石垣市の平得の飛行場地主会の3カ所が個人補償を求め続けていて現在に至っているということでございます。訴訟につきましては、現在、そういう状況でございますので、県から何かこれを評価する、評論する立場にございませんが、県といたしましては、現在個人補償を求めている地主会につきましても、県が求める団体方式といった形、あとは用地払い下げを求めているところが宮古にもございます。そういう方針で呼びかけておまして、そういう話し合いができないかどうかということも現在探っているところでございます。

**○高嶺善伸委員** 昭和57年5月15日をもって一連の権利関係は時効が成立しているという判決になっているのは、大変腑に落ちない。我々は、直接国にどのような折衝をしたらいいかわからないから時間が過ぎたわけであって、皆さんも2度にわたる調査事業を実施していて、簡単に時効が成立したからということで切り捨てられるような権利関係ではなかったと思うのです。こういうものについてコメントできる立場にないというのは無責任な気がするのですが、どうなのですか。

**○又吉進知事公室長** 今御指摘のように、2度にわたる調査を行いまして、それに対する補償という形ができるのかどうか、さらに今回の訴訟にありましたように、債務不履行という形でやられるのかどうかということ、県の認識といたしましては、いずれも司法判断といったものが出てきておって、その方向で救済するのはなかなか難しいということでございます。さはさりながら、旧軍飛行場用地問題というのは一義的に大戦の遺物でございまして、戦後

処理の問題であるという強い県の求めに応じて、政府と県が調整をし、これをもって完全に地主の皆様のお話が解決したとは県も考えておりませんが、一定の決着を見ているというのが県の認識でございます。

**○高嶺善伸委員** 時効成立を援用することで国の責任が全くなければ、今後、未解決の地主会の話というのも厳しいのではないかと私は思うのです。だから、県は県で独自の理論武装をしながら、戦後処理としてきっちりと国に責任を求めていくという姿勢を堅持して、ぜひ残りの地主会とも早く、どういった解決策があるかについても一度地域の事情もよく聞いた上で、所在市町村も含めた話し合いに入ってもらいたい。どうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 既に市町村の協議会の中で決めた方式に基づいて那覇市、読谷村、伊江村、あとは宮古島市が一つの決着をしておまして、この整合という意味でも、県としましては、今この用地払い下げ、あるいは個人補償を求めている地主会につきましては、県協議会の方針について御理解を求めるとことを続けていくことにしております。

**○高嶺善伸委員** とにかく戦後処理という意味は旧軍飛行場用地問題だけではないのです。県はしっかりとした軸足を持って、引き続き誠心誠意取り組んで解決に向けて頑張ってもらいたい、これは要望しておきます。

最後に、福建友好交流事業の関連でお聞きしますが、主要施策の成果に関する報告書を見ても、できたものとできなかったものがあるのかと。所管もどんどん変わってきているので、まず平成24年度の交流実績についてお聞かせください。

**○照喜名一交流推進課長** それでは、福建友好交流事業についてお答えします。

まず、平成24年度の実績ですが、御存じのように、石原都知事の発言以来、福建省側とのパイプが若干弱くなりまして、昨年度については、友好憲章を締結して15周年という節目に当たりまして、県知事と福建省長とのトップ会談を9月に開催する予定でありました。ただ、先ほどの都知事の発言、あとは尖閣諸島の国有化ということで、知事と福建省長とのトップ会談については延期されたままということで、中止ということではなくて延期という形で福建省側とは今交渉しております。今年度もし状況が許せばということも考えておったのですが、そういうことでの福建省側からのアクセス、アクションはまだ来ておりません。

その中で県がやりましたのは、学生を10名集めまして、福建省側の福建師範大学と華僑大学が泉州市にあります。2つの大学に学生を送りまして、地元の学生、福建師範大学では30名、華僑大学では50名の学生交流をしまして、お互いの文化の紹介や共同プロジェクトとして合作の映画でもつくらないかということでのいろいろ企画、提案出しをしたと聞いております。それから、ことしの2月17日に沖縄コンベンションセンターにおきまして、日中の文化友好祭、中国のタレント、琴奏者等を招きまして、あとは日本側からも日本、沖縄の芸能人も集まりまして、2800名参加いただきまして、友好祭を実施いたしました。友好祭については、アンケート調査もあわせて行いまして、参加者の約半分の回答で90%以上が日中友好交流が大事だということの結果が出ております。あと、市町村レベルでも那覇市が福州市と交流をしておりますが、昨年度は那覇市で14名の小・中学生をお招きして、那覇市と福州市の児童・生徒交流祭を行っているという聞いております。主な交流事業はこういった概要でございます。

**○高嶺善伸委員** 交流のシンボルでありました福建・沖縄友好会館は今どうなっていますか。

**○又吉進知事公室長** 福建・沖縄友好会館につきましては、所管が商工労働部ということになっておりまして、そもそもの目的が一つのシンボルとしての経済交流というものを重点に置いてきたわけでございます。平成22年度に県が手を引く形になっておりまして、私はこの去る7月に見てまいりました。きちんと建っております。ただ、沖縄県人として大変寂しい思いをしたということでございます。したがって、所管が現在知事公室から離れておりますので、もう一度振り返りといったものをしなければならぬということで庁内で議論したいと考えております。

**○高嶺善伸委員** 先日、徐葆光の映画を見てきました。今こそ沖縄と中国がどのように交流していけばいいか、大事なときだと思っております。だから、沖縄県行財政改革プランで福州市の事務所を廃止してしまったというのは逆行なのです。縦割りではなくて、交流推進の立場からぜひ福州事務所をもう一度再開してもらいたい。これによって友好会館ももっと生きてくるのです。この辺について知事公室長、どうですか。

**○又吉進知事公室長** 先ほど、交流推進課長から答弁しましたように、日中関係が大変厳しい状況にございます。しかし、先日のフォーラムで申し上げま

したように、沖縄県が日中の交流に果たす役割、この地域の安定に果たす役割というのは極めて大きいということでございますので、さまざまな交流のあり方を検討してまいりたいと思います。御提案の件につきましても、今、具体的にあの会館をどうするかというのは、いろいろな権利、義務関係が錯綜しているようでございまして、なかなか簡単ではないと思いますが、きちんとした福州と沖縄の歴史的交流を高める活動をやってまいりたいと考えております。

**○山内末子委員長** 玉城義和委員。

**○玉城義和委員** まず、総務部長、先ほど高嶺委員の議論にも少しありましたが、地方交付税と国庫支出金の性格についても少し議論をしたいのですが、時間がないので、両方を含めた依存財源は幾らで、類似県と比べてどういう状況か、もう一回教えてください。

**○金城賢財政課長** 平成24年度の普通会計決算における県民1人当たりの依存財源収入は34万9000円でございます。これは全国平均の26万9000円に比べ8万円高い数字でございます。類似県のうち、岩手県を除いた9県の平均38万円に比較しまして3万1000円低くなっている状況にあります。

**○玉城義和委員** 2011年度の計算では、我がほうの依存財源は31万5000円、18位、類似県が41万2000円となっているが、これは確認できますか。

**○金城賢財政課長** 平成23年度で申し上げますと、国庫支出金と地方交付税の合計でいきますと、本県は第10位ということで26万4000円となっております。

**○玉城義和委員** 今年度と10万円近く差があるのですか。

**○金城賢財政課長** 先ほどの数字は依存財源、ほかのものも含めておりますので、地方交付税と国庫支出金のみと比較でいきますと、29万2000円ということで、先ほど申し上げましたところとほぼ同じ水準になっております。

**○玉城義和委員** 時間がないので、細かい話をやっているとお終わってしまうので、10年分ぐらい出してくれませんか。言いたいことは、高嶺委員も同じことでしたが、決して高くないということです。類似県に比べると沖縄県のほうが低いのです。だから、財政力指数0.3以下をみると十幾つあるね。比較して高くないのですね。私が言ったように10万円近く差があるのです。だから、こういうことをきちんと客観的に出して、高嶺委員も言っていたように、天下

に公表しないと何となく基地の問題を含めて沖縄県だけが優遇されているようなことが全国的にあるから、ここはきちんと対応してください。時間がないので、これだけにとどめておきます。

所有者不明の土地に関して、具志委員から午前中議論がありました。前半の部分はわかりましたので飛ばしますが、どう解決するかという問題です。民法を見ると、第239条というのは地主、所有者のいない土地は国庫に帰属するというのが第2項にあります。この問題との関連で、これについてはどう解釈しますか。

**○小橋川健二総務部長** 午前中に申し上げましたように、真の所有者の探索が容易ではないという状況に来ております。このままでいきますと、民法の規定によりますと、無主物の財産は国庫に帰属をするということになります。そうなりますと、これは戦後の中から生まれてきた事象でありますので、この財産については県民的に十分活用できる財産であるべきだろうという考え方があります。平成22年に法律の実務者、研究者等を含めた委員会で議論をしていただきました。その中で真の所有者の探索が容易でないということだけをもって、この部分を国庫に帰属させるというのは適當ではないというような結論になりました。

その結果、国に対して、これを抜本的に解決するための新たな法制度が必要ではないかとか、あるいは現状の所有者不明の土地の状況を調査する経費についても、全額国庫で見るべきではないかといったような要望を出しました。その結果、平成24年に沖縄振興特別措置法が改正された際に、附則としてわざわざ今回は国の責任で調査して、しかるべき措置をとるといったような条文が入っております。それに基づいて5年間の計画で全筆の測量調査をいたします。それに加えて、真の所有者の探索といったものも同時に行います。その結果を待ちまして、国との協議の中でしかるべき抜本的な解決に結びつくような措置をとってもらうように努力をしていきたいと思っています。

**○玉城義和委員** 第62条の附則に、結果に基づいて必要な措置を講ずると。今おっしゃるように、5年間かけてやって新たな措置がまた5年間かかって、10年かかるわけです。これでは本当に長過ぎるので、同じことを宙ぶらりんにして法的安定性も欠くし、早くやらなければならないということが我々の意見です。とりあえず民法の規定で国庫に帰属させて、国庫から県にそれを払い下げるといった方法はないの

でしょうか。

**○小橋川健二総務部長** これは先ほど申しました無主物だから国庫に帰属するというのは妥当ではないという結論の前に、今おっしゃるような一旦国庫に帰属させて、それを県に譲渡するという考えがとれないかということも、実は委員会の中では議論があったようでございます。それについても、今、真の所有者が探せない、あるいは死亡しているといながらも、相続人がいる可能性があるですとか、探索するのが事実上不可能であるということだけをもって国庫に一旦帰属させることについても、適當ではないというような結論になったようでございます。

**○玉城義和委員** それはそれで結論になったのはいいが、では、どうするかというのが見えないわけでしょう。だから、一応国庫に帰属させて、それを沖縄県に全部払い下げるといったことは制度的には無理なのですか。

**○小橋川健二総務部長** まだその各論までは行ってないと思います。

**○玉城義和委員** 要するに、早目に力を尽くしてやらないと、金もかかっているし、あと10年も待つてという話にはならないと思います。例えば、善意をもって管理している人たちに所有権が移っていくというのは民法ではないのですか。善意の管理をして、地主が見つからない。10年以上やって所有権の移転という制度はないのでしょうか。

**○照屋敦管財課長** 先ほどの沖縄県所有者不明土地検討委員会の中では、無主物の話だとか、今、委員がおっしゃるように時効取得の制度の話だとか、失踪宣告の話とか、不在者財産の管理制度とか、民法に規定されているさまざまな手法がとれないかというのは専門の先生方7名で議論していただいたのですが、基本的には無理、極めて厳しいということで新たな立法制度を設けるといった提言がなされております。

**○玉城義和委員** この第62条の附則と新たな立法というのは、どういう関連を持つのですか。要するに、必要な措置というのは新たな立法のことを指しているのですか、何を想定しているのですか。

**○照屋敦管財課長** 附則には、速やかにその実態について調査を行うと書かれていまして、今、全筆調査とか探索の調査を行っています。その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと書かれていますが、県としては新たな立法措置をして、県のものにして有効に活用したいという意向を持っております。



**○玉城義和委員** わかったようなわからないような話ですが、要するに、これから調査をして必要な措置を講ずるといのがあと何年かかるかという問題と、これが明らかに新たな立法につながるかということの関連性も含めて、これは非常にわかりにくいですね。だから、ここは早目に結論を出さないと、また同じことを10年も続けるという結果になると思うのですが、そこはどうですか。

**○小橋川健二総務部長** 平成22年に、新たな沖縄振興特別措置法ができる前に制度提言をしておりますのは、先ほど御案内したとおりですが、その内容としては、沖縄の復帰に伴う特別措置法に関する法律第62条にかわる新たな法律の制定ですとか、所有者不明土地の総合調査費用の全額の国庫負担といったものを制度提言したわけです。その結果、平成24年に沖縄振興特別措置法が改正をされ、附則が打たれたということから考えますと、私どもとしましては、特別措置法にかわる新たな法律の制定によって、この問題は抜本的に解決されるものと理解しています。

**○玉城義和委員** これ以上言ってもしょうがありません。

県警本部にバスレーンの問題です。私の持論ですが、国道58号を使わせてもらって、私も公安委員会の発行しているバスレーンの通行証をたまに使わせてもらっております。私は8時半から9時ごろ宜野湾市の大山のところを那覇市に向けて通るのです。9時半までバスレーンがあって、一番左側はもうがらがないのです。僕も、そこは何となく通るのが気が引けて右車線を通るのですが、左側はまるきりあいているものだから、右側の両車線は毎日混んでいるのです。見ていると、バスはほとんどがらがないのです。8時半を過ぎるとほとんど客が乗っていません。これは非常に不合理だと私はいつも思っています。

お聞きしますが、1つは、マイカーでも2人以上複数人が乗車している車をバスレーンに通すということはできないのでしょうか。

**○砂川道男交通部長** 最初のバスレーンの9時半までの規制について回答いたします。

バスレーンにつきましては、規制実施から40年近く経て、広く県民に御理解をいただいているものと認識しております。また、バスレーンの廃止や延長、規制時間の短縮を求める声など、さまざまな意見がございます。県警察としましては、規制の見直しによる県民のメリット、デメリット、それから県民の

コンセンサスを踏まえて、総合的な見地から今後検討を行っていきたいと思います。

次に、バスレーンの複数乗車車両についてお答えいたします。バスレーン規制につきましては、複数乗車車両のバスレーン通行を認めてもらいたいという意見がある反面、バスレーンの廃止や延長の声など、県民の中にはさまざまな意見があることを承知しております。バスレーンの設置目的は、交通量が多く公共交通機関である路線バスなど、輸送効率の高い車両の正常な運行に支障を及ぼすおそれのある道路において、バスなど特定の車両が通行しなければならない専用通行帯を指定することによって、交通の安全と円滑化を図ることにあります。御指摘の複数乗車車両のバスレーンの乗り入れは、専用通行帯の交通量を増加させる場合もあり、路線バスの正常な運行に支障を及ぼすと現在のところ考えているところであります。

**○玉城義和委員** 私はバスレーンの効用は認めているのです。問題は、バスレーンをやる前提は、一般乗用車からバスに乗りかえるというのが前提なのです。そうでなければ意味がないわけです。結局、バスは空で走っていて、右側2車線を混ますというのは愚策なのです。だから、あしたもやりますが、どのようにバスに乗りかえさせるかという方策をまずやること。それができないのであれば、せめて右側2車線を少し緩和するためにも、複数の人は一番左側に移していいではないですか。タクシーは1人乗って走っているのです。オートバイだって1人乗って走っているのです。それを認めておいて、何で複数は認められないのかということなのです。いかがですか。

**○砂川道男交通部長** バスレーンの複数乗車車両の通行を指定している県は3県あります。宮城県と新潟県、石川県で実施しております。乗車人員も2人から4人、県によって差はあります。そういった状況も勘案しながら、今後検討していきたいと思います。

**○玉城義和委員** 時間ですが、9時半というのは通勤時間帯としてはどうなのかとも思うのです。8時ぐらいまでが限界ではないかと思うので、もう少し時間を調整できないかというのをいつも思うのです。私も名護から通ってみて、宜野湾あたりから浦添あたりまでは混む状況を見ると切実なのです。だから、左の路線はがらあきで、2つの車線を混ますというのは、まさにこれはどうか考えなければいけないだろう。時間を少し短縮するとか、8時半

ごろまでで終わらせるとか、そういうことは考えられないですか。

○砂川道男交通部長 先ほど申し上げたとおり、規制実施から40年近くたっております。そういったさまざまな意見も勘案しながら、今後検討は図っていきたいと思います。

○玉城義和委員 企画部と県警の間でいささか意見が合わないというのもあるようですが、公共交通を使う習慣をつけるのは、私は非常に重要なことだと思います。ただし、問題は、バスに乗り移らせるという施策がうまくいっていないわけです。だから、こういう矛盾が起こるわけです。だから、これほどにかしななければならないわけです。警察も、混ませておいて、それでいいということにはならないでしょう。そういう意味では、ぜひ深刻に受けとめてもらって、早急にこのところは今申し上げる点も含めて御検討いただきたい、警察本部長、どうですか。

○笠原俊彦警察本部長 先ほど、交通部長から答弁させていただいたとおりですが、バスレーンにつきましては40年近くたっているということで、我々も、交通の状況でありますとか、道路の状況でありますとか、いろいろ変化もしているだろうと思います。先ほどのバスへの転換がなかなか進んでいないということも含めて、どういった形のバスレーン規制がいいのかどうか、今、内部でもいろいろ検討しているところがございますので、その検討結果に基づいて、変えるべき点があれば変えていきたいと考えております。

○玉城義和委員 次に進みます。知事公室長、アメリカへの発信の仕方です。私は前から言っていますが、吉川研究員のマーク・リッパート様という書簡があります。私は又吉知事公室長のかわりにこの手紙を書いています。又吉氏は知事を補佐する云々というのがあって、あるいは仲井眞知事が申請を許可した場合は、知事は即座に政治的立場を失いますなどという文章があるのです。これは公文書ですか、私文書ですか。

○又吉進知事公室長 公文書、私文書という定義が少しはつきりしませんが、この文書は任期付研究員が作成した文書でございます、その内容につきましては私が責任を持つものでございます。

○玉城義和委員 責任を持ちますか。

○又吉進知事公室長 持ちます。

○玉城義和委員 これを読むと、明らかに今申し上げたように、仲井眞知事が埋立申請を許可した場合

は、知事は即座に政治的立場を失う。そして、日米は交渉相手を失ってしまうという非常に踏み込んだ内容なのです。これは公文書で責任を持つとなると、当然知事はこういう申請は許可しないというメッセージになるのですが、それでいいですか。

○又吉進知事公室長 内容については正確ではありません。正確な内容を書いたことについては私が責任を持ちます。

○山内末子委員長 休憩いたします。

(休憩中に発言の意味について確認し、再度内容について質疑があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

○又吉進知事公室長 その文書は私が書いたものではございません。しかも、その内容については私のチェックが甘かったと認識しております。しかしながら、私は、彼女の上司でありまして、その責は私が負うものである、そのように申し上げております。

○玉城義和委員 2回目に出した文書も、申請の手続をぐだぐだと書いていて、非常に申請の手続が難しいというイメージの文章になっているわけです。これは文章上もいろいろな瑕疵があったりする文章ということですが、この2つの文章と知事公室長が3回にわたってアメリカに行かれて、それぞれ日本部長等と会った内容等々を見ると、どう見てもこれは沖縄県としては、申請については認可しにくい、イエスと言にくいというふうにとれるのです。

だから、私はちょっとうがった見方をすると、知事公室長の3回にわたる米国訪問での知事の立場の説明、楽観論に対するいさめ方等々を見ると、どうもこの文章も半分私の文書、半分県の文章らしく書いて曖昧にしておいてしまって、知事が申請を許可するのは難しいという地ならしをこの間ずっとやっているように私には見えるのです。知事公室長も3回行かれて、日本部長、国務相、国防相と会って、楽観論はだめですよ、違いますよ、こんなに厳しい話ですよということを言っているわけでしょう。そうすると、この文章もあわせて考えると、ことしいっぱいの皆さんの対米への情報の発信の仕方は、そうしか読めないのですよ。そういう理解を私はしているのですが、どういう感じがしますか。

○又吉進知事公室長 委員がそのような御理解をされたことについては、委員の御理解ということで私からコメントを發しませんが、少し御説明をさせていただきますと、主任研究員というものは広くなぜ沖縄の基地問題があるのかといった研究をさせているわけでございます。研究員の立場でございますの

で、さまざまな可能性でありますとか、あるいは県は日米安全保障条約を認める立場でございますが、このぐらいの兵力なら沖縄に置いていいよと言ったことは一度もございません。

しかしながら、研究の立場では、ある可能性としてこれぐらいの兵力が沖縄にあり得るかというようなことも、そこは研究をするわけでございます。ただ、それは当然県の公式見解ではないわけですが、そのあたりを研究することは私としては認めておりますが、今回の問題は、それがメールとして出されて、あたかも県の見解であるかのように受けとめられてしまったということございまして、これは大変私としても責任を感じております。

しかしながら、今後この対応といたしましては、そもそも研究員を置くに当たって、研究の自由さ、組織の公式見解と違った見解を研究するというのをどのようにさせるかということで、一つのやり方としては、防衛研究所的に政府と別の形で研究所を置くというのは一つの形だと思います。これは我々も検討はいたしました。しかしながら、そういう組織を置くにはまだまだ中身が煮詰まっていないということで、今、研究員を中に置いて、沖縄県職員の身分でこういう活動をしているわけでございます。

また、このメールにつきましても、リッパート氏につきましても、本人が本人ならではの人脈でふだんは持ち得ていないメールアドレスといったものを活用しまして、そういった意見を述べたということでございます。いずれにしましても、これが委員御指摘のような御理解とか、あるいはある意味誤解を招いてしまったことは私の責任に帰するところでございますが、もう少しやり方を考えてみたいと思います。

また、辺野古の問題につきましても、改めて確認ですが、県外移設を求めるといふ知事の考え方は変わっていないということでございます。

**○山内末子委員長** 吉田勝廣委員。

**○吉田勝廣委員** 総務部から始めます。説明資料の3ページ、これは従来県税もずっとやっていたので、税の話は新しい税の創設に向けて意見交換してみたいと思います。

私も議員になって、どうしても県税が他の市町村、あるいは他の都道府県よりも低い、では、どのようにすれば税収をふやせるのかという形で考えていたときに、レンタカーの税制をすべきだということをやっと歴代の総務部長にも言っていました。今、入域税と宿泊税については、東京都がやったホテル

税、入域税は伊平屋村、伊是名村がやっております。これまでもレンタカーの提案をしてから恐らく8年ぐらいになるのかな、10年になるのかな、それが1つ。

それから、先ほど高嶺委員が言った日米地位協定における免税措置をあらゆる方向で分析して、その免税措置された分は沖縄県として政府と交渉して、取るべきところは取るということも提言してきたつもりです。そういう意味で、総務部長、これから本当に腰を据えてどうするかということの決意を聞きたいと思っています。

**○小橋川健二総務部長** 新たな税については、先ほど説明しましたように、3つの課税客体について今ワーキングの中で研究をしている最中でございます。税については、制度設計、これが税としてふさわしいものであるかどうかを含めて、この後また専門家の話も聞いてまいります。今そういう段階でございます。

それから、日米地位協定に基づく免税の件については、租税法律主義でございますので、法律に基づいて私どもは課税をし、徴税をしているということです。ですから、日米地位協定、あるいはそれに根拠を持つ特例の税法がございますが、その中で課税してはいけないということになっているので、現在そうなっているわけです。ただ、その中でも、例えば自動車税については余りにも税率が低いのではないかとことがあって、実は平成9年ですか、いろいろな働きかけをした結果、平均で14%余り増額をしてもらっております。そういう意味では、日常的にといいますか、涉外知事会、あるいは軍転協などを通じて、私どもができる限りのことをやっていたという気持ちではございます。

**○吉田勝廣委員** だから、これはいろいろ話をしてから恐らく10年ぐらいになっているのではないかと僕は思うのです。今、ワーキングチームと言うが、いつをめどとして大体結論が出るかと言われたときには、どのように返事をしますか。

**○小橋川健二総務部長** 先ほど言いましたように、税としてふさわしいかということを含めて制度設計をやっている。要するに、どういう課税客体から、どういう形で徴収をすればいいかということをやっておる最中です。それから、専門家の意見もこれから聞いてまいります。そういう意味では、いついつのということは断定的なことは今申し上げにくいのでありますが、少なくともワーキングチームからの一定程度の結論は本年中に出示してもらうことにして

います。

**○吉田勝廣委員** それは頑張ってください。

最近、組織の在り方に関する基本構想が出されて説明を受けたのですが、気になるところがあります。例えば、環境生活部の環境関連部署、農林水産部の緑化関連部署とか、企画部の交通及び跡地利用部署とか、そういうことが総合的に関連していろいろつくるのだという話をしていました。なかなかそれが見えなくて、こういう新聞報道をされてから、これはどうなるのか、特に国頭村とか東村とか、大宜味村からも私に問い合わせが来ている。私もよく知らないものだから聞いてみようということで、ちょうど決算特別委員会があるから聞いてみようねという話をしたので、その辺、いかがですかということです。

**○比嘉徳和総務統括監** 今、緑化という問題と幾つかの部、課の再編ということをお尋ねですので、組織ビジョンを含む組織編成をめぐる現在の状況から説明させていただきます。

この組織編成のもとになっているものは組織ビジョンですが、これは知事の事務局の組織の在り方に関する基本構想に当たりまして、その内容は沖縄21世紀ビジョン実現にふさわしい今後の組織編成のあり方を示す、いわば総論に当たるもので、部の編成などを記載している、そのようなメインの内容になっているものであります。各論に当たる平成26年度の組織編成は、このビジョンを踏まえ、議員や関係団体の意見を頂戴しつつ、部に配属させられる課の体制を整え、11月議会に条例案を提出したいと考えております。

今回の組織ビジョンの特徴については、部に関しては部門制の導入ということを考えております。具体には、部や課が現在持っている権限や自立性をそのまま前提とした上で、沖縄21世紀ビジョン基本計画の戦略に従って4つの部門にグループ化しており、その中で各部門、各部に期待される役割を記載しているところであります。

具体には、公室・企画部門、福祉保健部門、環境・交通・県土部門、産業振興部門の4つになります。課に関しては、部門のこのような性格を踏まえ、一定の方向性を示すにとどめており、状況に機動的に対応するために、年度の組織編成に委ねているところであります。今現在、平成26年度組織編成の作業、行政管理課と関係課との調整が行われているところであります。この中で、今御質疑の農林水産部においては、所管している緑化推進行政に関して自然環

境の保全、再生、適正利用を強化する観点から環境部に移管する検討などを行っているところであります。

この検討を行っている理由ですが、沖縄21世紀ビジョンに立ち返りますと、沖縄21世紀ビジョンは5つの将来像がありますが、その1番目に沖縄らしい自然、歴史、伝統文化を大切にす島を上げておりまして、これには県民の強い願いがあると考えております。その実現のためには、ヤンバルの森林等自然環境の保全、再生、適正利用の施策展開について関係部署のさらなる連携、共同を図る必要があります。このことから農林水産部の緑化行政を環境部へ移管することを検討しているところであります。

ちなみに、他の都道府県においては、11府県において環境と緑化行政を同一部署で所管しており、栃木県、群馬県、神奈川県、山梨県、滋賀県、大阪府、兵庫県、香川県、高知県、宮崎県、鹿児島県などがあります。これらの事例も参考にしながら、今、関係部と調整しているところでございます。

**○吉田勝廣委員** 僕が言っているのは、農林水産部から離すわけだから、農林水で林が入っているわけだから、これは大幅な機構改革ではないか。北部、ヤンバルからすれば、これまで林業政策だとか、あるいは北部森林組合とか、水源基金であるとか、いろいろあるわけです。また、防潮林、防潮対策とか、今まで環境は全然かわりがなかったこと。今までやってきたのは昔は林務課といって、今は森林緑地課ですか、これもやってきたよと。ただ、そういうことが今後どうなるのかというのが大きな心配事であるわけです。そうすると、我々としても、もしこういう課が廃止されると、これは大変なことだという危機感を現在のところ感じているわけです。そういう意味からいって、慎重にこの問題は対処してもらえないかというのが私の意見です。

**○比嘉徳和総務統括監** 今の委員の指摘の点は十分承知しておりまして、これまで林業が培ってきた沖縄県への貢献、さまざまな貢献があると考えておりますし、これからも林業をしっかり育てていくということは変わりません。ただ、どのような部署で、どのような形で仕事をしたほうがより効果的かということを一生涯懸命調査しているところであり、その過程においてさまざまな意見を頂戴しながら調整作業を進めさせていただきたいと考えております。

**○吉田勝廣委員** きょうここでたくさん議論はしないが、各論になってきたときに大きな問題になる可能性があるのも、そこは慎重にやってもらいたい、

ここも要望でとどめます。

次に、警察本部、お願いします。公安の警察活動費の交通指導取締費のところですか。現在、よく信号機が多く、多くの県議の皆さんからも要請されていますが、この設置状況を説明してもらえませんか。

**○砂川道男交通部長** 平成24年度末における信号機の設置箇所は累計で2062カ所でございます。平成24年度におきましては、当初予算の18基に加えて補正予算の11基で合計29基の信号機を設置したところがあります。ちなみに、平成21年度は21基、平成20年度は16基、平成23年度も同じく16基、平成24年度では先ほど申した29基で、平成25年度は30基を予定しているところがあります。

**○吉田勝廣委員** 最近、交通部長がこの間も説明していたのですが、あちこち行くたびに歩車分離方式というのが目について、例えば僕が広島市の平和公園に行ったときにも各学校の近く、観光地、歩車分離方式の信号機がよく設置されておりました。これについて、沖縄県にこういう信号等があるのかどうかということも説明していただけますか。

**○砂川道男交通部長** 2062カ所の約3%の62カ所は歩車分離式信号機を設置しております。今後とも信号コース内における歩行者などの安全を確保するために、特に通学路においては歩車分離式信号機の整備を推進していくこととなっております。

**○吉田勝廣委員** 僕は歩車分離方式の写真をあちこちで撮っているのですが、沖縄県には歩車分離方式という標識はないですか。

**○砂川道男交通部長** 標識のある箇所とない箇所があるようです。

**○吉田勝廣委員** 交通の関係で言うと、基地内における交通事故がありますね。これは米軍同士だったり、米軍と民間だったり、また民間と民間だったり、この対処の仕方はどのようにやっているのでしょうか。

**○砂川道男交通部長** 基地の中については、第1次裁判権を有する一例え軍人同士等については憲兵隊がやりますが、それについてもたまに要請があります。それは初動捜査のときに、第1次裁判権を有する事故であるかというのがわからない場合、あるいは交通事故捜査に日本警察がたけている場合があります。そういう場合のアドバイスがあります。

それから、日本人が被害者、加害者の場合は第1次裁判権は日本側にありますので、必ず通報があります。そして、通報に基づいてこちらが調査して処理します。ただ、交通事故の場合は、そのようにな

りますが、交通違反、飲酒運転とか基地内での信号無視は日本の道路交通法が適用されないものですから、引き継いだときも日本の法律で罰することはできないので、注意をするという使い分けをしております。

**○吉田勝廣委員** 仮に、米軍が基地の中で飲酒運転して、日本人で働いている人がいますね。事故が起きたときにはどうするのですか。

**○砂川道男交通部長** 交通事故については、まず刑法に定める業務上過失、自動車過失傷害でこちらが捜査して地検送致します。飲酒運転については、先ほども言ったように交通違反でありますので、日本の道路交通法は適用されませんので、人身事故一本だけで送致することになります。

**○吉田勝廣委員** これから詳細については聞くとして、いろいろな問題があるようですので、これはまた次回質疑したいと思います。

もう一つ、基地内における犯罪、刑法犯の実態を説明していただけませんか。

**○比嘉善雄刑事部長** 基地内における米軍構成員等の刑法犯の検挙状況ですが、ことしの8月末現在で20件の26名を検挙しております。

**○吉田勝廣委員** 主な事案の内容について説明できますか。

**○比嘉善雄刑事部長** 窃盗であったり、器物損壊であったり等々、いろいろ多岐にわたっております。

**○吉田勝廣委員** 基地の中ですから、第1次捜査権とか第2次捜査権がありますね。その辺についても説明してください。

**○比嘉善雄刑事部長** 済みません、今の20件は基地内、基地外と問わず、米軍構成員等の数です。

**○吉田勝廣委員** 基地の中で結構です。

**○比嘉善雄刑事部長** 基地内につきましては1件、1名です。

**○吉田勝廣委員** その事案を説明してください。

**○比嘉善雄刑事部長** 基地内の1件、1名につきましては、米軍構成員の家族が基地内で同じ軍の兵隊の車からギター等を盗んだという窃盗事件です。

**○吉田勝廣委員** これは未成年ですか、成年ですか。

**○比嘉善雄刑事部長** 少年です。

**○吉田勝廣委員** いろいろな議論の中で、基地の中であったとしても、少年の場合は第1次裁判権は全部日本側にある、それは日米地位協定の何条に該当するのですか。

**○比嘉善雄刑事部長** 日米地位協定の第17条の第1項(b)におきましては、合衆国軍隊の構成員及び

軍属並びにそれらの家族が日本国の領域内において日本の法令に抵触する犯罪を行った場合には、基地内外を問わず日本、沖縄県で捜査をすることができるという形になっています。

○吉田勝廣委員 そうすると、これは軍属だから、未成年と未成年ではない場合はどうなりますか。これは未成年だけの適用ですか。

○比嘉善雄刑事部長 これは未成年もしかしりますが、家族というくくりがあります。

○吉田勝廣委員 家族が起こした場合は、第1次裁判権は日本側にあるということになりますか。

○比嘉善雄刑事部長 そうです。ただ、米軍の構成員の中には、米軍の構成員の家族というランクでは、たしか21歳未満で、その世帯主から生計の半分以上の援助をもらっているというくくりがあったと思います。

○吉田勝廣委員 時間がありませんから、詳しくはまたいずれやりたいと思います。いろいろなことが絡んでいるものですから、質疑していきたいと思います。

軍転協とか、さまざまな米軍基地に関する要請行動をしているのですが、この要請に対する日米両政府とか米軍関係の反応はどういう感じですか。

○又吉進知事公室長 それぞれの事案によって要請の内容が異なってまいりますので、それぞれの反応ですが、基本的には知事の上京に際しては閣僚が対応するというのが基本です。それは、そういう重みづけがあるのであると考えております。また、個々の事案につきましては、現在のロードマップ、SACO以来、沖縄県の基地負担軽減を図るというのが政府の基本施策だと聞いておりますので、そのことは日米両政府でも取り組んでいるということだと考えております。

しかしながら、個別の事案につきましては、知事の言葉をかりれば、のれんに腕押しといったような状況が続いているという共通認識がございます。また、普天間飛行場の移設問題につきましては、現在、日本政府と沖縄県側の立場は異なっている、大まかに言えばそういうことだと思えます。

○吉田勝廣委員 なかなか反応がないということですか。

○又吉進知事公室長 反応というか、しっかりとお話をさせていただいておりますが、それぞれの方針がなかなか合わないということと、全般的に見ると県民の思うような進展をしていないということだと思えます。

○吉田勝廣委員 日米地位協定にしても、日米地位協定の11に関するをずっと昔からやっている。それから、辺野古に対してもずっと昔からやっている。そうすると、例えば知事公室長がアメリカに行っているいろいろなことを発言したりするでしょう。知事公室長自身の向こうの反応、受け取りはどういう感じですか。

○又吉進知事公室長 私は知事の命を受けて出張しているわけでございまして、何かを訴えてすぐ成果という形ではありませんが、沖縄県の職員、沖縄県民の口から直接現在の知事の姿勢、知事の発言等を米国の担当者にお伝えするという責任があるかと思っております。したがって、これに対する反応というのは、先方の基本方針を出さないわけですが、とにかくこれだけのことはしっかり申し上げるという形でやっております。

○吉田勝廣委員 知事はのれんに腕押しと言っている。そうすると、西銘時代から訪米を何十回もずっとやっているわけだから、ずっとやってきてなかなか周りが見えない部分がある。この間のフォーラムがありましたね。そのフォーラムは非常に良かったと僕は思います。だから、そういうフォーラムを通して沖縄の問題を訴えるということで、知事公室長の最後のコメントも非常に良かったと僕は感動したのですが、今後、沖縄問題をどういう形で訴えていくのか、その決意を聞いてみたい。

○又吉進知事公室長 大変重たい質疑でございまして、お答えできるか非常に心配でございしますが、日米の基地がある状況というのは、日本政府、米政府の条約に基づく合意でございまして、したがって、この両国政府をしっかりと動かさないと、沖縄の基地問題というのは動いていかないということでございまして。そのためのさまざまな役割、市民運動は市民運動、政治家、政治の役割もありましようが、県としましては、しっかりとした県民の声を行政として聞いて、できる限りのことをきちんと日米両政府に申し上げていくという形で基地問題を動かしていくのだということを考えております。

○吉田勝廣委員 フォーラムをやったので、次の展開をどうするかということですか。

○又吉進知事公室長 万国津梁フォーラムは、もう少し客観的に沖縄の基地問題を考えてみてもいいのではないかとということで、沖縄県の基地が中国、台湾、あるいは朝鮮半島からどう見えているかということをしつかり専門家の分析をお願いすると同時に、県民自身が考えていく。その上で沖縄県の米軍

基地というのはいかなるものかということをごきちん  
と理解していこうということでございます。その向  
かうところは、当然沖縄県の基地の整理縮小でござ  
いまして、こういう勉強といったことは繰り返しな  
がら、一方、沖縄県の基地負担軽減、基地の整理縮  
小という方向に物事を向けていきたいということで  
ございます。

○吉田勝廣委員 皆さんが発行した「変化する日米  
同盟と沖縄の役割～アジア時代の到来と沖縄～」と  
いう論文を読むと、かなり沖縄県の姿勢とは違う部  
分も書かれているので、これはかなり問題提起をし  
ていると。ただ、書かれている内容を一つ一つ吟味  
する必要もあるのかと思っております。ですから、  
こういうフォーラムを那覇市だけではなくて、各地  
域でやればもっともっと成果が上がってくるのでは  
ないかという雰囲気はありますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 大変いい提案だと思います。  
ぜひそれは取り組んでまいりたいと思います。

○吉田勝廣委員 もう一つ、外務省は外交問題は政  
府の持ち分であるという言い方をするが、あのフ  
ォーラムの中で皆さんが言っているのは、沖縄県は  
米軍基地が相当ある。だから、基地問題を含めて外  
交問題は沖縄県の重大な課題であるということをお  
っしゃったので、その辺のところをもう一度、知  
事公室長、お願いします。これから日米両政府、あ  
るいは緊迫する東アジア情勢の中で沖縄の位置づけ  
というものは非常に重要な位置を増してくるし、そ  
れもまた国際情勢の中での沖縄県ということだから  
、かなり難しい局面を迎える部分はあるかもしれ  
ない。そこを毅然とした態度で沖縄県は主張する  
という決意が必要だと思うのです。そういう意味で知  
事公室長、これは本当に頑張らないといけないと  
思ったが、最後にその決意だけ聞かせてくれますか。

○又吉進知事公室長 おっしゃるように、沖縄県は  
130万人県民が基地に対する思いを持っております  
ので、これをしっかりと世界、この地域に向けて発  
進する努力を引き続き続けてまいります。

○山内末子委員長 前島明男委員。

○前島明男委員 まず、総務部からお尋ねをしたい  
と思います。

自主財源が九州の平均に比べても低い状況にある  
わけですが、そういう中で、少しでも県税の税収を  
高めていこうという努力が皆さんに課せられている  
と思うのです。税収を上げるための対策は、どうい  
う対策をとっておられるのか、お尋ねします。

○金城聡税務課長 県税の賦課徴収を行うに当たっ

て、今現在、税の完納をいただけないものについて  
見ますと、個人県民税と自動車税がありまして、そ  
れが収入未済額の約9割を占める形になっておりま  
す。個人県民税につきまして、それぞれその内容を  
見ますと、個人県民税というのは市町村が賦課徴収  
を行うという形になっています。個人県民税自体は  
県税であります。地方税法の規定で市町村があわ  
せて賦課徴収を行うという形になっています。そう  
しますと、その制度の仕組みから、県としては市町  
村の賦課徴収業務をいかに支援するかが徴収対策と  
して重要な課題になります。個人県民税の関係では、  
各県税事務所に個人住民税徴収対策協議会を設けま  
して、各県税事務所の所長とその地区内にあります  
市町村の副市長なり副町村長なりを構成員としまし  
て、その地区内における徴収対策の重要な部分につ  
いて基本的な事項を確認したり、今後どのように徴  
収対策を進めるかという調整協議を行っております。

また、県としまして人的に市町村の徴収業務につ  
いて具体的に支援するという形から、県税の職員を  
市町村職員の身分とあわせ持たせる併任発令という  
形をとりまして、市町村の賦課徴収業務を具体的に  
執行させるということを通じて、個人県民税の徴収  
率を上げていくという取り組みをしています。それ  
以外にも個人県民税の関係では、地方税法の規定に  
基づきまして、直接県が徴収をしたり、市町村の首  
長と県税事務所の所長が共同で催告書を発布した  
り、あと市町村の徴税職員を研修として県税事務所  
に受け入れたり、そういうことの取り組みをさせて  
いただいております。

あと、自動車税につきましては、自動車税の課税  
件数が40万台を超えるという形になっていま  
すので、膨大な件数であることがどのように徴収事務  
において考慮されるかというのが重要なポイントにな  
ります。したがって、県としましては、自動車税の  
納期内に県民が自主的に納めていただくことがまず  
第一に重要だろうと考えています。

そういう考えのもとで納期内納付を奨励するた  
めに、マスコミ報道を通じまして納期内に納めてくだ  
さいという広報宣伝をしたり、あと、コンビニとか  
郵便局などで税を納めることができるような環境を  
整えて、コンビニですと金融機関が閉まっている時  
間帯においてもあいておりますので、そこで納税機  
会を持たせるという取り組みをしたり、また、今年  
度平成25年度からは新たな取り組みとしてクレジッ  
トカードでも納付ができるようにし、県民が自主納  
付をしやすい環境を整えていく取り組みをしていま

す。

あと、地方税法に基づきまして、完納がない方で特殊な事情がないと思われるのにもかかわらず納税していただけない方には、毅然として法的な措置、滞納処分の手続きをとらせていただいたり、そういうことをさせていただいて徴収率の向上に努めております。

**○前島明男委員** 自動車税の不納欠損額が1億600万円余りあるのですが、聞くところによりますと、高級車を乗り回していながら、自動車税を払わない者もいるという話もよく耳にするのです。そういう方々に対しては、どのような対応、対策をしておられるのですか。

**○金城聡税務課長** 自動車税を納めない方に、今、委員がおっしゃるような方が実際にいるかというのは確認がとられておりませんが、自動車税というのは比較的少ない税額であろう。他の県税の税額から比べますと、おおむね3万5000円程度の税額になっております。そういうものについて納めないというのは、納め忘れがあったとか、そういうものがあるかと思えます。そういう部分については、今年度、コールセンター事業というものを実施させていただきまして、納期内に納めなかった方々を対象に、納め忘れがありませんかという形で自主納付を促しています。そのような手続きを講じた上で、それでもなお納めていただけない方については臨戸訪問をさせていただいて、納めてくださいという促しをするわけですが、それでも応じていただけない方については、財産の差し押さえなどについても手続きをとらせていただいて、自主財源としての県税の確保に努めているところであります。

**○前島明男委員** この1億600万円余の金額の中には、結局、幾ら催促しても払わないという方々の車も、財産差し押さえというのは恐らく車を差し押さえして競売か何かにかけるのでしょうか、その差し押さえした競売に付して得たお金も含めて、なおかつこれだけの不納欠損が出ているということですか。この不納欠損の額です。

**○山内末子委員長** 休憩いたします。

(休憩中に不納欠損について税務課長より説明があり、前島委員が勘違いしていたと発言あり。)

**○山内末子委員長** 再開いたします。

**○前島明男委員** これはかなりの額ですが、この内容の一部、どういったことでそういう金額が出ているのか、中身はわかりますか。大まかに言ってどう

いうものがあるのか。

**○金城聡税務課長** 不納欠損というのは、納税者が納税しようとしても納税する力、担税力と言いますが、そういうものが認められない。具体的に言いますと、財産がないというような状況であったり、もっと端的には不納欠損の場合、所在が不明である場合には債権として管理することが適当でないと思われまので、地方税法の中では所長がそういうものについて滞納処分の執行停止をする権限を行使します。滞納処分というのは強制的に税を徴収する手続きですが、そういう特別な事情があるものについては手続きをとめるということです。手続きをとめまして3年経過しても、なお担税力が回復できない場合には、地方税法の規定に基づきまして債権が消滅します。債権が消滅しますと、沖縄県の債権として管理することができなくなってしまいますので、不納欠損という形で会計上処理されるという形になっております。

**○前島明男委員** 当然、そういう方々は車は所有できないわけですね。不納欠損の対象となった方々、税を納めてもいないし、結局、そういう方々は車も持てないということでしょうか。

**○金城聡税務課長** 基本的に所有の自動車があって、それが財産差し押さえをして換価処分して、未収債権に充当できるかどうかポイントだと思います。余りに車両が古過ぎる場合には、手続きの費用と換価したときの金額が合わない場合もありますので。委員がおっしゃるのは、不納欠損したものの該当者は車両を必ず持っていないのかという質疑であれば、ケース・バイ・ケースであろうかと思えます。

**○前島明男委員** わかりました。

レンタカーに対する課税はどうなっていますか。沖縄で現在、ピーク時と通常時の台数、たしか夏期、4月から9月ぐらいの間になると本土からも何万台とレンタカーを持ってくるのだという話も聞いていますので、ピーク時と通常時のときのレンタカーの台数と、それに対する課税はどうなっていますか。

**○金城聡税務課長** 先に税の関係から答弁させていただきますが、レンタカーであっても自動車ということになりますので、県税であります自動車税がかかることになります。なお、軽自動車に該当するレンタカーにつきましては、市町村税としての軽自動車税が賦課されているものと理解しております。

委員のもう一つの御質疑で、年間を通じてレンタカーの台数が変動するのではないか、そのピークの台数は幾らかという御質疑ですが、具体的な資料は



持ち合わせていないのですが、直近の平成23年度の数字でいきますと、レンタカーの車両台数が2万1920台、データは沖縄総合事務局運輸部が発行するものですが、まだ新しい数字が出ていないものですから、把握している分では、一番新しい数字でその数字です。

その車両台数が年間を通じて変動するのではないかというお話ですが、確かに自動車税を課税された台数で、過去に、一度分析したことがございまして、夏場の前にレンタカー会社が車両台数をふやすという傾向が見られるように思います。夏場が終わりまして冬場に行く前に、その車両を県外に移動させるという形も傾向として見られるのかと思います。

**○前島明男委員** この課税ですが、一般の個人の自家用車、乗用車とレンタカーの課税金額はどうなっていますか、当然差があつてしかるべきだと思うのです。なぜかという、レンタカーは車を利用して営業して利益を得るわけです。我々一般の自家用車は、本土のように公共交通もそう発達していませんし、やむなく自家用車を持たざるを得ないという形で自家用車をほとんど一家に2台とか3台持つようになっていますが、レンタカーはそれで商売をして稼いでいるわけですから、当然課税の金額も違つてしかるべきだと思うのですが、その辺はどうなっていますか。

**○金城聡税務課長** 税の関係では、レンタカーというのは道路運送車両法の第80条第1項の自家用自動車という定義になっていたと思います。その定義においては、自動車税の課税と全く同じと理解されますので、自動車税の関係では全く同じ取り扱いになるかと思つています。委員がおっしゃるように、レンタカーを貸与する形で事業収益があるのではないかと、そこに課税をすべきではないかという意図であれば、仮にレンタカー会社が法人であれば法人税なり、県税で言いますと法人事業税なりというのが別にその所得に対して課税されることになるかと思つています。

**○前島明男委員** それでは、質疑を変えます。

今度はYナンバーの課税ですが、民間人に比べると自動車税が3割と聞いております。Yナンバーも同じように県内の道路を走っているわけですね。道路の傷みぐあいにしても何にしても同じなわけですし、それを日米地位協定によって3割になっていると思うのですが、3割以外、残りの7割については国から交付税とかで補填があるのですか、Yナンバーに関してはどうなっていますか。

**○金城賢財政課長** 米軍人等に係る自動車税の税率軽減分につきましては、地方交付税の基準財政収入額において軽減した形で算入されておりました、その結果、平成24年度では約4億7000万円程度交付税で措置をされているという状況でございます。

**○前島明男委員** わかりました。

今度は、知事公室にお尋ねをいたします。知事公室長、東南海地震もいつ起こるかかわからないという状況の中で、いざ大きな地震が起こつて津波が発生したと想定したときに、海岸に近いところに住んでおる方々の避難場所として、当然近くにある高層のビルに恐らく避難をせざるを得ないと思うのですが、ビルの所有者との緊急時の契約、そこに避難させてほしいという契約はどこか結んだところがありますか。全然ないのか、これから結ぶ考えがあるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

**○又吉進知事公室長** ただいまの御質疑の津波避難ビルは市町村が指定することになっております。所有者との間で協定を結びまして指定いたします。ことしの2月22日時点ですが、県内で111施設、14市町村で津波避難ビルに指定されております。また、この時点ですが、名護市が2月の時点でホテル3カ所を指定予定ということになっておりました、111プラス3ということで114カ所程度が委員御質疑の津波避難ビルに指定されているものと考えております。

**○前島明男委員** 当然これは住民の財産、生命を守るという立場から、まず一義的には市町村だと思つたのですが、県民の命、財産を守るという立場からすれば、当然県も積極的にその辺を市町村と一緒になつて対策をとるべきだと私は思うのですが、知事公室長のお考えはいかがですか。

**○又吉進知事公室長** おっしゃるとおりでございまして、一つの減災対策としての津波避難ビル、さらに専用の津波避難タワーといったものが全国的に検討されているようでございます。静岡でしたか、それがもうでき上がったというニュースも聞いておりますが、沖縄復興一括交付金を使いまして津波避難タワーといったものを現在計画のところは3カ所ございます。1つは那覇市、那覇市はことし5月に交付決定しておりました、報道によれば松山にそういった形のものをつくっていくという計画を翁長市長が表明しております。それから、多良間村では現在建設中ございまして、今年度中に完成の予定です。これは見きわめてまいりたい。さらに、与那原町が去る7月に交付決定を受けておりました、現在

設計等を行っている」と聞いております。

○前島明男委員 3カ所、那覇市、多良間村、与那原町ということですが、県内市町村を見渡しますと、タワーはもっともっと必要だと私は思うのですが、県が県内全体を見渡して、あと何カ所ぐらいタワーの建設が必要だと思っておられるのか、その辺、お聞きしたいと思います。

○又吉進知事公室長 県がそういうものの重点地区を、今こことここと申し上げるのはなかなか難しいのですが、避難ビルの指定状況を見ますと、一番多いのが与那原町でございます。与那原町は18カ所、マンション、アパートを指定しております。これは突出した数字でございまして、14市町村の中でも、恐らくそれだけ与那原町の地形からして意識が高いのであろうと考えております。また、石垣市が8カ所といったところで、ゼロというところもかなり多いということでございます。したがって、これは現在、防災力の検討に関する会議を定期的に関わっておりますので、そういった中でも注意を喚起したり、市町村の御意見を伺ったりして、県としてできるだけのことはしてまいりたいと思っております。

○前島明男委員 2週間前でしたか、3週間前でしたか、糸満市の方から県民相談といひますか、相談事があるって呼ばれて現地へ行きました。県営住宅のあるところですか。真栄里県営住宅だったか、糸満市役所から南のほうです。130世帯ぐらいの県営住宅があって、そこに住んでおられるのですが、敷地が袋小路になっているというか、出入り口が1カ所しかなくて、津波が来たとか、何か災害が起こったときに、結局、1カ所しか出入り口がないものですから非常に危険というか、緊急時には大変なパニック状態に陥るのではないかと、抜けどですよ。

川があるので、そこに橋をかけてもらいたいという要望があって私は現地を見に行ってきたのですが、そういう災害時に緊急避難するのに適さない場所が何カ所か県内でもあるのではないかと。糸満市から相談を受けたので私は見に行ったのですが、県内にもそういうところが何カ所か恐らくあるだろうと思っておりますので、それを点検して、県営住宅ですから土木建築部にもそういう話はしてありますが、皆さん方のほうでも緊急避難時の退路を確保する意味からも、全県でその辺の点検をやってもらいたいと思っております。いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 午前中にも答弁させていただきましたように、津波の避難困難地域といったものがございまして。これは土木建築部が作り出した浸

水予測調査、それに市町村がハザードマップといったものをつくっておきまして、それであぶり出されてくるわけです。困難地域になった部分につきましては、当面はどのような避難経路を確保するかということが問題になるかと思っておりますので、そのために必要なインフラ等につきましては、県の土木建築部、農林水産部、さらに市町村とも十分調整してまいりたいと思っております。

○前島明男委員 最後になります。県外から来られる観光客、那覇空港を利用する観光客は何万人か正確な数字はわかりませんが、恐らくピーク時には1日1万人、2万人ぐらいになると思うのです。そういう人たちの避難のときの対策、どこにどのように退避させるのか、その辺は考えたことがありますか。

○又吉進知事公室長 沖縄県の防災計画におきましては、農林水産部は農林水産部、土木建築部は土木建築部といった形で各担当部局がつくっております。この中で文化観光スポーツ部の担当は、まさに今、委員がおっしゃった部分がございます。その課題といたしましては、やはりホテル等に滞在して海に近い。その場合、ホテルの中で避難誘導をするという問題です。それから、日本語がおわかりにならない方々がいらっしゃる。この方々にかかにお伝えするかといったところでございます。今、文化観光スポーツ部でその部分の対応をやってございまして、今手元にないのですが、しっかりと部局において、今、委員がおっしゃったような対応はとってまいりたいと考えております。

○前島明男委員 観光客、私が先ほど申し上げたのは、空港内で何か緊急事態が発生したときにどうするのかということですが、やはり県外からいらっしゃる方々を、緊急避難時にはどうするのだということも大事なことで、観光客のことですから文化観光スポーツ部の範疇だと思うのですが、知事公室も横の連携も十分とっていただいで、対策をしっかりとっていただきたいと思っております。これは要望としておきます。

終わります。ありがとうございました。

○山内末子委員長 休憩します。

午後3時26分休憩

午後3時49分再開

○山内末子委員長 再開します。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 午前中から自主財源をどうするかということでの話があるのですが、昨年から沖

縄振興計画で自立する沖縄県をどうつくるかということからすると、我々沖縄県は自主財源の割合を含めて金額もふやしていかないといけないというところがあるのです。取り組み等々目標的な金額等がありましたら、示してもらえるとありがたいと思います。

○小橋川健二総務部長 特に目標という数字を置いているわけではありません。ただ、中期財政見通しをこの6月に公表いたしました。これらは今後の財政運営の指針としようということで、そういう意味ではトレンドを、どういう姿になっているかということが今後の指針になるようにということをつくったものでございます。

ただ、先ほど来質疑がありました10年間の沖縄振興計画を実施していく中で、自主財源がどういう形になるかというような御質疑、そういう関連でもあろうかとは思いますが、実は10年というのが非常に長いスパンだと。いろいろな制度改正がございます。税もそうです。それから、社会保障関係も制度改正がございます。10年間を見るという意味では、財政運営の指針とするには非常に粗い感じがいたします。そういう意味で4年間に限ってやりました。

この4年間ということに限って、今、自主財源がどうなるかということをお答えするとすれば、この中の大宗を占める県税が、これは内閣府の経済財政の中長期試算で示された経済成長率などを踏まえて試算しておりますが、平成25年度が891億円でございます。平成29年度には956億円と見込んでおまして、年平均でおおむね16億円程度増加していくという見込みは今のところも持っております。

○當間盛夫委員 やはり見込みを持っていくということであれば、現在、平成24年度で27.7%という形があるということでしたので、九州平均で35%ということであれば、最低限九州平均まで自主財源を持っていくのだという気構えがないとだめだと思っておりますが、どうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 自主財源の比率が低いということは、その中の県税の割合が低いということでもございますが、もう一方では依存財源、その中でもとりわけ国庫支出金の割合が非常に高いということの結果として、相対的に自主財源比率を下げているところもございます。県税の絶対額からいいますと、本県が全国でも37位ぐらいに位置しております。確かに1人当たりになりますと、人口が多い、それから15歳未満の子供たちの数も多いということもあって、1人当たりの税収は非常に小さいわけですが、

絶対額からいいますと決して47位とか46位ということではございません。ですから、自主財源比率を高めていくためには、絶対額をどんどんふやしていかないといけないだろうということは問題意識として持っておるつもりでございます。

○當間盛夫委員 言うとおりでですね。絶対額をふやすということが沖縄振興計画の成果がどうあったかということになってくるわけですから、そのことをぜひやってもらわないといけないということと、県税の徴収をどうするかということよりも、沖縄振興計画でこれだけ企業誘致をするのだとか、金融特区だとか、いろいろなことを沖縄振興計画でやっているわけですから、そういった企業の法人税、いろいろな部分での税収のふえ方がないと、今度の沖縄21世紀ビジョンが成功したかどうかというのはそれにかかってくると思っております。その辺はどうでしょうか。

○小橋川健二総務部長 沖縄21世紀ビジョンの中でも、総生産額が5兆円になるとか、あるいは1人当たりの県民所得も270万円になるとか、そういったような一応の試算はしております。その目標をどう達成するかということですが、沖縄振興一括交付金というものができました。それは使い勝手がいいということのほかにも、ボリューム的にも沖縄振興予算がかつて2000億円台の半ばぐらいまで来たものが、今やもう3000億円になった。その中でもソフト交付金のように使い勝手のいい交付金ができたと意味からすると、これまでできなかったようなきめ細かなことが今できるようになりました。離島振興、子育て関係も使えるようになりました。もう一つは、規模が大きくなったということで、これもまたできなかったような大型事業ができるようになりました。沖縄IT津梁パークの中におけるさまざまな事業、それから国際物流関係の事業といったものは、将来的に担税力を強化する事業になるのだろうと思っております。

ですから、委員おっしゃるように、そういうところに今予算がつぎ込めるような環境ができてまいりましたので、この10年間は、こういうきめ細かな子育て、離島もやりながら、担税力を強化するという取り組みも非常に必要ですので、今それはまさにやっているところだと認識しております。

○當間盛夫委員 今、沖縄振興一括交付金の部分でのお話もありましたので、こういう形で国、要は国民の税金を我々は受けているわけですから、その中で自主財源をふやすということで、先ほど環境だと

か観光とか、入域税という話があるのですが、こういう税金を受ける中で、また来る皆さんから入域税を取るのだとか、観光税を取るのだという形になってくると、二重課税になっているという認識はどのようなのでしょうか。

**○小橋川健二総務部長** そこは税の非常に技術的なところだと思います。ただ、今のところ、私どもは課税目的が違うということが一つありますので、すぐに二重課税になるかどうかということは今考えておりません。ただ、おっしゃるように、これから専門家の意見とか、この税を実現するためには総務大臣の同意も得ませんといけませんので、その中でこういう議論は出てくると思います。ただ、私どもは、それはそうではないという向きで今研究を続けているところでもあります。

**○當間盛夫委員** この部分はこれで終わるとして、決算とは全く別個なのですが、委員会でもお話ししたように、来年4月1日から消費税が上がるということで、その分の県の補助事業なり、そういった部分での来年4月1日を迎える中での宿題があったと思うのですが、その負担分はどのようなのでしょうか。

**○田端一雄財政統括監** 来年の4月1日に消費税が上がるわけですが、例えば3月31日までに請負契約をやった場合、それ以前に引き渡す事業については全て5%になります。4月1日以降に引き渡しをするものは経過措置がございまして、ことしの9月30日以前に契約をしたものについては5%、10月1日以降に契約をして来年4月以降に引き渡すものについては8%の消費税が適用されるということになりまして、これに伴って県が発注する工事につきましては、それに見合う対応をする。例えば、ことしの10月以降に契約した工事で、それが来年4月以降にずれ込むものにつきましては、5%で積算していたものを8%で変更して契約するといった取り扱いになるということでもあります。

**○當間盛夫委員** これは県がやる事業はそうなるのでしょうか、施設等いろいろな福祉団体の補助事業というのですか、助成事業は、アップ分というのは施設、受けた側が見合うということになるのですか。

**○田端一雄財政統括監** 消費税については、基本的には生産、流通それぞれの過程を経て、最終的には消費者が負担する。先ほど申し上げましたように、県が発注者となる場合については、県がその分を負担するということでもあります。今、質疑にありました補助事業である場合についても、当然補助事業者が消費税の引き上げ分についても負担をする。ただ、

補助事業である場合に2つ方法がございまして、補助事業の場合には実額に補助率を掛けて補填する場合、これは一般論で申し上げますと一個々の補助事業ごとに見ていく必要がありますが、補助率に応じた補助金が引き上げ分も含めて交付されるだろうと思っております。

ただ、問題は、今の社会福祉法人みたいな形で、そこが発注をする事業については、福祉の事業の補助金というのが補助の単価であったり、補助の限度額を設けている場合が多々ありまして、結局は補助の単価、あるいは補助の限度額について国が改定をしない限りはその分が見られない。今、国の補助基準額を変更するかどうかについて、この国の取り扱いを踏まえる必要がありますので、国の補助基準の変更の状況を見ながら対応を検討していきたいと考えております。

**○當間盛夫委員** それでは、次に知事公室に移らせてもらいますが、防災体制の強化の中で、どうしても気になるのが自主防災組織率、皆さんが沖縄県P D C A実施結果で出している分もあるのですが、現状は10.5%しかない。全国の現状は77.4%ということです。どういう形で皆さんは自主防災組織率の向上はやっていくのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 今おっしゃるとおり、全国に比べて著しく低いというのは事実でございます。ただ、巷間いろいろ言われているわけでございますが、歴史的に消防団といったものが沖縄県ではなかなか成立しにくかったという問題、それから戦後の混乱期に地域インフラ、あるいは交通体系といったものが整備されていなかったことも一つの要因であろうということで、それに取り組み始めたのが復帰後ということで、そういう意味では格差は相当あるということでございます。

ただ、このことにつきましては、市町村、あるいは県と連携をいたしまして、地域の意識啓発という形で自主防災組織、消防団等に対する研修事業をやりますとか、あるいは講演会等を通じて、何とか地域の方々が消防の組織に参加していただけないかといった取り組みをしているところでございます。

**○當間盛夫委員** 知事公室長、具体策が見えてこないのです。歴史的なものは我々もわかるのですが、今、災害がいろいろな部分で言われているものからすると、早急に組織なり消防団のあり方を、知事公室は先頭に立ってやっつかないとならないはずでしょうが、市町村と連携してとかいう形で終わってしまったものですから、こうやるとできるのだ

という具体策が見えてこないのです。何か策はないのですか。

**○又吉進知事公室長** 自主防災組織ということでございます。したがって、相当な裾野が広がっていないといけないということでございます。消防職員も、基本的に沖縄県は不足しております、この件もまた自主防災組織とは別の意味で大変重大な問題で、これも市町村といろいろ相談しているわけですが、市町村によっては交付税のその部分を防災にしっかり回す、あるいは別の分野に重点的に配分するといった、それは市町村それぞれの判断があるといったことも聞いております。

したがいまして、今ここで何かこうすればという特効薬というのですか、方策は現在思案中というお答えしかできないのでありますが、現在、防災は行政の最も重要な住民ニーズだと考えておりますので、今、市町村との連携、話し合い、消防のあり方検討会等での議論を続けてまいりたいというところでございます。

**○當間盛夫委員** 例えば全国を見てくると、自治会単位でやっていくのだとか、地域の歴史的な部分があってそのことがあるわけですから、沖縄県の自治会加入率も今下がってきているという状況もあるのでしょうか、各地域の自治会とかを活用する中で、もう一度自治会に意識啓蒙というのですか、防災に対するものを持つということも大事だと思うのです。その活用等というのは地域から出ていないのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 地域の防災というのは、沖縄県の防災計画の中でも、地域の啓発というものは大変重要な課題として書き込んでございます。今、一つの御提案だと思いますが、現在ある自治会組織、住民のきずなといったものを活用して、防災に目を向けさせるといったことにつきましては極めて重要でございまして、取り組んでまいりたいと考えております。

**○當間盛夫委員** しっかりと頑張ってください。緊急の課題だと思っております。

次に、不発弾処理事業、以前に、沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業がほとんど活用されていないというので、トータル的に年間で10件ぐらいしかなかったのではないかとということもあるはずでしょうから、これがどのように変わったのか説明してもらえますか。

**○漢那宗善防災危機管理課長** 平成24年度は市町村が事業主体となって新規事業として創設しました。

その後、平成25年度につきましては、事業主体を県に変更しております。県に変更したことによって、今年度から全市町村を対象にやることになった。あわせて、平成24年度は磁気異常点の確認探査と掘削等の経費につきまして補助対象に加えまして、より事業スキームの強化を図ったところが大きな点でございます。

**○當間盛夫委員** 以前、市町村でやったときにはどれぐらいかかって、県に移ってからは、実施までの期間はどれぐらい短縮されているのですか。

**○漢那宗善防災危機管理課長** 通常、広域探査事業というのがございまして、こういった事業につきましては6カ月から1年ということでございます。住宅等開発磁気探査支援事業につきましては、3カ月ということで設定してやってきました。今回、県が実施することによりまして、約1カ月で実施が可能となっているということでございます。

**○當間盛夫委員** 知事公室長、これはもっと告知したほうがいいですよ。県がやることになって半年、9月までの間で、皆さんからいただいている表で103件ということで出ているわけですから、告知をすることで、知らなかったという皆さんも、みずからの住宅をつくる場合だとか、自分のマンションも磁気探査をできるわけでしょう。それについてはどうですか。

**○漢那宗善防災危機管理課長** 従来、補助の制限がございましたが、今年度は撤廃しまして、大きなマンション、アパート等を建築する場合も、その事業に応じて助成可能となっております。

**○親川達男基地防災統括監** この事業は今年度から県が主体となるということで、昨年度の執行率が少なかったことも、周知が徹底していなかったということも県も大変反省しまして、今年度は年度初めから周知は行っています。まだ万全とは言えませんが、例えば4月初め、年度初めから新聞関係、県の広報紙ですとか沖縄タイムス、琉球新報への広告、それから住宅関係の新聞も出ております。タイムス住宅新聞であるとか、また、ラジオ県民室、それから関係機関、団体としては、市町村が事業実施の大きな力になりますので、市町村の建築確認担当者の会議をまず4月に行っています。あわせて県土木事務所の建築確認担当者会議、業界としましては建築士会、建築士事務所協会といった業界の方々の説明会も行っております。

また、去年からやっておりますが、広報用のリーフレットにつきましては、県内41市町村にかなりの

部数を配付しておりまして、建築士会会員へも、そのリーフレットを発送したところであります。ただ、今回の議会でも、窓口にまだそういったパンフレットが徹底されていないと御指摘を受けていますので、引き続きこの事業の周知には万全を期していきたいと考えております。

**○當間盛夫委員** しっかりと頑張ってください。

次に、主要施策の成果に関する報告書の5ページ、地域安全政策事業の中で、「事業効果として県の総合的な安全保障に関する理論等が強化され」という文章があるのです。この事業をすることでどういふ安全保障の理論が強化されてきたのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** これは、とりもなおさず沖縄の米軍基地の問題といったものを、何とか基地の負担軽減という形で取り組んでいけないかということでございます。現状認識といたしましては、基地の問題というのは解決の方法、負担軽減の方法になかなか向かっていかない。ただ、これは沖縄に現実にある米軍の基地、何ゆえ米軍基地があるのか、どのような機能を果たしているのか。さらに、沖縄に過度に集中している理由は何かということにつきましては、これまでの県の取り組みとこのですか、政府とのやりとりの中で明確になっていないという認識でございます。

したがって、その説明責任は当然ながら政府にあるわけですが、県は県として周辺の安全保障環境等もきちんと精査をし、研究し、一つの事実を把握していこうということに取り組んでいるわけでございます。

**○當間盛夫委員** これは基本的に全体的な安全保障を県がやる。普天間の移設とは別に、普天間の移設が進み、嘉手納以南が返ったにしても、嘉手納基地だとかハンセンだとか、まだその分では70%近くが残るといふことの意味合いでのことを考えていいのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** あくまで沖縄の基地負担といったものに焦点を置いております。しかしながら、この米軍の活動は、当然中東、あるいは米軍再編というのは太平洋全体をにらんでいるわけございまして、そういったものを考察することによって、沖縄の基地負担のあり方、あるいは軽減の方向性というものをきちんと把握してまいりたいということでございます。

**○當間盛夫委員** 我々は、普天間基地の危険性の除去ということで、オスプレイの訓練の移転ということを提言させてもらっています。きょう、滋賀県で

日米共同訓練ということで、これはオスプレイも2機参加して共同訓練を初めてやったというところが、米国本土とは別にして日本本土では初めてというところがあるみたいですので、そのことに関して知事公室として何かコメントはありますか。

**○又吉進知事公室長** オスプレイに関しましては、現在、2個中隊が配備されているわけですが、この航空機に対する県民の不安は払拭されていない。したがって、この航空機の運用、飛行については県民が大変な不安を感じている。それを軽減するために、県は配備計画の中止を伴う見直しをしていただきたいということをしております。また、配置を県外に分散していただきたいということも申し上げているわけでございます。

そういう意味では、きょう滋賀県で訓練の移転というのが行われたということでございますが、それは政府の取り組みとしては取り組みでしょうが、先ほど申し上げました県が求めております配置分散、あるいは配備計画の見直しといったものではないわけですが、政府が取り組んでいるという事実は事実としてしっかり受けとめたいと思っております。

**○當間盛夫委員** わかりました。

総務部に戻りますが、所有者不明土地問題は沖縄振興一括交付金を使って地籍だとか、今やっていると。県を含めて、所在市町村への所有権の帰属を含めた立法措置の解決をとということで取り組んでいると思うのですが、この立法措置は5年以内で上げることは可能なのですか。

**○照屋敦管財課長** 今、内閣府から測定の調査と所有者探索の調査が2年目に入っています。それを全部やる予定ですが、先ほど玉城委員からありましたように、それが終わってからでは遅いのではないかという話もありますように、並行して法案の検討とか市町村との連携とか、合意形成とか、そういうことも前倒しで積極的に働きかけていきたいと考えております。

**○當間盛夫委員** いや、全体的に遅いはずです。皆さん、この沖縄県P D C A実施結果で見ると進捗状況は順調だということをやっているのですが、でも、目標値を見ると、平成24年度で22%、平成28年度の目標で24.4%といたら2%少しだけの部分で、皆さん、数値的なものを見ると、そのことが上げられるのかという疑問が出てくるわけですね。その辺はどうなのですか。

**○照屋敦管財課長** 測量については全部測量する予定ですが、所有者探索ということは、ある程度パター

ンを決めて、そういうものをモデル的に抽出して、問題点も課題も上げて、そういう立法化のたたき台というか、ベースにしていきたいと考えております。

**○當間盛夫委員** 総務部長、これは早めないで、例えば粟国とかでこのことがある。でも、皆さんが5年このことでどうするのかと。でも、皆さんが5年出したにしても、それがすぐできるという話ではないわけですから、その間に粟国の皆さんはできるものだと思って待っているわけです。なかなかそのことの進展を見ないということになってくると、何の事業になるのですかということになると思うのです。その辺はどうですか。

**○小橋川健二総務部長** 確かに、今、全筆調査をすると。先ほどは沖縄振興一括交付金というお話がございましたが、あれは内閣府から委託金で全部賄っております。全筆調査というのは、いろいろな土地利用の形態があるということもあって、これを調査して、では、どういう方法で抜本的な解決につなげようか、方法論を編み出そうとか、そういうことだと思います。

ただ、全筆を調査しないでも、何らかのトレンドが出てくれば、そういう方向でいけるのではないかという話もございますので、ここは調査もしながら、並行して立法論を含めて加速できるように頑張っていきたいと思っております。

**○當間盛夫委員** もう立法措置をどうするのかということ早く講じられたほうがこのことは進むと思いますよ。改善率というのはなかなか上がらないはずですよ。ぜひまた頑張ってください。

次に、警察本部にお尋ねいたします。主要施策の成果に関する報告書243ページ、少年の非行防止対策事業の中で、平成24年度の飲酒、不良行為少年の4万887名の補導ということがあるのです。これは数字的には全国からすると決していい数字ではないと思うのですが、どうなのですか。

**○親川啓和生活安全部長** 全国的に見ましても、総数で全国10位、管区で福岡県に次いで2位でございます。ただ、少年補導については、少年の健全育成に資するということで、犯罪を犯す前に少年補導して、いわゆる犯罪少年を出さないという意味もございます。そういう意味で、不良行為少年がふえたというよりも、県警が街頭活動に力を入れている結果だと認識しております。

**○當間盛夫委員** 街頭活動だとか、皆さん、この中で進めているサポーターの部分だとか、スクールサポーターも6名、12中学校に派遣しているというの

があるのです。中学校を選ぶというのはどういう基準なのですか。

**○親川啓和生活安全部長** 学校の要請とか学校内の状況を勘案して派遣しております。

**○當間盛夫委員** その部分では、街頭活動の重要さというのは日本の交番というものが、世界に日本の安全ということを示しているわけです。主要施策の成果に関する報告書249ページの中で、交番体制、今、12警察で43名の交番相談員の配置ということがありますが、これを説明してもらえますか。

**○親川啓和生活安全部長** まず、交番につきましては、人口、世帯数、面積、行政区画や事件、事故の発生状況等の治安情勢に応じて、警察署の管轄区域を分けて定める所管区ごとに置かれており、地域の安全センターとしての役割を持っております。交番相談員の43名の配置ですが、交番相談員につきましては平成6年度に導入されておまして、当初5名の配置ということでありましたが、順次増員がなされて平成21年度から現在の43名の配置となっております。

**○當間盛夫委員** 最後に、重要事件等に関する部分で検挙件数が40件という部分が上がっています。検挙率が40%、これは高いのですか、低いのですか。

**○親川啓和生活安全部長** 通信指令の関係で今質疑されていると思いますが、通信指令の関係で全国的に見ますと、全国の平均が27%で、沖縄県は40%ということで高いほうだと認識しております。

**○當間盛夫委員** 終わります。

**○山内末子委員長** 大城一馬委員。

**○大城一馬委員** まず、仲田委員からも質疑がありました主要施策の成果に関する報告書の247ページに、ストーカー事案が掲示されておりますが、東京都三鷹市のストーカー、高校生の刺殺、非常に残虐で極めて痛ましい事件であったと思います。そこで、本県のストーカー被害、午前中にも説明がありましたように、相談件数が平成25年8月末までの件数で74件、これは対前年同期比19件増加しているという説明がございました。間違いありませんか。

**○親川啓和生活安全部長** 間違いありません。

**○大城一馬委員** 東京都三鷹市で起きた事件についてコメントを求めるつもりはありませんが、あの東京都で起きた事件の一連の報道を見る限りは、ストーカー事案に対しては対応が極めて難しい面がある。どこでどう動いていくのか、どの時点で警察が対応するのかということがなかなか難しいという報道各社の見解でございますが、例えば相談が来た時

点で、それに対応できるマニュアル、基準というのは、県警本部、警視庁、警察庁になるのか、全国的な問題なのかよく理解しておりませんが、しっかりとつくられているのでしょうか。

**○親川啓和生活安全部長** 当県のストーカー事案の対策についてお答えします。

県警察におきましては、ストーカー相談を受理した場合は、これまでも被害者の安全を確保するために積極的な事件化を図っておりますが、平成23年に長崎県で発生したストーカー殺人事件を受け、相談者の生命、身体の安全保護のための組織的対応を図るため、警察署長による積極的認識について改めて指示したほか、警察署間及び他の都道府県間に及ぶ事案に的確に対処するため、警察本部に司令塔を配置し、先ほど午前中に申しあげました本部の安全・安心統括監を司令塔として配置し、相談の段階から警察各部門間で情報を共有し、迅速、的確な処理方針、処理体制、被害者対策等を推進しております。

委員御質疑のマニュアルはあるかということですが、マニュアルというよりも、相談を受ける際の内容の中に、各幹部の指示が入ります。それを署長が確実に点検して、迅速な手を打つということで現在沖縄県警ではやっております。それを本部に送って、本部では統括監が司令塔となり、急を要する事案については本部長まで報告して、警察署の体制に本部の執行隊の体制を派遣して対応しているという状況でございます。

**○大城一馬委員** 迅速な対応は当然のことではあるのですが、三鷹市の事件でも、もっと早目の対応ができていれば防げたのではないかという識者、コメントーターの意見もございます。今説明を聞きますと、即対応というよりは段階を踏んで対応という形の説明だと私は理解しているのです。一番肝心なところは、沖縄県の場合、まず生活安全部に相談に来るわけです。そうしますと、即その場で迅速な対応をするシステムをつくるのが普通の考え方ではないかと思っております。そういったところの基準というのは、どうなっていますか。

**○親川啓和生活安全部長** 緊急の場合は即署長まで速報して、その速報を本部速報するというので、素早い速報をしております。この素早い速報の中で体制を立てて対応している状況でございます。

**○大城一馬委員** もう一つ、部の体制、人員の体制になりますが、県警が対応する人員配置というのはどうなっていますか。

**○親川啓和生活安全部長** 体制につきましては、本

部は生活安全企画課が各署からの情報に基づいて確実に点検をして指揮をおろすということですが、生活安全部長、安全・安心統括監、生活安全企画課長、その下に補佐、係員がおります。

**○大城一馬委員** 本県が平成25年8月末まで74件だと、これは全国で比較しますとどういう状況になっていますか。

**○親川啓和生活安全部長** 現在、手元に資料を持っていませんが、全国と比較して高いとかいうレベルではございません。

**○大城一馬委員** でも、74件というのは少なくはないと思うのですが、日本のいろいろな事件も凶悪化しつつありますから、ストーカー事案も含めて、ぜひしっかりとした対応をやっていただきたいと思っております。

次に、同じ公安関係です。これも先ほど玉城委員からありましたが、バスレーンの規制の問題です。私も、国道329号でどうにかバスレーンの規制の時間が修正できないかどうか、私の登庁する区間なものですから結構見ているのです。そうしますと、国道329号は7時から9時までですか。ピークは7時半から8時なのです。8時半になりますと、ほとんどバスの利用者が1人か2人ぐらしか乗っていないわけです。いろいろ話を聞きますと、40年間修正していないということもあるのですが、やはり時代に即応して適時適切にやっていただきたい。国道58号は通ったことはありませんが、国道329号は、右側車線の渋滞緩和ができるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

**○伊波一交通規制課長** 委員の御指摘のとおり、40年間現在の規制の状況で、時間につきましては継続させていただいております。もちろん、県内の企業がおおむね8時半の就業開始ということで、その時間帯に間に合うこと並びに中・高校生の始業時間等を考慮しまして、さらに交通渋滞の状況等を踏まえて現在の規制時間となっておりますが、御指摘のとおり、県内の交通情勢は変化しておりますので、我々としましても、その情勢を踏まえて一部の交通規制の変更等を過去にも実施してございます。決して見直しをしないというわけではございません。適切に交通状況に応じて今後も継続して見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

**○大城一馬委員** よく遭遇するのですが、警察の取り締まりは9時ぎりぎりまでやるのです。そうしますと、結構ひっかかるドライバーがいるのです。現に私も何度も見ているものですから、これはどうな



のかといつも思っていることですから、いいことの修正はぜひやっていただきたいと思っております。

そして、これまた出ておりましたが、せんだって私が所属している公共交通ネットワーク特別委員会で、最後に課長でしたか、委員会で質疑が終了した時点で手を挙げて県警の立場を表明したら、即座に指名もしないのに企画部長がボールは県警にあるということで投げ返して、私はやじを飛ばして対立の構図かということも言ったのですが、これはお互い調整しながら、しっかりとやってもらいたいのです。もちろん、これは両方とも県民がやりやすいようにやるのが規制拡充だと思っているのですが、近々協議にも入るといことで、見通しはどうですか。

**○伊波一交通規制課長** さきの公共交通ネットワーク特別委員会でもお話をさせていただきましたが、県警におきましては、決して公共交通の活性化を否定するものではございませんし、基幹バス構想を否定しているわけでもございません。ただ、同構想を実施するに際して、先ほど来、委員の皆様から御指摘がありますように、当県の渋滞の状況というのが大変懸念される。さらに、現状でも渋滞が激しいという御指摘をいただいております。さらに悪化する可能性が大変高いといことで、具体的な緩和の方策について協議をした上で実施すべきであろうといことで、事務局と個々具体的な対策について協議したいという話で進めさせていただいております。

**○大城一馬委員** 基幹公共交通の鉄軌道の導入とか、新たな公共交通の導入等も含めて大事な時期なのです。対立することなく調整しながら、この規制拡充、緩和そして修正も含めてしっかりとやってください。あとは公共交通ネットワーク特別委員会でまたやりましょう。

**○山内末子委員長** 以上で、知事公室長、総務部長及び警察本部長に対する質疑を終結いたします。

執行部の皆さん、委員から要求のありました資料の提出については速やかな御提出をお願いいたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩します。

(休憩中に、執行部退席)

**○山内末子委員長** 再会いたします。

次回は、明 10月17日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後4時39分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 山 内 末 子



平成25年10月16日

平成25年第6回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 経済労働委員会記録

(第1号)



平成25年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

経済労働委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成25年10月16日（水曜日）  
午前10時2分開会  
第1委員会室

5 平成25年 平成24年度沖縄県林業改善資金  
第6回議会 特別会計決算の認定について  
認定第11号

出席委員

委員長 上原 章君  
副委員長 砂川 利勝君  
委員 座喜味 一幸君 翁 長政 俊君  
仲村 未央さん 崎山 嗣幸君  
玉城 満君 瑞慶覧 功君  
玉城 ノブ子さん 儀間 光秀君

説明のため出席した者の職、氏名

農林水産部長 山城 毅君  
農業振興統括監 大城 健君  
農林水産総務課長 長嶺 豊君  
農林水産総務課副参事 泉 強君  
流通政策課長 宜野座 葵君  
農政経済課長 仲村 剛君  
糖業農産課長 竹ノ内 昭一君  
畜産課長 安里 左知子さん  
村づくり計画課長 新城 治君  
森林緑地課長 謝名堂 聡君  
水産課長 新里 勝也君  
漁港漁場課長 安里 和政君  
労働委員会事務局長 真栄城 香代子さん

本日の委員会に付した事件

- 1 平成25年 平成24年度沖縄県一般会計決算  
第6回議会 の認定について（農林水産部及  
認定第1号 び労働委員会所管分）
- 2 平成25年 平成24年度沖縄県農業改良資金  
第6回議会 特別会計決算の認定について  
認定第2号
- 3 平成25年 平成24年度沖縄県沿岸漁業改善  
第6回議会 資金特別会計決算の認定につい  
認定第9号 て
- 4 平成25年 平成24年度沖縄県中央卸売市場  
第6回議会 事業特別会計決算の認定につい  
認定第10号 て

○上原章委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に係る平成25年第6回議会認定第1号、同認定第2号及び同認定第9号から同認定第11号までの決算5件の調査を一括して議題いたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、農林水産部長から農林水産部関係決算の概要の説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 それでは、農林水産部関係の平成24年度歳入歳出決算について、その概要を御説明いたします。

お手元にお配りしております平成24年度沖縄県歳入歳出決算説明資料により御説明いたします。

1ページをお開きください。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳入の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳入の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額661億8688万7548円に対し、調定額398億281万5168円、収入済額390億9458万3227円、収入未済額7億823万1941円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は98.2%となっております。

2ページをお開きください。

農林水産部における一般会計及び特別会計の歳出の決算状況の総括表となっております。

一般会計及び特別会計の歳出の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額859億6165万6424円に対し、支出済額563億2398万8467円、翌年度繰越額262億6239万3807円、不用額33億7527万4150円となっており、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は65.5%となっております。

3ページをお開きください。

最初に、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

農林水産部所管の歳入は、(款) 分担金及び負担金、(款) 使用料及び手数料、(款) 国庫支出金、4ページになりますが、(款) 財産収入、(款) 繰入金、5ページになりますが、(款) 諸収入、(款) 県債となっております。

3ページに戻りまして、歳入の合計は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額656億6513万548円に対し、調定額374億9024万3548円、収入済額374億6613万9800円、収入未済額2410万3748円で、収入比率は99.9%となっております。

収入未済額について、主なものを御説明いたします。

5ページをお開きください。

(款) 諸収入の2259万1779円でございますが、これは、主に県発注の土木一式工事の談合に係る損害賠償金によるものでございます。

6ページをお開きください。

次に、歳出について御説明いたします。

農林水産部所管の歳出は、表頭の中ほどのA欄になりますが、予算現額854億3989万9424円に対し、支出済額558億4037万703円、翌年度繰越額262億6239万3807円、不用額33億3713万4914円となっており、執行率は65.4%となっております。

そのうち翌年度繰越額の内訳を予算科目の(項)別に申し上げますと、まず、(款) 農林水産業費の(項) 農業費67億4399万6200円、(項) 畜産業費7億2080万6166円、7ページになりますが、(項) 農地費100億6600万7766円、(項) 林業費16億9767万6035円、(項) 水産業費65億3641万4690円、次に、8ページになりますが、(款) 災害復旧費の(項) 農林水産施設災害復旧費4億9749万2950円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、国の経済対策への対応や設計調整のおくれ等によるものであります。

6ページに戻りまして、次に、不用額の内訳を予算科目の(項)別に申し上げます。

(款) 農林水産業費の(項) 農業費13億9907万724円、(項) 畜産業費1億1692万3884円、7ページになりますが、(項) 農地費3億8681万7110円、(項) 林業費1億429万5554円、(項) 水産業費3億93万6938円、8ページになりますが、(款) 災害復旧費の(項) 農林水産施設災害復旧費8億3946万2453円、(款) 総務費の(項) 企画費1億8962万8251円となっております。

不用額の主な理由は、沖縄振興特別推進交付金における執行残に伴う不用及び災害の発生が見込みより少なかったことによる災害復旧費の不用等であります。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を御説明いたしました。

9ページをお開きください。

次に、農林水産部の所管する特別会計の歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

まず、農業改良資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額9704万7000円に対し、調定額9億3616万5141円、収入済額3億7159万4006円、収入未済額5億6457万1135円、収入比率は39.7%となっております。

収入未済額の内容は、借受者の経営不振等により、貸付金元利収入が未収入となったもの等であります。

10ページをお開きください。

歳出につきましては、予算現額9704万7000円に対し、支出済額8678万3929円、不用額1026万3071円で、執行率は89.4%となっております。

不用額の主な理由は、貸付実績が事業計画を下回ったことによるものであります。

11ページをお開きください。

次に、沿岸漁業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額2892万4000円に対し、調定額8億9859万7276円、収入済額8億3646万2105円、収入未済額6213万5171円で、収入比率は93.1%となっております。

収入未済額の内容は、借受者の経営不振等により、貸付金元利収入が未収入となったもの等であります。

12ページをお開きください。

歳出につきましては、予算現額2892万4000円に対し、支出済額2757万922円、不用額135万3078円で、執行率は95.3%となっております。

不用額の主な理由は、貸付実績が事業計画を下回ったことによるものであります。

13ページをお開きください。

次に、中央卸売市場事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額3億7996万6000円に対し、調定額3億8404万4706円、収入済額3億7394万7347円、収入未済額1009万7359円で、収入比率は

97.4%となっております。

収入未済額の内容は、施設使用料及び雑入における実費徴収金であります。

14ページをお開きください。

歳出につきましては、予算現額3億7996万6000円に対し、支出済額3億6030万2328円、不用額1966万3672円で、執行率は94.8%となっております。

不用額が生じた理由は、人事異動による職員費の減等によるものであります。

15ページをお開きください。

次に、林業改善資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額1582万円に対し、調定額9376万4497円、収入済額4643万9969円、収入未済額4732万4528円で、収入比率は49.5%となっております。

収入未済額の内容は、借受者の経営不振等により、貸付金元利収入が未収入となったもの等でありませ

す。

16ページをお開きください。

歳出につきましては、予算現額1582万円に対し、支出済額896万585円、不用額685万9415円で、執行率は56.6%となっております。

不用額の主な理由は、貸付実績が事業計画を下回ったことによるものであります。

以上、農林水産部関係の平成24年度一般会計及び特別会計の決算の概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○上原章委員長** 農林水産部長の説明は終わりました。

次に、労働委員会事務局長から労働委員会事務局関係決算の概要の説明を求めます。

真栄城香代子参事監兼労働委員会事務局長。

**○真栄城香代子参事監兼労働委員会事務局長** 平成24年度一般会計決算における労働委員会所管の決算の概要につきまして、お手元に配付してございます平成24年度沖縄県歳入歳出決算説明資料に基づき御説明申し上げます。

労働委員会には歳入はございません。

歳出決算につきましては、予算現額1億3522万円に対し、支出済額は1億2951万5891円で、執行率は95.8%でございます。

支出の主な内容といたしましては、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費並びに事務局職員の給与や旅費のほか、需用費や役務費等の事務局の運営費でございます。

不用額は570万4109円で、その主な内容は、人件費及び物件費の執行残による不用であります。

なお、参考までに性質別区分で申し上げますと、人件費が96.0%、1億2427万1742円。物件費が3.8%、176万6851円となっております。

以上でございます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

**○上原章委員長** 労働委員会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

砂川利勝委員。

**○砂川利勝委員** それでは質疑させてください。

まず、65%の実施ということ、大きな金額ですね。何が一番かかったのか、教えてもらえますか。どの事業が執行されなかったのか。大きなものだけでいいですよ。

**○長嶺豊農林水産総務課長** 今回の執行率65%の大きな要因としましては、先ほど農林水産部長から主に国の経済対策ということがございましたが、1つには、製糖施設近代化緊急対策事業、水産生産基盤整備事業、水産流通基盤整備事業等、2月補正で対応した経済緊急対策事業につきまして、その大半が繰り越されたということです。

**○砂川利勝委員** 2月でなかなかそう一気にできるわけではないと思うのですが、きのうの決算の中でも、事業がたくさんあり過ぎてなかなか消化できな



いという内容の説明があったのですが、努力をして少しでも前に行くようお願いしたいと思います。

農林水産物流通不利性解消事業の結果、どれくらい予算が執行されたのか、答弁を求めたいです。

**○山城毅農林水産部長** 農林水産物流通不利性解消事業につきましては、平成24年度においては、出荷団体が71団体ございまして、12億4692万6000円の補助金を交付してございます。

**○砂川利勝委員** 12億円ということは、当初予算はどれだけあったのですか。

**○宜野座葵流通政策課長** 当初予算、まず36億1170万1000円ございました。期間が短くなったことと、単価の見直しを行いまして、11月補正で18億2167万円の減額補正をしました。最終的な予算額としましては17億9002万3000円となっております。

**○砂川利勝委員** 17億円で、予算執行したのが12億円ですよ。何であと5億円はできなかったのですか。

**○宜野座葵流通政策課長** 最終的な交付決定は17億273万5000円行ったのですが、さらに事業者の変更申請を行いまして、3月19日に2億3034万5000円の減額の交付決定をしております。最終的な交付決定額14億7239万円に対しまして、実績が12億4692万6000円となったところであります。

**○砂川利勝委員** 手続上の問題があったのか。ある程度試算をされていて、それでもまだ2億円の残が出ていますよね。何か問題があるのですか。

**○宜野座葵流通政策課長** この要因は、8月から9月にかけて大型で非常に強い台風の襲来が相次ぎ、農林水産物や生産施設に被害が生じたため、出荷団体の県外出荷実績が計画よりも縮小したことと、夏季におきましては主要品目である菊が出荷のピークの彼岸期に県外出荷で価格が低迷したため、出荷を停止した団体もあったというのが主な要因であります。

**○砂川利勝委員** 農家の農林水産物流通不利性解消事業は本当にいい評価が出ています。より多くの、一つでも多くの団体がそれを受けられるように、皆さんのお手伝いも多分必要だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

新しい品目が追加されるのか、されないのか、今後の展開をお聞かせください。

**○山城毅農林水産部長** 追加品目についても我々の一つの課題として受け取っております。対象品目の見直し等については、県としては、各圏域の状況も踏まえながら、品目の見直しを検討しているところ

でございます。引き続き平成24年度の事業効果も検証しながら、その検証結果を踏まえつつ、補助対象品目の見直しについて、関係部署あるいは国等と協議していきたい。現在協議中ですが、今後とも引き続き、粘り強く協議していきたいと考えております。

**○砂川利勝委員** 公正公平にいろいろな品目が挙がっていくのは私は当然だと思います。より多くの品目を認めていただいて、農家の支援ですね。今、言われているTPPを含めていろいろなことがあると思うのですが、やはり強い農家というか、農家の経営に対して踏み込んで、農林水産部長がまた国との折衝を含めて、品目を必ず挙げていただきたい。要綱の中に知事の認めるものというのも多分あったと思うのですが、そういった中で、やはり知事とも連携をしながら、しっかりと農家の声を酌み取っていただきたいなと思います。お願いいたします。

もう一点なのですが、鹿児島県、熊本県、本土までの輸送費ということで試算をされているのですが、今、漁業者も、農家も、県内の補助を認めていただけないかという話があります。この辺はどうですか。

**○宜野座葵流通政策課長** 県内補助につきましては、現在宮古島市と与那国町では、離島から本島までの生鮮水産物の航空輸送費に対して補助を行う事業を計画しております。現在市町村課を窓口にして国と調整をしているところであります。早期の交付決定を目指して取り組んでいるということでもありますから、その結果を踏まえて検討されていくべきかと思っています。

**○砂川利勝委員** では、これは市町村負担という考え方ですか。

**○宜野座葵流通政策課長** そのとおりであります。

**○砂川利勝委員** これも相当要望がありますので、対応方、ぜひよろしくをお願いします。

輸送に関連してですが、この間の委員会でもパイナップルの滞貨があった、積まれなかったということでいろいろ話がありました。全日本空輸株式会社が中型機を飛ばしていただけたという話もいろいろありますので、そこら辺、来年度の課題として積み残しが絶対に起こらないような対応をお願いしたいと思いますので、所見をお聞かせください。

**○山城毅農林水産部長** パインとか、特に八重山については、以前、パインとマンゴーの滞貨、積み残しが結構ございました。そのときに、生産者、流通団体、輸送関係、航空関係、船会社を含めて移出対

策の協議会を設置してございますので、毎年6月ごろにはどのくらい出るかという見込み調査もしてございます。それにあわせて、その中で積み残しがないように、連携しながら、また今後とも取り組んでいきたいと思っております。

**○砂川利勝委員** 私は、協議会がきちり運営されて、実効性を発揮してもらいたい。ただ、今回、そういう事態が起きたということは、農家から相当のクレームがありましたので、ぜひそれはないように。今、所見も聞きましたので、協議会との連携、それから、県がまた主導をとっていただいて、しっかりやっていただければと思っています。

次に、共済加入についてお伺いしたいと思います。資材に対する支援ということで事業は展開したかと思われま。共済の加入率はどのようになっているのか、答弁してください。

**○竹ノ内昭一糖業農産課長** 資材等の支援をもちまして、一定の効果があらわれてきております。具体的にはサトウキビ、いわゆる畑作物につきましても、従前4割前後で推移していたものが、ほぼ5割の水準まで加入率が向上してきております。また、園芸施設共済につきましても、サトウキビほど数字としては大きくはありませんが、確実に加入率が上昇してきているという状況でございます。

**○砂川利勝委員** ぜひ、継続事業としてやっていただけて、やはり農家所得をしっかり守るという点から、今後も続けていただきたいと思っております。

次に、軽油の免税措置ということでいろいろ打ち合わせをしたのですが、これはしっかり国の税制の中で恩典を受けられる、資料作成すれば受けられるという話は聞いています。これは法律ですので、なかなか踏み込めないところはあると思うのですが、やはりアイデアですね。高齢者の方々はなかなか数量等の把握ができなくて、いろいろ困っているところもあるのです。ただ、国と協議をしてもらって、やはり農家の生産を上げるためにそういう優遇税制がされていると思っておりますので、より使い勝手のいいように対応していただきたいと思っております。これは要望です。

次に、これは通告していませんが、石垣市における土地改良ですね。国営、県営を含めて今後どうなっていくのか、お聞かせください。

**○山城毅農林水産部長** 八重山郡における予算状況なのですが、平成24年度農業農村整備事業の関係予算で、国営、県営団体事業を含めて約38億2000万円となっております。平成25年度予算につきまして

は約40億円となっております。平成26年度は約35億円の事業予算を国に要望しているところでございます。特に、平成26年度から国営の石垣島地区が事業着工を予定しており、約4億4000万円の予算を要求していると聞いてございます。

**○砂川利勝委員** 国営も含めて、県営はどうなりますか。

**○新城治村づくり計画課長** 今、農林水産部長から説明があったように、平成24年度に38億2000万円、平成25年度が40億円となっております。平成26年度から国営が新たに入って、国営で4億4000万円となっております。県営とか、また団体に関しても、国営の関連事業として位置づけられていますので、相応の予算を今後つけていく予定です。

**○砂川利勝委員** 今後ということは、来年度という考え方でいいですか。

**○新城治村づくり計画課長** 国営事業として関連事業に約480億円の予算を計上しております。その内訳としては、県営事業が13地区で約336億円、団体事業に関しては25地区で144億円を予定しております。

**○砂川利勝委員** ぜひ、いい方向に話を持っていただければと思っています。

次に、日台漁業取り決めについてです。この間、新聞で高良副知事がお会いしたという話を聞いたのですが、進み、見通し、どうなっていくのか、その辺を聞かせてください。

**○山城毅農林水産部長** 去る10月10日に沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会を開催いたしました。その中では、操業ルールについて皆さんの意思統一をしようということとそのときに決めまして、これをこれから水産庁に投げかけしていきます。水産庁では、そこで操業しているのは、宮崎県とか、鹿児島県とか、九州の皆さんもいますので、そこに沖縄県の案を提示して、その意見、意向も踏まえて、日本側の案として水産庁で取りまとめていくということです。11月に向けて、漁業者間の協議会を踏まえて沖縄県日台・日中漁業問題対策等漁業者協議会に持っていくというスケジュール、段取りでやっているところでございます。

**○砂川利勝委員** 来年に向けての操業を含めて早急な対応を求められると思うのですが、ぜひ漁業協同組合としっかり連携をとって、ある程度魚民の安全確保、そして水揚げが下がらないように対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、これまた新聞報道がありました。県の統合がありますよね。9部制案、これは農林水産部はどんな状況になっているのですか。

**○山城毅農林水産部長** 現在県においては、沖縄21世紀ビジョンで掲げる将来像の実現に向けて、同基本計画に沿った組織のあり方について検討を行っているところでございます。農林水産部としましては、沖縄21世紀農林水産業振興計画の効率的、効果的な施策推進を図るため、平成26年度の組織体制について、関係部署等と調整を行い、検討を進めているところでございます。

**○砂川利勝委員** 私が聞いているのは、農林水産部の中で統合があるかということを知っているのですが、どうなのですか。

**○山城毅農林水産部長** 行政管理課からの提案に対して、農林水産部でまた回答するような手続を今踏んでいるところでございますので、それが決定しているということではございません。今、調整中ということをお願いしたいと思います。

**○砂川利勝委員** まあ、しゃべりにくいところもあるかと思うのですが。ただ、農業、水産業を含めて、やはり沖縄県にはなくてはならないものなのです。特になくなくてはならないものだと私は思っていますので、私は統合はやらないほうが良いと思っています。それがなくなることによって衰退していくと思っています。いろいろな島、いろいろな地区、そこに弊害が生まれると私は思っていますので、その辺はしっかりと対応してください。

水産業ということで少し聞かせてください。八重山では今、ヤイトハタの種苗はもう多分水産課はしていないと思うのです。今は別の栽培をされていると思うのですが、タマカイだったかな。現状はどうですか。

**○新里勝也水産課長** 八重山の沖縄県水産海洋技術センター石垣支所において、これもハタ類の一種なのですが、タマカイという大型のハタ類の養殖技術の開発を新しく行っております。現時点では、まだ親魚、親から卵をとる技術を開発している段階と聞いています。

**○砂川利勝委員** 最後に、1点だけお願いします。きのうの決算特別委員会でもあったのですが、手続をされずに契約がされたとか、予定価格調書を作成されたというのが平成24年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の中にあつたのですが、農林水産部でもありましたか。

**○長嶺豊農林水産総務課長** 定期監査で農林水産部

の指摘がございましたのは、支出負担行為がおくれているのではないかという指摘と給与の過払い等を是正なさいと。これは是正をしております。あと、建物の防火体制とか、その辺を指摘されたところで。基本的には単純ミスが多くて、その辺をしっかりと指導していきたいと考えております。

**○砂川利勝委員** 初歩的なことだと思しますので、また来年度も指摘されないようにしっかりと取り組んでいただければと思います。

ありがとうございました。終わります。

**○上原章委員長** 座喜味一幸委員。

**○座喜味一幸委員** まず、沖縄振興一括交付金、国の経済対策関連事業等の予算につきまして、執行で大変御苦労いただいておりますが、そう言いながらも、中身を見ますと、やはりハード部門等についての執行が非常に悪いということなのです。現状、人材を含めていろいろな調達に現場は非常に苦労していると聞くのですが、その辺の予算執行していく上での取り組みは。

**○山城毅農林水産部長** 農林水産部については、国の緊急経済対策関連事業、沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金とかなり予算を増額しております。これらについては各課あるいは出先機関で執行ができるように、所属長、担当者を含めて連携しながら、しっかりと執行できる体制を整えながらやっています。農林水産部においても、執行状況をしっかりと確認しながら一課題等はないかどうか、おくれ等はないかどうか、確認しながら進めているところでございます。

**○座喜味一幸委員** 現場での具体的ないろいろな課題を単刀直入に申し上げますと、判断が非常に遅い、契約等の事務手続が順調に進まない等、それに伴って工期が延びて現場代理人が拘束される等の問題があつて、なかなか利益が上がらない、事業が進まない等の具体的なものがあるわけですね。それはやはり、長い間、公共事業が落ち込んで、結局技術屋が少なくなった、それに予算がついたという意味では、私は相当な組織的な課題があると思っています。現に技術職のポストに事務職のポストが張りついたりしていると思うのですが、県全体で主たる技術屋のポストに事務職を含めて、充当されている数字とかは押さえていますか。

**○山城毅農林水産部長** ハード関係の業務について申し上げますと、190名のうちの30名程度が配置されているという状況でございます。

**○座喜味一幸委員** 実態としてこういうことが一今

後もし予算が確実に年度レベルで確保されていた場合には、非常に執行体制が弱い。そういう意味では、人材の育成ということと、民間の活力、技術を活用していくということは非常に重要になってくると思うのです。ここ2年ぐらいになるのですが、なかなか動いていないのではないのか。そういう意味では、私は土木建築部も共通の課題を抱えていると思うのですが、ある程度しっかりと方針を示せない、この執行残、繰り越しというものは今後も改善されない、事業の質の向上につながらないと思っています。これは根本的に対策を立てる必要があると思うのですが、農林水産部長、いかがでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 委員おっしゃるとおり、人材の育成というのが大変重要な事項だと考えておりますし、採用するときの土木職の採用とか、いろいろあるかと思う部分もございます。土木建築部も同様の悩みがあるかと思っておりますので、そことタッグを組んで、連携しながらやっていくことが1つ。それと今、内部では、いわゆる人材育成に向けて研修をしながら、資質向上に取り組んでいる状況でございます。

**○座喜味一幸委員** ぜひこれは深刻に、早急に取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つ、基金について伺いたいのですが、基金関係は特別会計に計上されていない。どうも我々沖縄県の予算にも計上されない基金があるのかという感じがして、例えばサトウキビの増産に係る基金、畜産振興に係る基金、沖縄漁業振興に係る基金等があるように……。国から直接各団体に行っているのか。そういう主要な、しかも、大規模な基金があるのに、どうも沖縄県行政が直接に把握できていないと少し思うのです。例えば、畜産振興基金について経緯と額と事業計画を教えてください。

**○安里左知子畜産課長** 畜産振興基金につきましては、公益財団法人沖縄県畜産振興公社に造成されている105億円があります。この基金につきましては、沖縄食肉価格安定等特別対策事業ということで、県と国と公社の3者で協議し、この105億円を取り崩しまして、平成23年度から平成27年度までの5年間で畜産の振興に係る食肉生産基盤の飛躍的な改善を図る目的で活用していくこととなっております。この内容につきましては、いろいろ事業を組みまして、希望する団体等とも調整し、国とも要領、要綱の作成を含め、執行の予定、計画がつけられております。

**○座喜味一幸委員** 例えば今度、石垣で国際基準に

合うような衛生管理ができる食肉センターが整備されると聞いているのですが、これもこの基金から出ておられるのですか。

**○安里左知子畜産課長** 今委員のおっしゃるとおり、石垣市における食肉処理施設の整備は、この沖縄食肉価格安定等特別対策事業で行っております。

**○座喜味一幸委員** このほかにもアジアに向けた和牛だとか、アグーだとか、ハブ貨物に乗っているのですが、そのほかに全体として、そういう衛生管理、外国で通用する、認められる施設の整備、あるいは予算は今後どれだけ残っていて、今後どういうことをしようとしているのか、計画があったら教えてください。

**○安里左知子畜産課長** この基金を活用しての食肉処理施設の整備は、宮古島市の食肉処理施設の整備を検討しているところです。これにつきましては、まだ具体的な計画が上がってきておりませんので、海外に輸出できるかどうかはまだ決定しておりません。

**○座喜味一幸委員** この辺の金の流れなのですが、企画指導、予算の執行は沖縄県を通るのか、それとも国から直接なのか、その辺はどうなっていますか。

**○安里左知子畜産課長** 計画、執行状況の確認は沖縄県で行っておりますが、この基金は公益財団法人沖縄県畜産振興公社にありますので、公益財団法人沖縄県畜産振興公社で執行しています。

**○座喜味一幸委員** それと関連して、沖縄県漁業振興基金というものもございませうか。それについても概要と額とを教えてくださいませうか。

**○新里勝也水産課長** 漁業関係では、公益財団法人沖縄県漁業振興基金という法人がございませう。この法人は、戦後、そして復帰までの間、米軍演習によって漁業に被害をこうむったことに対して、漁業者が国にいろいろ交渉した結果、国から特別支出金ということで30億円を拠出して、設立されている基金でございます。沖縄県も9000万円出資してございませう。現在行っている事業内容としましては、例えば、青少年交流大会への支援ですとか、沖縄県のつくり・育てる（栽培）漁業、放流活動への支援、あるいは近代化資金融資に対する利子補給等、漁業振興に資する事業について支援を行っている団体でございませう。

**○座喜味一幸委員** せっかく燃油高騰の問題をやって一非常に燃費が高いので、ウミンチュが操業を控えているという現状があるのですが、こういう燃油高騰に対する支援と、そういうきめ細やかな利用、

活用ということはできないのでしょうか。

○新里勝也水産課長 当該基金としまして、漁家の経営安定のための事業もちろん行っているところですが、現時点では燃油高騰に対する取り組みは行っておりません。この法人は、評議員会、理事会で運営されている法人で、各漁業協同組合ですとか沖縄県漁業協同組合連合会の代表者で組織する法人でございますので、その中で必要に応じて検討されるものと考えております。

○座喜味一幸委員 私が今、漁業振興基金の話をしていますのは、要するにさとうきび増産基金、今度干ばつ対策でしっかりと充当いただきました。畜産振興基金についても、新たな衛生管理等を含めて食肉センターに使われている。今の漁業振興基金も、尖閣諸島を含めて、久米島であれば射撃場水域のああい領域等々の操業がしにくい状況において、私はしっかりとサポートすべきという大きな立場で見ているのです。そういう意味において、社会的状況が一燃油高騰で厳しいときに本当に使えていないのは、使い勝手が悪い。逆に言うと、使い勝手がいい状況にしていくのが私は重要だと思って、この質疑をしているのです。今出ている燃油高騰にしても、共済費事業で充当できるのはリッター何円の世界なんです。リッター1円あるかないか。少し数字はわかりませんが、そういう意味で私は、本庁のレベル、行政のレベルで少し申し上げていただかないとまずいという思いがあります。その辺はどうなのでしょう、今の燃油高騰を含めて。

○山城毅農林水産部長 今回の基金の性格だと思うのですが、漁業振興基金については30億円の財源があつて、その果実で漁業者の支援をしていくという性格がございます。それと、サトウキビについては、15億2000万円については2年間で取り崩していくという性格がございます。そうすると、もし今の漁業振興基金の果実でやるときは、財源の性格上、そんなに多くの財源があるわけではないので、それを今の燃油高騰に振り向けていくということについては、その性質上、もう少し検討する必要があると考えております。

○座喜味一幸委員 従来のバブルのときの基金と全然性格が変わっていて、基金というものは、ある程度取り崩してでも効果のある事業に使う方向になってきているのです。基金の運用益でやるなどというのは、今の時点ではほとんど果実は上がらないわけで、それに関しては、僕はもう少し突っ込んだ議論をしていただきたいと希望しますが。

○新里勝也水産課長 公益財団法人沖縄県漁業振興基金は、先ほど説明しましたように、果実で運営している法人でございます。委員おっしゃる取り崩し型基金は、漁業経営セーフティーネット構築事業で燃油高騰対策として、国と漁業者が基金として積み立てて運用されているものがございます。それは取り崩し型として国が運用して対応しているもので、県も今回、少し上乘せして対応しているところがございます。先ほど説明しました公益財団法人沖縄県漁業振興基金につきましては、現在は果実運用型としてやっていることから、その法人の中で、取り崩してでも、現在の漁業経営一厳しい状況に対応していくのかどうかということについては判断されるべきものと考えます。

○座喜味一幸委員 燃油高騰は今、沖縄県の軽油軽減の見返りで離島への充当、小規模離島へ7円ぐらい充当しようという動きになっているのです。現実に漁業をしている人には燃油高騰は相当なダメージになっている。それをどのように支援するかという部分においては、今の制度を活用してしっかりと対応していく。僕は、ぜひその辺の総点検をしていただきたい。そういう大事な状況を支援していただきたいという立場から質疑しましたので、よろしくお願いします。

もう一点は農林水産、これからハブ貨物で、アジアに向けた大きな沖縄県の経済の活性化が動きまします。その中で、生鮮食料品は非常に重要なシェアを占めるようになっていて、県内からのアジアへ向けた仕向け商品、ほとんどがナマコだとか、モズク、アーサ含めて、ゴーヤー等入ってきている。さらにこれは加速しなければならぬと思いますが、そういう中で今後、先ほど出しました食品衛生に関する保証ということ。それから、トレーサビリティ、生産地の証明。それから、私は1年ほど前にウミンチュから上海に向けてマグロを送ろうとしたときに、放射能検査を求められて頓挫したという経緯を聞いておりますが、今後、臨空、臨海を含めて、農林水産物をアジアに向けようとしたときに、農林水産部としてどう取り組もうとしているのか。現状とこれからの施策展開について伺いたいと思います。

○山城毅農林水産部長 農林水産物の輸送体制については、現在、県内出荷団体等がやっているわけですが、なかなかそういうノウハウの蓄積がない、弱いという側面もございます。加工品に比べて海外輸出の取り組みが余り進んでいない状況がございまして、そのために県においては、平成24年度から海外

販路拡大支援事業を事業化して、海外市場でのテストマーケティングや農林水産物のプロモーションの強化に取り組んでいるところでございます。香港、台湾、シンガポールを対象として、そこでの現地量販店でのテストマーケティング、あるいは商談会、見本市への出店、現地でのプロモーション活動、あるいは産地にバイヤーを招聘したりして、沖縄県の農水産物をPRしていくということを現在行っているところでございます。これから生鮮青果物、あるいは水産物について、アジアに向けて一香港、台湾等に向けて積極的に展開していきたいと考えているところでございます。それについては、海外展開をやっている全日本空輸株式会社—ANAの物流もうまく活用しながら、また、商工労働部とも連携しながら事業を展開しているところでございますので、そのようにして積極的に取り組んでいきたいと考えております。

**○座喜味一幸委員** 今おっしゃられたとおりで、大変すばらしいと思いますが、実際の対応について一ヤフーが入り、楽天が入るとような動き。そのときに我々沖縄県内の農水産物をどのように乗せようとしているのか、あるいは、そこでどういう付加価値をつけて沖縄県という名前を売り出そうとしているのか、そういう取り組みについて本当に連携がとれているという姿が見えない。簡単に聞きますが、今回、販路拡大の戦略でいろいろな行事をやったが、沖縄県がその事業をやった結果として、何が戦略商品であって、今後どういう取り組みをすれば沖縄県内の農林水産物がアジアに出るのか。その辺はどうでしょうか。やりっ放しではだめです。

**○山城毅農林水産部長** 今回、生鮮物については、芋とか、ゴーヤーとか、いろいろ送っております。水産物についても、マグロを送ったり、ウミブドウ、モズク、黒糖等を送っております。香港、台湾でも黒糖は人気があるとか、ゴーヤーについては、いぼ系統が違います。向こうの白い系統と沖縄県のいぼの緑の系統が違うという特質、黒糖についても非常に評価が高いということも受けております。そういう意味では、沖縄県内でいかにブランド化して、安定的に供給して、なおかつブランドを高めていくということが非常に重要と思っておりますので、そこに力を入れて、安定的に供給できる仕組みを考えていきたいと思っております。

**○座喜味一幸委員** 最後にお願いがあります。本土市場にだけ目を向けるのではなくして、アジアに目を向けていただきたい。そのためには、地域内の農

水産物を集めること。最後に、ANAがチャーター便を出してでも積み残しを受けて立つぞという話がありますが、沖縄県がどれだけ取り組んで、今後どうしたいのか。これまで何を、これから何をしようとしているのか、決意を伺いたいと思います。

**○山城毅農林水産部長** 宮古島でも今回、台風等の影響もあって、マンゴー等の積み残しがあったということで、そこについては航空、船会社、臨時便を出していただいたりして連携しながら乗り切ったところがございます。宮古でしたら、集出荷場を一本化して、そこの中に屠場区も含めて冷蔵庫も設置しますので、そういうところで保管をしながら、うまく臨時便を活用しながら、今後とも、関係機関、団体と連携して組み合わせて出せる仕組みに取り組んでいきたいと考えております。

**○上原章委員長** 翁長政俊委員。

**○翁長政俊委員** きのうから決算特別委員会が始まっておりますが、きのうは監査、そして会計管理者の質疑をやりました。やはりそこにおいても執行率の問題に多くの質疑が集中しました。農林水産部についても、監査における平成24年度主要施策の成果に関する報告書を見ているのですが、ざっと読んでみたら、主要な34事業中12事業がいわゆる翌年度繰り越しを出しているのですよ。ひどいものになると、平成23年度の繰り越しを抱えたまま、平成24年度の事業を行っているというのが幾つかございました。その中で、沖縄振興一括交付金の初年度であったことは理解しますが、事業がこれだけおくれて、繰り越しが出た最大の理由は何ですか。

**○長嶺豊農林水産総務課長** 繰り越しの大きい要因としましては、先ほども御説明いたしました、国の緊急経済対策関連事業が2月補正で措置されたことがあります。これだけで100億円以上の繰り越しになっておりますので、その辺が特に。

**○翁長政俊委員** 幾ら。正確に。

**○長嶺豊農林水産総務課長** 118億5914万9000円、45%を占めておりまして、これがかなり大きかったということでございます。

**○翁長政俊委員** 緊急経済対策関連事業ということになると、前回の緊急経済対策関連事業は373億円ぐらい出てきましたが、これの3分の1が農林水産部に回ってきたということですか。

**○長嶺豊農林水産総務課長** 沖縄県全体の緊急経済対策関連事業の額は少しわかりませんが、先ほど繰り越した額はそっくりそのまま、118億円が農林水産部です。

○翁長政俊委員 いやいや、私が聞いているのは、昨年度末の緊急経済対策関連事業で沖縄県関係分については多分373億円ぐらい入ってきたのですよ。この中の118億円を使っているということは、約3分の1の予算を緊急経済対策関連事業に係る費用として農林水産部が受け取ったということになるのかと確認をとっているのに、あなたは答弁をしていない。

○長嶺豊農林水産総務課長 結果としてはそういうことになると思います。

○翁長政俊委員 それと、118億円中、ソフトとハードで分けるとどうなっていますか。

○長嶺豊農林水産総務課長 事業の中身としましては、かんがい排水事業とか、製糖工場の整備とか、基本的にはほとんどハードを整備する事業でございます。

○翁長政俊委員 全部がハードと理解していいの。

○長嶺豊農林水産総務課長 そういう性質のものです。

○翁長政俊委員 それと、きのうの質疑で気づいたことなのですが、沖縄振興一括交付金の要綱のおくれや、事業決定のおくれで執行がおくれたというのが監査や会計管理者の発言だったのですよ。そういう意味で言うと、農林水産部においては、沖縄振興一括交付金等の活用においてのおくれはなかったと理解してよろしいのですか。

○長嶺豊農林水産総務課長 繰り越しの大きい要因は緊急経済対策関連事業でございますが、沖縄振興一括交付金につきましても約31億円は繰り越しております。

○翁長政俊委員 主要事業の中身をずっと見てみると、地産事業であったり、災害に強い栽培施設の整備事業についてであったり、特に県営かんがい排水事業は96億円ついているのだが、そのうちの34億円が繰り越しなのです。農地保全整備事業についても額が大きくて、水産生産基盤整備事業（南大東漁港の整備）についてを掘り下げて聞いてみたいのですが、これは南大東地区、北大東地区の掘り込み漁港の工事費が翌年度繰り越しになっているのだが、49億7000万円で、20億8000万円が繰り越しになっているのですよ。これは、執行する時間が足りなくてそうなったと理解してよろしいのですか。

○安里和政漁港漁場課長 国の緊急経済対策関連事業で、漁港漁場課の約30億円のうち、漁港一南大東に関しましては20億円の緊急経済の補正予算を組みました。通常の南大東に関する当該予算が20億円ご

ざいますので、トータルで約40億円という現年度予算になりまして、そのうち大東に関しましては補正分、約20億円を繰り越したという状況であります。

○翁長政俊委員 これは平成25年度で全部はけますか。

○安里和政漁港漁場課長 今年度は、平成25年度予算と繰り越してきた約20億円で40億円がございますので、今のところ、補正予算分に関しましては完全に執行しまして、平成25年度当初予算に関しましては若干の繰り越しが出るかと考えております。執行に関しましては努力して、できるだけ繰り越しの少ないよう図っていきたくと考えております。

○翁長政俊委員 私が憂慮しているのは、政府は消費税を増税するという方針ですから、緊急経済対策が多分年を明けたらすぐ出てくると思うのですよ。この緊急経済対策は5兆円規模とか7兆円とも言われているのですが、これが出てくるとまたいわゆる公共事業を中心とした即効性のある対策ということになると、やはりハードにほとんどの予算がつくこととなりますので、これがまたひっついてくると、後が大変ですよ。そこはよく踏ん張って、せっかкуついた予算ですから、単年度で全部はかせていく、執行していく。そして地域経済の活性化も含めて、しっかり頑張っていくという体制でないとい、せっかкуついた緊急経済対策においてもおくれるということになると、その事業の本意が失われることとなりますので、そこはしっかりやっていただきたいと思っています。

もう一つ、南大東、北大東なのですが、干ばつ対策です。ここは私ども視察に行ったときにも議論になったのですが、もうこういった小離島については雨量が少ないことがはっきりしているし、干ばつ対策は、干ばつが来ると思ったら事前に対策をする必要があるだろうと思っています。さとうきび増産基金についても、先手先手でそういった小離島については予算をつけていく。これは池もそうですが、降雨量がもう絶対的に少ないのがはっきりわかっているのですから、そういう対策を先回りしてやることはできないのですか。

○山城毅農林水産部長 今回、干ばつを踏まえて、確かに各地域でどういう対応ができるかということがありましたので、その中でうまく、基金を活用して対策をとるということで、その中ではかん水機材の導入とか、散水作業委託の費用の助成とかをやっております。それについては若干のおくれ等があった地区もあったのですが、そこはもううまく基金を

活用して運用しながらやっておりますので、そういったものについて、国とか、農業協同組合—JAとか、沖縄県、我々集まって今回の反省点をいろいろと議論しています。委員おっしゃるように、どこにどういう課題があったかというところを整理して、そこがうまく運用できるように、できるところはうまくやっていきたい。それは、大東であれば点滴かん水チューブとかいろいろあるかと思えますので、どういう対応ができるのか。課題としては、大型タンクがないところをどうするのか。宮古であればタンクと、例えば、製糖工場とトラック組合で事前に連携をとれていまして、オペレーターですぐ確保できる、干ばつになったときは即対応できるような体制ができております。そういう意味では、事前にそういう体制を各地区ともつくりながら、即応、対応できるように取り組んでいきたいと考えております。

**○翁長政俊委員** さとうきび増産基金をうまく活用して、対応した地域もあるのですよ。私が言っているのは、小離島の降雨量が少ないところは事前にその対策が必要である。農家との皆さん方の話し合いの中でも出てきたのは何かというと、いわゆるさとうきび増産基金の活用が悪い、もっとフレキシブルに使える方法がないのかという指摘があったから、こういう疑問をしているのですよ。これは特に特化した形でやるのが重要だと思っているのですが、どうでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 私が聞いているのは、南大東のほうで一向こうは点滴かん水チューブでやりますので、その点滴かん水チューブの切りかえは以前国庫の事業を導入しております、その更新ができないかという話があったものですから、それは補助事業の性格上どうかということを事務方で検討していたわけなのですが、そこをどうすればできるかということ今検討しています。例えば、機能を向上させるクオリティー機能。従来と変わった機能性を持たせればできるのではないかということも我々は研究していますので、そこは事前にそういうものを普及しながら対応していきたいと考えています。

**○翁長政俊委員** 質疑を変えます。平成24年度主要施策の成果に関する報告書の中での畜産担い手育成総合整備事業について。これも早期に整備を行うという事業だったのですが、10億6000万円ついている中で3億8000万円が繰り越しになっている。これもやはり事業日数が足りないでそうなったと理解し

てよろしいのでしょうか。

**○安里左知子畜産課長** 畜産担い手育成総合整備事業につきましては、いわゆる沖縄振興一括交付金ではございませんで、通常国庫補助事業で行っております。この事業は多地区を1年でやることもありまして、平成24年度は北部第2地区と宮古第3地区を行っております。農家の集積を行うのですが、軟弱地盤で建設、設計の見直しが行われたり、それから進入道路—畜舎予定地の進入道路の賃借に時間を要するなどもろもろの事情がありまして、繰り越しを行ったところでございます。

**○翁長政俊委員** 今、言われたようなことは、事業を始める前に、調査をした後に事業に入るのではないのですか。そうなってくると、事業熟度に問題があったと私は理解しますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

**○安里左知子畜産課長** 前年度で事業の事前調査は実施しております。ただ、本当に想定外の地盤の軟弱とか、そういうことがあったと考えております。

**○翁長政俊委員** 行政側で「想定外」という言葉は余り使わないほうがよいと私は思っていますので、そこはひとつよろしく願いいたします。

これにかかわる問題で、担い手育成して、いわゆるブランド牛の育成にこういったものがつながっていくだろうと思っています。本県でブランド牛と言われる牛は幾つあるのですか。

**○安里左知子畜産課長** 現在、ブランド牛と名前が出ていますのは、一番多いのが石垣牛です。それから、もとぶ牛、宮古牛、おきなわ和牛、山城牛ということで、大体5種類のブランドと考えております。

**○翁長政俊委員** このブランド牛の定義については、行政側がこれを認定しているのですか。それとも勝手に、石垣で生まれたから石垣牛でいいという話なのですか。

**○安里左知子畜産課長** ブランド牛につきましては、行政側の認定はありません。石垣牛につきましては、JAおきなわの石垣地区でこういう飼養条件に合ったものを石垣牛と認定するというので、これはJAの認定だったと考えております。残りにつきましては確認がとれておりません。

**○翁長政俊委員** 今、肉用牛をこれからもやっっていくという沖縄県の方針があるのですから、そこはしっかりと行政がかかわる必要があるだろうと思うのです。ただ産地や畜産農家で決めていいという話ではないはずですから。石垣牛のブランドについてはJAが決めているというのはどういうことですか。



か。何かJAが決める規範みたいなものがあるのですか、基準みたいなもの。わかる人が答えてください。

○安里左知子畜産課長 石垣牛につきましては地域団体商標登録というのをやっております。それとあと、沖縄県は全くかかわっていないのではなく、拠点産地の肥育牛という考え方で、拠点産地に認定しております。

○翁長政俊委員 いや、私が聞いている範囲では、JAが出してくる飼料を食べさせないと石垣牛と認定しないということらしいのです。それはそれでよろしいのですか。

○安里左知子畜産課長 石垣牛につきましては地域団体商標登録をしておりますので、石垣で生まれて、石垣の餌を食べて、石垣の屠場で屠畜した牛というような要綱がありますので、それにのっとっているのだと思います。

○翁長政俊委員 農業協同組合の指導で、農業協同組合から出てくる飼料を与えないと、これは石垣牛と認定しないということを聞いたのですが、それはそのように理解してよろしいのですか。そうであれば、地域全体の畜産振興につながりますか。

○泉強農林水産総務課副参事 地域団体商標というものは、石垣牛についてJAが申請して、審査意見書をとって、従来からずっと石垣牛としてやってきたということで、JAがその地域団体商標をお持ちになっているということでございます。だから、それ以外は石垣牛という名称を使うことができないということで、美崎牛とか、新しい名称が使われているという形になると思います。

○翁長政俊委員 これはいろいろな問題が出ています。地域で地名を使うことが、これまでのいろいろな慣行で……。仮に中国がどこかの地名、名前を使った意匠登録をしたら、これでいいという道理と同じなのです。

○泉強農林水産総務課副参事 結局、商標権を持っているところがそれを使う許可権を持っているので、そちらの許諾がないと使えないという形になるかと思えます。

○翁長政俊委員 僕はこれで余り時間を使いたくないのですが。地域団体商標登録の問題はわかりますが、石垣という一つの地域名を使って登録することによって、他の畜産業者がこの名前を使えないということになると、これはゆゆしき社会問題ですよ。どうですか。

○山城毅農林水産部長 石垣牛、JAで地域団体商

標をとって、先ほどの飼料について一やはり統一したブランド化にするためには、餌についても、割合とか、こういうのをやるということは一つあるかと思えます。それについては、こういう餌のやり方をしましょうという取り組みはいいかと思えます。ただ、それをJAが売るものということに対してはどうなのかというのと、委員がおっしゃるような地域でどのようにしてそれを活用していくかという大変重要なこともあろうかと思えます。その辺は、やはりJAとその地域、ほかのところをどのようにするかという話し合いをしながら解決されるべきものなのかと思えます。現在のところはJAで誘導して進めているところがあるのですが、どういう解決策があるのか、その辺は少し検討させていただきたいと思えます。

○翁長政俊委員 もうこれ以上聞きません。

もう一つは販路拡大についてなのですが、せっかく全日本空輸株式会社あたりが入ってきて、国際物流を扱うようになってきているのです。沖縄県の物産については、流通コストの問題があつてなかなか勝負ができないという実態があつて、本土から入ってくるこういう大きな物流に乗っかって沖縄県の産品を広げていくという戦略—企画部や商工労働部あたりでは乗っているのですが、先ほどの説明では農林水産部は乗っていないのではないかと。言っている意味がわかりますか。

○宜野座葵流通政策課長 農林水産部としましては、まず、商工労働部のノウハウも活用しながら、加工品を中心にこれまで取り組んできました。そしてハブ機能をうまく活用しながら、生産団体とも情報交換し、株式会社沖縄県物産公社、公益財団法人沖縄県産業振興公社とも連携していますし、あわせて一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローとも連携した仕組みを協議しておりますので、引き続きそういう体制でやっていきたいと考えています。

○翁長政俊委員 掲示されたような言葉を読んでいるのですが、実態として実効性が上がるようなことをやってくださいよ。もうアジアに向けて物流は始まっているのですから。これに乗っかっていく。沖縄県産品だけでやろうとしたらコストがかかるからできないのです。だから、向こうの物流に沖縄県の産物を乗せていくという形をつくっていかないとうまくいかないとは私は思っています。ぜひそこは研究されて、沖縄県産品がもっと伸びるように頑張ってください。

○上原章委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 まず、平成24年度歳入歳出決算説明資料農林水産部の5ページの雑入の部分の違約金及び延納利息の件です。この項目の中で収入未済額が2211万5000円余りあるのです。多分これは沖縄県発注工事の談合事件による違約金の収入未済額と思いますが、この収入未済額に関連して、当初予算の7700万円余りの調定額が1億1000万円になって、当初予算の調定額を超えているのです。これはなぜか、聞かせてください。

○安里和政漁港漁場課長 収入未済額の2200万円につきましては、談合問題に係る違約金もしくは損害賠償金の未済でございます。額の7000万円と1億1000万円の違いは繰り上げ返済、要するに5カ年で返済すると計画にあったものが前倒しで返済になったということで、調定額がふえたものであります。

○崎山嗣幸委員 では、農林水産部関連で違約金が発生する企業というのか、何十社ぐらいで、当初の額は幾らだったのか。それと、今言われたような調定額、前倒しで入っているが、5年間で返そうということですよ。当初幾らだったのか、今どれぐらいまで来ているか、教えてください。

○長嶺豊農林水産総務課長 当初の予定は20億7476万円でありましたが、民事調停の結果、5%相当額ということで8億9245万円という状況でございます。

○崎山嗣幸委員 20億円あったのが8億円入っていると理解されているのですか。

○長嶺豊農林水産総務課長 8億9245万円が今後返すべき総額ということでございます。

○崎山嗣幸委員 8億円余り回収するという事なのですが、その中で今年度収入未済額2211万5279円残っているのです。この額が完納すれば、今言われた8億円は全部完了するという事なのですか。

○長嶺豊農林水産総務課長 平成24年度の支払い済み額につきましては8849万円でございます。2177万円が収入未済額ということでございます。

平成26年度までに、まず、平成25年度が1億481万円返す計画でございます。平成26年度に4億1079万円を返すという計画で今組んでいます。

○崎山嗣幸委員 今言われたように、それは平成26年度で完了するという事で理解してよろしいですね。

○長嶺豊農林水産総務課長 さようでございます。

○崎山嗣幸委員 今回の収入未済額が2200万円、要するに今年度取れなかったわけだから、今あなたが

言われた計画どおり、100%いけば完納すると思うのですが、徴収する対象の企業が仮に倒産をしたり、いろいろな事情というか、発生とかによって収入未済に陥る可能性はありますか。

○長嶺豊農林水産総務課長 廃業状態にあつて、収納ができないという状況のものが収入未済額として上がっておりまして、ほかは全て完納されているという状況で、2社がそういう状況にあります。

○崎山嗣幸委員 この収入未済額2200万円は取れない状況になる可能性が高いということなのですか。

○長嶺豊農林水産総務課長 業者にはいろいろコンタクトもとって努力はしているのですが、そういう廃業状態ということで、今後不納欠損処理を含めたことを考えていかなければいけないと思っております。

○崎山嗣幸委員 では、今答弁してもらった平成26年度までの、平成25年度1億円、平成26年度4億円歳入見込みについては、これも含めて、そのとおり見込めるかどうか分からないということになりますか。今言われている部分は……。

○長嶺豊農林水産総務課長 この2社以外は計画どおり払っておりますので、それは全額充当ということで我々は考えております。

○崎山嗣幸委員 違う違う。先ほど答えてもらった今回の2200万円の2社については、なかなか危ないので、これが不納欠損額になる可能性があるが、今言われた平成25年度の1億円、平成26年度4億円は順調に入る見込みを立てているということで受け取ってよろしいか。

○長嶺豊農林水産総務課長 确实ではないですが、回収の努力はいたします。この2社以外は確実に回収できるということで見込んでおります。

○崎山嗣幸委員 ありがとうございます。

次へ行きましょう。6ページの農林水産業費についてです。先ほども質疑がありましたが、執行率と不用額の問題で、農林水産業費で執行率65.8%、繰越率が31.4%で257億円、不用額が23億円になっています。先ほどから言っている主な理由も聞いたのですが、そこはやはり前年度に比較をして、これは今回、皆さんが説明をされた115億円の緊急経済対策関連事業ということでありました。前年度に比べてもそういった繰越額と執行率が65.8%という低さというか、不用額が23億円あるということは前年度に相当する額なのですか。前年度並みということなのか。

○長嶺豊農林水産総務課長 まず、不用額について

は前年度対比約3億9403万8000円の減ということで、率にしまして11.6%の減となっております。繰越額につきましては、先ほどの要因もございまして、149億8203万8000円の増ということで、ふえている状況です。

○**崎山嗣幸委員** ありがとうございます。事前にその項目は資料をいただき、原因、理由はわかっているのですが、資料提供については感謝したいと思います。

それから、農林水産業費の中の飼料対策について聞きたいと思います。御承知のように、畜産飼料の高騰は、昨年、米国のトウモロコシの高騰とか、あるいは4月の急激な円安によって相当上がったということで、畜産農家の経営が相当影響を受けたということであります。畜産農家の影響の度合いですが、影響額というものは積算できるのですか。

○**安里左知子畜産課長** 全体の総額幾らということではなく、例としましては、肥育豚1頭当たりの要肥育への影響額を試算しました。1頭当たりの肥育生産費—1頭仕上げるための生産費ですが、平成24年度は3万3300円だったものが、平成25年は3万4550円ということで、1頭当たりの肥育豚の仕上げに1200円のお金がかかるようになっていきます。

○**崎山嗣幸委員** 今回起こっているのは、例えば昨年、米国のトウモロコシの減産による影響が1トン当たり4800円影響したのではないかと、ことし4月の急激な金融緩和による円安の影響が3000円あったのではないかとということで、これは昨年から今年度と比べて9000円余り上昇して、今言ったような畜産農家に対して現在は6万6050円にはね上がっているのではないかとという情報なのです。そのことによって畜産農家の経営に影響を与えて、これではもうやっていけないのではないかとということで悲鳴を上げているという状況を聞いたのです。この辺は皆さんが捉えている実態と、畜産農家に対するこの上昇による影響、被害というのか、損害というのか、把握していますかということが聞きたいのです。

○**安里左知子畜産課長** 今回の値上げに関しまして、昨年度のアメリカにおけるトウモロコシの不作であったり、急激な円安だったりということがいろいろかわりまして、本当に配合飼料及び粗飼料の値上がりがありました。それで、畜産課としましては、生産費とか、いろいろ計算しまして、今回の9月補正で飼料高騰に係る補正予算を計上したところなのです。

○**崎山嗣幸委員** 補正の意見も後でまた聞こうと思

いますが、従来というのか、今言っている上昇分なのか、そういった補填は基金からそれなりにあったのですか、従前の。

○**安里左知子畜産課長** 配合飼料につきましては、配合飼料価格安定基金制度というのがありまして、これにつきましては国の制度ですので、国の計算により、補填金がずっと発動されております。ただし、粗飼料につきましては補助等はやっておりません。

○**崎山嗣幸委員** 今回の急激な円安や高騰に対する基金への充当は、私が今話をした9000円余り上昇しているのではないかとということに対する措置はされていなくて、今回補正でやられたものが初めてということよろしいですか。

○**安里左知子畜産課長** はい、そうです。

○**崎山嗣幸委員** では、今回の補正で措置をする、支援をするものについてお聞きしたいのですが、この被害額。トータルは私はよくわかりませんが、今上がっている上昇分というのか、これだけ上がると、確かに収益から上昇分を賄うのはとても困難な状況だと私は思うのです。この辺の対応策として、今度補正で出した案が1億円余りですよ。この詳細について—どんな方法で皆さんへ助成しようとするのかについて説明してくれませんか。

○**安里左知子畜産課長** 今回の補正の事業としては2つ組みました。1つは沖縄振興一括交付金を活用しました養豚生産性向上緊急対策事業ということで、これは養豚に特化しております。あとは県単事業で、先ほど申し上げました配合飼料価格安定基金の積立金に対する一部補助と粗飼料に対して一部補助という考え方をしております。

○**崎山嗣幸委員** 交付金事業で、今言われている部分についての一部補助によって、上昇分はどれぐらいカバーできる積算になりますか。

○**安里左知子畜産課長** 今回考えていますのは、交付金活用の分は1トン当たり1600円と計算しております。これは、直近の1年分とかではなく、いろいろ計算をしまして、過去7年間の平均と今年度の上昇分の差額を補填することとしております。

○**崎山嗣幸委員** 1600円補填する。ここ最近、さっき言った去年からの急激な上昇ではあるのですが、今言った7年間の平均との差額1600円とはどういうことなのですか。

○**安里左知子畜産課長** これは今回、畜産だけではなく、ほかの課のやり方もいろいろ参考にさせていただきながら調整をしたところなのです。実は、平成20年にも非常に価格が高騰した時期がございます。こ

の時期、これが非常に上がりまして、そのときにはこんなに大きな対策は沖縄県としては打っていません。この7年間というのは価格に波があったものですから、単年度で見ることにはできないということで、7年間ぐらいの平均値ということにしております。

**○崎山嗣幸委員** 私がここで聞きたいのは、先ほど去年からことしにかけての上昇分の補填ができるかということ。今言っている補正の中において、これだけ上昇している—今1600円と言われているが、その他の基金を活用したり、生産者負担金の補助なんかも含めて、上昇分の補填は今回の補正の中でどれぐらい充当されるかについて聞きたいのですが。

**○安里左知子畜産課長** 今回の1600円につきましては昨年度との比較ではなく、先ほども申し上げたように7年間の平均価格と本年度の差額を全部埋める予定になっております。

**○崎山嗣幸委員** この件は終わります。

最後になりますが、水産業費について聞きたいと思います。10月6日の日米安全保障協議会の中で、米軍のホテル・ホテル訓練区域の一部解除の報道がありました。この解除区域は具体的に決まったのかどうか、聞かせてもらいたいのですが。

**○新里勝也水産課長** 先日発表されました日米安全保障協議委員会、いわゆる2プラス2の共同発表の内容についてでございますが、マスコミ等でも取り上げられておりましたが、現時点では協議を再開したという情報が入っております。その当該訓練区域について、漁業者の意向としましてはそこで操業できることを要望していますが、現時点ではそれが認められたという情報はございません。

ただ、11月末までに何らかの結論を出す、そのための協議が始まったということを知っています。現時点ではその程度の状況を得ております。

**○崎山嗣幸委員** この水域というか、パヤオも相当そこにあって、漁業としては好漁場と言われているらしいのです。この訓練区域の範囲というか、要望している区域というか、皆さんが思っている水域が解除される可能性はあるのですか。

**○新里勝也水産課長** 現時点では「一部解除」という表現でございます。それが航行できるだけなのか、そこで操業ができるのか、それについてはまだ情報がございません。

**○崎山嗣幸委員** ありがとうございます。

**○上原章委員長** 休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時21分再開

**○上原章委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

仲村未央委員。

**○仲村未央委員** よろしくお願ひします。

まず、試験研究機関のことでお尋ねいたしますが、試験研究機関は企画部に一元化をされた。その後、平成24年度から、また事業課、各所管課に位置づけられるという経過をたどっております。なぜ企画部に一元化されたのかということが、まず1つ。その総括がどうなって、このたび各所管にまた試験研究機関が戻ってきたのか、その経過と検証についてお尋ねいたします。

**○山城毅農林水産部長** 平成17年度に企画部に一元化されたわけなのですが、その理由としましては、本県の地域特性を生かした産業の振興を図ることと、生産性や企業のニーズに合った研究を実施して技術移転をすることが必要と考えて、県では試験研究評価システムを導入しております。その評価結果を研究予算等に反映させるとともに、研究機関相互の連携を図るため、試験研究機関を一元化したものでございます。

それを平成17年度にやったわけなのですが、産業政策を担う生産現場の課題解決や行政施策と密接に関係した試験研究を効率的、効果的に推進する上から、農林水産部に移管したところでございます。また、農林水産部への移管によりまして、農林水産施策への反映や普及との連携など、一体的な運用が可能となってきたと考えております。

**○仲村未央委員** ですから、企画部に一元化をされて、7年たってこのようにまた現場に戻されるに至るということは、どういうことですかということ。これは、つまり一元化したことは何だったのか。失敗だったということの結果を受けて、また各試験研究機関がそれぞれの所管に戻されるということで理解してよろしいですか。

**○山城毅農林水産部長** 試験研究機関に一元化したメリットの一つとしては、分野横断的な課題における共同研究の実施、あるいは外部資金の獲得、多様な研究人材の育成、研究施設、機器等の効率的な執行などがあります。もう一つには、デメリットとしては、産業政策との整合性や普及部門との連携が不十分だという意見もございました。そういう意味で、我々のところからすると、企画部から農林水産部の産業政策部門に戻していただいて、そこと行政と普及、研究—現場が一体となった連携した取り組みが

強化されるということで、今やっているところでございます。

**○仲村未央委員** 試験研究機関を持つ意味というか、沖縄県が試験研究をすることの意義、その最大の目的というものはそもそも何ですか。

**○山城毅農林水産部長** 例えば、農林水産部であれば、現場の生産農家の課題、栽培の課題、技術的な課題、あるいはブランド化に向けた課題がございます。それを拾い上げて、研究部門でブランド化に向けた技術の開発をする。その技術を開発したものをフィードバックして現場におろして、それを普及して、生産性を上げていくなり、ブランド化に持っていくという意義がございます。

**○仲村未央委員** 今まさに農林水産部長がおっしゃるとおりだと思うのですよ。そういう意味で、試験研究機関が現場の所管から離れて企画部に一元化されたというこの7年間の課題、そこで浮き彫りになったことは、まさにその部分が欠落して、現場がより遠くなった。その反省で、結局は所管に戻されたというような評価をすべきであろうし、沖縄県庁全体の組織として、その反省がしっかりとないといけないと思うのです。そこら辺はいかがでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 我々農林水産部としては、委員がおっしゃっているように、行政施策の方針が十分に反映されているかどうか、それが研究テーマに、現場ニーズとマッチングしているかどうかということがありまして、それも不十分だったのかということは我々も見ております。それと、企画部と農林水産部両方にまたがっているものですから、企画部から研究センター、農林水産部から研究センターに行くときの横の事務調整等の煩雑さから、スピーディーさに欠けていたところが一部あったのかという反省もございます。もう一つは研究員が、現場を大事にしていくということが一農林水産部にあったときには、行政と研究と普及で生産者代表と一緒に常々やっていたところがあるのです。一度企画部に行くことによって、基礎研究とかいろいろな研究課題が出てくる中で、研究員が一部現場から研究課題のほうに、論文とかそういったところに特化されてしまって、現場との乖離が若干出てきたのかという反省も、確かに我々のところではございます。そういったものをなくすためにも、現場の我々農林水産部に来ることによって一緒に連携しながら取り組むことができたという意味では、一生懸命また頑張っていけると考えております。

**○仲村未央委員** 今、新しい組織ビジョンの話も、次の定例会あたりで出るようではあるのですが、やはり産業をそれぞれが担うという所管からすれば、本当に現場の感覚がこの組織に本当に反映されるのかということの課題は、このことから、私は朝令暮改的に組織をいじくるということにはよくないのではないのかと。特に、この7年間切り離して、その間にどれほどの実績が上がったかという、まさにそれが、試験研究の成果が技術移転にいかほど実績としてあったかということは非常に見えにくいわけです。その評価を一元化するといつて進めた改革ではあったが、結果としてこのように戻ってきた中で、この間の検証も十分ではないということ、企画部からヒアリングをしてもそこら辺は非常に感じますので、戻ってきた中で、ぜひまた、研究は大事にしていきたいと思っております。

1つ例をとって沖縄県海洋深層水研究所、これは我々も経済労働委員会で視察に参りましたが、沖縄県海洋深層水研究所のこれまでの主な研究成果というものは何か。いわゆる技術移転として産業化をされたという、その実績を示していただけますか。

**○山城毅農林水産部長** 沖縄県海洋深層水研究所におきましては、クルマエビの母エビ養成技術をまず確立しておりまして、その成果を沖縄県車海老漁業協同組合に技術移転してございます。沖縄県車海老漁業協同組合は平成15年からクルマエビの種苗供給事業を開始しておりまして、クルマエビについてはウイルスフリーの種苗を沖縄県内の生産者に提供することによって、全国一の生産量も維持確保しているということがまず1点ございます。

また、海洋深層水を利用した海藻類の陸上養殖に関する研究成果をもとにいたしまして、平成16年度からウミブドウの養殖技術について、久米島海洋深層水開発株式会社に技術移転を行っております。久米島のウミブドウ養殖が、夏場の安定した品質と生産により収穫量の増加が図られ、ブランド化に結びついているという結果が一つございます。これは今まで技術移転したものでございますが、現在は沖縄県産クルマエビの選抜育種一色、柄、成長のすぐれた育種のもの、クルマエビの親養成及びふ化幼生、飼育の改良試験、それから、海洋深層水を利用したヒトエグサの陸上養殖に関する基礎的研究、海洋深層水を利用したアサクサノリの周年養殖実用化の試験、海洋深層水の冷熱を利用したハウレンソウの周年安定生産技術の高度化試験という研究を主にやっているところでございます。

**○仲村未央委員** 今まさにおっしゃっていますが、クルマエビとクビレヅターウミブドウですね。技術移転をしてもう久しい。今言う2つの研究は平成12年度に始められています。そして、平成15年度、平成16年度にはそれぞれ技術移転して、もう既に実用化されているという分野ですよ。その後の実用化については、海洋深層水の技術を使った部分の実際の実業化、産業化の分野での成果がなかなかあらわれてこないわけですが、そこら辺は課題が非常にあるのではないかと感じます。それは例えば研究員の不足なのか、施設環境なのか、このあたりの課題をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

**○泉強農林水産総務課副参事** 海洋深層水の研究員一水産関係は今3名でやっているところではございますが、クルマエビ全体で見ました場合、先ほど農林水産部長が説明したように、本県の日本一を支えていると。このほかにも、クルマエビの生産率を上げていくという考え方で母エビの養成技術というものもずっとやっておりますので、そういったものが少なからずとも生かされてきているとは考えております。

事業化に向けて、トラフグとかシラヒゲウニとか、これまでいろいろほかのものも取り組んだわけですが、その中で技術移転ができるものという形で、クルマエビとウミブドウに集約化されていると。それ以外に農業でも冷熱を利用して、一定程度、ハウレンソウの生産技術の確立というものはできております。これを経営的なレベルなり、そういう判断の中で検討していくことが必要ということで、また次の研究課題につなげていきたいと考えております。

**○仲村未央委員** なかなかすぐ、これだからこうだという成果が出ないからこそ、非常に難しい分野ではあると思います。それが大事ではないということではなくて、研究員が足りない話というのはどの試験研究機関へ行っても聞かれるわけです。それから、現場とのミスマッチ。この間、北大東村に行ったときには、例えばサトウキビの普及員、研究員の中でも、土づくりの専門はいると言ったのかな。ところが、サトウキビそのものの生育にかかわるような専門家が沖縄県にはいないのですかということが直接生産者の方からも出ていたのです。そういう意味では、やはり人が足りないということ、あるいは現場の課題を拾い上げるだけの人的なもの、あるいは資金的なもの、そのような課題が私にはあるのではないかと感じて聞いているわけです。だから、別にそれが出てこないのを責めているわけではなくて、何が

課題かということを知っているのも、もしあればもう一度お願いいたします。

**○山城毅農林水産部長** 生産現場にはいろいろな課題がございます。作目も多岐にわたっておりますので、その課題のどれを優先するかという、まず優先順位をつけながらやらないといけないと思います。全てができるという話ではなくて、ただ、それをするときに、研究でやるものと、普及も含めて一緒になって現場即応で、現場で解決できるものがありますので、それを分けながら研究課題に上げていくという方式をとっております。そのときに、確かに研究員の数とかというものも、多ければ多いほど確かにいいと思いますが、ただ、組織の中で我々は適正に配分されているところがございますので、与えられた今いる人材の中で、いかに効率的に効果的な研究がなされて成果を出せるかというところを、しっかりと我々もフォローしながら取り組んでいきたいと思っております。

**○仲村未央委員** これは、試験研究機関の課題一覧ということで企画部が評価をやっていますよね。その中で平成24年度の評価を拝見しましたところ、専ら農業、つまり農林水産部が持っている試験研究機関が県庁内では圧倒的に多いわけですね。商工労働部が持っている沖縄県工業技術センターの研究課題は、新規課題化の評価がほとんどA判定で、ほぼ100%に近いわけですね。ところが、農林水産部の中ではE判定で、いわゆる課題化困難というランクがついているものが非常に多い。これは現場のニーズとミスマッチを起こしている部分も何かあるのか、課題の拾い方に課題があるのか。それとも、やろうと思っても今言うようなマンパワー、そもそも資源が足りなくて、取り組めなくて課題化困難という評価にされているのか。これはもう多岐にわたっていますので、そこはいちいち聞けませんが、ぜひともそこら辺は課題があるならあるで、しっかりとそのあたりを皆さんから上げてこないことには、現場の技術移転の途にたどり着かないという状況がないかということ懸念します。これは指摘をして進みます。

サトウキビですが、この間、大東島に行ったときに気づいたのですが、単収の差が地域によって非常に大きいということを感じざるを得ないわけですね。この間の傾向を見ても北部が非常に単収が低い。これは離島よりもむしろ低いという状況があって、そして宮古島が圧倒的に高い。このあたり、ずっと例年的にこういう傾向があるのですが、そこら辺は地域ごとに、なぜそこは高い、なぜそこは低いという

ことを、皆さんはどのようにそれぞれの地域の課題を把握していらっしゃるのか、お尋ねします。

**○山城毅農林水産部長** 北部の場合には、国頭土壤ということで保水力はあるのですが、保肥力が一痩せているというのですか、そういった特性がございます。ジャーガルの場合には、土壤が肥沃で保水力が強い。山原、国頭マージは酸度から言うと強酸性、酸性に近いパイナップル等、pH4から5ぐらいの高い土壤が多いということ。島尻マージは中性の土壤で水はけがいい、保水力に弱い。大きく分けるとそういう土壤の分布があります。あと地域によって土層が薄い。特に、干ばつが多いところは土層が浅いという条件、南北大東島とか伊平屋島村、糸満市南部とか、そういう特性がございます。そこをどう解決するかというところで、今各地域に合った対策を練っているところであります。例えば、土壤に腐葉土がないといったところについては堆肥をかなり投入していく。水はけが悪いところについては更新をして、水はけがうまくできるような土壤改良をしていくとか、地域に合った対策を今、考えながらやっている。

あと、宮古島については、以前は土壤だけではなくて土壤害虫がありまして、株出しができないという特徴がございました。それで、土壤害虫を研究開発、駆逐することによって株出しができて、もう一つは水ができた。地下ダムができて、かん水ができるようになってきたので、そこは安定的に生産量が確保できるようになってきた。そういう意味では、地域に合った対策を今後やっていきたいと考えております。

**○仲村未央委員** 生産高というか、実績の傾向というのは、そういう意味では、特に土地に起因すること—土地そのものが持っている強さ、弱さの中である程度しようがないというか、その差ができるのは、対策をやってもばらつきがあるということを前提に、投資もそれに見合うようなサトウキビ政策を進めていると考えてよろしいのでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** さとうきび増産基金につきましては、ソフト関係の事業として導入していますので、それについては各地域の課題に合った対策を我々はやっていこうということです。例えば、土づくりが必要であれば堆肥を投入していく、深耕が必要であれば深耕していく。あるいは、春品の株出しをやるときに、株出しを管理しないといけないのですが、そういったところの委託業務について支援していくとか、その地域に合った取り組みをこの基金

でやっていこうということで進めているところがございます。

**○仲村未央委員** 雨が特に降らない、しかも、規模が小さい離島というのは、雨がなかったことによる生産への影響、1次産業全体への影響というものはサトウキビにとどまらないわけですね。大東島の課題は、結局土が痩せてしまっている。ここで今、輪作でカボチャやパレイショをやって土を少しよくしながらという狙いもあって回しているような話はしていましたが。そういう意味で、これからTPPだと言って、それが来たら壊滅的になる云々と言っても、もちろん雨が降らないことによる影響かもしれないが、1本でいって、何か影響を受けたらもう壊滅だということではなくて。やはり土地の多面的な活用というか、品種にしても、作物にしても、多様なものをつくることによる安全保障ということは、農業の視点からも大きく図っていくところではないかと。これは、私、この間、皆さんの陳情の回答を見中でも、適切な対応をしてみたいということが一体何なのかという話はそこでとまったのですが。結局、そういった1つに頼って、1つがだめなら全部だめというようなあり方、沖縄県としてはその対策をすべきだろうと私は思うのです。

そういう意味で、今言うような土地の肥やし方も含めて、あるいは本当にほかの産業との連関も、皆さんは政策としてそれを位置づけて持っているのかということがまだ見えないのですが、いかがですか。

**○山城毅農林水産部長** 例えば、北大東村であれば、そこは島の中で土層も浅いというところで、まず基盤整備をやりまして、あと、水がないというところで貯水池をつくりまして、それがほぼ90%ぐらいの貯水率できていますので、水ができてきました。あと、土づくりをどうするかというところで、製糖工場からバガスが出ますので、そこで堆肥をつくっています。それを土壤に還元する。あともう一つ、糖蜜をうまく土壤に還元することによって改良できないかという試みもやっていますので、そういう総合的な対策。もう一つは、そこにサトウキビ、10%までは輪作に向けてカボチャを植えて、そのカボチャが非常に評価された。津嘉山のカボチャを抜くぐらいの非常にいいカボチャをつくることまで来ている。そういう意味では、総合的に、一辺倒というか、そこを基幹にしたところでほかのものを組み合わせてやるというのは非常に重要なことであります。

あと、そういうものを地域ごとにやっていく。例

えば、宮古島であれば、水ができたことによって、サトウキビだけではなくして園芸部門のマンゴーが産地で一番ふえてきていますし、もう一方ではトウガン。トウガンにしても、20トン余りの単収を上げる方々がいます。ゴーヤーも伸びてきている。向こうは畜産もありますので、サトウキビプラス、畜産プラス、園芸品目という総合的なところで我々はやっています。そこに、もう一つは6次産業の加工も含めて、もっと付加価値をつけて出せるような仕組みを今後伸ばしてやっていきたいと考えています。

**○仲村未央委員** やはりそこで出たのは、バガスだけでも限界があると。本来であれば、本当に畜産も一緒に、有機的に連携できたらいいのだろうが、それをやるにしても水がない。あるいは屠殺場がないと畜産は成り立たない。また、輸送コストの問題で、肥料を入れるにも輸送コストがかかる、出すにもまたかかる。こういった中で不利、不利、不利はずっと続くわけですが、その中でも多種なものになるべく県としては政策を振り向けることによって、個々で循環できるような生産体制のあり方を模索していかないと。これが来たらぶっ潰れますというのはよく聞くのですが、その後がないのです。だから、ぜひともそこはもっと見える形で投資のあり方も考えていただいて。もちろん莫大なおけをつくるにはあれだけのお金がかかりますが、それとまた、もう一方で、総合的なもっと広がりのある農業政策を発信していただけたらなと思います。その方向性に間違いがなければ、コメントをいただいて終わります。

**○山城毅農林水産部長** 農業分野の中には、土地利用型のサトウキビ、集約型の園芸品目、それから畜産と幅広くありますので、委員おっしゃるように、土づくりを含めてやるということは耕畜連携が重要になってきます。バランスよく畜産振興、サトウキビ、園芸品目、付加価値の高いものを総合的に伸ばすことによって、そこからもっと付加価値をつけていけるものが生まれてくるものと思っていますので、それをしっかりやっていきたいと考えております。

**○上原章委員長** 玉城満委員。

**○玉城満委員** 農林水産物流不利性解消事業の件ですが、50品目の中に畜産は入っていますか。

**○宜野座葵流通政策課長** 現在のところ入っていません。

**○玉城満委員** 外れた理由は何でしょう。

**○宜野座葵流通政策課長** 補助事業を採択するとき

にいろいろと品目について調整をしまして、その採択時点での戦略的品目について補助対象にしようということです。その時点では50品目ありまして、その1品目に牛肉が入ってまして、牛肉は他の補助支援制度があったので、その分を除いたということです。

**○玉城満委員** 農林水産物流不利性解消事業というのは、もちろん輸送費を軽減させるという意味があるかもしれませんが、石油、燃油等の高騰で今船代が、輸送費がすごく高くなっている。この補助が始まった時点から、輸送費の経緯というのは沖縄県としては承知していますか。要するに、この事業が始まってからの船賃の推移を承知していますか。

**○山城毅農林水産部長** 沖縄県外出荷にかかる船舶輸送費についてですが、出荷団体に確認したところ、平成24年の那覇から東京で見たときに、平成24年1月から3月が、40フィートなのですが、6万6800円、平成25年1月から3月が7万2400円、平成25年4月から6月が8万3600円と上昇しています。

**○玉城満委員** これは燃油価格が上がれば別料金として、燃油価格調整の料金があるではないですか。あれで調整されているはずですよ。何でもともとの船賃が上がるのか、これはどういう理由だと思いますか。

**○山城毅農林水産部長** 今の価格は、サーチャージ—燃料油価格変動調整金が入った価格でございます。聞いたところ、コンテナ料金が基本になりますので、それは変わっていないと。そのサーチャージ分で変動していると聞いています。

**○玉城満委員** なぜこういう質疑をするかといいますと、これははっきりどうかはわかりませんが、50品目に入っていない人たちが、沖縄県がしっかり補助をしているということで、船会社が便乗値上げをしていないかという疑いがかけられている部分が若干あるのです。要するに、50品目以外のところがもろに高騰にまいらされているという事実、そしてそういう訴えをしてくる人がいるわけですよ。その辺は感じていますか。

**○山城毅農林水産部長** 船舶輸送の上昇—先ほどのサーチャージ込みのものがあったのですが、燃料費高騰による影響が大きいとは我々も考えておりました、本事業の実施によって船舶輸送費が上昇したという事実は確認できておりません。そういう意味では、船舶輸送費の上昇については、補助のあるなしにかかわらず生産者の負担増加につながりますので、沖縄県としては輸送費の動向を注視していき



いと思っています。

**○玉城満委員** 僕は畜産も非常に大事だと思っています。一応企画部では、離島の中ではユニバーサルサービスを達成するために、人と人の輸送に関しては、客船のリース代を沖縄振興一括交付金で補填するとか、新造船に関しても沖縄振興一括交付金の中で、人と人の移動はそれではできるといふ事業があるのです。何事業か忘れたが。僕は企画部の交通の中でその話をしたら、これは農林水産部だと言われて。例えば、今12億円かけて農林水産物流不利性解消事業をやっているのではないですか。例えば、新しい沖縄県内のユニバーサルサービス、要するに鹿児島県までの料金をかなり低額にするためにも、農林水産部で企画して新造船をつくって、それを格安で委託して、そういうものを解消する方法はできないものかと感じているのですが、その辺はいかがなものでしょう。

**○山城毅農林水産部長** この議論は事業を検討するときにも一つの案として議論がございます。沖縄県が貨物船を購入して物流を支援するということについては、運用あるいは採算性の中で問題があると考えておまして、これについては困難という考えであります。

**○玉城満委員** 実際、人と人の移動の、離島間のユニバーサルサービスはこれで達成できるわけですか。では、何で物の輸送に関してこれが無理なのではないかという判断になるのかが僕は理解できないのですが、その辺はいかがなものでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 我々は農林水産物流だけの想定なのですが、やはり物流を改善するためには農林水産物だけではなくて、生活物資も含めて当然検討されるべき課題と思っています。それからすると、我々農林水産物のほうからはどうなのかということでもあります。

**○玉城満委員** だから、それを言ってほしかったというか、これは今、農林水産物は農林水産部、人は企画部、そして県産品は商工労働部とか、こういうみんな分かれているやつを何で一本化して一物流課ではないが、不利性を解消するようなプロジェクトチームが県の中にできるべきではないかと思うのです。では、農林水産部だけでは少し厳しいです、人と人はできる。実際人と人の中に一応物流もやられているのですね、フェリーは。だから、フェリーは対象なのに、物流に対しては対象ではないというのも何かおかしい理論です。これは、商工労働部も、企画部も、農林水産部も全部一緒になれば、不利性を

を解消するため鹿児島県までの物流の船一つぐらい、沖縄県でつくってやれば、かなりの解消ができるのではないかと僕は思うのです。どうでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 委員おっしゃる提案ということで、企画部あるいは商工労働部などの関係部局にも投げかけて、これがどうなのかというところは少し議論してもいいと考えております。

**○玉城満委員** せっかく沖縄振興一括交付金でこれができるということになっているので、仕掛けようと思えばできるのです。ただ、今はまたいでしまっているものだから、やはり物流に特化した部署をつくるべきではないですか。これはぜひ検討していただきたい。

もう一つ、沖縄県産農林水産物海外販路拡大支援事業についてなのですが、これは主にどういうものを支援して海外に出しているのですか。

**○宜野座葵流通政策課長** シンガポールへは、青果として、ベニイモ、ゴーヤー、トマト、ピーマン、カボチャ、トウガンなど。香港では、水産物で、モズク、ウミブドウ、メバチマグロ、ソデイカ、ミーバイ、乾燥モズク、そして青果で、ベニイモ、ゴーヤー、カボチャ、トマトなどを出しています。

**○玉城満委員** 先ほども少し出ていましたが、黒砂糖があるのではないですか。多分、比嘉農林水産部長の時代に、僕はぜひゴールデン黒糖に挑戦したらどうかと。要するに、僕らが台湾を視察しても、中国を視察しても、沖縄産の黒糖はかなりレベルが高いのです。レベルが高いということは、高い金を出してでも購入するぐらいの黒糖なので、例えばパッケージなんかも少し工夫して、金の延べ棒みたいなものに黒糖を入れるとか、少しグレードをアップさせるような演出も僕は必要ではないかという気がしているのです。見て、これは沖縄県産だとわからないものを応援するのも確かにいいが、明らかにこれは沖縄県の一番の産物だと思わせるような、そういうブランド力をもう少し高める努力をやっていたきたいのです。それはもう今実際やられていると思うのですが、極端に、抜本的に、海外に出すものはどかんと演出してほしいと思うのです。その辺はいかがなものでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 確かに、黒糖につきまして、香港に平成22年度から売り込みに我々が行ったときに非常に向こうの評価が高くて、向こうのバイヤーも沖縄県に来て工場も見ていただいて、ある程度向こうに輸出した実績もあるのです。去年、ことは生産高が落ち込んだためにその量が若干減って

はいるのですが、そういう意味で、台湾、香港では黒糖が非常に評価されているということは自覚しております。原料用として送るのか、あるいは今言っていた最終商品として送るのかでいろいろ違ってきますので。委員おっしゃるとおり、ブランド力を高めるということは非常に重要な要素でございますので、それもまた研究しながらしっかり対応していきたいと思っております。

**○玉城満委員** これは通告していないのですが、農林水産部の中で一ことしは長寿日本一奪回宣言をしているわけでありまして、沖縄県の農水産物で長寿にかかわる何かの研究というものを今後やる予定はございますか。

**○山城毅農林水産部長** 沖縄県の作物の中で、一番注目されているのが島野菜かと。島野菜については非常に機能性がある、成分が高いということが評価されています。そういう意味では、沖縄県農業研究センターで一島野菜も結構いろいろな種類がありまして、それを各地域から導入して、その中から機能性の高いものの選抜なり、栽培に向くものの選抜なりという研究を今やり始めたところでありまして、それができ次第、また現場におろして、長寿に、健康にいいような農作物、島野菜を提供していきたいと考えております。

**○玉城満委員** だから、長寿を考えるのは福祉保健部だけではなくて、やはり各部署でそれを意識した仕掛けというか、それを事業にしていくことが絶対必要になってくると思っております。ひとつぜひこれは、薬草をつくるなり、頑張っていたきたいと思っております。

最後ですが、先ほど翁長委員もおっしゃってました石垣牛の話なのですが、今まで石垣牛ということで外に出してかなりの額で貿易をやっていた人が、JAの飼料を仕入れていないということで石垣牛ではないと言われて、差しどめになって、今裁判をしている最中のある畜産業者がいるわけです。そこに言わせれば、この飼料を買っていなければJAというマークを入れられませんよということが取り決めだと言っているわけです。石垣牛ではないというルールではないと、彼ははっきり言っているのです。その辺のところを、もし承知している、もしくは先ほどの続きになりますが、答えていただけますか。

**○山城毅農林水産部長** 今のトラブルの話は私も初めて聞きました。事務方もまだ聞いていないということですので、その状況を我々も調べさせていただ

いて、どういう状況か把握した上で検討していきたいと思っております。

**○玉城満委員** これはぜひやってください。これは億単位で、この畜産業者に対しては大変多大な損害を与える可能性もあるし、その辺ははっきり一周りのそういう状況を県としてもしっかり承知していただいて、もしくは間に入るなりして処理をしていただきたいということです。これはやがて耳に入ると思っておりますので、ひとつお願いします。

**○上原章委員長** 瑞慶覧功委員。

**○瑞慶覧功委員** まず、アーサ生産に関連してですが、平成25年度の県内生産状況についてお尋ねします。

**○新里勝也水産課長** 平成25年度のアーサの生産量は、各産地の漁業協同組合から聞き取り調査した結果、約99トンとなっております。前年の平成24年度に比較して約14トン、17%の増となっております。

**○瑞慶覧功委員** 北中城村に関連して、同じ質疑です。

**○新里勝也水産課長** 北中城村では、前期に比べ6トン増の37トンとなっております。

**○瑞慶覧功委員** これは私は2月議会でも質疑したのですが、過去見ていると、工事をストップしている泡瀬埋立工事との関連ですが、ストップした平成22年が55トン、平成23年は45トン、再開した平成24年が31トンと20トン以上落ちているわけです。またことしは、少し6トンはアップしたということですが、例年の平均からすればやはり落ちていると思うのです。本会議で前に質疑したときに、この因果関係についてどう思うかということに関して、農林水産部と土木建築部も関連しますので質疑したのですが、一緒になって検討したいという話だったので。その後、どういう状況ですか。

**○新里勝也水産課長** 今の因果関係でございますが、農林水産部としましては、ことしの7月に泡瀬埋立工事の発注者であります沖縄総合事務局、沖縄県中部土木事務所、地元の漁業協同組合、北中城村、そして我々、沖縄県水産海洋技術センターの指導部門も交えて、現状の確認と今後の対策を話し合う協議会を持っております。そのときの結論としましては、発注者側は調査をずっと継続してやっているわけですが、工事現場周辺での調査では、シルト泥、細かい泥とがアーサ漁場に拡散しているという調査結果はなかったということが報告されております。それを受けまして、漁業協同組合が採取したシルトを沖縄総合事務局が分析してみるということ。そし

でもう一つ、次の養殖シーズンに一そろそろ始まる時期でございますが、現場確認することなどが確認されております。今後、漁業協同組合が採取した細かいシルトの検査結果を確認しながら、また関係者みんなで現場へ入って、種つけ網の状況あるいは堆積物の状況等を確認し、必要な時点でまた協議会で確認して因果関係の解明に努めていこうということで今話し合いをしている状況でございます。

○瑞慶覧功委員 次に、7ページになるのですが、森林病虫害防除費についてですが、その事業の概要と不用額の理由を教えてください。

○謝名堂聡森林緑地課長 森林病虫害防除費につきましては、松くい虫を中心とした森林に関する病虫害の防除費ということで事業を実施してございます。予算のほとんどが松くい虫の被害対策ということでございます。

○瑞慶覧功委員 不用額の理由は。

○謝名堂聡森林緑地課長 森林病虫害防除費の不用額につきましては、病虫害防除対策を実施しまして、被害量が前年度の半分近くに減っているということで、被害量の減に伴う不用ということでございます。

○瑞慶覧功委員 ことは例年になく目立つのですね。私は北谷町ですが、北谷町の状況を聞くとそんなに多くはないのですが、基地との境とか、そういう山では、今年の4倍発生しているらしいのです。ことしのそういう状況は把握していますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 病虫害の発生につきましては、気象条件等も大分影響すると伺っております。ことし、若干乾燥等もございましたので、まさに今調査中ということでございます。病虫害は、御承知のとおり、9月から大体病兆が出てきてまして、被害の判定をするのが9月以降となっていますので、今まさに調査中でございます。委員おっしゃるとおり、若干ふえているのではないかという話が出てるところでございます。

○瑞慶覧功委員 では、これまでの松くい虫被害対策の概要について教えてください。

○謝名堂聡森林緑地課長 松くい虫の防除対策につきましては、森林病虫害等防除法に基づいて、保安林とかの機能の高い森林を保全松林ということで指定して、林野庁の予算で対応しています。それから、保全松林以外のその他松林につきましては、森林事業として予算が対応できないものですから、沖縄振興一括交付金等を活用して、幹線道路周辺ですとか、名木等の貴重な松林については対応しているという状況でございます。

○瑞慶覧功委員 これまでの被害木の総量と総事業費について。

○謝名堂聡森林緑地課長 昭和48年以降、これまで40年間に約60万5000立方メートルを処理しております。ただ、その費用が約88億円ということでございます。ただ、ここ最近10年間の推移を見ますと、平成24年度が4800立方メートルでございますが、10年前の平成15年が4万4000立方メートルということでございますので、おおむねこの10年間で10%程度に減少しているという状況でございます。

○瑞慶覧功委員 減少しているというよりは、もう大きい松がなくなっていると思うのですが。沖縄県内、これは離島も含めて、被害分布の状況を教えてください。

○謝名堂聡森林緑地課長 平成24年度に限って申し上げますと、北部地域が約4700立方メートル、中南部地域が100立方メートル、離島につきましては、南大東島で二十数立方メートルということでございますので、おおむね97%近くが北部で発生している。特に、その北部の中でも名護市が一番多くて、また恩納村ですとか、そのあたりに集中して発生しているという状況でございます。

○瑞慶覧功委員 松くい虫の処理方針といったものは大分変わってきたと思うのです。最初はゼロ作戦とか目標が高かったと思うのですが、その途中で米軍との共同の取り組みもあったかと思うのです。米軍基地内の被害木の処理はどのようになっているのでしょうか。

○謝名堂聡森林緑地課長 米軍基地の松くい虫の被害対策につきましては、北部訓練場を森林管理所で対応しまして、北部訓練場以外は沖縄防衛局での対応ということになっています。昭和55年以降の約30年以上の処理が約10万6000立方メートルということで、予算にしておおむね30億円ぐらいが米軍の中で処理されているということでございます。

○瑞慶覧功委員 沖縄防衛局がと言っていたのですが、私もかつては少し関係したことがあるのですが、北谷町だったら空軍、陸軍、海兵隊、それぞれの部署で対応が違ったのです。直接米軍との関係だったのですが、これは沖縄防衛局でそういう統括をしているのですか。

○謝名堂聡森林緑地課長 窓口は沖縄防衛局になっておりまして、実際には委員おっしゃるように、それぞれ空軍とか海兵隊も含めて、シュワブ、ハンセン、嘉手納弾薬庫、それぞれ所管がありまして、それぞれまた対応はしている。総括は沖縄防衛局で

やっているということでございます。

○瑞慶覧功委員 例えばフェンス一つ隔てて一幾ら民間、地域で頑張っても、米軍基地内で処理されないという状況の中では、とめるということとはとても無理な話だとずっと思っていたのです。また、予算がないとか、そういったことも大分あったのですが、前はゼロを目指してきたということだったと思うのですが、この方針は今どうなっていますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 松くい虫ゼロ作戦につきましては、5年間、集中的に松くい虫作戦を実施するという事で、ちょうどさっき申しました平成15年あたりを中心に実施したところで、その成果も出まして、大分落ちついている状況でございます。ただ、おっしゃるように、米軍も大分予算が厳しいということで、松くい虫に回す予算が非常に少ないと伺っております。沖縄県では、今従前の保全松林、その他松林と合わせまして、新たな手法としまして、天敵昆虫を利用した松くい虫の防除、それから抵抗性松の研究ということで、総合的な防除対策に取り組みたいということで、まさに今その取り組みを押し進めているところでございます。

○瑞慶覧功委員 やはり予防とか保護にも力を入れたほうが現実的だと思います。山の中の被害木を切り出して処理するというのは、これまででも、はっきり言って効果というのは疑われますので、もっと予防、保護に力を入れていただきたいと思えます。

午前中に話が出ていたのですが、今の予算執行の悪い状況ですね。理由として、繰り越しが多いと。緊急経済対策関連事業が118億円ですか、ほとんどがハード事業だということで、技術屋のポストに事務方が190人中30人という話もありました。予算はあっても、現実的に執行できないというような状況なわけです。これは、沖縄県のこれまでの合理化を目的とした行革の弊害ではないかと思うのです。もっと専門職とか技術職、そういうものを大事にしていかないと、このままでは職員が疲弊して、本当に市町村や民間に流れていってしまうのではないかと思います。それを助長するような組織ビジョンであってはならないと思うわけです。

午前中もありましたが、農林水産部の再編はどうなるのかということと、農林水産部長がどう考えるのか、聞かせてください。

○山城毅農林水産部長 先ほども申し上げたのですが、現在沖縄県では、沖縄21世紀ビジョンで掲げる将来像の実現に向けて、同基本計画に沿った組織のあり方について検討を行っているところでございま

す。農林水産部としましては、沖縄21世紀農林水産業振興計画の効率的、効果的な施策推進を図るために、平成26年度の組織体制について、関係部署等と調整を行い、検討を進めているところでございます。農林水産部の位置づけは非常に重要なところだと私も認識しておりますので、そこは農業、林業、水産業全て網羅して大事にしないとイケない。その中には、組織も大事ですし、人づくりも大事ですし、それと専門的な分野でございますので、農業土木にしても、林業にしても、農業にしても、専門的な分野を育成する。そういう意味では、採用もなるべく多く採ってくれるようにということも我々はまた要望しながら、しっかりした農林水産部内の組織体制をつくって、また頑張っていきたいと考えております。

○瑞慶覧功委員 ぜひ後退させないように頑張っていたきたいと思います。

○上原章委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 よろしくお願ひします。

最初に、糸満市の糸洲後原の冠水被害について質疑したいと思えます。皆さんももう御存じだと思うのですが、糸満市の糸洲後原は、沖縄県農業研究センターの整備の後、農業研究センターの汚水の貯水池から越流した水が周辺の修理工場、畜産農家、農地に流れ込んで、大きな被害を出しているわけなのです。これは沖縄県農業研究センターを建設した後からそういう被害が非常に大きくなっているということで、周辺の農家の皆さん、住民から、これではもう農業を続けていけないという悲鳴の声が上がっているわけです。問題は、農業の振興のためにある沖縄県農業研究センターのことで周辺の農家の皆さんが被害を受けているということについて、やはり皆さん方はもっと深刻に、真剣に考えていただかないといけないと思うのです。まず最初に、これについて農林水産部長、どうですか。

○山城毅農林水産部長 5月の集中豪雨によりまして、確かに沖縄県農業研究センターの周り、何カ所かが冠水しておりまして、サトウキビ等も被害が若干あるということは我々も承知しております。それについては、周りの対策をどのようにやっていくか、応急対策、あるいは抜本的な対策をどうするかということが課題としてありますので、地元としっかり協議しながら今進めているところでございます。

○玉城ノブ子委員 私は一般質問でもこの問題を取り上げました。そして一昨年は、具体的に被害者の

農家の皆さん方から訴えがあって、沖縄県農業研究センターに被害者の皆様に集まっていただいて、具体的にこの事態をどうするかということで話し合いもやりました。そして皆さんは、これに対しては緊急対策をやりますということだったわけです。ところが、ことしの台風時にさらに深刻な被害が起きているわけですね。この間、皆さん方はどういう対策をとってきたのですかと言わざるを得ないとは思っているのです。緊急対策をどのようにやられたのですか。

**○山城毅農林水産部長** 平成23年12月に糸満市、あるいは農家で構成する沖縄県農業研究センター冠水対策協議会というものを設置してございまして、従来はそこの中で話し合いをしていたのですが、もう少し抜本的な応急措置をしないといけないということがありまして、その下に今回、沖縄県農業研究センター豪雨対策ワーキングチームを立ち上げました。その中で、どういう対策があるかを議論しまして、今回、沖縄県農業研究センターの中に、もう少しオーバーフローするのを抑えるために、一つの応急対策として、敷地内にある沈砂池の堆積土砂をしゅんせつするというのと、沖縄県農業研究センター内に大型土のうを設置しました。そこに2万7600立米の新たな貯留容量を確保してございます。それによって幾らかの緩和策になるということで、応急対策としてはそれをやったところでございます。

**○玉城ノブ子委員** 具体的には、周辺の抜本的対策も私は進めていかななくてはならないと思うのです。それについては、一昨年この集まりのときにも皆さん方に話したのですが、被害者である周辺の皆さん方も含めての対策協議会を立ち上げて、具体的にどのような緊急対策と抜本対策をどのように進めていくのかということで、ぜひ進めてほしいということを行ったわけです。

それに対して、皆様、私の一般質問に対しても、被害者の皆さんも含めての対策委員会を立ち上げて検討を進めていくという答弁があったのですが、これはどうなっていますか。

**○山城毅農林水産部長** 対策協議会については平成23年12月に立ち上げてございます。その中で、先ほどのワーキングチームは技術的などところを検討しまして、対策協議会の中で糸満市も含めて、今回、抜本的対策については外側の排水をきちんとしないといけないわけですから、それについてはそのような断面を確保するという意味で、排水路の整備が有効

であるということが結論として出ています。早期に必要な対策が図られるように、事業としては農業基盤整備促進事業がございまして、それを平成26年度の新規着工に向けて糸満市と今調整を進めております。手続については、市で地元農家とも連携しながら申請していただくということで今詰めていますので、しっかり対応していきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** 沖縄県農業研究センターの責任は大きいわけですよ。施設をつくったはいいのですが、この水の処理がしっかりとできていなくて周辺に被害を与えているわけですから、これについては、早急に対策を進めていただきたいということを要望申し上げておきたいと思っております。

次に、干ばつ被害対策の問題ですが、今回の干ばつ被害で、具体的にサトウキビ、農作物はどれぐらいの被害が出ているのでしょうか。被害額はどれぐらいでしょうか。

**○竹ノ内昭一糖業農産課長** 今般の干ばつに係る被害につきまして、製糖企業、それから沖縄県農業研究センターの気象感応試験のデータ等を分析いたしまして、あくまでも推計という形ではございますが、平年に比較しておおむね1割弱程度の被害になると考えております。

**○玉城ノブ子委員** 今度の干ばつ被害が発生したとき、皆さん方、この干ばつ対策として具体的にはどういうことをなさっていたのですか。

**○山城毅農林水産部長** まず、干ばつ対策については、沖縄県では、知事、副知事を含めた全体の危機管理対策本部を立ち上げてございます。その下の農林水産部内には、沖縄県干ばつ被害防止対策会議をまず立ち上げて、そこから地区ごとの一普及部門がありますので、その地区ごとに関連する市町村、JAなどで構成する干ばつ対策緊急連絡会議を設置しました。各市町村においても干ばつ対策会議を設置したと。組織体制的にはそういうものをつくりまして、今回、課題となっていたかん水施設、資材とかいうものが、水がないところは早急にタンクで運んでかん水しないといけないわけですから、そういったところの支援。基金を活用しながら、タンクの購入費とか、かん水するためにはチームを組んで委託しないといけないということもありましたので、その委託料の支援とか、そういったものを支援しながらやってきたところでございます。

**○玉城ノブ子委員** 具体的には、異常気象が続いて、今後も干ばつが起きることが考えられるので、これに対する対策を恒常的に進めていくと

ということが非常に大事なのではないかと考えているのです。特に、かんがい施設の整備については、もう少し早いテンポで進められないのかどうかと考えているのですが、このかんがい施設の整備状況はどのようなになっていますか。

**○山城毅農林水産部長** 現在は、平成24年度の圏域別の水源整備率を見た場合に、沖縄本島地域で43%、本島の周辺離島地域で49%、先島地域で72%となっております。もう一方、かんがい施設の整備ですが、沖縄本島で30%、周辺離島地域で37%、先島が57%という整備率になってございます。

**○玉城ノブ子委員** 皆さん、決算資料の中でかんがい施設整備事業費の繰り越しが多いというのがありますよね。かんがい施設整備が非常にテンポよく、早急に整備されなくてはいけないという状況の中で、そういう繰り越しが出てくるということについては、私は理解に苦しむのです。もっとテンポを早くかんがい施設整備を進めていくという体制、これはどこに問題、課題がありますか。どうしてこのような多額の繰り越しが出てくるのか。

**○山城毅農林水産部長** 先ほどからお話がありますように、繰り越しについては、2月の補正の繰り越しが大きな要因となっております。あとはかんがい施設を優先的に整備するために、全体の予算の中の7割近くはかんがい施設に振り向けてやっています。それが早期に執行できるような体制を一生懸命頑張っていきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** では、ぜひ早急にそういう対策を進めていただきたいと思えます。

これに関連してもう一つは、糸満市兼城地区はかんがい施設がないために、向こうの農家の皆さん方が大変苦勞しているわけです。前に、私はその件を一般質問で取り上げたときに、新しいモデル事業を向こうでやるということを知ったのです。向こうのかんがい排水の施設整備の件、水不足で苦しんでいる農家の皆さん方に水を供給するためにどうするかということについて、具体的にどのような対策を講じておられますか。

**○新城治村づくり計画課長** 兼城地区に関しては、以前、国営の島尻地区ということで、国営のほうで調査を進めたところです。どうしても事業化には難しい点があって下水処理場を使う計画だったのですが、コストの面が高くかかるということで、これが難しいということで断念されたということです。それを受けて今、県では、再度、下水処理場も含めて、また中央集水型も含めて、本年度から検討を進

めているところです。その結果を踏まえて、今後事業化が可能か、見きわめていきたいと思っています。

**○玉城ノブ子委員** 私がもう一度これを聞いているのは、これと同時に、地下ダムが近くまで来ていますよね。だから、そのことも含めて検討を。要するに、向こうは、もう一日も早く水不足を解消してほしいという農家の皆さん方の悲痛な訴えがあるわけです。ですから、このことも含めて検討課題に挙げて、検討する必要はないのかどうかと考えて聞いているわけです。

**○新城治村づくり計画課長** 今、話のありました国営の南部の地下ダムに関しては、受益者が固まっているところです。十分まだ水が使われていないところに関しても、今後できるだけ水を使うように、沖縄県としても推進していきたいと思えます。その水をまた、地区外に使ってもらうことに関しては、まずこの地区で、新たな下水道の水とか中央の水を使って水源開発ができないか。どうしても足りない場合は、再度、国営の本島南部の見直しも含めて、次の段階で検討すべきではないかと思っています。

**○玉城ノブ子委員** いずれにしても、とにかく向こうの水不足を早く解消するためのあらゆる対策を講じていただきたいということを要望しておきます。今度の干ばつ被害対策は、やはり恒常的に対策を講じていくことが大変大事だと思うのです。そのために、県、市町村、農家の皆さん含めての干ばつ対策協議会を立ち上げて、恒常的にそういう状況になったらすぐ対応できるような体制を進めていくということが大事ではないかと思いますが、どうでしょう。

**○山城毅農林水産部長** ことしも協議会を立ち上げて対応しているところですが、地域によっては非常にいい取り組み、例えば、宮古地区の協議会あたりは非常にいい取り組みをしているという事例もございます。そういう事例も踏まえて、いいところはまたほかの地域にも還元しながら、より体制を強化していきたいと考えております。

**○玉城ノブ子委員** ぜひそのようにやっていただきたいと思えます。

あと1点、島野菜の生産拡大について。先ほど少し出ていたのですが、糸満市が今、島野菜委員会を設置して、生産拡大を図っていくということになっております。やはり沖縄県の島野菜は、薬草と言われるほどに健康によい食材として、長寿県沖縄を支えてきた食材だと私は思うのです。長寿県沖縄を復活させるという意味からすると、私たちはこの食材を重視して、生産拡大を図っていくということが非

常に重要ではないかと思うのですが、伝統的な農産物として沖縄県で指定している島野菜は何品目ありますか。

**○山城毅農林水産部長** 沖縄県では伝統的農産物という位置づけとして、戦前から食されている、あるいは郷土料理として利用されている、あるいは沖縄の気候風土に適合しているという定義のもとで選抜しまして、現在、ウンチェーとかシカクマメ、シマニンジン、シマナー、カンダバー等、28品目となっております。

**○玉城ノブ子委員** 生産拡大を図っていくための沖縄県の具体的な計画、対策、そして、これを推進するための支援策はあるのかどうか。

**○山城毅農林水産部長** 島野菜は多岐にわたりますので、普通のゴーヤーとかメジャーな作物に比べて、どちらかという地域で点在しているという現状がございます。それらについては栽培指針も含めて今我々は検討してまして、まずは品目の栽培指針をしっかり押さえて、それを農家に普及しながら産地をつくっていくということで、技術の向上を狙うという意味では、展示場を設置したりしてやっています。平成24年から島野菜がんにゅうプロジェクト事業というものを立ち上げて、それを活用しながらやっているとということで、糸満市の今回のプロジェクト—島野菜の協議会も、この事業を活用しながら一緒に連携してやっっていこうとしております。

**○玉城ノブ子委員** これは全県で生産普及拡大を進めていただきたいと思うのです。島野菜は長寿県沖縄の復活の上でも非常に重要だということを言いましたが、薬草としても非常に体にいいということで、非常に評価されているものですよね。そういう意味では、さらに生産を拡大して、これに付加価値をつけていく。そうすれば、健康飲料としても引き合いが非常にあるということをお聞きしているので、そういう意味では6次産業化にも結びつけていく。これによって生産拡大と6次産業化を進めていただきたい、ぜひ積極的に推進拡大を図っていただきたいと思うのですが、これについてどうでしょうか。

**○山城毅農林水産部長** 例えば一つの事例なのですが、西原町で遊休地を活用した協議会の中で、遊休地を対象として、そこでシマナーを普及しようというプロジェクトを今進めております。シマナーは非常にグリーンのきれいな色が出るものですから、それを加工して粉末にして、てんぷらにしたり、麺に入れたりということで、6次産業化的な体制でつ

くって、それを売り出していく取り組みをしています。そういったものをどんどん、それぞれの島野菜に応じたやり方というものを今後検討していきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** 具体的に、名護市が生産、加工、流通の一貫体制で、アグリパーク事業というのですか、あれを推進しているということをお聞きして、これは非常にいい取り組みだと思っているのです。こういう取り組みをぜひ全県でやっていただきたいと思うのです。生産、付加価値をつけて流通まで一貫体制でやっていく事業を全県で進めていくことが非常に重要ではないかと思うのですが、どうですか。

**○山城毅農林水産部長** 委員おっしゃるように、島野菜は6次産業化に非常に向いていると思っておりますので、そういう意味では、あらゆる事業を活用しながら、各地域に、また、市町村にも勧めながら、連携して一緒に拡大していきたいと思っております。

**○玉城ノブ子委員** 最後にTPPの問題です。TPPの5品目、守るべきものは守ると自民党も公約をしてきたわけですが、今度のインドネシアのバリ島で終わってから、西川TPP対策委員長が、この5品目についても抜けるか、抜けないか、検討はさせてもらわなければならない。要するに、関税撤廃に踏み込むこともあり得るという発言をしているのですね。これはもう重大な事態だと私は思っているのですが、これについて皆さん方、危機感を持ってこの問題に対応していかなくてはいけないと思うのです。もし踏み込むということであれば、TPPへの参加を撤退せよという強い姿勢で臨んでいかないと、沖縄県のサトウキビ初め農産物が全て壊滅的な状況になっていくわけですから、これについて皆さん決意を。

**○山城毅農林水産部長** 今の状況ですが、国一政府・与党では、重要5品目—586品目あるのですが、そこを精査しながら今後対応していくという報道もあります。我々もそれについては非常に危機意識を持っておりまして、沖縄県の農産物、特にサトウキビ、肉用牛あたりがそういうものの対象にならないように、関税維持を絶対守っていくという姿勢で今後また取り組んでいきたいと。適正な時期に、また検討していきたいと考えております。

**○上原章委員長** 儀間光秀委員。

**○儀間光秀委員** 鶏卵需給調整施設整備事業についてお尋ねしたいのですが、事業予算と事業内容をお聞かせください。

**○安里左知子畜産課長** 鶏卵需給調整施設整備事業

は平成24年度の事業で、平成25年度に繰り越しております。事業費、当初予算額は8179万1000円で、事業内容としましては貯卵冷蔵施設の整備でございます。

○儀間光秀委員 今現在の運営状況というのですか、それを整備することによってどういう効果が出るのか、お聞かせいただけますか。

○安里左知子畜産課長 本事業の目的は、余剰卵一余っている卵を市場から一時的に隔離して、沖縄県内鶏卵相場の低下を抑制し、生産者の収入を確保することで、養鶏業の経営安定を図ることとしております。7月31日に完成しまして、10月から運用を開始しております。

○儀間光秀委員 これは、要するに、余剰卵の備蓄をして、市場の値段のコントロールという認識でよろしいのですか。

○安里左知子畜産課長 そのとおりです。

○儀間光秀委員 この卵なのですが、沖縄県内で年間、どのぐらい生産されているのか。

○安里左知子畜産課長 平成24年度の生産量が約2万4000トンとなっております。

○儀間光秀委員 消費量。

○安里左知子畜産課長 沖縄県内の消費量は2万7800トンとなっております。

○儀間光秀委員 消費量は約2万7000トンでいくと、生産量を上回っているのですが、そういう余剰卵を備蓄するという事は、平成24年度だけを見れば逆に足りないのです。例えば平成24年度をとりますと、沖縄県外から卵も入ってきているかと思うのです。沖縄県外の卵は大体年間平均でどのぐらい入ってきていますか。

○安里左知子畜産課長 沖縄県外からの移入量につきましては、平成24年度の集計がまだ手元にありません。平成23年度が3400トンぐらいになっております。

○儀間光秀委員 平成24年度の実産量、消費量、また、沖縄県外からのものはまだ出ていないということで、平成23年度で3400トンですか。そういうことを見ていくと、果たして余剰卵の施設というものが必要だったのかという疑問を禁じ得ないのです。その辺については。

○安里左知子畜産課長 年間のトータルで見ますと、必要ないと考えられます。ただ、卵の需要の高い月と、そうでないときが、やはり需要と供給のバランスがどうしても崩れる時期があります。特に12月であれば、クリスマスケーキなどで非常に需要が

高くなって卵が足りないという状況が発生しますが、ほかの月で卵が余って安値で沖縄県外に移出するという状況があります。それを抑制するために、沖縄県外に安く出て、価格を下げしなうことを防ぐために、この貯卵施設を整備することにしました。

○儀間光秀委員 ということは、生産者農家にとってもこの施設は大いにいい、10月からの供用開始ということでしたので、今後生産者の士気というのですか、生産意識というのですか、それは向上するという認識でよろしいですね。

○安里左知子畜産課長 そのようになっていくと思っております。

○儀間光秀委員 次の質疑、通告はしていませんが、平成24年度主要施策の成果に関する報告書に目を通してなのですが、耕作放棄地対策事業は何年度から始まって、また、当初この耕作放棄地はどのぐらいあったのか、教えていただけますか。

○新城治村づくり計画課長 耕作放棄地対策事業ですが、平成21年度から始めて、平成28年度までに350ヘクタールを目標に対策を進めているところです。

○儀間光秀委員 事業スタート当初、どのぐらいの耕作放棄地があったか。

○新城治村づくり計画課長 平成24年度時点で耕作放棄地が2696ヘクタールあります。平成24年度までに約218ヘクタールの対策を行っております。

○儀間光秀委員 事業は平成21年度からスタートしていますよね。

○新城治村づくり計画課長 平成21年度時点の耕作放棄地面積は2693ヘクタールとなっております。平成24年度時点では2696ヘクタールとなっております。

○儀間光秀委員 この事業は、国の創設した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金というものを活用しながら行っていると思うのですが、これが平成25年度まで取り組むということになっていると思うのです。先ほどの答弁によると、平成28年度までの事業計画を沖縄県は立てているということですね。平成25年度で国の交付金は打ち切るような話と理解するのですが、平成25年度以降、平成26年度からは、この交付金にかわる予算の手当てというものは予定があるのですか。計画が。

○新城治村づくり計画課長 この耕作放棄地対策は、平成21年度から基金を約11億円一使い切りの基金ですが、積んで進めてきております。これまでに約8億円使って、今3億円程度残っています。国からの情報では今、農地中間管理機構とか、いろいろ



と国の農地制度が変わることを聞いているのですが、その中においても耕作放棄地対策は継続して行うことと聞いています。事業制度は変わるかもしれませんが、耕作放棄地対策はこれまでどおり国の重点施策として残っていくと思います。

**○儀間光秀委員** 平成21年度から平成24年度までやって、あと残りどのぐらいの土地が残っていますか。

**○新城治村づくり計画課長** 平成28年度までに350ヘクタールを目標にして、平成24年度までに218ヘクタールを完了しています。その差し引きが残っている面積となります。

**○儀間光秀委員** では、平成28年度で耕作放棄地はなくなるという認識でよろしいのですか。

**○仲村剛農政経済課長** 今、村づくり計画課長がお話ししたのは、現在緊急対策で行っている耕作放棄地は、既に土地改良事業を実施した箇所の対策を優先して行っているものです。それ以外の土地改良事業が未整備の地域の耕作放棄地につきましては、現在国で検討が進められております農地中間管理機構の中で判定をいたしまして、農地に戻すという農地については中間管理機構の中で対応できるような制度です。既に灌木等、かなり樹木が入っていて畑に戻すのが経済的ではないという判断をされたものについては、農地への復元を行わないという整理のもと、現在制度が検討されているところでございます。

**○大城健農業振興統括監** 今、委員が聞かれているのは、先ほどの村づくり計画課の事業をやれば耕作放棄地がなくなるのかという疑問だと思うのですが、耕作放棄地は2000ヘクタール後半台でずっと今続いているわけなのです。解消しても新たに発生してきますので、完全になくなるということはなかなか難しい話でございます。ですから、しばらくは2000ヘクタール台で、2000ヘクタール台の前半ぐらいまで落ちるかもしれませんが、なくなるということは今のところ困難と思っております。

**○儀間光秀委員** 僕も西原町の耕作放棄地を圃場整備して、実際、先ほど農林水産部長が答弁された島野菜をつくっている現場も見てきて、それからできるてんぷらも、ジュースも飲んだり、食べたりもしてきました。かなりいい事業だということで、今後とも推進して行ってほしいのです。一方で、また事業の中で、農でグッジョブ推進事業というのがございますね。その事業で新規就農者がこの事業を活用して農業を始めるというときに、この耕作放棄地を

利用させていくということで、それとリンクする部分があるかと私は思っているのですが、沖縄県の認識はいかがですか。

**○山城毅農林水産部長** 委員おっしゃるとおり、耕作放棄地対策事業で平成24年度までに218ヘクタール改善してきているわけなのですが、その中の例えば平成25年3月時点で見えた場合に、新規就農者が84名、規模拡大農家が291名、法人が21法人、法人に雇用される人が59人というふうにして、新規就農が84名とかなり還元されている、そこに行っているということもございます。沖縄県としては、今後ともそういう再生に向けては、新規就農にも振り向けて、これを活用していきたいと考えております。

**○儀間光秀委員** 平成24年度で新規就農者が390名、平成23年度で257名となっているのですが、この数字から見ると、やはりこの事業に取り組んで就農者がふえてきている中で、農業はしたいが土地がないとか、地域によっても耕作放棄地の多いところと少ないところがあると思うのですが、ぜひこれをしっかりリンクさせて。新規就農者がせっかく農業をやりたいというが土地がないという形にならないように、今言う耕作放棄地もどんどん沖縄県からも、農でグッジョブ推進事業と絡めて推進して行ってほしいと思います。いかがですか。

**○山城毅農林水産部長** 農でグッジョブ推進事業の中で、農でグッジョブ推進会議というのを立ち上げてございます。それは県とか関係機関、関係団体が一緒になって、それぞれが持っている事業を活用しながら、いかに担い手、新規就農者を育成するかというところで連携しようということで会議を持っています。そういう意味では、沖縄県新規就農一貫支援事業なり、青年就農給付金もあるわけですが、あわせて、耕作放棄地を改善して、それから新規就農が入りやすいということが一番いいので、そういう事業と連携しながら、リンクさせながらしっかりと対応していきたいと考えております。

**○儀間光秀委員** ぜひ両事業をリンクさせて、また未来が明るいような農業の基盤整備をしっかりとつくっていただきますよう希望して、終わります。

**○上原章委員長** 以上で、農林水産部長及び労働委員会事務局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月17日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後3時3分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 上 原 章



平成25年10月16日

平成25年第6回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 文教厚生委員会記録

(第1号)



平成25年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

文教厚生委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

平成25年10月16日（水曜日）  
午前10時2分開会  
第7委員会室

- 2 平成25年 平成24年度沖縄県母子寡婦福祉  
第6回議会 資金特別会計決算の認定につ  
認定第6号 て  
3 平成25年 平成24年度沖縄県病院事業会計  
第6回議会 決算の認定について  
認定第21号

出席委員

委員長 呉 屋 宏君  
副委員長 狩 俣 信子さん  
委員 又 吉 清 義君 島 袋 大君  
照 屋 守 之君 新 田 宜 明君  
赤 嶺 昇君 糸 洲 朝 則君  
西 銘 純 恵さん 比 嘉 京 子さん  
嶺 井 光君

説明のため出席した者の職、氏名

福祉保健部長 崎 山 八 郎君  
福祉企画統括監 金 城 武君  
福祉保健企画課長 金 城 弘 昌君  
青少年・児童家庭課長 大 城 博君  
青少年・児童家庭課 仲 村 到君  
保育対策室長  
障害保健福祉課長 大 城 壮 彦君  
医 務 課 長 阿 部 義 則君  
健康増進課長 糸 数 公君  
薬務疾病対策課長 上 里 林君  
病院事業局長 伊 江 朝 次君  
県立病院課長 嘉手納 良 博君  
県立病院課経営企画監 稲 嶺 盛 秀君  
北部病院長 上 原 哲 夫君  
中部病院長 松 本 廣 嗣君  
南部医療センター・こども 當 銘 正 彦君  
医療センター副院長  
精和病院長 伊 波 久 光君  
宮古病院長 安谷屋 正 明君  
八重山病院長 依 光 たみ枝さん

本日の委員会に付した事件

- 1 平成25年 平成24年度沖縄県一般会計決算  
第6回議会 の認定について（福祉保健部所  
認定第1号 管分）

○呉屋宏委員長 ただいまから文教厚生委員会を開  
会いたします。

本委員会所管事務調査事件「本委員会の所管事務  
に係る決算事項の調査について」に係る平成25年第  
6回議会認定第1号、同認定第6号及び同認定第21  
号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、福祉保健部長、病院事業局  
長及び各沖縄県立病院長の出席を求めています。

なお、南部医療センター・こども医療センター院  
長は別公務のため欠席し、その代理として副院長が  
出席する旨の報告がありました。

まず初めに、福祉保健部長から福祉保健部関係決  
算の概要の説明を求めます。

崎山八郎福祉保健部長。

○崎山八郎福祉保健部長 福祉保健部所管の平成24  
年度一般会計及び母子寡婦福祉資金特別会計の決算  
概要について、お手元にお配りしてあります平成24  
年度歳入歳出決算説明資料に基づきまして御説明い  
たします。

資料の1ページをお開きください。

なお、平成24年度歳入歳出決算説明資料の右端の  
欄に平成24年度沖縄県歳入歳出決算書のページを記  
載してありますので御参照ください。

それでは、歳入決算について御説明いたします。

福祉保健部の歳入決算は、一般会計と特別会計を  
合わせますと、一番上の福祉保健部計の欄ですが、  
予算現額の計（A欄）458億4868万6000円に対し、  
調定額（B欄）は452億5016万2113円、そのうち収  
入済額（C欄）が445億9972万1950円、不納欠損額  
（D欄）が3044万4299円、収入未済額（E欄）は6  
億1999万5864円となっております。

次に、歳出決算について御説明いたします。

2ページをお開きください。

福祉保健部の歳出決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、一番上の福祉保健部計の欄ですが、予算現額の計（A欄）1399億8517万3000円に対し、支出済額（B欄）は1311億2305万1470円、翌年度繰越額（C欄）は58億9115万2000円、不用額は29億7096万9530円となっております。

次に、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

福祉保健部の一般会計の歳入は、（款）で申し上げますと、3ページの上から2行目の（款）分担金及び負担金から、5ページの下から3行目（款）県債までの7つの（款）から成っています。

それでは、3ページにお戻りください。

一番上の欄ですが、福祉保健部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計（A欄）456億4675万3000円に対し、調定額（B欄）は446億1391万1456円、そのうち収入済額（C欄）が442億5273万4368円、不納欠損額（D欄）が2160万191円、収入未済額（E欄）は3億3957万6897円となっております。

収入未済額（E欄）のうち、主なものを説明いたします。

一番目の（款）分担金及び負担金の収入未済額（E欄）6368万8755円は、主に児童福祉施設負担金に係るもので、児童福祉施設入所児童の扶養義務者等の生活困窮、転居先不明等により徴収困難なため、収入未済となっております。

5ページをお開きください。

上から4行目の（款）諸収入の収入未済額（E欄）2億7178万9874円は、主に生活保護費返還金や児童扶養手当返還金に係るもので、経済的事情により手当を受給している者が多く、債務者の生活困窮等により徴収困難なため、収入未済となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

福祉保健部の一般会計の歳出は、（款）で申し上げますと、6ページの上から2行目の（款）民生費、7ページの上から4行目の（款）衛生費、8ページの下から3行目（款）教育費から成っています。

6ページにお戻りください。

一番上の福祉保健部計の欄ですが、予算現額の計（A欄）1397億8324万円に対し、支出済額（B欄）は1309億7103万2316円、翌年度繰越額（C欄）は58億9115万2000円、不用額は29億2105万5684円となっております。

翌年度繰越額（C欄）の内訳ですが、（款）民生費で安心こども基金事業など5件、（款）衛生費で

へき地診療所施設整備等補助事業1件で、計6件となっております。

次に、不用額について御説明いたします。

（款）民生費の不用額20億2727万7487円について、その主なものを御説明いたします。

1行下になりますが、（項）社会福祉費の不用額6億5080万3241円は、（目）社会福祉総務費の住宅手当緊急特別措置事業における住宅手当支給実績減や、（目）障害者自立支援諸費の障害者自立支援医療事業費において自立支援医療費の実績が見込みより少なかったことなどによるものであります。

下から5行目の（項）児童福祉費の不用額10億4723万1965円は、（目）児童福祉総務費の安心こども基金事業における保育所整備事業の実績減によるものや、（目）児童措置費の児童保護措置費における支給実績の減などによるものであります。

7ページをお開きください。

上から4行目になりますが、（款）衛生費の不用額8億1578万7375円について、その主なものを御説明いたします。

1行下になりますが、（項）公衆衛生費の不用額4億9116万8969円は、（目）予防費のワクチン接種緊急促進事業における市町村に対する補助実績の減によるものや、（目）母子保健衛生費のこども医療費助成事業における市町村に対する補助実績の減などによるものであります。

8ページをお開きください。

一番上の行ですが、（項）医薬費の不用額2億6973万237円は、（目）医務費の離島へき地診療所等医療機器等整備事業における補助実績減などによるものであります。

下から3行目ですが、（款）教育費の不用額7799万822円、その主なものは（目）看護大学費で、教職員給与費の減及び経費節減等によるものであります。

次に、母子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

母子寡婦福祉資金特別会計については、9ページが歳入決算、10ページが歳出決算の状況となっております。

9ページをごらんください。

本特別会計においては、母子家庭や寡婦等の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉の増進に資することを目的として、無利子または低利で修学資金等の各種資金を貸し付けております。

本特別会計においては、2億8041万8967円の収入未済が生じておりますが、これらは借り受け人の多くが生活困窮等の経済的事情により償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことによるものであります。

以上で、福祉保健部所管の平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

**○呉屋宏委員長** 福祉保健部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長から病院事業局関係決算の概要の説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

**○伊江朝次病院事業局長** それでは、平成25年第6回議会認定第21号平成24年度沖縄県病院事業会計決算について、その概要を御説明申し上げます。

お手元にお配りしてあります平成24年度沖縄県病院事業会計決算書に沿って御説明いたします。

初めに、県立病院の事業概要について御説明申し上げます。決算書の11ページ、平成24年度沖縄県病院事業報告書をお開きください。

総括事項についてであります。沖縄県病院事業は、6つの県立病院と16カ所の附属診療所を運営しております。医師や看護師等の医療スタッフの確保を図るとともに、医療機器の整備充実を図るなど、適切な医療提供と医療水準の向上に努めてまいりました。

業務状況につきましては、入院患者延べ数が67万4367人、外来患者延べ数が78万2856人で、総利用患者延べ数は145万7223人となっており、前年度と比べますと1万1062人の減少となっております。

それでは、病院事業の決算状況について御説明申し上げます。

1ページにお戻りください。

まず、平成24年度沖縄県病院事業決算報告書の収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款病院事業収益は、予算額の合計488億1942万6000円に対しまして、決算額は472億640万602円となり、16億1302万5398円の減収となっております。

これは、第1項の医業収益において14億2014万3514円、第2項の医業外収益において2億5002万6319円の減収となったことが主な要因であります。

一方、支出の第1款病院事業費用は、予算額の合計485億1569万8000円に対しまして、決算額は455億9440万4436円となり、不用額は29億2129万3564円と

なっております。

この不用額は、第1項の医業費用において26億3866万6972円、第2項の医業外費用において2億427万3448円の不用が生じたことなどによるものであります。

次に、2ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は、予算額の合計92億2974万436円に対しまして、決算額は91億9442万8778円となり、3531万1658円の減収となっております。

これは、第1項企業債において1588万9000円の借り入れの減があったこと、第2項他会計負担金において1368万5259円の減があったこと等によるものであります。

第2項他会計負担金の決算額20億9810万2177円につきましては、その主なものが各県立病院の資産購入費及び企業債償還金に対する一般会計からの負担金となっております。

第3項国庫補助金の決算額13億5912万6601円につきましては、新宮古病院建設工事及び医療機器購入等の資産購入に充当した補助金であります。

第4項寄附金の決算額260万円につきましては、沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院に対する寄附となっております。

一方、支出の第1款資本的支出は、予算額の合計105億6134万4000円に対しまして、決算額は105億1569万2702円となっております。

不用額は4565万1298円となっており、施設整備費及び資産購入費の執行減などによるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づき、経営状況について御説明申し上げます。

医業収益につきましては、入院収益、外来収益、診療所収益及びその他医業収益で合計424億1054万9730円となっております。

一方、医業費用につきましては、給与費、材料費、経費などの合計で442億6695万3185円となっており、差し引き18億5640万3455円の医業損失が生じております。

医業外収益につきましては、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などで合計46億3215万6454円となっております。

次に、4ページをお開きください。

医業外費用につきましては、支払利息、繰延勘定償却、雑損失で合計15億1415万4671円となり、差し引き31億1800万1783円の医業外利益が生じておりま



す。

この医業外利益と先ほどの医業損失を合わせた結果、経常利益は12億6159万8328円となっております。

さらに、特別利益が9872万1747円であるのに対しまして、特別損失が1億8046万9588円となっており、8174万7841円の損失が生じております。これを経常利益と合わせますと、当年度純利益は11億7985万487円となり、前年度繰越欠損金179億4808万1671円が、当年度末未処理欠損金167億6823万1184円に減額しております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の合計である資本金合計を見てみますと、前年度末残高は557億7161万2085円となり、前年度処分額がゼロ円であるため、処分後残高は同額となっております。

当年度変動額は77億5990万1413円となり、その主な内訳としましては、固定資産除却に伴う除却損への補填がマイナス4億2906万9431円、企業債の発行が57億3460万円、企業債の償還がマイナス20億3862万8189円、負担金の受入が20億9810万2177円、補助金の受入が13億5912万6601円、当年度純利益が11億7985万487円となり、その結果、資本金の当年度末残高は635億3151万3498円となっております。

次に、欠損金処理計算書について御説明申し上げます。

当年度末未処理欠損金は、先ほど御説明申し上げましたように、167億6823万1184円となっておりますが、これにつきましては、地方公営企業法第32条の2の規定に基づき、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

次に、6ページの貸借対照表について御説明申し上げます。これは、平成25年3月31日現在における病院事業の財政状況をあらわしております。

まず、資産の部における固定資産について申し上げますと、土地が45億8844万2289円、建物が382億4960万2943円、構築物が11億428万4803円、器械備品が95億9439万8072円、車両が2040万9412円、建設仮勘定が2791万9691円、その他有形固定資産が210万円で、有形固定資産合計が535億8715万7210円となり、無形固定資産1260万3544円と合わせた固定資産合計は535億9976万754円となっております。

次に、流動資産について御説明申し上げます。

現金預金が108億1428万3097円、未収金が105億9980万8192円、貯蔵品が5億6709万1956円などとなっております。流動資産合計では219億8855万6879円

となっております。

なお、未収金105億9980万8192円のうち、約19億1908万円が個人負担分の未収金となっており、残りの大半は平成25年2月及び3月請求分の診療報酬などとなっております。

次に、繰延勘定について御説明申し上げます。

繰延勘定は9億96万5518円となっておりますが、これは固定資産の購入等に係る控除対象外消費税であります。

ただいま御説明いたしました固定資産、流動資産、繰延勘定を合わせました資産合計は764億8928万3151円となっております。

次に、8ページの負債の部における固定負債について御説明申し上げます。

公立病院特例債に係る企業債が17億8905万6764円、他会計借入金40億円、引当金が3790万2529円で、固定負債合計は58億2695万9293円となっております。

なお、他会計借入金40億円は、沖縄県産業振興基金及び一般会計からそれぞれ20億円ずつ借り入れた長期借入金であります。

次に、流動負債について御説明申し上げます。

未払金が69億1818万8164円などで、流動負債合計では71億3081万360円となっております。

固定負債と流動負債を合わせました負債合計は129億5776万9653円となっております。

次に、資本の部について御説明申し上げます。

資本金は、自己資本金18億7858万4732円、借入資本金となる企業債324億7489万7839円、合計で343億5348万2571円となっております。

次に、9ページの剰余金について御説明申し上げます。

資本剰余金は、他会計負担金及び国庫補助金などで、合計459億4626万2111円となっております。一方、利益剰余金は、当年度末未処理欠損金が167億6823万1184円となったため、剰余金合計は291億7803万927円となっております。

この剰余金と資本金を合わせました資本合計は635億3151万3498円となり、さらにこれに負債合計を加えた負債資本合計は764億8928万3151円となっております。

10ページ以降には、決算関連の附属資料を付しておりますので、御参照ください。

以上が、決算概要の御説明でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○呉屋宏委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

た。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、「決算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（平成25年9月11日議会運営委員会決定）に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、自席で起立の上、重複することがないように簡潔に発言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しましては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに決算に対する質疑を行います。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 お願いします。

福祉保健部の皆さんにぜひ頑張ってくださいなのが、健康長寿日本一であります沖縄県、毎年下がる一方なものですから、そういった観点におきまして、予防費と健康増進推進費の2点について、主に今回の決算についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点目、予防費です。どういったことをなさっているのかということと、その効果はどういったものだったのかということと、また、予防費という考え方です。そして、もう一つは、この予防費の中で医療事業費と保健事業費の割合はどのようになっているかという点と、同じく152ページの健康増進推進費もですが、やはり皆さん、こうやったからには費用対効果が出ているかと思いますが、どのような効果が出たという実績があるのか。これも医療事業費と保健事業費はどのようになっているか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○糸数公健康増進課長 御質疑の予防事業費につきまして御説明いたします。

まず予防事業費は、主に予防接種により感染症の

拡大を防ぐための事業一例えば、新型インフルエンザのための事業であるとか、実際に患者が発生したときの対応事業、エイズ、肝炎など14の事業をまとめたものを予防費と呼んでおります。予防費の事業による効果というものは、とりわけ今の課題としましては、新型インフルエンザという新しい感染症が蔓延したときに備えて、指定医療機関一特に感染症を診療する医療機関に対する補助であるとか、感染症の医療体制の整備、さらに今回の補正でも提案させていただきました抗インフルエンザウイルス薬の備蓄とか、主に感染症対策の体制整備について成果というか、その準備が整っているということになります。

もう一つの健康増進推進費につきましては、これはまさに健康長寿をイメージして行われている健康づくり活動です。県民の健康づくりを推進するような事業、沖縄県健康増進計画というものがありますので、その推進、それから食育推進、あるいは県民健康・栄養調査という県民の栄養状態を知るための事業など、これは11の事業から成っているところがあります。予算に従いまして、禁煙週間であるとか歯の衛生週間、健康増進普及月間など、いろいろな週間、月間行事がございますので、そのときに県民に対してPRをして、予防的な行動をとってもらいように啓発するということ。もう一つは、ずっと進めてまいりました健康おきなわ21という計画があるのですが、その中で、県民の応援団、チャーガンジューおきなわ応援団という団体を募集するなどを行っているところです。一定の成果を上げた分野としましては、県民の喫煙率はどんどん下がってきていて、今、男性の喫煙率は、平成18年には35.5%だったものが平成23年は30.6%、女性は8.6%が7.8%に喫煙率が下がったり、あるいは受動喫煙を防ぐために禁煙認定施設という認定も進めているのですが、それは平成18年が238カ所だったのが今は938カ所ということで、公共の場でそういう受動喫煙に遭わないような対策というものは、これらの事業によって体制の整備が進んでいると考えているところです。

○又吉清義委員 済みません、あと1点、この2つの事業の医療事業費と保健事業費の割合は一大まかでいいですよ、どういった感じになっているのか説明がなかったと思いますが、その点をお願いします。

○糸数公健康増進課長 先ほど申し上げました2つの事業について、実際に医療に係る費用は、こちらでは特に項目として予算は持っておりません。予防活動、啓発活動がほとんどと御理解いただければと

思います。

**○又吉清義委員** 医療にかかった事業ではなくて、医療事業としての予防事業は幾らかと。また、保健事業としての予防事業費は幾らか、そういった意味です。多分把握していないかと思えますから、よろしいです。

その中で、予防費からもう少し御説明願いたいのですが、この予防費というものは、これは先ほどのインフルエンザといったもの以外に使ったらだめなのかを確認したいのです。なぜかといいますと、約1億2200万円余りの不用額があるのですが、せっかく組んだ予算ですので、県民の生命、病気等、健康事業というものは、私は考え方を変えていかないと、2040年度までに本当に皆さん日本一になれるのかと。今まで組んでいたパターンでいいのかという疑問があるから、あえてお尋ねしているわけでございます。これは、そういった感染症以外に事業費として使ったらだめなのか、そうではないのか、まずその点から確認をお願いします。

**○系数公健康増進課長** まず、予防費における不用の御説明を先にさせていただきます。

予防費の中にワクチンの接種、予防接種の事業がございます。予防接種事業は実施主体が市町村になるのですが、平成22年から子宮頸がんのワクチン接種を市町村が実施してきて、それに県が基金として充当するという事業を行ってまいりました。平成24年度において市町村から当初申請のあった額と実際の接種実績に少し乖離がございまして、その分が約9000万円ほどの不用となっております。特に、中学校1年生から高校1年生の女子に対して一将来、子宮頸がんにかかりにくくするためのワクチンがあるのですが、その接種率が平成23年は78%だったのですが、平成24年は50%に落ち込んだというのが一つの原因で、それは市町村も見込みができなかったであるとか、あるいは子宮頸がんのワクチンについては副作用で少し痛みが出るとかという報道もあったりして、若干見込みを下回ったのではないかと考えていて、減額補正などもしたのですが、やはり不用を出してしまったことがございます。

委員御指摘の感染症以外のものへの予算の活用ですが、この予防費という目につきましては、ある程度その目的が感染症に絞られた形で国庫の補助を受けているものもありますので、フリーハンドでほかのものに使えるということは今は難しい状況ではあります。

**○又吉清義委員** わかりました。ぜひ予防費を組む中で目、そして節の中も皆さんで大いに活用、運用できる中身なものですから、大いに予防費、今みたいにそういった不用額は理由があって生じたということですが、またほかにも使えたら非常にいいなど。

なぜそういったことをあえて申し上げるかといいますと、やはり今、小学生、中学生を取り巻く健康問題、とにかく皆さん毎年悪くなる一方です。ですから、これはワクチン接種だけでいいのですかと。本当に根本から改善していかないと、もとは非常に悪くなる一方である。この悪くなる一方をそのまま放置していると、幾らワクチンを打とうが間に合わないかと私は思うのです。ですから、予防費で、ぜひ国にも一何もワクチン以外にも、先ほども言いました、皆さんがやっているのはほとんど医療事業費です。保健事業費という目で大いに頑張っていたきたいと。そうしないと改善は無理です。要するに、幾ら頑張っても無理です。これはもう本当に正直に申し上げますので、そういった意味で頑張ってもらいたくてあえて聞いた次第です。

そして、先ほどの152ページの健康増進推進事業についてですが、これも正直言ってもったいないと。約2200万円余りの不用があるのですが、私は、今、こんなに沖縄県民の健康状態がだんだん下がっていく中で、予算は幾らあっても足りないのではないかというのがありますが、皆さんとして、この事業の組み方も一平成24年度、沖縄県の長寿社会が男性30位、女性3位に落ちるということは、何もきのうきょうわかったことではなくて、過去10年、15年前からわかっていたかと思えます。そういった中で、この事業費の組み方は毎年同じ事業であったのか、何か目新しい事業等もあったのか、まずその点からお伺いしたいのですが。

**○系数公健康増進課長** まず、健康増進事業の不用についても御説明を申し上げます。

これも都道府県から市町村に一市町村で今特定健診とかいろいろやっていますが、保険を持っていない方に対する健康増進事業というものがございます。それもスキームというか、市町村が必要な事業を県に申請して、それを県で補助するという形の予算ですが、その事業の実施につきましても、市町村の見込みについていろいろなメニューがありまして、肝炎ウイルスの検査というものがあるのですが、市町村が見込みよりも少し実績が少なかったということがあって、不用が生じたという経緯になっております。もちろん、それは今後改善していくための

努力を進めていきたいと思えます。

それから、これまでと同じような予算の組み方かという趣旨の御質疑ですが、平成24年度からは沖縄振興一括交付金事業を利用させていただいて、平成24年度から始めたものについては、健康行動実践モデル実証事業を3年から4年の計画で今実施しているところです。これは、モデル市町村において一番健康状態がすぐれていないのは働き盛りの人たちですが、学校教育の中で健康教育を取り入れる、給食に介入する、あるいは公民館とか老人会とか、地域のきずなを利用して健康に関するムードを盛り上げていくような事業を行い、結果的に働き盛りの人の健康も変えていくという事業を昨年度から始めさせていただきました。これは調査研究事業ですが、引き続き実施をしているところです。

それからまた、今年度以降も小中学生を対象にして新たな生活習慣病の副読本のようなものをつくって、それをなるべく教育現場で活用して、今の沖縄県の現状と生活習慣病に将来ならないようにするにはどうしたらいいかという教材も、教育庁と連携してつくっていく予定になっております。

**○又吉清義委員** 私は、この健康増進推進費の中に確かにすごく将来の沖縄を左右するものが入っているのではないかと。ここで医療事業もできるし、保健事業も両方できるわけです。だから、もっと思い切ったことをしていただきたいのと、先ほどいろいろな健康診断、これも非常にいいですよ。ただ、年齢的にはやはり二十以上の方というのですか、幼児期の子供たちはほとんど入らないと。幼児期の子供たちは学校で1回の健康診断があるときです。だから、皆さんにぜひ知っていただきたいのが、学校保健安全法と学校保健安全法施行規則というものがあるのですが、とにかく年1回、6月末日までにやりなさいと。これは各市町村でどのようにして行っているかという、各市町村全額負担でやっております。年1回です。ただ、そこは健康診断をして、それで終わりです。その報告がないわけです。だから、やはりこれで不足であれば、これをせめて2回でも、新規事業として新年度事業でこういったものを生かしてもらいたいのが、例えば学校で1回、市町村単独でやっているのを、県でももう一回やることによって、先ほどメタボリックにならないとか、成人病についてのパンフレットを差し上げているのですが、これも終わっています。今、何名いるかを数えたほうがいいのです。実際、各学校でどのくらいいるのか、沖縄県全体でどうなっているか、担当課と

してアウトラインでいいですから把握はしていませんか。成人病、糖尿病、メタボリック、こういった病気が今子供たちにどのくらい蔓延し始めているのか、ふえ始めているのか、減り始めているのか。その辺を担当として、アウトラインでいいですから把握していませんか。

**○糸数公健康増進課長** ただいまの質疑に対しまして、市町村によっては那覇市であるとか久米島町であるとか、独自で子供たちに採血をして、メタボリックがどれくらいいるかという事業を進めているところはあると聞いているのですが、私たちはまだ細かいデータの傾向まで把握をしておりませんので、今後、市町村、あるいは教育庁とも連携して、どういう傾向にあるかを把握したいと考えています。

**○又吉清義委員** ですから、パンフレットをつくるのもいいのですが、ぜひ実態調査をしていただきたい。実態を把握できないと、皆さんどのように改善していくのか。できないかと思うのです。ですから、あえてこの目に注目しているのです。何回も言いますが、要するに、糖尿病は日本全国で3番です。前は10番だったのが、やがて1番になりますよ。肝疾患も1番です。メタボリックも1番です。だから、そういった状態に沖縄県の子供たちが向かっているということも一ある程度理由もあるのですが、そういった現状で避けて通れないのです。だから、ぜひ各学校で本当に何名いるのかという実態調査をする。実態調査をしたら、では、各学校で年2回、生徒全員ができないのでしたら、新年度予算でこういったものを、実態調査をしたらわかりますよ。わかったら、せめてその子供たちでも集めて、皆さん独自で指導をする、追跡調査やそういった事業も強制的にすると。子供たちにこれが蔓延する中で、大人だけを調べても下から幾らでも出てきます。湧いてきます。私は今の事業のやり方では間に合わないと思います。ですから、皆さんがやっている事業を生かして、そういった発想にぜひ決算を生かしていただきたい。決算の結果を見て、皆さん担当でそういった話し合いがあったのかなかったのか。やはり例年どおり予算を組んで、今回も反省事項として終わったのか。その点はどのようになっていますか。

**○糸数公健康増進課長** 次年度への取り組みといたしましては、先ほど申し上げたように、やはり次世代の子供たちの健康を守ることが将来の健康長寿につながるという認識は持っておりますので、教育庁と連携して教材配付という事業を今検討して、進めようと考えております。実態調査につきましては、

実際に学校現場と教育庁との連携もありますので、先月から健康長寿おきなわ推進本部という全庁的な組織の中で各部局との連携体制はできておりますので、その中でどのように進めていったらいいかを検討したいと考えています。

**○又吉清義委員** ぜひ担当課には新年度予算でも頑張ってくださいと思うのです。何もこれは福祉保健部だけではなくて、学校、教育委員会とも連携してぜひ実態調査をして、本当に出てきた数字に皆さんびっくりすると思いますよ。伸び率は成人以上に進んでいますから。そうであれば、新年度予算をどうするか。逆に医療費の適正化に向けることによって、予算としても日本全国そのものが助かりますよ。そういったものを常に新しくという感覚をもって、やはり決算をすることによって、今どのように向かっているということが明確に出てくるものですから、ぜひ新年度予算にもこの決算を生かしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○崎山八郎福祉保健部長** 子供の健康については、今後、成人していったときの生活習慣病予防という上では大変重要な課題だと認識しております。先ほど健康増進課長からもありましたように、実態把握については、今、久米島町とか那覇市とかで調査もされているようですので、そういった調査結果を我々も手に入れて実態把握に努めるとともに、また教育庁と連携して、どのような取り組みができるかということについていろいろ検討していきたいと思えます。

**○又吉清義委員** 皆さんが頑張ってくださいかないと沖縄県民の健康は守れないと思いますので、新年度どこまでできるかわかりませんが、しっかり一歩開拓して、ぜひ頑張ってくださいと思います。新年度予算、期待しております。

以上です。ありがとうございます。

**○呉屋宏委員長** 島袋大委員。

**○島袋大委員** 又吉委員がメタボリックの話をするものですから、僕のことを言っているのかなと思ひまして、昼御飯を控え目にしたいと思っています。

平成24年度主要施策の成果に関する報告書から質疑していきたいと思っております。通告しておりませんが、49ページの「健康おきなわ21」の推進事業についてであります。歯科保健推進事業の沖縄県8020運動推進連携会議とありますが、その内容の説明をお願いしますか。

**○糸数公健康増進課長** 歯科保健推進事業の沖縄県8020運動推進連携会議につきましては、健康おきな

わ21の中でも歯科に関する項目がございまして、歯科については健康づくりというよりは、乳幼児期の虫歯から学童期、青年期、高齢期、あるいは障害児、障害者の方々という形でデータを整理して、対策を検討しているところになっております。健康おきなわ21の歯科部門の推進ということで、このような形で関係者—沖縄県歯科医師会であるとか、保健担当者による会議を定例的に開催しているところです。

**○島袋大委員** その会議の中で、う蝕予防フッ化物応用ステップアップ事業とあります。先ほど又吉委員からもありましたが、小学校の子供たちを含めて、虫歯の数、永久歯はワーストワンだと。全国的に非常に悪い状況でずっと年々続いているわけですね。今、これを見たら、保育所、幼稚園での導入の拡大とありますが、これは小学校との調整はどのようになっていますか。

**○糸数公健康増進課長** 御指摘の小学校での導入については、まだ調整がなかなか進んでいない状況です。一方、保育所では、フッ化物洗口している数も、平成20年は70カ所の保育所だったのが平成24年度は166カ所ということで、保育所の導入を今進めているところです。

**○島袋大委員** 沖縄県8020運動推進連携会議の構成メンバーはどうなっていますか。

**○糸数公健康増進課長** 申しわけありませんが、構成メンバーの資料が手元にはございません。後ほどお持ちしたいと思います。

**○島袋大委員** この中に学校関係で教育委員会からは入っていますか。

**○糸数公健康増進課長** それも含めて確認できませんので、後ほど御連絡します。

**○島袋大委員** 小学校からが重要でありますので、そういった形で、まだスタートについてしっかりと力を入れていないのであれば、やはり教育委員会との連携が必要ですから、その沖縄県8020運動推進連携会議の中で、教育委員会の立場上、いろいろな面での意見もあると思えますから、その中で議論して、医療費の抑制も非常にひっかかってくることでありますから、この辺も考えれば、おのずと小さいころからそういった歯磨きの習慣を持っていけば、いろいろな面でかかわってくるものが非常に重要だと思っておりますので、その辺も沖縄県8020運動推進連携会議の中に入っていないければ、新年度に向けてそういう要請事項も行って、やっていただきたいと思っております。

次に移ります。56ページ、待機児童対策特別事業

であります。これは認可外保育施設を認可保育園に上げるという事業だと思っておりますが、平成24年度は認可外を認可に上げたいという申請件数が何件ありましたか。これは市町村に上がってきて、その後県に上がることでありますから、おのずといろいろな面で件数は少なくなってくると思いますが、大枠で一市町村も大体上げられて、ざる方式でふるいにかけてきたという形はあると思います。その辺の把握もされていたらお願いしたいと思います。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 県では、認可外保育施設から市町村に対する認可化移行の要望件数、内容等につきましては全てを把握しておりませんが、認可化移行につきましては、認可外保育施設の要望を踏まえて、各市町村の計画に位置づけられているところでございます。各市町村が策定することとしております待機児童解消計画につきましては、現在、その内容を精査しているところであり、早期に取りまとめをしたいと考えております。

**○島袋大委員** これだけ認可外を認可に推進しているということで、県も音頭をとって頑張っていたと思いますが、昨年度は1カ所ということで理解していいですか。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 平成24年度の実績としましては、1施設ということになっております。

**○島袋大委員** ですから、それだけ認可外を認可に上げるということは、現状では非常に難しい状況。1カ所しかなかったわけですから、28市町村の中で1カ所しか県は認可化の推進はできなかったということでもあります。やはり基準の問題とかいろいろあると思うのですが、逆に認可外を認可に上げた1カ所ではありますが、まさしくこれは社会福祉法人になるわけですね。これは運営もろもろが認可外とは違うわけですから、そういった認可に上げるために認可外の方々の運営方針などを含めて、県としてはどのような形での勉強会なり、意見交換とかをされていますか。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 認可外に関しましては、認可化する段階で、例えば4月から認可化するとしますと、3月において認可園としての運営の仕方とか心構えとか、運営についての研修を実施しているところでございます。

**○島袋大委員** これは徹底的にやっていただきたいと思っております。県は監督官庁でありますから、市町村も市町村でしっかりと意見交換をさせるべきだと思っております。僕は、子供を預けておられる親

の立場を考えて話を聞けば、やはり認可外の感覚で認可の運営をされても運営上困るわけです。ここ最近、いろいろな問題が出ているのは、認可外を認可に上げたところが、いろいろの不祥事と言ったら言葉は悪いですが、問題等があるわけです。だから、運営する側がまだ社会福祉法人という認識を持っていないのではないかと僕は思っていますから、県としてもやはり認可外を認可に上げるのであれば、運営に関してはしっかりと腰を据えてやらないといけないと思っておりますから、その辺は次年度に向けて、これからも認可外を認可に上げる事業は進めていくはずですから、県として運営方式、いろいろな面の指導もろもろ含めてしっかりと勉強会、意見交換をやっていたらと思っております。それを次年度に向けて福祉保健部長、どうですか。

**○崎山八郎福祉保健部長** ただいまの件については、今後しっかり研修などを通して徹底していきたいと思っております。それから今年度、認可外保育所を認可化へ持っていくために運営費について拡充いたしましたし、あと、認可外を認可化するためのいろいろな計画をつくる際の支援であったりとか、経営状況の指導であったりとか、そういったことをするための保育対策総合事業というものを補正で組んでいて、その中でサポートしていくという体制も整えております。

**○島袋大委員** 今、福祉保健部長がおっしゃったところも大事ですが、これも僕は疑問に思っていて、要するに、認可外を認可にするときの補助の拡充ということで、5年以内に認可化するという条件で補助金を出していくと。5年間認可にしたいという意思表示を持てば、補助金、運営費をもらえるわけですね。これが5年後、やはりやめたとなった場合には、国から公的資金として補助金が出ているから、これは返す義務があると思っておりますが、今の明記の中ではどうなっていますか。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 仮に認可化できなかった場合であっても、返還を求めるという規定にはなっておりませんが、なるべく認可化が図れるよう指導をしていきたいと考えております。

**○島袋大委員** ですから、僕が言いたいのはここなのです。認可に移行すると手を挙げたのであれば、しっかりと認可化に向けて皆さん方も認可外側も努力する。頑張ったができなかった、それはいろいろ議論になってくるかもしれませんが、中には、そうではないかもしれないが、5年間引っ張って、公的資

金を使って、できません、やりませんというものが出来た場合は、これは沖縄の恥になりますから、その辺は県としてもしっかりと汗をかいて議論していただきたいと思っていますので、よろしく願います。

次であります。58ページ、特別保育等助成事業についてであります。これは今、25市町村が特別保育事業をやっていますが、市町村の持ち出しもあれば、県の持ち出しもあるわけでありまして、これは実際、市町村側から県に対して、もっとメニューの予算的な拡充をしてほしいという要請が今まで出てきたことはないですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 保育所からの要望につきましては、直接県に上がってくるということはありませんが、県の予算編成に当たりましては、事業の実施主体である市町村が保育所のニーズを把握して、これを踏まえ、県に所要見込み額を要望している状況でございます。

○島袋大委員 ですから、この特別保育等助成事業というものは、夜間保育もあれば病児・病後児もあるし、休日保育もあるかもしれないが、一番重要なのは一時預かりです。今、待機児童で子供たちが受け入れられない。しかし、この一時保育事業を使って、週に何回かは一時預かってもらう。その間、お母さんは就職活動をして、就職を目指して頑張っている。この一時預かり保育事業が特別保育等助成事業の中に入っていますが、やはりこの辺は県も市町村に調査を入れて、特別保育等助成事業の中で何が一番メインで、各保育園が必要だと思っていることをしっかりと議論していただいて、この特別保育等助成事業の中でも、僕は待機児童が多い中で、一時保育事業が沖縄県で一番必要な項目だと思っておりますから、その辺もしっかりと議論していただいて、次年度に向けてしっかりとやっていただきたいと思っています。

次であります。59ページ、安心こども基金であります。これは認可保育園の建てかえ事業整備の予算だと思っています。これは各市町村から上がっている認可の皆さんの建てかえ事業も、復帰して40年ですから築30年近くは結構あると思います。その辺は、上がってきたものはほとんどこの安心こども基金で改修工事、そういったものまでできたという認識でいいですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 安心こども基金につきましては、平成23年度からの繰り越し事業等も含めて、平成24年度は合計68カ所で保育

所の整備に関する事業を実施しておりますが、市町村から上がってくる要望につきましては、的確に予算措置を行っているところでございます。

○島袋大委員 よろしくお願いただいております。

次は63ページであります。青少年の健全育成事業、この非行防止のための啓発活動、行政、関係機関、民間団体と連携した県民運動を実施し、青少年の健全育成が図られたとっておりますが、どういう事業で、どういったことをしたのですか。

○大城博青少年・児童家庭課長 平成24年度主要施策の成果に関する報告書の63ページに青少年の健全育成事業を載せております。この資料で概略を説明いたしますと、事業の内容としましては、社会環境の浄化、非行防止のための啓発活動、行政、関係機関、民間団体が連携した県民運動、それから困難を有する子供、若者への支援ネットワークの構築、並びに県内の青少年を県外、国外に派遣し、交歓交流、学習の機会を与えるという内容になっておりまして、事業は大きく分けまして、青少年健全育成推進事業、内閣府国際交流事業派遣費、青少年交流体験事業に分かれております。

青少年健全育成事業につきましては、警察、教育委員会、市町村、関係団体等と連携いたしまして、住民大会の開催あるいは夜間街頭指導等の実施に取り組んでいるところでございます。それから、子ども・若者育成支援ネットワークの構築といたしまして、平成25年1月に関係機関で構成する協議会を設置しまして、今年度は、子供、若者の総合相談体制の整備に向けて協議を行っているところでございます。それから、内閣府の国際交流事業につきましては、内閣府が実施します国際青年交流事業などに県内から参加する青年の推薦を県で行っているところでございます。青少年交流体験事業につきましては、主として沖縄県青少年フレンドシップイン九州等の事業を実施しておりますが、フレンドシップイン九州につきましては、平成24年度に県内の小・中・高校生約260人を九州に派遣したところでございます。

○島袋大委員 ですから、非行防止のための啓発活動、行政関係、民間団体が連携したと言いますが、連携で何をしたのですか。ひきこもりを表に出そうという会議で終わったのですか。要するに、啓発活動でどういう活動をしたのかということをお聞きしたいのです。

○大城博青少年・児童家庭課長 具体的に啓発活動の内容を御説明いたしますと、まず、青少年の健全

育成、非行防止を図るために、警察本部、教育委員会、市町村、関係団体と連携いたしまして、青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動、沖縄県青少年健全育成県民運動を展開しております。青少年の深夜はいかい防止県民一斉行動につきましては、例年7月に各市町村におきまして、住民大会、街頭パレード、夜間街頭指導等を行いまして、平成24年度におきましては38市町村で約2万1000人が参加しております。また、11月には各市町村の立入調査員が区域内の店舗を回りまして、青少年保護育成条例の遵守状況を確認するほか、店舗等に対し指導を行ったところでございます。

**○島袋大委員** 沖縄県子ども・若者支援地域協議会の中に教育委員会は入っていますか。

**○大城博青少年・児童家庭課長** 沖縄県子ども・若者支援地域協議会には、教育関係から県立学校教育課、義務教育課、生涯学習振興課等に参加いただいているところでございます。

**○島袋大委員** わかりました。ありがとうございます。

次です。64ページ、児童虐待防止対策の推進であります。これは市町村に児童相談窓口が設置されておりますが、市町村の窓口は全市町村に設置されておりますか。

**○大城博青少年・児童家庭課長** 平成16年に児童福祉法が改正されまして、児童相談業務への対応における市町村の役割が明確化されましたので、平成17年度以降、全ての市町村に児童相談窓口が設置されております。

**○島袋大委員** 24時間365日体制で児童虐待ホットラインを設置しているといいますが、24時間365日児童虐待ホットラインをやって、この情報は、市町村でカウントされたのは県に上がってくるシステムになっているのですか。どういうシステムになっていますか。

**○大城博青少年・児童家庭課長** 児童虐待ホットラインにつきましては、市町村ではなくて沖縄県中央児童相談所に設置をしておりますので、直接児童虐待ホットラインで受けた情報が児童相談所に還元されることになっております。

**○島袋大委員** 理解できました。市町村の要保護児童対策地域協議会とありますが、この協議会の中身一要するに、どういった方々が協議会において児童虐待の防止についての議論をしていますか。これはどういう構成になっていますか。

**○大城博青少年・児童家庭課長** 要保護児童対策地

域協議会は市町村ごとに設置しますので、市町村ごとに若干構成が変わるかもしれませんが、福祉、保健、教育、警察、医療機関等の関係機関で構成されております。

**○島袋大委員** ありがとうございます。やはり児童虐待というものは地域もチェック機関をやらないといけないのだけれども、中には余りにも子供が泣き過ぎて、隣の方々がピンポンして、虐待されていますよと通報されるのも多々あるみたいですから、その辺は要保護児童対策地域協議会のもとで、どういう構成員のもとでやるということが重要だと思いますから、ひとつ頑張っていたいただきたいと思います。

最後であります。74ページ、障害者スポーツ推進強化事業。この事業を設立して、今障害者の方々がスポーツに対して一生懸命頑張っていたと思っています。これは予算的に僕は少ないと思うのですが、声はどうですか。

**○大城壮彦障害保健福祉課長** 設立したのは平成24年からでございまして、平成24年設立に伴って、1000万円の補助額、平成25年度も引き続き1000万円です。次年度以降、沖縄県障がい者スポーツ協会との意見交換も重ねながら、必要な予算額については確保していきたいと思っております。

**○島袋大委員** この間、条例も成立したわけですから、お互い連携して、ひとつ議論していただいて、頑張っていたいただきたいと思います。

**○呉屋宏委員長** 照屋守之委員。

**○照屋守之委員** 平成24年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書からお願いします。この3ページですが、病院事業収益は前年度と比べて24億円余り減になる。これは繰入金の減少が21億円余りということですが、この数字、例えば純利益が11億7900万円余りあります。これは当初の計画と決算、見込みも含めて予定どおりですか。その説明をお願いします。

**○稲嶺盛秀県立病院課経営企画監** 先ほど病院事業局長が説明しました決算報告書の中で、予算と決算の比較がございましたが、その部分では若干の乖離があるということでございます。

**○照屋守之委員** この純利益は、例えば予算を組むときに一乖離があるということですが、知りたいのは、当初の部分とこの内容です。それと、病院事業は3年間の経営再建を受けて、今、一生懸命頑張っていますね。そうすると、経営というのはある程度売り上げがあって、かかる経費があって、大体どの



ぐらいの利益を見込む—これまでの欠損金が170億円ぐらいありますから、そこをどういう形でやっていくのかという計画をつくりますね。そのようなことからして、今回の決算は数字的なものを含めてどうですか。

**○稲嶺盛秀県立病院課経営企画監** 平成24年度の決算の状況を御説明いたしますが、まず平成23年度と比較しますと、本体の収益である医業収益でいきますと3億5500万円の増加を見ております。また、医業費用におきましては、平成23年度との比較でございますが、9700万円ほど縮減になっております。

**○照屋守之委員** だから、今の数字が、ある程度経営計画のもとに当初からこのような形でやりましょうということをつくり上げて、この決算はその結果に基づいてどうなのか、そういうことをやっているのですかということですか。これはやってみないとわからないということではないですよ。これは3億5000万円余りふえています、9ページを見ると、平成22年度から平成24年度までの入院患者と外来患者の比較が3年分あって、入院が2万7000人減って、外来が5500人減って、3万2598人減っているわけです。減っているのだけれども、数字は逆に上がっているわけでしょう。だから、ここが非常に不思議なのです。説明してもらえませんか。

**○稲嶺盛秀県立病院課経営企画監** 病院事業の収益は、まず源泉は患者さんの受け入れでございます。患者数の状況は、委員がおっしゃったように年々減少傾向にあるのは事実でございます。一方で、診療報酬の単価がその一つのファクターにあります、単価は年々上昇している傾向にありますので、その結果、患者数と単価を掛けた数値は状況的によくなっているということで御理解いただきたいと思っております。

**○照屋守之委員** そうなると、経営努力みたいな、患者は減ってもその単価が上がって数字は上がりますよと。これは2万7000人減って、3万2000人に減っても去年度より3億5500万円上がるということは、努力のしようによっては、この分がもし上がればかなりまた医業収益が上がって、この純利益11億7000万円がさらに伸びていくという可能性も秘めていることになるのですか、どうですか。

**○稲嶺盛秀県立病院課経営企画監** 診療単価が上がる要因としましては、診療報酬の原則がございまして、例えば7対1看護体制を施行しますと、当然単価は上がっていきます。もちろん病院においては施設基準がございまして、各病院努力をいたしまして

取れるだけの施設基準を取得いたします。そうすると、当然診療単価も上がっていく。病院の努力でもって診療単価は上がる傾向にあると御理解していただきたいと思っております。

**○照屋守之委員** 私が言いたいのは、要するにこういう形で診療単価も改定をされて、経営する側は今いい状況にあるわけですね。7対1看護体制もふやしていく。そうすると、病院事業の経営ですよ。これは3万幾らも減らして、これだけ前年より数字が上がるということは、その努力のしようによってはこの11億7000万円、一般会計からの繰り入れは二十何億円やらなくてもできる、さらにそこをふやしていく。そうすると、これまでの損金分ももっと早目に解消していくと。普通の経営努力をしていくと、この数字がどうなるかということ。恐らく一般的な経営というものはやりますよ。だから、病院事業も3年間で経営を立て直して、相当の一般会計からの繰り入れをやってやるわけだから、これだけ減らしてもこれだけの数字が残るということになれば、当然全体的な努力をして、その収益をもっと上げていって、この病院経営全体の改善をしていくということをしていないとおかしいのではないかと思います。病院事業局長、いかがですか。

**○伊江朝次病院事業局長** 今、入院患者が減っているのに上がっているというお話がありましたが、これは入院患者延べ数ですから、1人の患者さんが長く入院しているとその数はふえるのです。つまり、そんなに医療サービスを提供しないで、診療がほとんどないような状態でも、そこにずっと入院でいたら患者数としてふえるわけです。ですから、入院患者延べ数というものは、患者さんとその人がどれだけ在院したかによって、それが入院患者延べ数になるわけですから、できるだけ多くの患者さんを扱って早く帰す。そして、診療報酬単価を上げるためには医療の内容、例えば手術です。非常に難しい手術とか、いわゆる手間暇をかけるような手術を多くするとか、こういうことをやっていけば当然収入としてはふえていくわけです。ですから、収益というのはその診療内容の密度によるのです。だから、患者さんがたくさんいたからではなくて、一番必要なのはやはり新規の患者さんを多くして、できるだけ短い日数で社会に帰してあげる。それによって、今のDPCの診療報酬制度の中では上がるわけです。診療していてしくじってしまうと、合併症をつくってだらだらいってしまうと、それだけだんだん収入としては落ちてくるわけです。だから、できるだけ

適切な医療をして、確実に患者さんを治して早く帰す。それが今の診療報酬制度の中では一番大事なのです。

**○照屋守之委員** だから、そういう努力をしているわけですね。

次に、沖縄県立北部病院です。沖縄県立北部病院は最近、産婦人科医、小児科医の不足もさることながら、内科医も含めて、その他の医師不足とか、非常に厳しい状況があるということも聞いていますが、いかがですか。

**○上原哲夫北部病院長** 委員御指摘のとおり、確かにここ数年ぐらい、内科医の不足とか産婦人科医の不足、それから最近、外科とか整形外科も少しずつ不足していて、診療には非常に難渋しているところがあります。

**○照屋守之委員** だから、沖縄県立北部病院が基幹病院として今なかなか厳しいと。これは医療関係だけではなくて、それぞれの地域で北部の市町村議会の議長会も、あるいはまた名護市議会もそういう危機感を訴えて、議決して県に要請しているということですが、そういう事実はありますか。

**○阿部義則医務課長** まず最初は名護市議会から、仮称でございますが基幹的病院構想、そういう趣旨の要望をいただいております、その後、また北部圏域の議長会会長からも要請書をいただいております。新聞記事、それからこちらに要請文として届いている中では、北部の市町村の議会の要請ということで、数カ所いただいております。

**○照屋守之委員** 以前に北部地区医師会病院の病院長と沖縄県立北部病院の病院長、あるいは沖縄県立中央病院の病院長、北部の県議会議員4名も含めて、今、沖縄県立北部病院の現状も含めていろいろな意見交換をして、地域としても非常に危機感を持っているということを知っているのです。だから、さっき言った基幹病院構想を求めている。これはもちろん名護市や北部市町村の住民の医療、命を守っていく医療体制をどうしていくかという危機感のあらわれだと思ふのです。そうすると、今の沖縄県立北部病院や、あるいはまた北部地区医師会病院がありますね。このような現状ではなかなか厳しいので、新たな対応をしてほしいという要望ですか。いかがですか。

**○阿部義則医務課長** 今、関係団体等にヒアリングを行っているところでございますが、そもそも北部保健医療圏での医師の確保がなかなか難しい。特に発端は産婦人科医であるとか小児科医とか、その辺

の特定の診療科で専門医の不足等がありまして、その原因は、やはりその地域として医師の確保が難しいという状況がある中、どうやったら解決できるのかということ、これまでずっと北部の関係者たちの中で話し合われてきたという経緯はございます。それは伺ってきております。

**○照屋守之委員** そうなると、今、県立病院が経営も含めて、経営再建をやりながらちゃんと維持していこうということで頑張っていく。一方で、それぞれの地域で、沖縄県立北部病院、あるいはまた北部地区医師会病院を拠点とした医療そのもの自体に、地域住民を含めた、行政も含めて、これは何とか一つにして、統合して基幹病院をつくってもらえないかとかという危機感がありますね。非常に難題です。福祉保健部長も含めてどう対応しますか。

**○崎山八郎福祉保健部長** 先ほど医務課長から答弁をしましたが、北部地区の医療の確保については、北部地区保健医療協議会がありますが、その中でも検討がされております。そういう中で、基幹的病院の検討を含めた広範な議論が必要であるということが言われております。県としましては、現在、同保健医療圏に係る保健医療関係団体等から北部地区医師会会長であったり、そういうものも含めてヒアリングをしているところであります、今後、その効果とか、あるいはその可能性について検討するために研究会を開催していきたいと考えております。

**○照屋守之委員** 沖縄県保健医療計画、5カ年計画がありましたね。その中に、今の沖縄県立北部病院の抱える課題や北部地区医師会病院の抱える課題、あるいはまた北部圏域の住民の命、医療を守っていくということも含めて、この5カ年計画の中に盛り込まれているのですか。

**○崎山八郎福祉保健部長** 個別の病院がどうだということではなくて、北部圏域において、先ほど申し上げたように、そういった基幹的病院の検討を含めた広範な議論を行う必要があるということで沖縄県保健医療計画に記載してあります。

**○照屋守之委員** 最後です。伊江病院事業局長、今、沖縄県立八重山病院も新たにつくっていく、沖縄県立宮古病院も新しくなりました。それぞれ県立病院をよくしていこうという形で、職員も含めて頑張っていますね。頑張りながら、こういうそれぞれの地域で医療に対する要求というか、そのような不安があると。ただ、沖縄県立北部病院だけの問題としてはなかなか解決できないわけでしょう。そうすると、福祉保健部とも連携して、沖縄県全体のそれぞれの

医療をしっかり守っていくという立場から、ぜひ一緒に考えていただければと思っています。答弁は要りませんから、以上で終わります。ありがとうございました。

○呉屋宏委員長 狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 それではまず、病院事業局からお尋ねします。平成24年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書の6ページを見ますと、皆さんのところで病床の一部を休床しているところがあるところなのですが、これは具体的にはどういうところで、理由は何でしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 県立病院におきましては、集中的なケアを必要とする重症患者に適切な医療を提供するため、病棟を集中治療室へ変更したことや、精神科の入院患者の退院促進、社会復帰の促進による病床利用率の減少などによりまして、休床している例がございます。具体的には、全体で申し上げますと192床でございます。沖縄県立北部病院が41床、沖縄県立中部病院が31床—こちらは休床再開52床を予定しておりましたが、現在、まだ31床が看護師等の確保が十分できないということで休床でございます。南部医療センター・こども医療センターが23床、沖縄県立宮古病院につきましては条例上の病床277床全て稼働しているということでございます。沖縄県立八重山病院におきましては62床、そして沖縄県立精和病院が7床でございます。

○狩俣信子委員 そうなると、職員定数を111人ふやしたこともあるものですから、それを12ページで見ますと、看護部門も37名ふやして111名となっているのです。私が計算したら、計で55名。あと61名はどこにいったのかと思ったのですが、それはどこにいつているのですか。

○嘉手納良博県立病院課長 この資料の数字は、平成23年度と平成24年度の年度末の現員数を比較しておりまして、それが55名ということでございます。

○狩俣信子委員 要するに、現在は111名は配置されているということですね。そのようなことですか。

○嘉手納良博県立病院課長 まず、医師につきましては、臨時的任用職員の正職員化で定数増をしているということがございまして、平成24年4月1日付で配置をしているということでございます。それから看護師につきましては、沖縄県立中部病院の病床再開で定数増を行いました。休床をしているということで看護師の配置ができないということで、これが約20名でございます。そういう状況でございます。

○狩俣信子委員 111名増加したというものですか

ら、これは現場も助かったのかと思ったのです。なおかつ、あちこち聞くと192の休床があるということですが、やはりこれはもっと看護師がふえると解決できる問題ですか。それともそれとは別ですか。

○嘉手納良博県立病院課長 111名の増員との関係でもう少し補足をさせていただきます。医師につきましては、先ほど申し上げましたように、4月1日から配置できる状況にございましたが、その他の職種につきましては、平成24年度の採用試験の合格者の方々を、基本的には平成25年4月1日から配置をするということでタイムラグがございまして。しかしながら、その定数増に対応するという観点で、前倒しの採用等で補っているという状況でございます。

○狩俣信子委員 ありがとうございます。理解できました。

あと、各病院、とても頑張ってもらっていて、沖縄県立北部病院を除く5病院では経常収支が黒字となっております。それはそれとして喜ばしい、よかったかと思うのですが、ただ、入院患者というのですか、患者数というのですか、長期的な減少傾向にあると書かれているものですから、これは原因としてどういうことが考えられるのでしょうか。

○嘉手納良博県立病院課長 主な要因としては、まず医師不足による診療制限がございました。それから、地域において医療機関の新規開業等によりまして、そういう医療提供体制が整備されたことで、役割分担が進んだこと等が挙げられるかと思えます。

○狩俣信子委員 ありがとうございます。

次に4ページですが、平成26年度予算、決算から地方公営企業会計基準の見直しが適用されるということで、これまでと大幅に異なるので、地方公営企業会計基準見直しに伴う移行作業及び移行後における会計処理が円滑に行われるよう万全な準備が必要と書かれているのですが、これはどのような形に持っていくと円滑にいくのでしょうか。何かありますか。

○稲嶺盛秀県立病院課長 今回の地方公営企業会計の見直しの主なものにつきましては、まず資本制度の見直しと地方公営企業会計基準の見直しという2つの柱がございまして。資本制度の見直しにつきましては、今現在、三百数十億円ほどの企業債の借入れ等がございまして。これは今、借入資本金ということで経理をしておりますが、これが負債に回るとか、そういう資本制度の見直し等がございまして、その見直しを行っていくことと、また、引当金—退職給与引当金とか、あるいは修繕引当金が義務

化されるということも含めて、費用の増額が見込まれることが大きな要因になっております。

○狩俣信子委員 では、やはり平成26年度につきましては、今までとがらっと変わってしまうわけですから、それに対するきめ細かな対応が求められますね。しっかり頑張ってください。

次に、福祉保健部にお伺いいたします。平成24年度歳入歳出決算説明資料の6ページですが、児童福祉総務費の不用額が8億円余り出ているものですか、そこらあたりが気になっておりまして、この1点だけまず説明していただけますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 児童福祉総務費の不用額の主なものは、安心こども基金事業で約4億2000万円、それと待機児童対策特別事業で約1億2000万円ほどの不用となっております。

○狩俣信子委員 保育所をつくる計画を持っていながら、つくれなかったというものが何か所かあるのでしょうか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 安心こども基金事業につきましては、委員おっしゃるように、保育所の整備が中心の事業ということでございますが、平成24年度につきましては、保育所緊急整備事業で不用額が2億2000万円出ております。その主な理由としましては、平成24年度事業において事業実施が予定されていた4施設で事業の取り下げがございまして、そのほか入札残等による減額であったり、あるいは設計の見直し、追加工事等で逆に事業費が追加になったものもございまして、もろもろ差し引きしまして2億2000万円余りになっております。

○狩俣信子委員 ありがとうございます。ただ、今待機児童がたくさんいると言われる中で、このお金はもったいないと思うわけです。やはり市町村ともしっかり連携をとりながら、できるだけ待機児童解消にも結びつくような対応を県もやっていただきたいと思っております。

次に、ハンセン病についてですが、ハンセン病対策費の執行率が73.7%と低くなっています。その理由をお聞かせいただけますか。

○上里林業務疾病対策課長 この73.7%の執行率ですが、不用額が260万772円です。その主な理由は、ハンセン病療養所入所者の減に伴って、入所者家族生活援護受給者世帯が減ったことにより扶助費が不用額として発生したためです。この入所者家族生活援護受給者とは、入所している方の家族が一般社会におられまして、その方々に生活保護と同等の扶助

費を支給しているということです。

○狩俣信子委員 実際に今、国立療養所沖縄愛楽園と国立療養所宮古南静園にどれだけの数が入所しているのですか。

○上里林業務疾病対策課長 ことしの4月現在の数ですが、国立療養所沖縄愛楽園が217名、国立療養所宮古南静園が79名となっております。

○狩俣信子委員 お聞きしましたら、皆さん高齢でいらっしゃる。国立療養所沖縄愛楽園は平均年齢が82歳、国立療養所宮古南静園が84歳ということですが、要するに、今現在の状況ですから、ハンセン病の患者ももちろん減少していくのですよね。ことしの発症例はありますか。今はない、ゼロ……。

○上里林業務疾病対策課長 新規の患者は、日本人ではゼロです。諸外国の方々、外国の方々が必要なところに感染して、日本に来て発症している例はあろうかと思いますが、日本人においてはゼロということになっています。

○狩俣信子委員 あと1つ、ハブについてお尋ねします。我が家の庭にも一度ハブが出ましたので、お聞きしておきたいのですが、ハブ対策費も不用額が999万円になっていますね。これはなぜこんなに余ったのかも含めてお聞かせください。

○上里林業務疾病対策課長 今、ハブの抗毒素は馬からつくっております。現在の薬自体は馬の血液を利用してつくっているもので、研究しているのはヒト型抗毒素、ヒトのものを利用してといたしますか、それを目指している。理由は、馬ですと異種の動物なものですから、副作用がどうしても発生します。大体15%程度のかゆみとか、強い場合は呼吸困難とか、そういうことが起こり得ますので、できるだけ同種といたしますか、ヒトのものを使ったほうがいいということでそれを研究しております。計画上、昨年その原薬、原料となるものをつくって、それを評価して分析するために進めてきておりましたが、その評価するためのものが昨年度中にでき上がらず、それを分析委託する検査手数料といたしますか、そういうものが未執行になりまして、このような不用額が出たということになっております。

○狩俣信子委員 では、ヒト型の抗毒素というのですか、それについてはもう研究は終わりということですか。それとも続けてなさるのですか。

○上里林業務疾病対策課長 どんどん続けていきたいと考えています。これから薬をつくるためには、臨床検査とかいろいろやらないといけませんので、いろいろな作業がまだまだ続きます。

○狩俣信子委員 ことしのハブ咬傷患者はどのぐらいですか。

○上里林業務疾病対策課長 平成24年は92名です。

○狩俣信子委員 例年大体100名前後で推移しているということは、やはりいまだにハブにかまれるわけですね。さっきおっしゃったヒト型のそういうものが早くできますように、しっかり頑張ってください。

次に行きます。福祉保健部にお尋ねいたします。ドクターバンクについてですが、先ほど沖縄県立北部病院も医師不足の話がありましたね。ドクターバンクが沖縄県の医療関係とどうかかわっているのか、実態をまずお聞かせください。

○阿部義則医務課長 ドクターバンク事業、正式名は離島・へき地ドクターバンク等支援事業と申しまして、主に離島、僻地の病院、診療所の医師を確保するという目的で行っている事業でございます。

○狩俣信子委員 それはそうだけれども、実態として沖縄県の医療関係とのかかわり、例えば、ドクターバンクから沖縄県立病院に何名か派遣してもらっていらっしゃるのかしらということですか。

○阿部義則医務課長 まず、実際ドクターバンクにどれぐらい現在登録されているかということからお話したいと思います。平成24年度末—平成25年3月末現在で120名の方が登録されております。この方たちで、平成24年度の派遣の実績としては延べ11名の方が派遣されております。この内訳ですが、全て県立病院、県立の診療所となっております。

○狩俣信子委員 120人も登録していただいて、11人が沖縄県に派遣されてきたわけですね。今、医師不足とか、あちこち—私が本会議で聞いたときは5名から7名でしたが、皆さんから県立病院にお願いするということは、今後どのような形に、計画はありますか。

○阿部義則医務課長 現在登録されている方々にこちらから求人情報を流します。求人情報で、今度はお医者さんとのマッチングがございまして、そもそもこのドクターバンク事業で登録いただいている方は、全国で沖縄県の離島医療とか僻地医療に興味を持っていらっしゃる方、その方にインターネットのサイトを通じて御登録いただいて、御登録いただいた方々には、短期だったら協力できるとか、今勤務中なので来年4月からだったら勤務できますとか、さまざまな御事情があります。ただ、現在まだ求人情報を出していないので、それを出して、これからマッチングということになります。

○狩俣信子委員 ことしのものが出ていないということですか。

○阿部義則医務課長 はい、そうです。

○狩俣信子委員 平成24年度は11名と理解してよろしいのですか。そうすると、平成25年度はこれからだとおっしゃるのですが、もう10月ですが、遅くはございませんか。

○阿部義則医務課長 私どもも、例えば、離島の診療所、町村立の診療所とか病院、それから病院事務局から要請を受けて—実は、この事業自体も公益社団法人地域医療振興協会に委託してやっている事業ですが、そこに対して我々は要請をして、その協会のほうでマッチングの調整をしていただくという流れになりますので、我々はまだオファーを受けていないと。

○狩俣信子委員 もう12時でございますので、そろそろ切り上げていきたいと思っております。大変ありがとうございました。

○呉屋宏委員長 休憩します。

午後0時2分休憩

午後1時21分再開

○呉屋宏委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

新田宜明委員。

○新田宜明委員 まず最初に、決算審査ですから、本来、当初予算で計上した事業に対する最後の決算ということで、この成果を数値的に審査、議論するのが筋だとは思いますが、どうしても私どもは、やはり次年度に向けて、常日ごろ県民の立場から政策課題をこういった分野で実現してほしいと。ただ、予算的なものだけではなくて、ある意味では、安心して住める地域でありたいと願う思いを持って、私どもは予算でもそうですが、決算審査の場でも臨んでおりますので、その辺はぜひ職員の皆さんにも御理解をいただきたいと思っております。

質問通告はしておりませんが、先ほどいろいろと出ておりました児童福祉総務費の中の保育所の認可化の問題で、4カ所が取り下げたというお話があったかと思いますが、その所在する市町村名と何名の定員を予定していたかということについて御説明できますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 安心子ども基金事業におけます保育所緊急整備事業において、平成24年度、4施設の事業取り下げがございましたが、市町村につきましては、うるま市、北谷町、中城村、北中城村、この4市町村でございます。そ

れと、予定していた定員につきましては手元に資料がございませんので、認可化の場合、60人以上という形で認可をすることに—最低60名ということになっておりますので、少なくともそれ以上、1施設当たり定員を予定していたと考えられます。

**○新田宜明委員** どの程度の定員を予定していたか実数を知らないということですが、そうであるならば、なぜ取り下げたのかという理由についても皆さんは詳細を把握していないのでしょうか。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 4園とも理由はまちまちでございますが、理由を挙げますと、建てかえ予定地を見直ししまして、事業実施年度を後年度に変更するという形での取り下げ、当該基金の延長が決定しましたことから、計画の熟度を高めたいということでの取り下げ、それと、村内で2園を計画していたが、認定こども園として整備する園の定員が130名余りと大きな園となったので、2園を予定していたうちの1園を取り下げて、残り1園を整備することになったという状況でございます。

**○新田宜明委員** それでは、質疑を通告いたしましたので、まず福祉保健部ですが、名護市議会からの意見書、決議がされておまして、7月10日に北部市町村で構成する北部広域市町村圏事務組合の皆様が、川上副知事に基幹病院の創設を求める意見書を持って要請されたと思うのです。これは文教厚生委員会の審査でも行われると思うのですが、私もその質疑を通告しましたので。今、福祉保健部長のほうで、具体的には名護市議会から6項目の要請がされているかと思うのですが、その処理方針について答弁をいただきたいと思っております。

**○崎山八郎福祉保健部長** 要請事項は6項目ありましたが、それぞれについて処理方針はつくってはいなくて、まとめて処理方針をつくっております。その要請について我々として考えていることは、北部地区の市町村、あるいは保健医療関係者で構成する北部地区保健医療協議会があります。その協議会の中で、医師確保等の課題の解消を図るために、沖縄県立北部病院及び北部地区医師会病院の病床を活用した基幹的病院の検討を含めた広範な議論を行う必要があるということで、北部地区保健医療協議会の中でそういうことが議論されております。そういうことも含めて、県といたしましては、現在、同保健医療圏に係る保健医療関係団体、あるいは国立大学法人琉球大学とか、そういったところも含めてヒアリングを行っているところでありまして、今後、そ

の効果、あるいはその可能性、そういったものについて検討するための研究会を開催することにしております。

**○新田宜明委員** 北部の基幹病院の創設を求める意見書の中身は、具体的な要請事項がはっきりしているのです。ですから、個々の具体的な要請事項にきちんと応える必要があると私は思っております。

その研究会を立ち上げているようですが、その結論については大体いつごろをめどに考え方、方針が固まるのか。その辺のめどについてはどうでしょうか。

**○崎山八郎福祉保健部長** 研究会については今年度中に立ち上げたいと考えておまして、結論についていつごろということは、今は申し上げることはできない状況です。

**○新田宜明委員** それでは、今度は病院事業局に伺いたいと思います。特に、沖縄県立北部病院については、以前から7対1看護体制導入の話があったかと思うわけです。しかし、経営上の採算の問題とかそういうものが議論されていまして、現在まで先送りされているかと思っております。

そこで、ことし5月から亜急性期病床を設置して、試験的に7対1看護体制の導入の可能性についてやったかと思うのですが、この3カ月間の実績は思ったほど収益が上がりなかったと聞いているわけです。現在に至るまでの導入されていないこの間の状況について、もう少し私どもに御説明をしていただきたいと思っております。そして、導入に向けての課題は、皆さんの中でどのような問題が一番大きいのかという主要な課題がありましたら、それを詳しく聞かせていただきたいと思っております。

**○嘉手納良博県立病院課長** 県立病院における7対1看護体制の導入につきましては、経営の影響等を考慮することから、沖縄県立北部病院では7対1看護体制とあわせて亜急性期病床の一部試験運用を行い、詳細な検証をしながら関係機関と調整を進めているところでございます。そのような中、亜急性期病床では、60日以内に入院患者の60%を退院させなければならない制度上の要件があることから、効率的なベッドコントロールが課題となっております。病院事業局としましては、地域連携室の体制の充実及び関係機関との連携強化を図り、その効率的な運用を行い、関係機関との調整を進めていきたいと考えているところでございます。

**○新田宜明委員** 私の理解不足かもしれませんが、その試験的な運用をしたということですが、もう少し

わかりやすく沖縄県立北部病院における課題を具体的に例示できますか。

○嘉手納良博県立病院課長 亜急性期病床の5月以降の運用実績を申し上げますと、病床利用率が5月以降、大体80%で推移している状況でございます。私どもとしては、もっと高い利用率が必要だという状況でございますが、まだその率に至っていないというところでございます。

○新田宜明委員 沖縄県立北部病院長にお伺いしたいのですが、こういった7対1看護体制を実施する際に大きな課題がいろいろとあるのですが、医師も含めて医療スタッフ、どのような体制が必要だと現場の皆さんは考えていらっしゃるのか。

○上原哲夫北部病院長 医師に関しましては、やはりいろいろな定数を埋め切れないうらいの数しかないということが一番問題であります。そういう意味で、まず定数を満たして、十分患者さんに診療を尽くせるようなことをしたいのですが、平成23年ぐらいから夜間の内科医の不足ということで、夜の10時から朝の8時までの軽症の患者さんを制限しているとか、そういうものはあります。そういう意味では、スタッフの確保が一番の緊急の課題ではありません。

それから7対1看護体制に関しましても、もう2年ほど前でしょうか、皆さんに附帯決議をさせていただきまして非常に期待はしているところですが、やはり費用対効果といいますか、その辺のことが問題になりますので、常に長期的な展望からどうするかということでもあります。いろいろなシミュレーションをしながら、平成23年度もいろいろやりまして、平成24年度もやっていますし、ことしも亜急性期病床を同時にしたらどうなるかということを考えて一応運用したのですが、やはりいろいろな診療報酬の加算とかそういうものを考えながら、いかにマイナスにならないようにしながら7対1看護体制を導入していこうかと。それが非常に患者サービスといいますか、患者さんのためのサービスにもなるだろうし、労働環境も改善する。そうすると、沖縄県立北部病院に看護師さんもずっといてくれるのではないかと。現在は、沖縄県立中部病院とか南部医療センター・こども医療センターは7対1看護体制をやっていますので、向こうから来た看護師は3年したら帰してほしいとか、そのようになってくるのです。そういう意味では、職場環境の改善からも早目の導入を希望しているところであります。

○新田宜明委員 ぜひ病院事業局を含めて、福祉保

健部の皆さんも一緒に早急に7対1看護体制がとれるように、医師を含めてのスタッフの体制づくりを確立していただきたいと思います。

ところで、特に私どもがなかなか身近に接する機会のない沖縄県立宮古病院の現状、それから沖縄県立八重山病院の現状についても、院長から御報告をいただければと思うのですが、お願いしたいと思います。

○安谷屋正明宮古病院長 沖縄県立宮古病院の現状ですが、まず委員の皆様を初め関係者の御尽力により、去る6月に無事に新病院を開院することができました。お礼申し上げます。

それで、新病院に移ってからの現状といいますか、一つ、新病院になりまして療養環境が非常によくなったのです。ただ、手術件数とか高難度の手術の増加とか、そのような住民の医療需要といいますか、そういうものがふえているのです。それで、住民の方々からは、新病院にふさわしい医療提供体制をしっかりしてほしいとの要望があります。ですから、医療の質を高めていくには人員配置の拡充、そういうものが必要だろうと考えております。ですから、手術の増加に伴う手術室の看護師—今はオンコール体制ですが、それを交代体制に持っていくとか、それから精神科の訪問診療を充実するためにはやはり看護師が必要であるとか、また、低出生体重児なども、NICU的なものができましたので結構多いのです。そういう体制などをどうするかという課題があるかと思っております。

○依光たみ枝八重山病院長 やはり沖縄県立八重山病院は県立病院でも最西南端でありまして、実は7対1看護体制どころではないというのが現状であります。どうしてかといいますと、来年の3月までに産前産後休業、育児休業を合わせますと22人の欠が出るのです。その欠をいかにして埋めるかということで、看護部長を初め、ほかの師長さんたちもいろいろな行事に向けて、看護師募集のところに行ってキャンペーンをしているのですが、それでもなかなか応募がないということがありまして、7対1看護体制というよりも、今の10対1看護体制をいかに埋めるかということで苦労しているのが現状であります。

○新田宜明委員 福祉保健部長を含め病院事業局長、現状をよく踏まえて、また次年度、ぜひ御努力していただきたいという要望をしておきたいと思っております。

そこで、特に医師も含めて医師不足の問題が今取

り上げられておりますが、病院にはいろいろな職種があるかと思うのです。私がいろいろと調べたところによると、コメディカルということでさまざまな職種の皆さんが働いていらっしゃいます。その職種の皆さんで、要するに正規雇用と臨時・非常勤雇用の比率はどうなっているか、皆さんから報告できますか。

○嘉手納良博県立病院課長 平成25年10月1日現在の医師、看護師及びコメディカルの職員数でございますが、2835人となっております。そのうち、正規職員は2392人で、これは全職員の84.4%。非正規職員につきましては443人で、15.6%となっております。

○新田宜明委員 一つ、現場の職員の皆さんから正規雇用率を引き上げてほしいという声が私どもに寄せられておりますので、その改善策もぜひ次年度の予算編成に向けて頑張ってください。その成果がどうなっているか、来年また検証してみたいと思います。

それでは、別の質疑に入らせていただきます。児童相談所ですが、その現状と課題、そして今問題となっているさまざまな課題があるかと思うのですが、どのように改善策を考えているのか、その施策等についてお答えをお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○大城博青少年・児童家庭課長 児童相談所におきましては、児童虐待等に適切に対応するため、これまで児童福祉司や児童心理司などの専門職について増員配置を行い、相談支援体制の充実強化を図ってきたところでございます。児童相談所におきましては、児童虐待について引き続き未然防止に努めるとともに、さまざまな背景を持つ児童に適切に対応するため、相談体制と関係機関間の連携体制の強化を図ることが課題であると認識しております。

今後の方針、取り組みにつきましては、県民に対し、児童虐待の通告義務等について広報啓発の充実を図るとともに、児童相談所の職員体制の強化、市町村要保護児童対策地域協議会の設置促進及び運営支援並びに連携体制の強化を推進してまいります。また、児童虐待の通告義務等の周知に関しましては、マスコミ等を積極的に活用するとともに、講演会の開催やポスターの掲示、チラシ等の配布など、県民に対する広報啓発の充実を図ってまいりたいと考えております。

○新田宜明委員 もう時間がなくなりました。もっといろいろと議論したかったのですが、少し絞りま

す。

児童相談所の課題解決の問題ですが、特に運営体制です。1寮体制でしょうか、どうでしょうか。

○大城博青少年・児童家庭課長 児童相談所の一時保護所の体制だと思うのですが、現在、沖縄県中央児童相談所、沖縄県コザ児童相談所に一時保護所を整備しているところでございます。

○新田宜明委員 そこに相談に来られる児童には男も女もいると思うのですが、非常にまずくないですか。

○大城博青少年・児童家庭課長 各児童相談所の一時保護所につきましては、男子寮、女子寮に区分して、児童を受け入れているところでございます。

○新田宜明委員 私が聞くところによると、職員は1寮体制の人員しか配置されていないということですが、それは事実ですか。

○大城博青少年・児童家庭課長 職員につきましては、一時保護所で生活指導を行う児童指導員がおりますが、男子寮4名、女子寮4名の職員を配置しているところでございます。委員がおっしゃっているのは多分夜間の勤務体制のことかと思いますが、夜間につきましては、職員は男子寮、女子寮いずれかに1人が宿直を行いまして、生活指導専門員という嘱託職員が男子寮、女子寮それぞれに一男子寮に職員が宿直をしているときにはその寮に嘱託員を1人、職員が宿直していない女子寮には2人という形で、3名を勤務させているところでございます。

○新田宜明委員 この宿直体制のことですが、もっと本来の勤務体制に改めるべきではないかと思うのです。何名かが兼務されているわけですね。そういう状態ではよくないのではないかと思っているのですが、この勤務体制についてどのように改善しようと考えているのかお伺いしたいと思います。

○大城博青少年・児童家庭課長 沖縄県コザ児童相談所の一時保護所におきましては、現在、夜間の勤務体制につきましては、労働基準監督署と宿直勤務の許可に係る調整を行っているところでございます。この件に関しましては、引き続き現場の実情を踏まえながら、労働基準法に照らして適切に対応していきたいと考えております。

○呉屋宏委員長 次に、赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 それでは、福祉保健部の平成24年度歳入歳出決算説明資料の3ページからです。冒頭に御説明いただいたのですが、不納欠損額と収入未済額についてもう少し詳しく説明いただけませんか。

○金城弘昌福祉保健企画課長 まず、平成24年度の



一般会計の不納欠損額でございますが、2160万191円でございます。主な中身としましては、児童福祉施設の負担金と生活保護費返還金の不納欠損等となっております。次に、収入未済額の主なものでございますが、諸収入で生活保護費返還金、それと児童扶養手当返還金等となっております。

**○赤嶺昇委員** この不納欠損の児童福祉施設はどこを指しているのですか。

**○金城弘昌福祉保健企画課長** 主に児童養護施設でございます。県で措置しておりますので、その措置した分で調定したものが収納できなくて、不納欠損処理をしたという状況でございます。

**○赤嶺昇委員** 県の児童養護施設は今何カ所ですか。どこどこですか。

**○大城博青少年・児童家庭課長** 児童養護施設は県内8カ所となっております。県内の児童養護施設8カ所の名称ですが、愛隣園、青雲寮、美さと児童園、島添の丘、なごみ、石嶺児童園、漲水学園、ならさの8カ所となっております。

**○赤嶺昇委員** では、具体的に石嶺児童園について、直営からたしか今社会福祉法人が見ていると思うのですが、この運用等について課題はありますか。

**○大城博青少年・児童家庭課長** 沖縄県立石嶺児童園につきましては、現在、指定管理を行っております。平成24年度までで第1期の指定管理期間が終了したところでございます。指定管理がスタートした当初は、職員と入園児童との間の信頼関係の構築等を新たに行わなければいけないということで、かなり苦労された状況がありましたが、現在では入所児童との信頼関係も構築されて、比較的安定した運営になっているものと考えております。

**○赤嶺昇委員** 皆さんは監査も定期的に行っていると思うのですが、定期的な監査にとらわれず、いろいろな課題も出ているように聞いていますので、ぜひとも福祉保健部長も含めて、こういった児童養護施設を回ったほうがいいと私は思うのです。いわゆる直営で県が見てきた部分から、従来の監査ではなくて、そこをその後例えば社会福祉法人が今運営しているのですが、福祉保健部長は直接現場に行ったことがありますか。

**○崎山八郎福祉保健部長** 児童養護施設についてはまだ行ったことがありません。

**○赤嶺昇委員** 福祉保健部長は忙しいと思うのですが、ぜひ監査にかかわらず1回見て回ったほうがいいと思うのですが、いかがですか。

**○崎山八郎福祉保健部長** そのようにいたします。

**○赤嶺昇委員** 続いて、平成24年度主要施策の成果に関する報告書の中から何点かお聞きします。55ページの特定不妊治療費助成事業についてですが、この実績について御説明ください。

**○糸数公健康増進課長** 特定不妊治療の助成実績ですが、沖縄県では平成17年より助成事業を開始しております。平成24年度においての実績でございますが、件数で1391件、組数で845組への助成実績となっております。1組で複数回助成をする場合もありますので、そのようになっております。

**○赤嶺昇委員** この件数は、他府県と比較していかがですか。

**○糸数公健康増進課長** 正確に他府県と比べて多い少ないという比較のデータは今持ち合わせておりませんが、他県と同様に助成の実績は年々増加していることはあります。

**○赤嶺昇委員** ぜひ他府県の状況も把握していただきたいのと、非常に喜ばれている施策ですので、これもぜひともまた頑張っていただきたいと思っております。

続いて、56ページの待機児童対策特別事業について、その中の認可外保育施設の認可化促進の平成24年度の実施率について、計画とその達成率を教えてください。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 待機児童対策特別事業の認可外保育施設の認可化促進施設改修につきましては、10施設を計画しております。そのうちの1カ所が認可化されたということでございます。

**○赤嶺昇委員** 平成24年度が目標が10施設だったということで、できたのが1カ所ということで理解しているのですか。もう一度御答弁ください。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 10施設を計画していたものが、結果として1施設を整備して、認可化したということでございます。

**○赤嶺昇委員** これを踏まえて、平成25年度は何カ所—現在9カ所できていないですよね。平成25年度の目標箇所は何カ所で、進捗状況を教えてください。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 平成25年度は5カ所を計画しておりますが、現時点でまだ事業の実施はなされておられません。

**○赤嶺昇委員** 5カ所ということで、できなかった9カ所を合わせて14カ所ですね。この14カ所は今、全くめどがついていないということですか。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 認可外保育施設の認可化につきましては、今年度と昨年度

の実施状況が芳しくございませんが、その前の年、平成23年度、平成22年度に関しましては、それぞれ平成22年度が10施設、平成23年度が8施設という形で認可化を図ってまいりました。今後につきましては、今年度からその実施状況を踏まえて、認可化移行支援事業についてこれまで3000万円であった施設整備の上限額を5000万円に引き上げて、利用しやすい、活用しやすいような内容にしてございます。今後、市町村と連携を図りながら、認可化につきましても引き続き促進していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 金額も上げたのですが、設置主体である市町村がなかなか上げてこないということで、市町村が前向きではないということですか、いかがですか。市町村と一緒に連携して、県が今目標としている14カ所をしっかりとやっていこうという見通しはあるのですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 2年後に新たな子育て支援制度が本格施行されるわけですが、その中で、小規模保育事業であるとか家庭的保育事業、これらの担い手として認可外保育施設の計画が予定されておりますので、今後もこの認可化促進事業は、引き続き市町村と連携を図って取り組んでいきたいと考えております。

待機児童の解消と申しますのは、市町村にとっても大変重要なことでありますので、今、県で指針を策定して、市町村待機児童解消計画の策定を進めているところでございます。したがって、先ほど来申し上げていますように、今後もこの認可化を促進して、市町村と連携を図って協力していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 もう一度聞きますよ。市町村は、今皆さんが言っている14カ所について一指針をつくるのはもう聞いていますのでいいです。今年度の部分、去年のできなかった部分も含めて見通しはあるのですかと聞いているのです。見通しは立っていますか。今の数字については見通しは立っていないでしょう。指針については理解していますよ。

○金城武福祉企画統括監 市町村において計画の見直しがされたということですから、現に行動指針に基づきまして待機児童解消計画、市町村計画を今つくっていただいて、中身の具体的なチェック、これからヒアリングを行います。その中できっちりした、認可化も含めた計画は位置づけられるということでございます。

○赤嶺昇委員 例えば、59ページの安心こども基金事業がありますね。保育所整備事業は平成24年度で

執行率は何%ですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 平成24年度の安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業は、執行率が95.5%でございます。

○赤嶺昇委員 95.5%ですか。何カ所が目標で、何カ所できていますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 年度当初の予定としましては34カ所を予定しておりました、次年度、平成25年度への繰り越しも含めて、実績としては35カ所を整備したということです。

○赤嶺昇委員 わかりました。この説明の中で、安心こども基金の予算と決算はまたがっていると理解していいのですか。予算額に対して決算額に少し開きがあるように見えるのですが、その説明をお願いできますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 安心こども基金の平成24年度の予算額は88億4800万円で、決算額が43億5600万円、その差のほとんどが平成25年度への繰越額40億8000万円でございます。

○赤嶺昇委員 そうすると、この認可化促進施設改修と安心こども基金では安心こども基金の活用がやはり高いという中で、市町村は認可外保育施設が多い中で、これを3000万円から5000万円に上げてそれがなかなか進んでいないということは、各市町村が今いろいろと調査をして、今後また連携をするということですが、今後、待機児童解消も一県が目標を出しているのは僕はいいことだと思っているのです。ただ、結局は市町村です。市町村の皆さんは一緒になって連携しようとしているのか、市町村がなぜ今まで余り前向きではなかったのか。要するに、財政的なことをよく言われたりするのですが、それも解決する方策は持っていますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 先ほど申し上げましたが、市町村の待機児童解消計画を策定する中で、市町村と十分連携を図りながら、この5年のうちで待機児童を解消するということを市町村に対して認識を深くしていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 ぜひ連携をしっかりと強化していただきたいと思っています。

同じ平成24年度主要施策の成果に関する報告書の63ページの青少年の健全育成事業の中で、事業目的でニートとかひきこもり等も触れていますので、いい事業だと私は感じていますが、このひきこもりの実態についてお聞かせください。

○大城博青少年・児童家庭課長 ひきこもりの実態

につきましては、ひきこもりが疾病や障害ではなく一定の状態を示す現象とされておりまして、対象者の捕捉方法など課題が多く、県内における実数等の把握は現在できておりません。ただ、平成24年度におけるひきこもりの相談件数につきましては、総合精神保健福祉センターで39件、保健所で99件、市町村が322件で、合計460件となっております。

**○赤嶺昇委員** ひきこもりの実態というのは、皆さんが調査をしたら結果的に数字を出せるようなものなのですか。今調査しているのですか。どのように把握しようとしていますか。

**○大城博青少年・児童家庭課長** 先ほどもお話ししましたが、ひきこもりといいますのは、疾病とか障害で定義されているものではなくて、一定の状態をあらわす現象とされておりまして、なかなか実態調査をすることが困難ということです。全国的には、平成18年度厚生労働科学研究一こころの健康についての疫学調査に関する研究によりますと、ひきこもり状態にある子供のいる世帯は全国で約26万世帯と推計されているのですが、この調査におきましても都道府県別の推計値等は示されていない状況でございます。

**○赤嶺昇委員** 続いて、85ページのエイズ対策関連事業ですが、エイズ及びH I V感染者の県内の実態を全国との比較もあわせてお聞かせください。

**○糸数公健康増進課長** H I Vは感染した状態、エイズはその後発症した状態と分けております。両方1987年から届け出をしていますが、過去に両方合わせて232件の報告を受けております。この5年間は毎年14名から24名で推移して、新しい報告があるということになっております。全国的に見ますと、H I Vにしてもエイズにしても、多いほうから数えるといつも10番以内には入っていて、感染が広がっている地域と位置づけられておりまして、厚生労働省もそのように感染の報告が多いところは特定の対策が必要だろうということで、重点的な地域ということで平成18年から指定を受けている状況でございます。

**○赤嶺昇委員** 本県が感染拡大の地域に指定されているということですので、どのように対策をしますか。

**○糸数公健康増進課長** H I V、エイズは性感染症ということで、性行為でうつるという感染経路でございます。日本全国同様ですが、男性同性愛の方々の感染が広がっているという状況がわかっております。もう一つの特徴としましては、発病するまでな

かなか症状が出ないので気づかないということがございます。県としましては、1つは、無症状であっても感染している可能性があるという場合は、今、保健所で無料で検査していますので、なるべく検査を受けてほしいということで検査の時間帯を拡大したりということを行っております。それから、特定の男性同性愛の方々へのアプローチとしまして、そのような方々のコミュニティというか、商業施設だったりとかいろいろございますので、そういうところと協力して感染拡大防止についての啓発を行っているところです。

**○赤嶺昇委員** 89ページの麻薬等対策事業費についてですが、これも本県の状況、全国との比較についてお聞かせください。

**○上里林薬務疾病対策課長** 麻薬、アヘン、大麻、覚醒剤を合わせて大体150件程度で推移しております。都市部が多いのは当然ですが、こんな田舎といったら何ですが、人口に比較すると多いほう—47都道府県のうち全国25番目程度です。

**○赤嶺昇委員** では、福祉保健部最後ですが、92ページのDV対策総合支援事業です。最近、報道でもストーカーによって痛ましい事件が起きたりしますが、DV等について県もいろいろ取り組みをされているのですが、本県と全国の比較についてもお聞かせください。

**○大城博青少年・児童家庭課長** 全国のDV相談件数につきましては、平成20年度は6万8196件であったところ、平成23年度には8万2099件となっております。DV相談件数は年々増加しております。平成23年度における本県の相談件数2232件は全国で第11位となっております。人口10万人当たりで比較いたしますと、全国第4位という状況になっております。

**○赤嶺昇委員** 今、人口比で4位ということですが、今後、これはどう対応していく考えですか。

**○大城博青少年・児童家庭課長** DV対策につきましては、まずDV被害者への相談支援体制を整えるとともに、保護や自立に向けた支援策を充実させた上で、一時保護や住宅支援、就労支援、場合によっては婦人保護施設への入所等、DV被害者それぞれの状況に応じた支援を行っていくことが重要であると考えております。また、市町村での説明会や各福祉保健所管内ごとで定期的に市町村や警察関係者等と行う会議の中で、県のDV相談窓口について住民への周知等に努めてまいりたいと考えております。

**○赤嶺昇委員** DVもそうですが、ストーカーもそ

うですので、警察としっかり連携していただいて、一時保護もしたりしていますので、さらに強化をやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っています。

病院事業局について何点かお聞きします。先ほど沖縄県立八重山病院の院長から看護師がなかなか確保できないということでしたが、結局、離島勤務も含めて人員の確保について、病院事業局長、これはどのように対策をしますか。

**○伊江朝次病院事業局長** 確かに今、離島の看護師確保に限らず、都市地区でも看護師の確保はなかなか厳しい事態が出ているということを他の都道府県でもよく聞きます。八重山地区の場合は、かつてはよく他府県から流れてきたというか、リゾートという感じで八重山の生活をエンジョイしたいということで、かなりそういう流動的な看護師が多かったのですが、やはり全国的な7対1看護体制の普及でかなり厳しくなっていると同時に、若い人たち、就職したばかりの人たちの離職率もかなり高くなっているという話があって、看護師の確保が非常に厳しい状況にあります。沖縄県立八重山病院の場合は、特に若い看護師たちが多い状況があって、妊娠とか出産、育児という形で急な不足という事態が起こっていることがありまして、全国的な動向等も鑑みて、これといった応急処置というのですか、対策がなかなか難しい状況があります。そういう中で、やはりそれぞれの雇用のニーズがいろいろありますから、そういったところをしっかりと調査して、このニーズに合わせた対策がとれるように一例えば短時間の業務とか、そういったことも含めた対策を立てていきたいと思っています。

**○赤嶺昇委員** わかりました。病院事業局長の答弁を聞いて大変だということは理解できましたので、ニーズ、要するに、皆さんがそれだったらそこで勤務してもいいというところをしっかりと調査して、頑張ってくださいと思っています。

沖縄県立八重山病院の改築について、本会議でも前倒しでやるという非常にいい答弁をいただいていますので、沖縄県立八重山病院が国境に接するということも含めて、皆さん、災害拠点病院として位置づける考えはありますか。今後、この沖縄県立八重山病院のあり方についてはどうですか。

**○伊江朝次病院事業局長** 現在のところ、一応災害拠点病院として位置づけております。

**○赤嶺昇委員** わかりました。既にやっているということですので、それも引き続きやっていただきたい

い。

それと、平成24年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書の中で、課題の中に未収金対策と載っているのですが、未収金、それから未請求もあるかどうかも含めて、この状況を教えてください。

**○嘉手納良博県立病院課長** まず、平成24年度決算における個人負担分の未収金の状況から御説明いたしますが、総額で19億1909万円となっております、対前年度と比較しますと2869万円の減少という状況でございます。

**○伊江朝次病院事業局長** 平成25年3月末時点の6病院の未請求の合計額は11億3191万円で、未請求の主な理由として、まず第1に高額療養費の医師コメントがまだ記載されていないというのと、2番目に公費負担医療の未決定によるものが挙げられるということです。

**○赤嶺昇委員** ちゃんと理由があるようですので、しっかり未請求がないように対策を講じていただきたいと思っています。

**○呉屋宏委員長** 次に、糸洲朝則委員。

**○糸洲朝則委員** 平成24年度主要施策の成果に関する報告書に基づいて質疑をさせていただきます。

まず、49ページ、50ページの健康おきなわ21の推進のところから、これは午前中にもありましたが、その中から何点か質疑をさせていただきます。

平成22年度の女性のがん死亡率一乳がんとか子宮がんが全国ワースト2位という皆さん方の事業効果の報告がございました。まず、これについての説明を一原因、要因、あるいは対策、そういったもの等について御説明をお願いします。

**○糸数公健康増進課長** ただいま御指摘のありました乳がん、子宮がんの死亡率が全国ワースト2位と記載をしてあります。平成22年の乳がん及び子宮がんの死亡率、年齢調整死亡率という計算方法で一全国同じような人口構成であれば、どのくらい亡くなっているかというものについて、子宮がんが人口10万人当たり6.2人、全国平均が4.5人ということで、全国で悪いほうから2番目となっております。それから、乳がんについても12.5人、全国が10.8人ということで、全国ワースト2位という結果がこの年に出ています。全体的に見ますと、子宮がんは毎年余り成績がよくないのですが、乳がんのほうはよくなったり悪くなったりということで、一定の傾向があるかどうかは少しまだ観察しないとけないと思っています。

子宮がんの原因につきましては、主にウイルスに

よる感染ということが最近わかってきておりますので、午前中も答弁しましたように、ワクチンを中学生、高校生にといいのと、検診によって早目に見つけて早目に治療するというのが基本になっております。乳がんにつきましても、女性ホルモンとの関係が要因として言われておりますが、あと肥満であったりとか、脂肪の多い食事とかという関係も指摘をされているところです。

県が現在行っている対策につきましては、1つは、検診受診率がまだ全国の目標には達していませんので、検診受診率を上げるための普及啓発をそれぞれの週間、月間にあわせて行っているものと、もう一つは、検診を受けた方が精密検査なり医療が必要になったときに、速やかに受診ができるような受診環境の整備ということで、精密検査を行っている医療機関の名称をホームページで公開をしたりとか、そのような情報を市町村に提供したりということを行っている状況です。

**○糸洲朝則委員** がんは、早期発見をすれば治る可能性が非常に高くなっているわけですから、言われるとおり、早期発見するためには検診、もう一方で予防ということがございます。特に、女性特有のがんと言われるこの2つのがんについては、検診に向けての啓発、あるいはまた無料クーポン券とか、もう一つは、中学生、高校生の子宮頸がんのワクチン接種をやっておりました。今でもこれは続けておりますが、これについて副作用がどうのこうのという問題がありまして、以前ほどそんなに推進していないのかということをお聞きしておりますが、子宮頸がんの予防に当たっての対策等についてはどうですか。

**○糸数公健康増進課長** 先ほどの検診受診を高めるための啓発の中に無料クーポン券というものもございまして、節目節目の5年ごとの年齢ですが、その対象になる住民の方は、市町村からがん検診の無料クーポン券を受けて受診することも追加で発言させていただきます。

子宮頸がんにつきましては、ことしの4月から定期接種ということで、法定接種でワクチンが始まったのですが、その始まる前後ぐらいから接種をした後に、余り原因がよくわからないのですが、全身の痛みとかけいれんのような症状があるということで、その副作用の実態がまだよくわかっていないという結論になっていまして、定期接種自体は継続をしているのですが、積極的にこれを打ってくださという積極的勧奨は、現在全国的に控えている状況

になっております。

**○糸洲朝則委員** いずれにしましても、その対策でワーストツーを早目に脱出する、そういう努力を頑張ってくださいと思います。

それと、島嶼県でこれだけの離島を抱えているわけでごさいます、その離島にはそれぞれの住民がおられます。したがって、離島住民のがん検診とか、あるいはまた場合によっては医療費の負担軽減対策というのも重要課題でございまして、これらについて現状の取り組み等について伺います。

**○糸数公健康増進課長** 離島住民のがん検診につきまして、私から説明をさせていただきます。

実施主体であります市町村のがん検診の実施費用につきましては、地方交付税で措置されているということでございまして、現在、全ての市町村で、離島でありましても同様にがん検診が実施されて、検診の機会については確保されているという状況になっております。

**○糸洲朝則委員** せんだって文教厚生委員会で与那国島へ行ったとき、これはがん検診だけに限らず、ちょうどCTの施設を入れておられて、これが大変住民の健康管理に、あるいはまた病気治療に有効な役割を果たしているという大変興味深いお話を伺いました。したがって、今は映像でのやりとりもできる時代ですから、各離島それぞれに最先端の医療機器を置いての検査、検診、予防あるいは治療、そういったものを順次やっていく。これは病院事業局かという感じもしますが、いかがですか。そういう考え方等はありませんか。

**○伊江朝次病院事業局長** 病院レベルと診療所レベルの医療機器の設置はおのずと違ってくると思うのです。診療所レベルでしたら、外来レベルでできるものが使い勝手がいいという状況がございまして。いろいろな高額な医療機器を入れるとしたら、経費もかかりますし、人手も要ります。そういう意味では、なかなかそういう限界があると思います。ただ、がんの早期発見とかというのは、そこで診療する方々のトレーニング、最小限で効率的な機器の導入は図れると考えております。

**○糸洲朝則委員** 離島住民のことも視野に入れて、いろいろな方策を練っていただきたいと思います。例えば、都市圏に何かの用事で来たとき、県立病院に検診に行ってもらおうとか、場合によっては、修学旅行の皆さんに少し検診の時間をとってもらおうとか、いろいろ工夫をすれば、かなり予防的な観点からの啓発も重要かと思われました。

さて、がん教育に対することについて伺いますが、去る7月に、文部科学省が公益財団法人日本学校保健会にがんの教育に関する検討委員会を設置して、初会合が開かれた。こういった中で、中川恵一准教授は、「今まで学校教育の場でがんはほとんど取り上げてきませんでした。保健体育の授業でも、がんというと敷居が高い印象があり、縁起でもないといった人もいます。一方、欧米あたりではがん教育を行っています。日本は後発国です。ですから、子供たちに死の病、不治の病というイメージがまだまだあり過ぎるということで、がんは6割は完治する、早期がんは9割治るということを子供たちにメッセージとして伝えることが大切だと考えます」ということで、小中高校生に対するがん教育の重要性を訴えているところがございます。したがって、県のがん教育に対する考え方や取り組みについて伺いたいと思います。

**○糸数公健康増進課長** がんに関する健康教育については、現状では、主に成人へのがんに対する正しい理解、予防、早期発見などの啓発は行っているところです。成人に比べると、小中高校生の教育の取り組みというのは、現状ではまだ少し入り切れていないというところがございますが、ただ、沖縄振興一括交付金を使いまして、小中学生に生活習慣が健康に及ぼす影響についての副読本を今年度から取り組むことにしておりますので、生活習慣、もちろんがんも含まれますので一がんに特化したものかどうかはまだ中身は固まっていますが、4つのがんを予防するような生活習慣についても、小中学生のころから十分伝えていくことは計画できると思います。それから、先ほど申し上げた子宮がんなどは、やはり感染によってがんが発症するリスクが高まりますので、そのようなことも小中高校生に教育として必要かと思っておりますので、その辺の内容を盛り込めたらと考えているところです。

**○糸洲朝則委員** それでは、取り組みを強化していただきたいと思っております。

それと、さっきの予防のところでは取り上げればよかったのですが、少し後先になりました。実は、岡山県真庭市で胃がんの原因と言われるピロリ菌の無料検査をもう既に実施を始めたという記事があります。これは、昨年6月、真庭市が40歳以上を対象にした胃がんのリスク検診を推奨する市民公開講座を開催した際、参加者から若年層のピロリ菌検査について提案があった。また、市医師会からも同様な要望があったことなどから、市は医師会と連携してこ

とし8月から中学生への無料検診を開始した。こういった先進地もあるわけですから、全国それぞれの皆さん方と連携をとっていただいて、将来の大きな財産となる児童・生徒の胃がん、あるいはまたそのほかのがんも含めた予防対策に全力を挙げていただきたいと思います。これについてもコメントがあれば伺って、次へ進みたいと思います。

**○糸数公健康増進課長** 現在も健康おきなわ21の中で、がんについても専門家の先生と意見交換をしているところです。すぐに取り組める対策から、今御指摘のありましたような先進地の対策なども含めて検討して、今後の計画の中に組み入れられるか検討していきたいと思っております。

**○糸洲朝則委員** 次に、待機児童対策特別事業について伺います。これもさきの赤嶺委員を初め、島袋大委員等が取り上げておりますが、まず不用額の1億2303万7000円についての説明をいただいてから、今後の対策等も含めて質疑をしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 待機児童対策特別事業の不用額1億2303万円につきましては、平成24年度当初予算において認可化移行による定員増を10施設で60人と見込んでおりましたが、市町村の計画見直しにより減額補正を行って、最終的には60人の定員増を図ったということがございます。

**○糸洲朝則委員** これは認可外から認可に持っていくような課題とか、あるいはまた皆さんの取り組み状況等も先ほどからの質疑で大方わかりましたが、市町村の負担、持ち出しがどうしても大きいということで、計画してもなかなか乗ってこない、あるいはまた皆さん方の啓発というものも、少しそこ辺の問題があるかという思いをしております。しかし、いずれにしても、これは一義的には市町村の事業でございますから、そこに何らかの形で県が働きかけをしていく一予算の増額とか補助ができるかどうかはわかりませんが、そういうもっと踏み込んだ対策をとっていかなければならないと思っておりますが、それについて皆さんの今の取り組みを、あるいはまた今後の取り組みも含めてありましたらお願いします。

**○崎山八郎福祉保健部長** 待機児童解消対策については、今、県でも行動指針を策定して、市町村に待機児童解消の計画をつくってもらっている段階であります。その中で、いろいろな待機児童解消の計画が上がってきますので、県としては、市町村が出してきた待機児童解消の計画について、一緒になって解消できるようにいろいろな支援もしていきたいと

考えております。

**○糸洲朝則委員** 例えば、これは某市の新聞記事ですが、待機児童の7割が3歳未満であることに着目をして、3歳未満児を対象にした小規模保育施設の整備というものを第1点目に挙げているのです。そうしますと、東京にスマート保育事業という記事が別の新聞にありました。これは定員14人でゼロ歳から2歳児を対象に保育を行っているということで、非常に端的にやりやすい。広さも、例えば80平米とか100平米、空き事務所とか空き店舗を活用して、そこに保育ママとか配置しながらやっていく。物すごくスピーディーに待機児童の解消が今進みつつあるという記事を得ました。したがって、沖縄の地域にふさわしい施策は何なのかというところを考えながらやっていけば、もっといい待機児童対策ができると思います。これは新年度から多分ふえると思いますが、小規模保育事業に対する取り組みについて伺っておきましょう。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 先ほど福祉保健部長からも御説明がありました行動指針の中で、小規模保育事業につきましても、今後取り組んでいくという形で市町村に示してございますので、今後、市町村からまたそういう要望がございましたら、市町村と連携しまして進めていきたいと考えております。

**○糸洲朝則委員** 児童虐待防止対策の推進、64ページを中心にやりますが、午前中の質疑で、全市町村に相談窓口を設置しているという答弁がございました。しかしながら、これはまだ設置してそんなに間はたっていないと思いますが、それによって市町村ごとのいろいろな差もあるかもしれませんし、課題等も多いと思いますが、その市町村窓口がどのように機能しているかお願いいたします。

**○大城博青少年・児童家庭課長** 午前中、平成16年の児童福祉法の改正によりまして、平成17年度以降、全市町村に児童相談窓口が設置されたということをお話いたしました。市町村における児童相談の受け付け件数はこの間増加傾向で推移しておりまして、平成18年度の2090件と比較しますと、平成23年度は3472件となっております。1.66倍の相談を受け付けたところでございます。市町村に児童の相談窓口が設置されることによって、住民に身近な市町村において育児不安等を背景とした子育て相談への対応、適切な支援を行うことによりまして、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応につながっているというのが成果ではないかと考えております。

**○糸洲朝則委員** せっかく相談窓口を各市町村が設置したわけですから、あとは地域住民への啓蒙、啓発運動というものがあるのがこれからの大きな課題になるかと思えます。一人でも多く虐待から救っていくという観点からすれば、この啓蒙、あるいはまた周知徹底をどうかやっていただくよう要望して、終わります。

**○呉屋宏委員長** 西銘純恵委員。

**○西銘純恵委員** よろしくお願ひします。最初に、病院事業局から行きます。

お忙しい中を院長先生がお見えですから、最初に各病院ごとの当面する課題と要望についてお尋ねします。

**○上原哲夫北部病院長** 一様にたくさんの御心配をおかけして、たくさんの質疑をいただいておりますが、午前中もありました唯一の赤字病院という指摘がありました。現場で頑張っている職員もいますので、その内訳は、繰入金金を80億円から50億円に減らされたときに、うちが一番少なくなった。1億7000万円ぐらいまで減らされて、赤字として1億3000万円になった。実質は4000万円のプラスではないかということで、職員を激励する意味でそういう説明をさせていただきたいと思ひます。

課題といたしまして、先ほどから出ていますように、医師、看護師の確保ということは、宮古・八重山も看護師の確保が大変という話がありましたが、医師確保が非常に大変な課題であります。どうしたら継続してそこに住めるような医師をつくるか、そのような環境づくりも大事だということで、北部市町村会にも訴えてはおります。

看護師の7対1導入に関しましては、先ほども申し上げましたが、患者へのサービスと費用対効果の中でいろいろな試行錯誤をしていて、今年度県立病院初めての亜急性期病床を導入しましたが、やってみると一全然初めてということで、そういう運用の面で少し問題があったかもしれませんが、それでもプラスはプラスであるのです。だから、そういう負担にならない程度に、7対1看護体制導入に伴う看護師の人件費を幾らかでもカバーしようということ。いろいろ考えながら、どうしても導入したいということです。うちがやらなければ宮古病院・八重山病院がないのでということで、そういう意味では非常に前向きにいろいろなことを考えています。

次は、地域医療支援病院を取得することによって、またそういう加算がつかますので、そのようないろいろな収入面を見ながら考えているところであります。

す。

北部病院としての要望は、沖縄県立宮古病院も新病院になった、沖縄県立八重山病院も今度づくり直す、うちは平成3年につくられてもう20年ぐらになります。まだ使えますが、その周りに散在する看護師宿舎とか医師住宅、そういうものはもうほとんど使われない状態で、老朽化した状態で存在しているのです。呉屋委員長にも見学していただきましたが、そのように非常に老朽化している施設をいかに新しくしていくか。特に、北部病院には研修医が10名ほどいますので、研修医の宿舎が宮古病院にはつくられたが、まだこちらにはつくられていないということで、研修医の宿舎の建設とかを一応要望しているところでもあります。

また、看護学校が北部地区医師会病院と公立大学法人名桜大学にあって、その子たちが実習に来るのですが、その控室もないのです。控室がないので、伝染病隔離棟と言われるところを一部拝借して、そこに研修室として使わせてもらっている。そのようにいろいろな病院周りの施設面でまだ整備していないところがありますので、その辺も非常に要望したいと思っています。

○松本廣嗣中部病院長 私たちの病院は、大きく言いますと3つ当面する課題があると思います。1つは定数増、2つ目は研修医の処遇の改善、3つ目はスペースの確保、この3つが大きな問題だろうと言えらると思います。

沖縄県立中部病院は、中部圏域の中核病院として救急医療、これは周産期あるいは小児医療、そういう地域で必要とされる医療の提供に邁進しております。そこでは、地域に必要な人材の育成ということで、医師の育成あるいは看護師の育成、ですから、看護学校あるいは消防学校だとか、そういうところの講師として医師を派遣したりしております。看護師も派遣しております。そういうことを考えますと、結構院内の業務以外にも院外の業務があるということです。それから、中核病院としてだけでなく、昔から県立病院の基幹病院として、離島、僻地の病院や診療所のサポート—医師を派遣したり、看護師を派遣したり、そのようなことを育成した上で送り出す。そういうことをずっとやってきております。

今後、政府が示している社会保障と税の一体改革の中でも、急性期医療をやり続ける場合には、職員数を一般急性期でも1.6倍ぐらにふやせという方向性があります。そういうことを考えますと、現在、病院内の業務をやるために割り当てられている定数

だけでそれを賄えというのは、現段階でも非常に難しい。皆さんにかなりのタフさといいますか、精神力というか、そういうもので頑張っている状況にあると思います。そういうことで、定数がもう少しふえればよいと思います。

2番目の問題として、研修医の処遇改善ということですが、実は、そういう定数が少ない中で、医師たちはどうしてそんなにいろいろな仕事ができるのかといいますと、みずから育てている研修医たちです。初期の研修医が2年終わった後で、あと2年間後期の研修、専門研修医といいます。その2年間の研修、この4年間で相当力をつけています。そうすると、この人たちはほとんどスタッフと同じぐらいの仕事ができるわけです。完全に同じとは言いません。さらに高度な研修を受けるために彼らは抜けていくわけですが、この人たちは離島での勤務義務を1年つけられているわけです。ですから、後期研修医を終わると、離島または僻地に1年間勤務をしなければなりません。この方法で県立病院は離島の医師確保をずっとやってきたのです。それだけでは足りないということで、琉球大学からも医師たちの派遣をいただいております。あるいはその他の大学、本土のほかの病院からもそういう医師の派遣を離島はしていただいて、何とか運営をしているという状況であります。

しかしながら、先ほど申しました社会保障と税の一体改革で、本当に急性期の病院でそんなに職員、あるいは医師が必要であれば、7対1の看護体制をやったときと同じように、医師の獲得競争がまた起こるのではないかと私は恐れています。民間の医療施設では、我々みたいな嘱託職員という非常勤ではなくて、正規の職員として採用することができるわけで、処遇を非常によくして、医師を確保しようと一生懸命になっていらっしゃるような私には感じられます。そういうことなので、研修医がなかなか集まらなくなるのではないかとこのことを恐れます。そうすると、離島の医療や救急医療、そういうことが非常に危うくなるのではないかと心配しております。

それから、沖縄県立中部病院は十四、五年前でしたか、移転の大騒動がございました。そして、あのときに地域住民の方、あるいは中部地区医師会の皆さん方が絶対だめだということで、沖縄県立中部病院を現在のうるま市宮里の地にそのまま残せということだったので、そのときに、いやいや、沖縄県立中部病院は消えるのではなくて残るということ



で、急遽だったと思うのですが、300床の病院をつくらうとされたようです。地域の医師会、住民の方々が、それではだめだと。300床の病院の面積のところにもとどおり550床をつくれということで、古い病棟の200床を残し、300床の中に350床を突っ込んだのです。

そうしますと、最近の動向で、徐々に中の職員たち—その当時から200名ぐらいふえているそうですが、そういう人たちが仕事をする環境が非常に劣悪で、例えば昼御飯を食べるときなどはカルテの棚のすき間で御飯を食べているとか、冬場であれば自分の置いている駐車場の車の中に行き、そこで昼御飯を食べるとか、そういう劣悪な勤務環境にあるということです。さらに、基幹型の災害拠点病院ということですが、多数の被災患者を受け入れるスペースだとか、あるいはヘリポートなどもございませんので、これからどういう形で沖縄県立中部病院を形成していくのか。非常に大きな問題があります。ですから、スペースの確保というのは、本当に言うならもう新しい病院をつくってでも準備をしないといけないのではないかと—というぐらい、そういう感覚で私はおります。

以上が、沖縄県立中部病院が抱えた3つの大きな課題だろうと思います。

**○當銘正彦南部医療センター・こども医療センター副院長** 当院は、2006年に開院して7年の経過をとっていますが、先ほど沖縄県立中部病院の松本院長が言いました病院のスペースという観点では、沖縄県立中部病院を反面教師としてつくったので比較的形態的には恵まれているとは思いますが、それでも医療機関というのは人が集まるところで、非常に余裕を持ってつくったと思われるこちらでももう既に手狭な環境というものが出ているのが現実であります。

ただ、平成22年度より当院は純利益で黒字を出すということになりまして、比較的安定した経営がとれるようになってきました。それでも当面喫緊の課題として幾つか挙げることができると思います。

まず1番目は、どの病院も同じですが、医師の確保で当院も苦勞しております。まず1番目に救急医の確保ですが、全国的に救急医というものは不足しまして、救急医が今非常に引く手あまたな現状で、当院もなかなか確保できなくて、夜間の診療制限を救急医の不足のために余儀なくされているような現状があります。

それから2つ目は、泌尿器科医が今欠員している

状況で、総合病院としての診療に非常に大きな支障を来しているという事情があります。

それから3つ目は、内科医の確保もいま一つ十分ではないところがありまして、内科医の不足による救急医療へのサポートがなかなかできなくて、その辺での診療制限も起きているという事情があります。

それから2番目には、看護師不足の問題ですが、定数を確保することはできても、産前産後休業、育児休業に伴う欠員がどうしても毎年一定程度の比率で起こってしまっていて、臨時的任用や嘱託で欠員を埋めるように努力しているのですが、なかなかスムーズにいかないという現状があります。

以上が、当面の当院の喫緊の課題であります。当院から現場の要望として上がっているものが二、三あります。

まず1番目は、当院は沖縄県の総合的なこども医療センターとして機能しているわけですが、こども医療センターの中でも中枢的な仕事をしていますP I C Uという重症患者を診る病床が手狭で、その拡張が非常に望まれているというところがございます。

それからもう一つは、南部医療圏の中核病院として今後さらに充実するためには、ヘリポートは当院にとってぜひ必要な設備ではないか—ということを痛感しているところであります。

それから3番目ですが、現在、地域医療支援病院の資格を目指して申請中で、近々結論が出されるのではないかと思います。地域医療支援病院の資格を確保して、ぜひ南部医療圏の中核病院として今後もやっていきたいと思っております。

**○安谷屋正明宮古病院長** 当院の課題については、新病院建設に当たりまして、予算の制約がありまして整備できなかった施設、機器が幾つかございます。今後は随時これらの整備に取り組んでいきたいと考えております。

それから次に、人材確保については、各病院からありましたように、医師については欠員が出ている診療科があるのです。それをなくしていかなければならないとか考えています。また、診療科によっては、1人体制では非常にきつい診療科があります。その複数化をしなければならないと考えていること。それから、離島の病院にとっては指導医クラスの確保が非常に重要です。いろいろな研修体制を組むにしても、そういうことが重要だと考えております。看護師に関しては、先ほども述べたように、ど

んどん医療が進歩していく中での人員の確保が必要だろうと思っております。

それから、医療の質を高めるためには、メディカルスタッフなどのチーム医療というものが非常に大事になりますが、離島にとって、嘱託採用ではなかなか人の来手がないのです。ですから、そういう意味で人員配置の拡充というものが今後必要になるだろうと考えております。

最後になりますが、離島増高費についてですが、離島であるための費用の増高ということは、経営を努力していても非常に難しいという一面もあります。そうした中で、中核病院として質のよい医療を提供していくためには、その繰り出しは欠かせないものと考えておりますので、今後とも継続して下さるよう要望します。

**○依光たみ枝八重山病院長** 離島の一番の大きな課題としましては、人材確保ということが大きな課題として残っております。

沖縄県立八重山病院では、医師については、平成23年度の途中に眼科医が開業退職しまして、以来眼科医が不足となっております。週1で琉球大学から木曜日に1回だけ、午前中だけ来ていただいております。既にもう4月の時点で次年度も3人のドクターが退職されるということがありまして、年度早々から医師確保に病院事業局と連携しまして、県外の大学病院の医局にお願いして、走り回っている状況であります。

それから、看護師については先ほどお話ししましたので、コメディカルについてですが、7月にリハビリテーション部門の定数が増加したために、リハビリテーション部門は非常に充実してまいりました。しかし、臨床工学技士とか視能訓練士は当院でまだ定数化されておられません。ということで、これらの人材確保に支障を来しております。

それからまた非常に大きな問題ですが、管理栄養士がこの1年間不在です。どの病院にとっても非常に大切なことですが、ソーシャルワーカーなどの採用試験の受験資格年齢の上限が28歳とか、30歳以下なのです。ということで、即戦力となるような経験豊富な人材を確保できない状況にあるというのが現状であります。

また、歯科口腔外科とか新生児科などの新たな診療科目の設置とか、リハビリテーション科医師の定数配置のために、設置条例とか定数条例の改正を要望したいと考えております。

特に、管理栄養士とコメディカル職の年齢要件に

ついても、10年以上の経験のある即戦力となる人材が確保できるように、受験資格の年齢制限を緩和することを検討していただきたいと考えております。

**○伊波久光精和病院長** 皆さん御存じだと思うのですが、当院は精神科単科病院、県立としては唯一の病院です。いろいろございますが、当院は昭和61年に現在のところに建てかえられた病院でございます。もともと我々の病院は、処遇困難、それから司法関連、統合失調症を中心とする収容型の病院です。それから夜間ですが、精神科救急の中核病院として現在もこの方面では基幹になっております。ある一方でまた長期の患者さんが高齢化していて、いろいろ身体的な問題等も含めて対応が求められています。昨今の人権を配慮したいろいろな一特に我々の病院は収容型だったのですが、そういった療養環境の面でなかなか難しい構造になっているものですから、それに対して今後対応が必要だと考えております。

それから、現在担っている役割以外に、公的病院として鬱病であったり、児童思春期であったり、認知症であったり、先ほども言いましたが身体合併症も含めて、これは今後の対応も求められているのですが、この辺に対応できるような設備になかなかないということです。

それから、基本的な設備機器ですが、これらについても更新がなかなかうまくいかないということで、この辺も含めて今後必要な更新ができるように取り組む必要があるのではないかと考えています。

沖縄県立宮古病院が改築しましたし、次は沖縄県立八重山病院、その次は当院かと期待をいたすところです。

**○西銘純恵委員** 直接県民の期待を担っている病院の課題というのがとても大きいし、私ども議会でも、執行部もそうですが、職員定数をふやしたと思っても現場からすれば足りない。いろいろな職種の皆さんを必要としているとか課題が大きく出てきましたので、これについては病院事業局長、福祉保健部長、課題について何か大きな議論をして、計画を立てていくということがもう必要ではないかと思うのですが、そこら辺についてどうでしょうか。

**○伊江朝次病院事業局長** 私も病院長をしておりましたから、今、各病院長の皆さんが言ったことを重々に承知しておりますし、実態に即してしっかりとそういう調査もして、現場との意思の疎通を図りながら、一つ一つ課題を解決していきたいと思っております。

○**崎山八郎福祉保健部長** 今、いろいろ課題が述べられていましたが、医師の確保あるいは看護師の確保については、福祉保健部としてもいろいろな医師確保対策、あるいは看護師確保対策を進めていきたいと考えております。それと同時に、県立病院は圏域の中核病院でもありますので、そういった県立病院の医療体制についても、病院事業局と連携をとりながらしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○**西銘純恵委員** それでは、決算で繰り入れについて伺います。前年度と比較して繰入額はどうなったのでしょうか。平成24年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書15ページを見て聞いています。

○**嘉手納良博県立病院課長** まず、平成23年度の繰り入れの決算額でございますが、89億2966万382円でございます。それから、平成24年度は69億3240万6528円で、対前年度比較で申し上げますと、19億9725万3859円の減となっております。

○**西銘純恵委員** 予算額と一緒にでしょうか。違うのであれば、その数字を出した違いについても説明していただきたいと思えます。

○**稲嶺盛秀県立病院課経営企画監** 先ほど県立病院課長がお答えした数字につきまして、少し御説明をいたします。

まず、平成24年度の一般会計繰入金。先ほど69億円という説明をしましたが、その中身は感染症の補助金等、結局一今、西銘委員が聞いている直接一般会計からの繰入額というものにプラスアルファされている数字でございまして、平成24年度の一般会計からの繰入総額につきましてお答えをしますと、59億976万3000円でございます。前年度と比べますと、25億2323万7000円の減となっております。

○**西銘純恵委員** 繰り入れの根拠で、救急医療確保経費について、これは収入を引いた額ではないよと、これは法で示しているということをやったのですが、今度12億円余りの決算となっております。この実態を少し説明していただけますか。6つの病院があるのですが、どこでこのような繰り入れをやっているのか、説明を丁寧をお願いします。

○**稲嶺盛秀県立病院課経営企画監** 平成24年度の救急医療に要する経費につきましては12億1105万2000円となっておりますが、病院別で報告をいたしますと、沖縄県立北部病院が9888万9000円、沖縄県立中部病院が3億6498万4000円、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが5億9105万6000円、沖縄県立宮古病院が9758万8000円、沖縄県立八重山病

院が5835万5000円となっております。

○**西銘純恵委員** 沖縄県立中部病院は3億円余の救急医療経費を確保している。そして、医師が救急体制をとっているということを知っているのですが、ほかと違いますか。

○**稲嶺盛秀県立病院課経営企画監** 沖縄県立中部病院とほかの病院の救急体制の違いと申しますと、沖縄県立中部病院には救急医が5名います。その5名が3交代で対応しているというのがほかの病院と違うところでございます。

○**西銘純恵委員** そうすると、ほかの病院も救急体制をきちんととれば、医師確保のための、救急確保のための繰り入れはもっとふえるはずで。次年度の予算化に向けて、これをぜひ検討していただきたい。

もう一つは離島増高費ですが、沖縄県立八重山病院視察に文教厚生委員会で行きました。院長先生から、実際の離島増高費はもっとかかっているということがありましたので、実態に合わせて、必要な増高費というものを出していただきたいと思えます。例えば、電気、水道、そういうものでも離島価格、物価は違いますね。少なくともそれを掛けて経費というものは全て出てくると思うのです。そこら辺をしっかりとやって、4億円で事足りるということではないと思えますので、ここも予算に向けてはぜひ検討していただきたいと思えますが、4億円の決算についてどうでしょうか。病院事業局長の答弁と、沖縄県立宮古病院と沖縄県立八重山病院はいかがでしょうか。

○**伊江朝次病院事業局長** 4億円の件につきましては、当初離島支援として初めてつくられたということで詳細な検討がなされてなくて、大筋でやったということで、詳細な検討はその後に回そうということで決めた額でございます。

○**西銘純恵委員** 平成25年度は減っていますね。いずれにしても、ちゃんと根拠を明確にして一不足しているということを知っていますので、ぜひ現場に合わせて予算化してほしいと思えます。

沖縄県立八重山病院の院長先生、何か不足しているとおっしゃったが、もしありましたらよろしくお願ひします。必要額だけで結構です。

○**依光たみ枝八重山病院長** 今おっしゃっていただいてありがとうございます。実は、宮古と八重山は離島という点は一緒ですが、那覇からだとは大分違います。300キロと400キロぐらいですか、そういうことで大分違っておりまして、旅費、いろいろな生

活費用、そういうのもいろいろ違います。人件費などは大体決まっているとは思いますが、時々愚痴ではないですが、どのように離島増高費を分けているのか。半々で平等にというのも一つの手かもしれないですが、私個人として—これは内輪もめになると困るのですが、1対2ぐらいでいいのではないかとだったりもしているのです。ということで、病院、病院で離島がゆえにかかるプラスアルファをじっくりと計算して、例えば、項目をつけてどのぐらいかかるというものをちゃんとリストにして合計して出して、それがどのぐらい、何対何ぐらいで、やはり八重山のほうが高くつくのだということをぜひ出してほしいと、この場でお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○西銘純恵委員 枠があつてではなくて、必要なものを沖縄県立宮古病院も沖縄県立八重山病院もということでやっていると思いますので、病院事業局長、そういう考えで離島増高費を創設したと思っておりますが、そうでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 この点については、本島と離島の格差というのがあると私も思っておりますし、その辺をしっかりと一つ一つ吟味していかないと、正確な対象項目、あるいはそういう数字というものは出てきませんので、こういった作業を今後ともしっかりと続けていって、実態に即した数字を出していきたいと思っています。

○西銘純恵委員 経営安定化計画に対する平成24年度の評価をお尋ねします。

○伊江朝次病院事業局長 経営再建支援期間が平成23年度で終わりました、平成24年度、経営安定化計画をつくって再スタートしたという状況でございますが、3つの大きな目標ということで、経常収支の黒字化の継続維持、運営資金をつくるために手元流動性の確保、長期債務の削減、この3つともしっかり目標は達成できたと考えております。

○西銘純恵委員 本当に繰り入れが大幅に減らされた中でよく頑張っていらっしゃると思います。ぜひ県立病院を守るために、また力を尽くしていただきたいと思ひます。

次に移ります。待機児童の問題ですが、平成24年度主要施策の成果に関する報告書59ページでお尋ねします。市町村が安心子ども基金に対する計画見直しをした原因というものをどのように聞いていらっしゃるか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 市町村は次世代計画に基づいて保育所定数の増を図ってお

りますが、その計画が前倒して実施されたということによりまして、事業の参加が少なくなったということでございます。

○西銘純恵委員 認可保育所をふやすということで、平成23年度34施設が平成24年度にかけてつくられたということでしょうか。平成23年度、平成24年度の実績からすれば、待機児童は計画どおりにやれば相当数解消されたと思うのです。市町村が計画を達成したと言っていますが、実際は、待機児童対策特別事業もそうですが、1つの認可保育所をつくるのに安心子ども基金では標準的な補助金がどれだけ出ますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 安心子ども基金によりまして建設費用の平均的なところの補助金額をいいますと、約1億5000万円程度ということになります。

○西銘純恵委員 建設費も答弁しないとわからない。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 建設総事業費につきましては、約2億円程度というのが平均的なところになります。

○西銘純恵委員 ずっとそういう方法で認可保育所はつくられてきた。待機児童解消の基金による施設は3000万円から5000万円に引き上げたが、まだ平成24年度1施設ということ。そうすると、やはり同じように1億5000万円ぐらいをかけてやらないと、施設建設というものは、認可外を認可化するのも困難ではないかというのが見えているのではないですか、どうですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 安心子ども基金と待機児童対策特別事業の認可外につきましては、施設のほうで選択をしていただくこととなりますので、安心子ども基金につきましては法人格の取得を先行してやるのが前提にはなりますが、いずれにしても、これは事業者で選択して、よりよい方法を選んでいただくということになります。

○西銘純恵委員 認可保育所の建設補助は1億5000万円までである。だが、認可保育所の建設が計画どおり進まなかった。これはその後の運営に対する市町村の持ち出しが大きいからではないか。どのような運営費に対する市町村補助もそうですが、どのようなものがありますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 今、委員が御指摘のように、保育所の整備が進みますと、市町村の負担は確かに大きくなるということではございますが、今回の待機児童対策特別事業の施設設

備、1カ所の整備にとどまったといいますのは、必ずしも市町村の負担がふえるということのみをもって1施設にとどまったということではございませんで、それ以外にも先ほど申し上げたように、計画が前倒しで進んで目標を達成したということもございますし、そのことも含めまして、今回、平成24年度の執行がなかなか進まなかったということもございます。

**○西銘純恵委員** 運営費に対する市町村の負担を答えていませんが、どういう項目があつて、どのような負担があるか。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 安心子ども基金の保育所整備事業は国と県と市町村で負担しておりまして、国が2分の1、県、市町村が4分の1ということで運営費負担をしておりますが、市町村におきましては、法定外の負担を全市町村で約17億円程度負担しているということもございます。

**○西銘純恵委員** 法定外の負担と表現したが、具体的に言ってもらえませんか。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 今申し上げました市町村が負担している法定外負担といいますのは、4分の1以外に国の徴収基準による保育料の設定が高いという判断で、市町村の政策的判断で利用者の負担を軽くするために、保育料を軽減して徴収しているという部分の負担となっております。

**○西銘純恵委員** 保育所をふやしたら、どれだけの負担がかかってくるのか、市町村はそういうことも考えて二の足を踏んでいる。それでは困るのですが、ただ、それも一つの原因です。

もう一つ指摘したいのは、おとし子育て支援新システムというのができて、認定子ども園や新しい子育て支援関連3法ができましたが、平成23年度、平成24年度の政権の動きを見て、児童福祉法第24条の児童福祉を市町村が実施する義務を負うところを取り払って、民間に回していくという政府の流れを見ていたと思うのです。だから、市町村は認可保育所をつくって、そして運営費も負担していく大変重いこの負担から免れたいというところもあって、新制度を待つというのが今の認可保育所が進んでいない大きな原因ではないかと私は思うのです。どうですか。

**○金城武福祉企画統括監** これまで市町村は、次世代育成計画という計画に基づきまして待機児童の解消を図ってきたと。それが2年前倒しで目標数値を達成したのです。市町村も頑張っていた。だ

が、目標数値の設定そのものに、もともと潜在的待機児童も含めて数字が小さかったということで、それはしっかりとした目標を立てようということで、昨年来から県の行動指針というものをつくって、9000名を今後目標としたらどうですかということで市町村と一緒に協議をしてきて、市町村から目標に基づいておおむね、その計画を現在出してもらっています。その中身を我々は今、全部精査をしています。例えば、潜在的待機児童を含めていない市町村があれば、もう少し目標でしっかりと立ててほしい。そういうことを今はやっております。ですから、市町村もおっしゃるような財政的負担は当然あるかと思いますが、それなりに市町村も一生懸命取り組んできておりますし、今後さらに目標をしっかりと立てれば、その目標を達成すれば、待機児童解消につながっていくと考えております。

**○西銘純恵委員** 子育て支援と沖縄県も言うのであれば、市町村が出している17億円、それに匹敵するぐらい沖縄県もやりますよ、運営費支援をしますよ、そういうこともやっていいのではないですか。次年度以降の検討をぜひやったほうがいいと思います。

今年度、安心子ども基金事業でどれだけの保育所を増設するのですか。待機児童何名解消予定ですか。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 平成25年度の安心子ども基金を活用しての保育所整備は、44施設で1000人を今計画しているところでございます。

**○西銘純恵委員** 認可保育所平均の60人定員の保育所をつくれれば、44施設であれば二千何百人という数字になるわけですよ。だから、そういう意味では1000人しか待機児童を解消できないということは、多分増築とか、純粋に認可保育所を一から設立するということは弱いのではないかと考えています。老朽化した認可保育所を改築でふやしていくのは当然だと思うのですが、新設等も含めて9000人解消ということをしかりと次年度やっていただきたいと思います。

子ども医療費の助成制度、実績をお尋ねします。

**○糸数公健康増進課長** 子ども医療費の助成実績ですが、平成24年度、入院費に関しては5億12万円です。平成23年度が3億8568万円ですので、入院費で1億1557万円の増となっております。通院費につきましては、平成24年度は13億2400万円の実績となっております。

**○西銘純恵委員** 名護市が11月から入院費を中学校卒業まで無料にということで打ち出していますが、

市町村がやるということになれば、入院費の対象拡大についてはどうでしょうか。

○**崎山八郎福祉保健部長** 今は自動償還ということを取り組みを進めていて、自動償還をしっかりと軌道に乗せるということが重要な課題でありますので、自動償還をしっかりと軌道に乗せていくことを進めております。そういった自動償還を進めた上で、また、そういった市町村の意向なども勘案しながら、ただいまの質疑については検討していきたいと考えております。

○**西銘純恵委員** DV問題について、5年間の推移をお尋ねします。

○**大城博青少年・児童家庭課長** 本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数につきましては、平成20年度の1017件に対し、平成24年度は2311件となっております。

○**西銘純恵委員** 支援についてお尋ねしますが、母子支援施設はどれだけあるのでしょうか。そして、その運営費について、平成24年度は国基準並みになされていますでしょうか。

○**大城博青少年・児童家庭課長** 県内の母子生活支援施設は、那覇市、浦添市、沖縄市に3施設設置されております。

母子生活支援施設の運営費につきましては、国の基準により算出した額と実際の措置に要した支出額を比較して、低いほうの額を国2分の1、県4分の1の割合で負担することとなっております。

○**西銘純恵委員** 実績を聞いていますが。

○**大城博青少年・児童家庭課長** 平成24年度の母子生活支援施設運営費の支出額につきましては、3施設合計で2737万8000円となっております。

○**西銘純恵委員** 国基準でやっているのかというのを聞いているので、国基準でやっていないところが一数字は出していますが、残っていると思うので聞いていますから、答えてもらえませんか。

○**大城博青少年・児童家庭課長** 県におきましては、母子生活支援施設運営費の予算について、国の基準に基づきまして計上をしております。実績につきましては、各市の実績報告に応じて負担をしているというところがございます。

○**西銘純恵委員** 決算は怎么样了のかと聞いているのです。

○**大城博青少年・児童家庭課長** 那覇市につきましては、予算額1174万9000円に対して、決算額は1161万2000円となっております。沖縄市につきましては、予算額500万2000円に対しまして、決算額555万2000

円となっております。

○**西銘純恵委員** 母子生活支援施設現場から、実際は国基準で出したらもっと運営がきちんとできる。だが、それより低いものしか市町村がやってくれないので、それに対応して県も国も出してくるので、ちゃんと国が基準として出しているものやっしてほしいという声があるわけです。御存じですね。それを1カ所は直したが、那覇市、沖縄市は予算に対する幾らといっても、国基準でやったのかどうかというのは、皆さん確認していないの。国基準以下で出したのであれば、問題ではないかということです。

○**大城博青少年・児童家庭課長** 先ほどお答えしましたとおり、県が国基準で算出した予算額とおおむね近い額が決算額として出ておりますので、そういう状況でございます。

○**西銘純恵委員** 母子生活支援施設、11市のうち3市しかないのです。沖縄県でもっと拡充すべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○**大城博青少年・児童家庭課長** 母子生活支援施設の設置につきましては、各地域の母子家庭の状況を踏まえながら、関係市町村において総合的に判断がなされるものと考えております。県としましても、市町村に対しまして母子保護施策の助言を行う中で、あわせて母子生活支援施設の設置についても働きかけてまいりたいと思います。なお、県におきましては、平成24年度から沖縄振興一括交付金を活用しまして、民間アパート等において母子家庭の生活や就労支援を行う母子家庭生活支援モデル事業を実施しているところでございます。

○**西銘純恵委員** ありがとうございます。

○**呉屋宏委員長** 休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後4時15分再開

○**呉屋宏委員長** 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

比嘉京子委員。

○**比嘉京子委員** お疲れさまです。簡潔な御答弁をお願いいたします。

では、病院事業局からお聞きしたいと思います。重複している分は省きたいと思います。経営の問題で今度の3つの目標は達成されたわけですね。先ほどありました。そのことについて、もう少しできたのにか、上できだとか、何か評価はございますか。

○**稲嶺盛秀県立病院課経営企画監** 先ほど病院事業局長から概要については御説明いたしました。これを具体的な数値でお知らせいたします。

まず、経常収支の黒字化について、平成23年度は繰り入れの状況等もありまして29億円の黒字でございましたが、平成24年度も経営状況を維持するという目的で黒字を達成しております。これがおおむね13億円程度でございます。

その次の目標としまして手元流動性の確保がございます。まず、手元流動性の平成23年度期末資金残高は約71億円程度でございましたが、先ほど病院事業局長の概要説明でもありましたとおり、平成24年度期末資金残高が108億円程度になってございます。

あと、長期債務の縮減でございますが、平成23年度末の残高が約64億円程度でございましたが、平成24年度に公立病院特例債等の返済がございまして、期末長期債務残高が約58億円程度に縮減されております。

**○比嘉京子委員** 午前中から患者さんは減ったのというお話等もありましたが、今のように、病院事業局の平成24年度の経営安定化計画は順調にいきますか、それが達成をされてきているという認識をいたします。

次に、先ほど未収金の問題がありましたが、経営改善に対して2つの質疑をしたいと思います。

まず1点目ですが、未収金対策として先ほどからも議論がありますが、先進地域などの検討というか、学びというか、そういうことなどを一今まで起こった未収金はいたし方ないのでこれから解消していくということでもいいのですが、これから未収金をなくしていく、またはつくっていかないという手だては何か考えておられるのですか。

**○稲嶺盛秀県立病院課経営企画監** 未収金は、結局、地道な活動が必要だということではございますが、まず発生防止策としまして、担当職員及びメディカルソーシャルワーカー、MSWと言われていますが、その方たちによる納期相談の強化をしていきたいと考えております。それから、高額療養費制度や出産一時金、直接支払い制度等の活用の推進、退院日の事前通知の徹底による患者への支払い準備期間の設定。あと未収金対策委員会の開催等による院内への未収金対策の周知。今年度も11月早々から未収金対策強化月間を予定しておりますが、未収金対策強化月間の実施による未収金の縮減。それと平成23年度からですか、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターからスタートしましたが、クレジットカードの導入による支払い方法の多様化等を今現在実施しております。

以上が発生防止策でございますが、当然発生した

ものについての対応もございまして、回収強化策としまして、電話による督促や自宅への臨戸訪問の強化、あるいは悪質な未納者に対する支払い督促などの法的措置の実施—実際平成24年度におきましては、沖縄県立八重山病院において実施してございます。それから、法的措置を講じても支払わない債務者に対して、強制執行の実施による債権回収を予定したいと考えております。

**○比嘉京子委員** 今、電子カルテは全病院で実施しているという認識でいいでしょうか。

**○伊江朝次病院事業局長** 電子カルテについては、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが発足当時から始めまして、その後沖縄県立北部病院、それから沖縄県立宮古病院が新設と同時に電子カルテ、現在取り組んでいるのが沖縄県立八重山病院でございまして、沖縄県立中部病院と沖縄県立精和病院についてはまだこれからということです。

**○比嘉京子委員** 我々が視察で島根県立中央病院に行きましたときに、電子カルテに未納の方という合図が出るようになっていて、そこでその人に対するケアというのですか、次の支払いを誘導するということ等もあったように記憶しております。これはぜひ参考にできればと思います。

次に、医療等スタッフの確保というのがありますが、毎年のように人員の問題が出てきて、いつも総務部とのやりとりがかなりありますよね。その点についてですが、これは次年度に向けての計画につながると思うので質疑いたします。ことしは年度途中で人員増ということを議会で可決したわけですが、こういう年度途中においても人員確保というのは、ことしは満たされているのでしょうか。

**○嘉手納良博県立病院課長** 今年度の定数増はリハビリテーション職の47名でございました。職員の配置につきましては、今年度合格者を出しておりますので、10月から順次各病院へ配置をしている状況でございます。

**○比嘉京子委員** 不足等は生じなかったですか。定数を満たさなかったという事例はないですか。

**○嘉手納良博県立病院課長** 現在、合格者のうち状況の許す方—この方々はそれぞれの職場で勤務されておりますので、そこを退職して県に入ってくるという手続等もございますので、そういう環境の整った方から順次配置をしているところでございます。ですから、正職員での対応は現在満たしていないという状況ではございますが、各病院においては、臨時的任用職員等の確保によって定数増の部分を今配

置している状況でございます。

10月1日時点の合格者の配置は11名でございます。ですから、47名中11名の配置ということでございます。

**○比嘉京子委員** 今のお話から伺っていても、そういう途中で定数増をやるべきではない。もったいない1年ですね。これだけ各病院から人が足りないという訴えがある中で、こういうことを皆さんが総務部にきちんとかけ合い切れないというのは、私は大問題ではないかと思うのです。そのことも含めて、もちろん収入の問題、それから医療の質の問題、さまざまに影響すると思うのです。ですから、人員に関してはしっかりとした毅然たる態度で、病院事業局長、来年に向けてぜひ臨んでほしいと思うのですが、いかがですか。

**○伊江朝次病院事業局長** 例えば、定数増が2月議事に決まりますと、結局、採用試験をするのが翌年ということになるので、やはり1年ずれるということがありまして、今年度は6月にリハビリテーション職が増になりました。そういう方々をその年で試験して、遅くとも次年度の4月までにはできるということになります。そのような状況があります。こういうのが随時試験を行いながら採用していければいいのですが、なかなかそういうことがかなわない状況にありますので、スピードアップをできるだけ一どのようにすればいいかということをしかり今後とも検討していきたいと思っております。

**○比嘉京子委員** 同じ人員の問題ですが、先ほど各病院の院長先生方からさまざまな課題とか要望等をお聞きしたわけですが、ここから2点お聞きしたいのは、まず沖縄県立八重山病院の院長先生から年齢撤廃をしていただけないだろうかというお話がありました。たしか看護師の年齢はかなり上げたような記憶がありますが、コメディカルに関しては今どういう状態になっているのですか。

**○嘉手納良博県立病院課長** 県職員の採用に当たっては、長期勤務によるキャリア形成を図るとの趣旨によって、人事委員会において年齢要件が定められており、満29歳未満が基準として設定されております。薬剤師とコメディカル職の一部につきましては、過去の採用試験で十分な人員を確保できなかったことから、人事委員会との協議を経て例外的に年齢要件の引き上げを行っております。また、他のコメディカル職の年齢要件については、これまで採用試験の応募状況等の実績が十分であることから、現在のところ見直しには至っておりません。今

後実施する採用試験において、十分な人員確保、あるいはケースによってはスキルを持った人員の確保もございまして、そういう点等を考慮しながら、年齢要件の見直しについては検討してまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、見直しを行った職種がございまして、薬剤師が36歳未満です。それから、理学療法士が36歳未満、同様に作業療法士、言語聴覚士が36歳未満。臨床工学技師につきましては60歳未満、病院心理につきましても60歳未満ということになっております。管理栄養士につきましては現在のところ29歳未満。今の応募状況を申し上げますと、今年度2名合格を出しました。応募者が約60名ほどおりました。そのような状況になってございます。

**○比嘉京子委員** 現場のニーズに照らし合わせて、ぜひ検討いただければと思います。

あと1点、沖縄県立八重山病院の管理栄養士の配置がされなかったということで、私が委員会でお聞きしたら、何かお二人を配置したとお聞きしたのですが、どういうずれが生じているのかお答えいただけますか。

**○嘉手納良博県立病院課長** 沖縄県立八重山病院の管理栄養士につきましては、定数2名に対して2名配置をしているところでございます。

**○比嘉京子委員** では、沖縄県立八重山病院の院長にお聞きしたいのですが、今の状態の配置ということで、病院にどのような影響が及ぼされているのですか。

**○依光たみ枝八重山病院長** 去年はいろいろ人事異動のことで非常にもめまして、この1年間は栄養室長がいなくてせざるを得ないという、3月末ぎりぎりになっていろいろ関係部署が集まりまして話し合いをした結果、今度の1年間はもう我慢するというのですか、もうしようがないということで1年間過ぎました。しかし、またある意味では次も栄養室長がいなくてということになることは、私は管理者としても認められないということ先週の会議でお話ししました。

NST加算とかチーム医療では専従が必要です。そのときにいろいろ薬剤師、ドクター、栄養士、4人いますが、その4人のうち1人は専従です。必ずそこにかかり切りになって、その仕事だけしないといけないことになっているものですから、結局、栄養室長がいなくてということでもそれもあるのです。それ以上に、実は今お話が出ているように、沖縄県立八重山病院は盆と正月が一緒に来たような、うれし



いような、大変な状況です。電子カルテを2月1日からすぐ運用します。それから、3月までには沖縄県立八重山病院の基本設計もやらないといけない状況で、もう本当にあつという間に重なって病院全体がみんなで一生懸命やらないといけないという状況の中で、患者さんの栄養をつかさどる栄養室がしっかりしないといけないということで、この間の会議でも、ぜひ今年度は栄養室長を配置してほしいということは要望いたしました。

**○比嘉京子委員** 今のNST加算というのは幾らぐらいですか。

**○依光たみ枝八重山病院長** 年間200万円ぐらいです。それプラス摂食機能嚥下障害というのが800万円ぐらいで、900万円から1000万円ぐらいの加算がつかます。

**○比嘉京子委員** ぜひ改善をお願いしたいと思います。

では、重粒子線がん治療施設についてお聞きしたいと思います。きょうは県立病院のお医者さんが見えているわけですから、ぜひお聞きしたいのですが、今、沖縄県が政策参与を交えて重粒子線がん治療施設の建設を検討しているわけですが、まずそれに対しての費用対効果とか、それから県立病院の先生方から見た優先順位等の観点から御意見がいただければと思います。

**○松本廣嗣中部病院長** 私は昨年、重粒子線治療施設の導入可能性調査に係る協議会に参加しておりました。中のお話をお聞きしていますと、導入コストは高額で、初期5年間の赤字の負担がかなり大きい。それから、本土にも同時期にもう数カ所で重粒子線治療施設の建設が進行していくということで、集客上の問題だとか、施設を維持する専門職員の確保の問題などが生じるおそれは否定できないのではないかと考えます。私はいろいろな質問をしましたが、その質問はみんな重粒子線治療施設の導入に反対するように聞こえる質問ばかりだったのですが、いろいろなものを確認するために質問しておりました。今お話ししたようなことで、必ずしもいろいろな問題がないわけではないということで受け取りました。

しかし、これは県が大きな負担をこうむらないというのであれば、先端医療としては非常に夢のあるものです。私は外科医ですが、確かに放射線治療と同じで局所療法一局所のものにしか役に立たないわけです。全身に広がったものには使えないわけですから、そういう局所療法という限界はある。そ

ういう手段の一つにすぎないとは思いますが、例えば、将来もっと夢のある話で、ウイルス治療でがんを治すというのがありますが、そういう場合には、腫瘍の大きいものは重粒子線で中のほうを殺してしまつて、縁のほうに残った分をウイルス治療でやるとか、そういう手術をせずのがんを治せるよという時代の先駆けとなる。そういう道具を沖縄県が手に入れる意義は大きいと思います。

ただ、費用対効果というのはよくわかりませんが、優先順位からしますと、私ども沖縄県立中部病院の立場からしますと、狭隘な継ぎはぎの拡張工事をやっているのですが、350床の病棟と古い200床の病棟とが斜めの長い渡り廊下でつながっているようなところで、もう本当に狭いところでいろいろな苦勞して仕事をしている状況。そういうものを考えますと、先に病院を建ててくれと言いたくなります。そういう言い方はいけないかもしれませんが、ですから、これを県が負担してやるというのであれば、それは県立病院側をもう少し見ていただきたいという意見になります。

**○比嘉京子委員** このランニングコストは御存じですか。ランニングコストと、私が聞きたいのは保険適用の見通しをどなたかお答えいただければ。

**○松本廣嗣中部病院長** 現在は保険は適用されておりません。自由診療です。

ただ、ランニングコストとっていいのかわかりませんが、例えば現在の試算をしますと、年間患者数が300名ぐらいでとんとんだということです。1人の治療費に大体300万円ぐらいかかるのです。そういうのを考えますと、結構金銭的にゆとりのある方が対象になるのかと思いますし、沖縄県で現在対象になる方は100名程度だということらしいです。そういうことでほかから集客をしなければならぬということで、集客がうまくいけば、300名ぐらい集まればとんとんになるのではないかと伺っております。

**○比嘉京子委員** では、福祉保健部に行きたいと思えます。

全体のことですけれども、福祉保健部の歳出における民生費が占める比率について、沖縄県の位置というものを知りたくて質疑しているのですが、全国や類似県と比較すると、どのような位置にあるのか教えてください。

**○金城弘昌福祉保健企画課長** 平成24年度はまだ全国が出ていませんので、平成23年度でございます。総務省が公表しておりますが、歳出総額に占める民生費の割合は、本県が17.1%、全国平均が14.7%、

類似県が14.5%で、いずれも本県が上回っている状況でございます。

○比嘉京子委員 順位等はわかりますか。

○金城弘昌福祉保健企画課長 民生費の割合でいきますと4位となっています。

○比嘉京子委員 民生費の内訳ですが、児童福祉費、生活保護費においてはどうですか。

○金城弘昌福祉保健企画課長 民生費に占める児童福祉費の割合ですが、本県は28.6%、全国が19.1%、類似県が19.1%。それと生活保護費でございますが、本県が7.9%、全国平均が3.6%、類似県平均が4.3%で、いずれも上回っております。ちなみに児童福祉費のほうが全国1位でございます。それと、生活保護費が全国5位となっております。

○比嘉京子委員 今の状況を打開するために何か県として考えていることはありますか。

○金城弘昌福祉保健企画課長 歳出予算につきましては、例えば、民生費ですと社会福祉費、老人福祉費等、社会生活を保障するのに必要な経費ということで計上しております。同じく児童福祉費についてもそうでございますので、必要な経費をきちんと見積もって予算を積算して、事業を執行しているという状況でございます。

必要な経費を今後ともしっかりとやっていきたいということと、あわせて総務部とか関係部署ともしっかりと連携をとりながら、事業の執行は努めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 では、次に健康推進でお聞きしたいのですが、健康おきなわ21の推進事業の評価と課題について伺います。

○糸数公健康増進課長 平成24年度主要施策の成果に関する報告書に健康おきなわ21の推進事業ということで、関連する事業の県民健康づくり推進事業費、健康増進計画推進事業費に基づいて健康おきなわ21を推進してまいりました。内容につきましては、先ほども少し御紹介させていただきましたが、健康増進普及月間、禁煙週間、糖尿病予防週間など、その時期時期に応じたテーマに沿った啓発、パネル展示などを開催しました。それから、チャーガンジャーおきなわ応援団の紹介や利活用、地域職域連携推進協議会の開催など、県民の健康づくり運動を浸透させるという活動を中心に実施し、また、市町村の健康増進計画の策定支援にも取り組んでまいりました。

その評価についてですが、先ほども御紹介いたしました男性の喫煙率が徐々に低下してきていると

か、同様に禁煙施設の認定制度が平成24年度は938ということで、当初より4倍以上ふえている。健康増進計画を策定した市町村の数につきましても、平成22年度が29、それが平成24年度は31と一定の評価できるところは示されております。

逆に課題につきましては、健康おきなわ21そのものの周知がなかなか進んでいない。認知率が10%程度というデータとか、あるいは死亡についても、20歳から64歳の働き盛りの年齢調整死亡率につきましては、全国との差が、男性においては拡大する、女性は少しは改善したというところが課題として上がっております。その原因となるものは幾つありますが、肥満者の割合が全国と比べて各年代で高い、アルコールによる肝疾患の死亡率が全国の2倍になるというさまざまな課題が顕在化しているところでございます。

○比嘉京子委員 予算の執行率についてはどう考えておられますか。

○糸数公健康増進課長 先ほど申し上げました健康おきなわ21の推進に関する2つの事業の執行率につきましては73%程度となっております。その不用になった主な要因ですが、さまざまな委員会などを催したときに、都合で来られなかった方々への旅費、あるいは報償費等が執行できなかったということ等が少し積み重なった形になっております。

○比嘉京子委員 平成24年度の決算なので、これ以上言いませんが、こんなものではないということはもう皆さん御承知だと思いますので、ぜひ新たな年度の予算については、しっかりと大幅な増額と人員増をぜひ要望したいと思います。

次に、保育行政について伺います。多くの質疑がありました。まず、保育士を確保するためにはどのような条件整備が必要だと皆さんお考えでしょうか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 保育士の確保のために必要なことといたしますと、保育士の確保に寄与していくための一定水準の給与の確保がまず求められると考えております。

○比嘉京子委員 給与はどのようにして確保していかれますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 現行制度におきましては、保育所の運営費の中に人件費が含まれておりますので、そこで措置されるものと理解しております。

○比嘉京子委員 この運営費というのはどういう根拠でつくられていますか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 運営費の負担根拠といいますのは児童福祉法で定まっております。具体的な運用、単価の設定等につきましては、国の通知に基づいて設定されております。

○比嘉京子委員 今回の国の保育単価で処遇は可能だと考えておられるのですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 国におきましても保育士の処遇向上は重要だということで、今年度安心こども基金に保育士等処遇改善臨時特例事業を措置しております。これは10分の10国負担で設定されている事業でございます。今後、その事業の実施によって保育士の処遇向上を図ってまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 1年限りの月額六、七千円ぐらいの給与アップで処遇改善が図られるというお考えですか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 この事業につきましては、国から次年度の継続等に関して特に連絡等お話しはございませんが、しかしながら、一度給与に反映されるものでございますので、県としましては、次年度以降もこの特例措置を継続していただくよう国に対して要望してまいりたいと考えております。

○比嘉京子委員 このことがあって、この1年間で保育士はふえましたか。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 この処遇改善事業は今年度初めてということで、市町村も補正予算を組みまして財政措置をしております。したがって、今後は支払いの手続に移ってまいります。まだ各保育所には支給されておらず、これからということでございまして、その効果は今後見えてくるということになります。

○比嘉京子委員 福祉保健部長にお聞きします。福祉保健部長、これは全く根本的な解決にはなりませんよね。その理解はおありですか。

○崎山八郎福祉保健部長 保育士の処遇改善ということで、こういった事業が実施されているということですので、この効果を今後見ていくということですので、これから効果は出るのかどうかを判定することになります。

○比嘉京子委員 ことし6億6000万円でしたか、それを組んだことだけで処遇が改善されるかということ、私は全く根本解決ではないと思うのです。というのは、これから沖縄県は待機児童解消のために多くの保育園を認可化していこうと考えているわけですから、今、例えば資格がある人は半分でいいとい

う認可外保育施設に比べて、全員が資格者にならないといけないわけですね。それだけ人をたくさん必要としている。だが、今現在でさえも確保されていない。保育士が免許を持っているにもかかわらず、その場所にいないという実態があるわけでしょう。それは理解されていますね。

○崎山八郎福祉保健部長 保育士の確保については、この処遇改善も確保に寄与することだろうと思いますし、あと、県としていろいろな保育士確保のための事業も行っております。市町村に合同説明会をしたり、あるいはまた補正で潜在保育士の確保のための事業なども新たに実施しているということですので、保育士の確保につきましては、もう総合的に確保を進めていくことになると思います。

○比嘉京子委員 とんでもない理解だと思います。というのは、保育単価を決めているのは20歳から25歳の人を対象にした金額ではないですか。それに10年も勤めないという前提で国は保育単価をつくっているわけです。その保育単価を運営費として回して、保育園では運営費の75%、80%が人件費ではないですか。今、保育士は30年勤務しても400万円ないのですよ。そういうのが実態です。それに対して年間で1カ月に5000円、6000円上げたから保育士が集まると思いますか。なぜ来ないのですか。もう何の対策にもなっていない。だからこそ、私は国の保育単価に切り込んでほしい。これは本会議でも言いました。これは一つに、皆さんの国に訴える作文が必要だと私は思います。沖縄県の児童福祉法のおくれを根拠として、国にしっかりと沖縄振興一括交付金で運営費の補填を図るべき。これができなければ、なぜ沖縄県が保育単価が最下位でないといけないのか、それを訴えるべきではないですか。今みたいな小手先のことで人が本当に来ると思いますか。ぜひ検討してください。

○呉屋宏委員長 嶺井光委員。

○嶺井光委員 もう少しおつき合いをお願いします。一般質問でも取り上げましたが、健康長寿復活の問題を少し議論してみたいと思っております。

一般質問では、安心安全な食材選びとして、有機農産物に対する消費者の理解を推進すべきではないかという質問を私は投げました。答弁は農林水産部長から出てきました。質問どりでお話ししましたが、健康長寿復活の取り組みについてというところで、有機農産物を消費者が選ぶという方向にいかないといけないのではないかという思いであえて取り上げたのです。健康長寿沖縄というイメージが少し

遠のいていく、今大変危機的な状況。これに県が腰を上げて取り組んでいくのは大変いいことだと思っております。

なぜこの1点を取り上げたかといいますと、農産物は市場に出て、スーパーでキュウリだとかきれいに真っすぐになったもの、こういうものを目で見て、きれいなものを求めるという消費者の志向があるわけです。そのために農家さんは有機農業でできればいいのですが、農薬を使ったりということもある。そうすると、残留農薬の問題が一時指摘された時期もありました。つまり、健康を害する方向に行ってはいけないのではないのか。こういう思いで設問を投げて、皆さんからの答弁を期待したのですが、農林水産部から出ておりました。

農林水産部としても有機農業を推進する。これもいいことです。消費者の理解をということは、私はある意味で消費者教育といってもいいのではないかと思うのです。健康をつくるのは、食べ物あるいは運動の2つだと思っております。一番の原点、食事が安心安全なものでないと健康はつくれないという考え方からすると、食物は安全なものという流れをどうつくっていくかということにも、皆さんも思いをめぐらせてやるべきだと思っております。

この健康長寿復活に向けては、福祉保健部に限らず全庁的に取り組むということでもありますから、今言う食材の問題というのは、そのためのわずかに一つにしかすぎないと思うのですが、県民の意識を変えるというのも提言しました。その意識改革の一つが食物をどう選ぶかということだと思っております。そういう意味で、福祉保健部として消費者に対する健康への食材を見る目という面で、何か考え方があればお聞かせをください。

**○系数公健康増進課長** これまで枠組みとしまして、沖縄県では第2次食育基本計画というものを農林水産部、環境生活部、教育庁と連携して策定しておりまして、その中で安全安心な農産物の提供については農林水産部で、安全安心の農産物の消費者への理解、消費者への交流、それからイベントにつきましては農林水産部が所管して今まで行ってきたということで、前回の答弁は農林水産部になったかと理解をしております。

福祉保健部としましても、長寿復活のためにその推進本部を立ち上げさせていただいております。その中で、基本的な柱にバランスのよい食生活ということがありまして、県の課題であります野菜の消費量がほかの県よりも少ないという状況がありますの

で、今後はその推進本部の中で農林水産部とさらに連携をして、私たちとしては、野菜の摂取量がふえるのであれば、その効能について農林水産部と連携して消費者の理解を進めるような取り組みも可能になると思っておりますので、そのような取り組みを検討していきたいと思っております。また今後、県民会議というのを立ち上げ—各種団体やいろいろな事業所も含めたものが立ち上がる予定ですので、その中でも意識改革という意味で、野菜摂取を促進するというところでアピールできるかと考えているところです。

**○嶺井光委員** 消費者が安心安全な食材を求めていくという方向になれば、今、外国からの農産物とかとの競争にさらされている県内の農家にとっても、もっと生産性を向上させていくことにもつながっていきますから、ぜひそういうところも皆さん意識を持って取り組んでほしいということをもとに要望しておきます。

次にいきます。保育所の整備事業のことで少し伺いたいのですが、平成24年度主要施策の成果に関する報告書の59ページの安心こども基金事業があります。昭和50年代に建てた市町村営の保育所、もうかなり老朽化が進んでおまして、建てかえの時期に来ている。こういう保育所で最近、民営化の流れがありますね。そうすると、民営化で受ける側として、古くなった施設を建てかえて引き受けるという流れになると思います。そうしたときに、保育所整備事業そのものが制度としてあるとは聞いておりますが、私が担当に聞きましたら、単年度単年度で来年あるか、再来年あるかは言い切れないという話をしているのです。そうすると、市町村営であろうが、法人、あるいは民営へ移行する施設であろうが、年次ごとに整備していくという見通しを市町村が立てられるのかという心配があるわけです。そこら辺について、もう少し事業をする側の立場に立って、安心してもらえるような皆さんの答弁というか、考え方が示されればいいのですが、いかがでしょうか。

**○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長** 安心こども基金の保育所整備事業につきましては、委員から今御指摘のありましたとおり、単年度で期限が設定されて、毎年延長が繰り返されているという状況がございますが、国におきましては、待機児童解消加速化プランというものを5カ年の計画で今年度から実施しております。また、新制度におきましては、保育所の緊急整備の必要な事業については施設給付とは別途の措置をしていくという国の説明もございましたので、仮に安心こども基金事業の保育所整備

事業がなくなった場合でも、後継の新たな仕組みはできるのではないかと考えております。

○嶺井光委員 それで少しは安心の方向にいくと思います。ちなみに、この安心こども基金は、基金としてはまだ残高はあるわけですよ。もしよろしければ幾らあるのかというのを示せたらお願いします。

○仲村到青少年・児童家庭課保育対策室長 平成25年5月31日現在で72億円余り残高はございます。

○嶺井光委員 県下で無認可から認可へというものの、あるいは認可保育園であっても、あるいは市町村営であっても、建てかえ時期に来ているもの等もありますから、事業が推進されるような支援策をしっかりと持っていていただきたいと思っております。

あと1点、福祉保健部長にずっと前から指摘をしてきたことがどのぐらい変わったか、進んでいるのか伺いたいのですが、母子家庭の子供の医療費助成の現物給付の問題がありましたね。もう随分前から議論しても、国の国保財政へのペナルティーの問題でほとんど進展がなかったのですが、現時点ではどのような状況になっているのか、あるいはどういう取り組みをしてきたのかというのをお願いします。見通しがわかれば、それも含めてお願いします。

○大城博青少年・児童家庭課長 母子及び父子家庭に対する医療費助成における給付方法につきましては、現在、県内全市町村において償還払いを採用しております。給付方法の見直しにつきましては、利用者の利便性の向上につながるものと認識しておりますが、事業費の増加や現物給付とした場合、国保の国庫支出金が減額されるおそれがあるなど、市町村国保財政への影響があることから、事業実施主体である市町村の意向を踏まえながら検討する必要がありますものと考えております。

市町村の意向確認等の取り組みですが、昨年9月に市町村に対しアンケート調査を実施したところ、41市町村中40市町村から回答を得ておりまして、その中で、償還払いの存続を希望する市町村が25市町村で、62.5%を占めているという状況でございます。

○嶺井光委員 この問題はもう随分前から議論してきたのですが、今の状況からなかなか進んでいないというのが実態です。償還払いだから手元からは出ないのではないかということになるわけですが、母子家庭にとって大変生活の厳しい面があって、こういう手続にもなかなか時間がとれない。そういう面もあるようで、できるものならば、本当に自動的にできるような方法をもっともっと進めていただきたい

と思っております。今後も頑張っていたきたいと思っております。

最後に、先ほど比嘉京子委員からもあったのですが、保育士の処遇改善。私も介護職、それと保育士の処遇改善の問題も通告してありますが、これは聞いて、大体範囲は知っております。あとは、本当に労働条件という立場で処遇が改善されることによって、子育て支援につながっていく、あるいは高齢者の介護の充実につながっていきますから、ぜひ今後とも引き続き頑張っていていただくように、これを要望して終わります。

○呉屋宏委員長 以上で、福祉保健部長及び病院事業局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、明 10月17日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後5時20分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏



平成25年10月16日

平成25年第6回  
沖縄県議会(定例会)  
閉会中継続審査

# 土木環境委員会記録

( 第 1 号 )





平成25年第6回  
沖縄県議会（定例会）  
閉会中継続審査

# 土木環境委員会記録（第1号）

## 開会の日時、場所

平成25年10月16日（水曜日）  
午前10時2分開会  
第3委員会室

## 出席委員

委員長 中川京貴君  
副委員長 仲宗根悟君  
委員 具志堅透君 浦崎唯昭君  
新里米吉君 新垣清涼君  
奥平一夫君 金城勉君  
嘉陽宗儀君 新垣安弘君

## 欠席委員

桑江朝千夫君

## 説明のため出席した者の職、氏名

環境生活部長 當間秀史君  
環境政策課長 古謝隆君  
環境保全課長 城間博正君  
環境整備課長 比嘉榮三郎君  
自然保護課長 富永千尋君  
県民生活課長 渡真利雅男君  
生活衛生課長 大野明美さん  
平和・男女共同参画課長 山城貴子さん  
企業局長 平良敏昭君  
総務企画課長 上間丈文君  
総務企画課財務監 小波津盛一君  
配水管管理課長 仲村豊君  
建設計画課長 稲嶺信男君  
水質管理事務所長 新城清春君

## 本日の委員会に付した事件

- 平成25年第6回議会 乙第13号議案 平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 平成25年第6回議会 乙第14号議案 平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 平成25年 平成24年度沖縄県一般会計決算

第6回議会の認定について（環境生活部所管分）

4 平成25年第6回議会認定第22号 平成24年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

5 平成25年第6回議会認定第23号 平成24年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について



○中川京貴委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事件、本委員会の所管事務に係る決算事項の調査についてに係る乙第13号議案及び乙第14号議案の議決議案2件、平成25年第6回議会認定第1号、同認定第22号及び同認定第23号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、環境生活部長及び企業局長の出席を求めています。

まず初めに、環境生活部長から環境生活部関係決算の概要について説明を求めます。

當間秀史環境生活部長。

○當間秀史環境生活部長 それでは、環境生活部の平成24年度一般会計決算及び公債管理特別会計の概要について、お手元にお配りしております歳入歳出決算説明資料に基づきまして御説明いたします。

まず初めに、環境生活部の歳入決算状況について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

環境生活部所管の歳入でございますが、一般会計と公債管理特別会計を合わせた合計額は、予算現額の計（A）欄が25億4886万円で、調定額（B）欄が17億9033万738円、うち収入済額（C）欄は同額の17億9033万738円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっております。

次に、歳出決算状況について御説明いたします。

2ページをお開きください。

一般会計と公債管理特別会計を合わせた合計額は、予算現額の計（A）欄が54億4204万65円に対しまして、支出済額（B）欄は49億1985万9644円で、

翌年度への繰越額（C）欄は2億2774万7000円で、不用額（D）欄は2億9443万3421円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は90.4%となっております。

次に、一般会計について御説明いたします。

3ページをお開きください。

一般会計の歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、諸収入の6つの款から成っております。

その合計額は、予算現額の計（A）欄が25億4448万円で、調定額（B）欄、収入済額（C）欄ともに17億8595万738円で収入比率は100%となっております。

6ページをお願いします。

一般会計の歳出は、総務費、民生費、衛生費、商工費及び公債費の5つの款から成っております。

予算現額の計（A）欄は54億3766万65円に對しまして、支出済額（B）欄は、49億1547万9644円で、翌年度への繰越額（C）欄は2億2774万7000円で、不用額（D）欄は2億9443万3421円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合を示す執行率は90.4%となっております。

繰越額2億2774万7000円のうち、主なものとしたしましては、沖縄振興一括交付金を活用した男女共同参画施設整備事業1億7055万2000円でございます。

また、不用額2億9443万3421円については、（目）でその主なものを御説明いたします。

上から数字の5行目になります。（款）総務費（項）総務管理費（目）諸費の不用額2730万7537円は、主に男女共同参画センターにいるを4月から11月まで県直営で運営したことによる指定管理料委託料の執行残によるものであります。

下から2行目になります。（款）民生費（項）災害救助費（目）災害救助費の不用額3204万8306円は、東日本大震災の被災者向け借り上げ住宅の家賃が見込みより少なかったこと及び県内で災害救助法が適用される災害が発生しなかったことによるものであります。

7ページをお願いします。

上から7行目になります。（款）衛生費（項）環境衛生費（目）環境衛生指導費の不用額9600万5112円は、主に環境保全対策基金事業に係る海岸漂着ゴミ回収等の委託料執行残及び水道広域化推進事業の

委託料入札残によるものであります。

一番下の行になります。（項）環境保全費（目）自然保護費の不用額4292万669円は、主にマングース対策事業の工事請負費及びサンゴ礁保全再生事業の委託料、補助金の執行残によるものであります。

次に、公債管理特別会計の歳入歳出決算の状況につきまして御説明いたします。

9ページをお願いします。

公債管理特別会計は一般会計で発行した県債の償還について、借換債を含め総合的に管理する会計です。

当該特別会計に係る環境生活部所管の歳入は（款）繰入金から成っております。

その合計額は、予算現額438万円、調定額、収入済額も同じく438万円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっております。

10ページをお願いします。

当該特別会計に係る環境生活部所管の歳出は（款）公債費から成っており、その合計額は、予算現額、支出済額ともに438万円であり、その執行率は100%となっております。

その内容は、災害援護資金貸付金元金の国への償還金であります。

以上をもちまして、平成24年度の環境生活部一般会計及び公債管理特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

**○中川京貴委員長** 環境生活部長の説明は終わりました。

次に、企業局長から乙第13号議案及び乙第14号議案の議決議案2件、平成25年第6回議会認定第22号及び同認定第23号の決算2件について説明を求めます。

平良敏昭企業局長。

**○平良敏昭企業局長** それでは、平成24年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分につきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第22号平成24年度沖縄県水道事業会計決算について、お手元にお配りしております決算書に基づいて御説明いたします。A4の冊子でございます。よろしいでしょうか。

水道事業の概況について、お手元の決算書の11ページをお開きください。

（1）総括事項についてであります。平成24年度の水道事業では、那覇市ほか20市町村及び1企業

団に水道用水を供給いたしました。

アの営業収支等としましては、送水量1億5191万3000立方メートル、有収水量1億4978万8959立方メートルで、料金収入は153億1442万3171円となっております。

イの建設工事等につきましては、新石川浄水場高度浄水処理施設建設工事、北谷浄水場施設整備工事等を実施いたしました。

それでは、水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

1ページにお戻りください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額合計162億850万4000円に対しまして、決算額は164億853万8177円で、予算額に比べ2億3万4177円の増収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の増によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額合計170億6789万4704円に対しまして、決算額は154億9912万6933円で、翌年度繰越額が1億6755万3455円、不用額が14億121万4316円となっております。

繰り越しが生じた主な要因は、計画変更等によるものであります。

また、不用額の主な内容は、第1項の営業費用における動力費や第3項の特別損失の減少によるものであります。

2ページをお願いいたします。

(2)資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計152億5369万8000円に対しまして、決算額は146億2808万8631円で、予算額に比べて6億2560万9369円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良費の繰り越しに伴い、第1項の補助金における国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計185億9208万9096円に対しまして、決算額は176億8190万3960円で、翌年度への繰越額が7億1363万1640円、不用額が1億9655万3496円となっております。

繰り越しが生じた主な要因は、計画変更等によるものであります。

また、不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

営業収支につきましては、1の営業収益合計153億1629万6371円に対しまして、2の営業費用合計は124億6550万6850円で、差し引き、営業利益が28億5078万9521円となっております。

また、営業外収支につきましては、3の営業外収益合計2億6261万8662円に対しまして、4ページ上の4の営業外費用合計は19億2258万5943円で、これは右上のほうになりますが、差し引き16億5996万7281円の営業外損失となっております。

この営業外損失と3ページの先ほどの営業利益とを合わせた経常利益は11億9082万2240円となっております。

さらに、5の特別利益合計6349万8704円に対しまして、6の特別損失合計は4億8126万9842円で、差し引き4億1777万1138円の損失となっております。

これを経常利益と合わせますと、当年度の純利益は7億7305万1102円となっております。

この当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金の9億9837万5180円を合わせた当年度未処分利益剰余金が17億7142万6282円となっております。

当年度純利益は前年度に比べて増加しており、その主な要因は、営業費用において固定資産除却費、動力費等の費用が減少したことによるものであります。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高6465億5117万1202円に対し、当年度変動額が63億412万3025円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は6528億5529万4227円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金は、当年度末残高17億7142万6282円全額を今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることとしております。

このことから認定議案とは別に、乙第13号議案平成24年度沖繩県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案しているところであります。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部について申し上げますと、1の固

定資産は、(1)有形固定資産と(2)無形固定資産、次のページの(3)投資の合計で、これは8ページ右端の上のほうにございますが、6430億6957万6941円となっております。

これに、2の流動資産合計の202億1713万2728円を合わせますと、資産合計は6632億8670万9669円となっております。

次に、負債の部について御説明申し上げます。

3の固定負債は、(1)引当金の合計で41億4902万784円となっており、これに4の流動負債合計の62億8239万4658円を合わせますと、負債合計は104億3141万5442円となっております。

9ページをお開きください。

資本の部について御説明申し上げます。

まず、5の資本金は、(1)自己資本金及び(2)借入資本金の合計で917億568万1653円となっております。

次に、6の剰余金は、(1)資本剰余金及び(2)利益剰余金の合計で、これは右端の下から3行目でございますが、5611億4961万2574円となっております。

資本金合計と剰余金合計を加えますと、資本合計は、下から2行目になりますが、6528億5529万4227円となっております。

なお、11ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

これで、認定第22号平成24年度沖縄県水道事業会計決算の概要説明を終わります。

引き続きまして、認定第23号平成24年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

53ページをお開きください。

工業用水道事業の概況について御説明申し上げます。

(1)総括事項についてであります。平成24年度の工業用水道事業では、沖縄電力株式会社石川火力発電所ほか92事業所に対しまして工業用水を供給しております。

アの営業収支等としましては、基本使用水量681万9024立方メートル、供給水量598万3434立方メートルで、料金収入は2億6746万7340円となっております。

それでは、工業用水道事業の決算状況について御説明申し上げます。

43ページにお戻りください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は、予算額合計3億2800万4000円に対しまして、決算額は3億3949万3124円で、予算額に比べ1148万9124円の増収となっております。

その主な要因は、第1項の営業収益における給水収益の増等によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は、予算額合計3億4258万8000円に対しまして、決算額は3億1123万8070円で、不用額が3134万9930円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の営業費用におけるダム維持管理負担金等の減少によるものであります。

44ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

まず、収入の第1款資本的収入は、予算額合計3242万8000円に対しまして、決算額は3242万6355円で、予算額に比べて1645円の減収となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計1億4053万3000円に対しまして、決算額は1億2791万9720円となっております。

翌年度への繰越額は598万5000円、不用額は662万8280円であります。

繰り越しが生じた主な要因は、計画変更等によるものであります。

また、不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における調査設計業務の見直しによる減等でございます。

次に、45ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

営業収支につきましては、1の営業収益合計2億6746万7340円に対しまして、2の営業費用合計は2億7423万284円で、差し引き、営業損失が676万2944円となっております。

また、営業外収支につきましては、3の営業外収益合計5854万929円に対しまして、これは46ページになりますが、4の営業外費用合計が2242万8005円で、右端の上のほうになりますが、差し引き3611万2924円の営業外利益となっております。

この営業外利益と45ページの先ほどの営業損失とを合わせた経常利益は2934万9980円となっております。

さらに、5の特別利益合計11万2836円に対し、6

の特別損失合計は41万9524円で、差し引き30万6688円の損失となっております。

これらを経常利益と合わせますと、当年度の純利益は2904万3292円となります。

この当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金1440万1037円を合わせた当年度未処分利益剰余金が4344万4329円となります。

当年度純利益は前年度に比べ増加しており、その主な要因は営業費用において負担金、修繕費等の費用が減少したことによるものであります。

次に、47ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高175億6101万1941円に対し、当年度変動額が1963万615円減少したことにより、資本合計の当年度末残高は175億4138万1326円となります。

次に、48ページをお開きください。

剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金につきましては、当年度末残高4344万4329円全額を今後の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることとしております。

このことから水道事業と同様に、乙第14号議案平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案しているところであります。

次に、49ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部について申し上げますと、1の固定資産は、（1）有形固定資産と（2）無形固定資産、それから次のページの（3）投資の合計で、これは50ページの右端の上のほうにございますが、169億6326万4312円となっております。

これに、2の流動資産合計7億5413万9206円を合わせますと、資産合計は177億1740万3518円となっております。

次に、負債の部について御説明申し上げます。

3の固定負債は、引当金の合計で1億5763万1025円となっており、これに4の流動負債合計の1839万1167円を合わせますと、負債合計は1億7602万2192円となっております。

51ページをお開きください。

資本の部について御説明申し上げます。

まず、5の資本金は、（1）自己資本金及び（2）借入資本金の合計で9億2512万9247円となっております。

次に、6の剰余金は、（1）資本剰余金及び（2）利益剰余金の合計で、右端下から3行目でございますが、166億1625万2079円となっております。

資本金合計に剰余金合計を加えますと、資本合計は、これは下から2行目でございますが、175億4138万1326円となっております。

なお、53ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

これで、認定第23号平成24年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要を終わります。

決算の概要説明に続きまして、当該決算と関連した議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

別冊の議案書（その2）の38ページをお開きください。これは別冊の議案書でございます。

乙第13号議案平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とすることから、議案を提出しております。

内容につきましては、平成24年度水道事業会計の未処分利益剰余金17億7142万6282円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

これで、乙第13号議案平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分の概要説明を終わります。

引き続きまして、乙第14号平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

39ページをお開きください。

本議案は、決算における未処分利益剰余金の処分を行うために、水道事業事業会計と同様に議会の議決を必要とすることから、議案を提出しているところであります。

内容につきましては、平成24年度工業用水道事業会計の未処分利益剰余金4344万4329円の処分について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであります。

これで、乙第14号議案平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分の概要説明を終わります。

以上で、決算及び関連する議決議案の概要について御説明を申し上げました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○中川京貴委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項常任委員会に対する調査依頼について、平成25年9月11日議会運営委員会決定に従って行うことにいたします。なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会の運営に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する決算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 まず、環境生活部から行きたいと思ひます。

今回の決算を見ますと、全体的なことではあるのですが、執行率の低さが目につきます。決算概要を見ますと90.4%と、そんなに低くはないと思ひているのですが、対前年と比較をして少し説明をお願いしたいと思います。

○當間秀史環境生活部長 平成24年度の環境生活部の執行率は90.4%となっておりますが、前年度は93.4%となっております。ただ、平成24年度の環境生活部の予算の状況を見ますと、予算現額から保留額というものがございます。それから、次年度に執行可能な基金事業費、それから繰越額を除いた実質的な執行率というものは94.9%となりまして、これは前年度と同じ考え方からしますと95.5%となるということになります。

○具志堅透委員 執行率に対しては問題がないような気がいたしますが、今説明のあった保留額というものを少し教えていただけませんか。どういう内容、趣旨のものですか。

○當間秀史環境生活部長 予算現額のそれぞれの目に応じて、予算に対して5%のシーリングをかけて、その95%の範囲内で予算を執行するようになっていく。その5%は節減額という考え方で今予算執行している状況であります。

○具志堅透委員 わかりました。

次に、平成24年度主要施策の成果に関する報告書の中から、35ページ、赤土等流出防止対策事業について伺います。目的、事業の内容などいろいろわかるのですが、その事業の効果の中で赤土流出を抑制したと、そしてまた、離島を含む県内28海域の堆積状況を把握したとあります。その事業効果について具体的な説明をお願いしたいと思います。

○城間博正環境保全課長 沖縄県赤土等流出防止条例に基づきまして、届け出等の審査、それから監視、現場の指導等を実施しております。それから、交流集会及び講習会等の赤土等流出防止対策の普及啓発等を行っておりまして、平成23年度における開発現場からの赤土等年間流出量は条例施行前の約15%まで減少しているということで、条例の効果があらわれていると考えております。それから、赤土等流出防止海域モニタリング事業につきましては、県内の28海域の堆積状況等の調査を行っておりまして、その調査結果から、明らかに人為的な影響により赤土等の流出があると判別されますSPSSランク6以上の海域は全体の50%であったということを確認しております。

○具志堅透委員 その事業の実施に伴って15%の流出防止ができたということですが、どうも私のふだんの感覚から言いますと、今でも雨が降ると赤土が流出している状況で、果たして本当に効果が出ているのか疑問に思っているところなのです。15%という数字が出ているのでそれはそれでいいのですが、条例に基づく審査、監視云々というものは通常業務であるような気がして、防止に対する事業というのですか、今回、この事業を入れて28海域の中で堆積状況が把握できた。そして、人為的なものによる流出であるということからすると、それを抑えるために次の展開があつてしかなるべきだと思うのです。その辺の事業の今後の展開というか、抑止の部分は考えておりますか。

○城間博正環境保全課長 県では、ことしの9月に沖縄県赤土等流出防止対策基本計画—基本計画を策定いたしまして、先ほど15%と申しましたのは、開発事業からの削減が大幅に減ったのですが、条例の規制対象として農地が入っていないものですから、

委員が流れているというイメージがあるとおっしゃっていますが、多分農地からの分が大部分で数字的にもそのようになっていくところだと思います。それで、今後、農地の対策が重要ということで基本計画を策定いたしました。この基本計画においては海域に環境保全目標を設定いたしまして、今海域に堆積している赤土をランク6以下に落として、サンゴが生育できるような環境に持っていくということで、その目標を掲げまして、流出削減を—これも数値を決めて目標達成のために陸域からどれぐらい赤土を減らしていくという数値を掲げまして、それを今後達成していくということで考えております。

**○具志堅透委員** よくわかるのです。計画を立てて、把握をして、今後目標数値を求めて、それに向けて進んでいくということはわかるのですが、その事業実施計画みたいな具体的なものはまだできていないのですか。例えば流出防止のために、今農地からということであれば、農家の皆さんとこういうことをやったり、過去でしたらグリーンベルトだとか、いろいろな方法があったと思うのですが、あるいはため池というのですか、沈砂池みたいなものがあったりしたと思うのですが、そういった具体的な事業というものは今考えられていないのですか。

**○城間博正環境保全課長** 基本計画を策定したところなのですが、基本計画においては重点監視海域を定めまして、この重点監視海域から順に目標をクリアしていくと考えております。その目標をクリアしていくためには陸域からの赤土の削減が重要であるということで、陸域からの削減については、今後アクションプラン—行動計画を策定して、農地がメインですので農林水産部のほうが対策の主になっていくとは思いますが、こちら環境サイドと連携しながら、今後、農地からどのように減らしていくのかというアクションプランを策定していきたいと考えています。

**○具志堅透委員** 農林水産部とまたがっておりますので、しっかりと連携を図っていただきたい。アクションプランをつくるということですが、これは何月ごろとか、何年度とか言えますか。

**○城間博正環境保全課長** 今年度中にはぜひつくりたいと考えています。

**○具志堅透委員** 頑張ってください。

次に、企業会計について、未処分剰余金が今回議案として上がっておりますが、企業債の償還に充てるということであるのですが、その企業債の償還の率の高い部分、たしか古い順から借りがえができた

と思うのですね。条件もいろいろあったと思うのですが、そういった借りがえ等に関しては、当然のごとく、できるものは全て行っておりますよね。

**○小波津盛一総務企画課財務監** 総務省の特例で、平成19年度に企業局が条件に該当する部分で、7%以上の利率の部分について、約21億円を補償金免除の繰り上げ償還ということで、今年度の利子がなくなるという形でやっております。今まででもそういった条件等を確認しながら、できる分についてはやってきたという状況でございます。

**○具志堅透委員** 例えば利率が高い—過去に借りた昭和の時代、過去の利率が8.7%とか7.7%とかあるのですが、利率が高いから借りがえオーケーということではなく、今の利率に合わせて、国のほうから利率を下げるための借りがえということができたのではないですか。そういった制度はないですか、あるはずですか。

**○小波津盛一総務企画課財務監** 現在はないと聞いております。

**○具志堅透委員** いつからなくなっているのですか。たしか、私も地方議会に籍を置いて監査委員もした経験があって、本部町でも借りがえをしたりしていたのですよ。それは何年前かではあるのですが、いつからこの辺の制度がなくなったのか。大体でいいのですが。

**○小波津盛一総務企画課財務監** 先ほどの繰り上げ償還の関係で申し上げますと、補償金免除の部分ですが、あれは平成24年度まで延長されまして、それ以降は、今年度の部分については東日本大震災関係の部分については特例としてまだ残っていると聞いております。以前、借りがえ制度等もありましたが、条件等もいろいろあって、そういったクリアもしながらやっている。最近はそういうものはないということで聞いています。

**○具志堅透委員** その利率の高いものをいつまでも残しても、借りがえができるのであれば、その辺のところをしっかりと調査しながら、条件のいい企業債というか、借金に変えていったほうがいいわけですから、ぜひ努めていただきたいと思います。以上で終わります。

**○中川京貴委員長** 仲宗根悟委員。

**○仲宗根悟委員** では、企業局からお願いをしましょうか。

毎年気になるところなのですが、取水—ダムですとか、あるいは地下水、そして河川、海水淡水化施設、その4つの種類から取水をしているわけなので



すが、毎日非常に気になるのが取水河川なのです。20取水河川があると聞いていますけれども、川が年々どういった水質の状況になっているのか—汚れているのか、あるいは市民ボランティアのおかげできれいになっているのかというところを、取水河川についての水質の状況、まずこの辺からお願いをします。

**○新城清春水質管理事務所長** 中部の河川の状況だと思います。特に、比謝川と長田川、天願川についての質疑だと思いますが、河川の汚濁状況の指標を見る場合はBOD—生物化学的酸素要求量が一つの指標になります。中部の河川はB類型ということで、これは水道3級なのですが、環境基準としてBODが3ミリグラム・パー・リットル以下となっております。これについては、例えば、中部の河川は10年ぐらい前ですと、BODが7とか8とかそういう数字でしたが、近年は、特に最近はBODが2程度に低下して、水質の改善が見られるという状況であります。

**○仲宗根悟委員** 今、水質の改善が近年見られているということなのですが、先ほどの赤土の流出の問題も絡めてあるとは思いますが、この改善されてきている要因というのでしょうか、どういったことが功を奏して改善されてきているのか、その辺はいかがですか。

**○新城清春水質管理事務所長** 比謝川については、比謝川の上流が沖縄市の市街地ですから下水道の普及率などもありますでしょうし、あとはまた市民の意識ですね。川をきれいによくしていこうという意識が浸透しているおかげだと考えております。

**○仲宗根悟委員** 今、中部系というのですか、中部の3つの天願川、それから比謝川、長田川と、この3つの取水河川について申し上げているようなのですが、それ以外の河川—これは西系列というのでしょうか、中部系の河川以外はどのような状況なのでしょう。

**○新城清春水質管理事務所長** 中部の3河川に比べまして、北部の河川については、環境基準でいきますとA類型ということで、BODで比較しますと2以下という状況です。中部河川に比べますと大分水質は良好だという状況であります。

**○仲宗根悟委員** よくわかりました。それで、川の付近の啓発活動ですとか、あるいはNPOの活動が功を奏して改善が見られているというお話ではあるのですが、企業局の皆さん—職員でしょうか、あるいは組合の皆さんでもそうなのですが、河川とのか

かわりというのでしょうか、どういった活動、あるいは地域の皆さんと連携した取り組みがされているのでしょうか。

**○仲村豊配水管理課長** 河川の浄化活動につきましては、Y o u・遊・比謝川実行委員会とか、そういった浄化団体などと協力してやったりとか、あと河川清掃とかそういったものも委託業者などと協力しながら対応しております。

**○仲宗根悟委員** 企業局としても、積極的にそういった活動には参加をしながら浄化の意識啓蒙に努めているということで理解してよろしいでしょうか。

**○仲村豊配水管理課長** はい。そのようにやって、今後とも努力していきたいと考えております。

**○仲宗根悟委員** あと二、三お聞きしたいのですが、環境への取り組みということも一つ、浄水時に発生する土の有効利用というものがありますし、あと一つ、生成ペレットというのでしょうか、それも売却をしながらその有効活用を図っているということなのですが、この売却益が決算書の3ページ、損益計算書の中でどの辺に記されているのか、その辺を教えてくださいませんか。

**○仲村豊配水管理課長** 平成24年度沖縄県水道事業会計決算書の3ページの一番最後の段の雑収益というところに入っております。

**○仲宗根悟委員** この雑収益2000万円余りが売却で得られた数字になるのでしょうか。

**○仲村豊配水管理課長** 発生土につきましては、平成24年度で約49万円の売却益が発生しております。

**○仲宗根悟委員** 49万円。それから生成ペレットというものはどのぐらいの売却益があるのでしょうか。

**○仲村豊配水管理課長** 生成ペレットにつきましては約60万円となっております。

**○仲宗根悟委員** 今浄水をする段階で出た土というものが有効に売却をされて、今年度が49万円の売り上げがあったということなのですが、これは出た土については売却先が100%あって49万円の売り上げ、あるいはまだまだ在庫としてあるのか、どういう数字なのでしょう。

**○仲村豊配水管理課長** 一応、浄水場から出ます発生土につきましては全額有償処分しております。

**○仲宗根悟委員** この生成ペレットについても60万円は同じでしょうか。

**○仲村豊配水管理課長** 生成ペレットにつきましても全額有償処分しております。

**○仲宗根悟委員** もう一つ教えていただきたいのですが、この浄水発生土というものは水を引いてきて、そこに土がまざっているものを分解して土は土ということでよく理解できるのですが、この北谷浄水場で作ってくる生成ペレットについて少し説明いただけないですか。

**○仲村豊配水管理課長** 北谷浄水場に嘉手納井戸群という硬度の高い水が導水されております。その井戸の水の硬度を低減化するというので、その際に硬度成分ということでペレットが発生します。その発生したペレットを処分するという格好になります。

**○仲宗根悟委員** わかりました。

済みません、あと1つ、河川の件で聞き逃して、戻ってよろしいでしょうか。まさに沖縄本島内の取水河川20カ所ということで、それぞれの3系列で結構なのですが、割合というのでしょうか、全体に占める割合は13%ということはホームページで確認ができるのですが、その13%取水しているうちで大体どのぐらいが中部ですよ、そして天願ですよ、ここですよというような形でわかりますか。

**○仲村豊配水管理課長** それにつきましては全取水量の41%なのですが、中部河川につきましては約2万トンで、水源全体でいきますと4.5%の比率となっております。

**○仲宗根悟委員** あと1つは、水を真水に変えるような河川。もちろんコストがかかるわけですが、先ほど改善のほうに来ているということで、まだまだ北部ヤンバルから引っ張ってくるコストよりも、中部や河川から引っ張るコストというものはどの程度の差があるのですか。コスト的にはまだ河川からのほうが良いという部分もあるかとは思いますが。

**○仲村豊配水管理課長** 基本的にやはり北部から取水して、浄水場は中部にありますので、その長距離を輸送するに当たりまして、1回ポンプで取水した水は、途中、増圧ポンプ場というものを少なくとも1カ所、多い場合は2カ所を経由します。中部の河川につきましては、1回取水してすぐ浄水場に届くという河川もありますので、数値的には算出しておりませんが、やはりそれだけ動力費とかコストはかかると考えております。

**○仲宗根悟委員** 送水コストは抜きにして、今度はダムから吸い上げた水質を真水に変えるコスト、それから川からとって真水に変えるコストというものはどのような感じなのか、一緒なのか。

**○仲村豊配水管理課長** 基本的に陸水系と呼ばれる水につきましては、ダムの水、河川の水で処理コストというものはそんなに大きな違いはないと考えております。ただ、先ほど申しましたペレットとか硬度低減化、特別な処理をする海水淡水化とか、やはりそういったものにつきましてはかなり大きな開きがあると考えております。

**○仲宗根悟委員** わかりました。今後も安心安全でおいしい、しかも低廉な水の供給に努めていただきたいと思います。

環境生活部のほうにお願いをしたいのですが、先ほどサンゴのお話がありましたけれども、平成24年度主要施策の成果に関する報告書33ページにもサンゴ礁保全再生事業が記載されています。今、沖縄県の離島を含めてサンゴ礁というものはどういう状況にあるのですか。

**○富永千尋自然保護課長** 今御質疑のありました各地のサンゴの状況ということですが、これは県で平成21年から平成23年まで、3年かけて全海域を調査しております。その結果、例えば1つ、被度が25%以上が被度が高い海域と見た場合に、沖縄本島においては被度が高い海域というものは全体の7%、逆に言えば93%は低いということになります。あと、宮古海域においては26%が高い、八重山海域においては45%が高い、大体主要な島々でいうとこういった状況になっております。

**○仲宗根悟委員** 今、被度という単語が出てきましたけれども、よくわからないのですが、全体的に見ると離島のほうはまだいいですよ。ところが、沖縄本島内は、被度が7%。そこで再生事業をどんどん繰り広げていって、被度のパーセントを上げていく事業をしているのだということでこれは理解してよろしいのでしょうか。

**○富永千尋自然保護課長** 今申し上げました被度というものは、例えば、1平米の中にどれだけサンゴが覆われているのかというイメージです。ですから、25%というと1平米の中の25%はサンゴで覆われているという印象を持たれたらいいと思います。ですから、サンゴの薄い海域というものは被度が低いということです。県では、今サンゴ礁保全再生事業ということで、主に恩納海域、具体的には、恩納村の前兼久地先と読谷村の高志保地先の2カ所でサンゴの植えつけを実施しております。それに加えて、そのサンゴ礁保全再生事業を進めるための調査研究を進めております。またあと、各地域のサンゴ礁保全活動を行っている方たちに対する、そういう団体に

対する支援ということで、この三本立てでサンゴ礁の再生に取り組んでおります。

**○仲宗根悟委員** 先ほどの環境生活部長の決算概要の説明の中で、不用額に至った主な理由ということでこちらの委託料も挙げられていたのですが、業者がいなかったのか、あるいはサンゴ礁保全再生事業に関して、予算に対して不用に至った理由というのでしょうか、その辺はいかがでしょうか。

**○富永千尋自然保護課長** 不用額ですが、具体的には1573万6737円の不用を出しております。内訳としては、主に補助金一先ほど3点目に説明しました地域の団体に対するサンゴ礁再生活動に対する支援です。これが、1つは、まず確定検査による交付額が少し減額になったということと、あと交付申請が当初よりも少なかったということによる執行残がございます。あと、委託費の中で見積もり合わせによる入札残というのが一部ございました。

**○仲宗根悟委員** よくわかりました。

それでは、公共関与の最終処分場の進捗についてをお聞きしたいのですが、今回、名護市安和区と合意に至るということで、私たち土木環境委員会もそれぞれ現場も見ました。それと自治会の会長さんのお話も伺いながら来たのですが、改めてその経緯ですとか、どういった形でやっていくということを御説明いただけますか。

**○當間秀史環境生活部長** 産業廃棄物の最終処分場の建設につきましては、やはり地元の理解と協力が最も重要であるということで、我々としても、この事業については数年前から丁寧に事を進めてきたところです。平成23年の11月からことしの3月までにかけて、そういう候補地の地元の方々と、広島県とか、島根県であるとか、高知県等の先進地の視察も行ってまいりました。さらに、平成24年の2月からことしの7月にかけても事業説明会とか、あるいは意見交換会を10回程度行ってきたということを踏まえて、地元の協力も得られる見通しもある程度立ってきたことから、平成25年、ことしの3月に公共関与が事業主体となる第三セクター—これは沖縄県環境整備センター株式会社なのですが、これについて沖縄県の出資、あるいは民間団体からの出資を得て設立したということでもあります。

さらに、ことし、平成25年の4月には、安和区の区民総会において条件付きの同意をいただいたということを受けまして、ことしの9月、地元の安和区、それから名護市、沖縄県環境整備センター株式会社と沖縄県、4者で名護市安和区に最終処分場の建設

を進めるという基本合意書を締結したところであり、今年度は用地を取得、それから生活環境の影響調査、さらに施設の基本設計、実施設計を行いまして、平成26年度から施設の建設に着手するという予定であります。供用開始の予定としては、今のところは平成28年度ということになっております。

**○仲宗根悟委員** これまで交渉を重ねた皆さんの努力だろうと思っはいるのですが、これからまた条件のいろいろ話し合いが始まると思うのです。その場所は本部町との結構境目にあつたと思っはいて、本部町側の集落があつたと思うのですが、その辺との兼ね合いというものはいかがでしょうか。どのようなあんばいですか。

**○比嘉榮三郎環境整備課長** 現在、本部町と名護市の境目に、名護市側に部間集落というところがありまして、部間集落が管理型最終処分場には一番近い集落となっております。その集落についても、部間公害対策委員会というところがありまして、去年の8月にはその同意も得られております。

**○仲宗根悟委員** 平成28年度から開始をしていくということなのですが、それぞれ今回のケースを見ながら、またこれだけでも足りなくなる時期が来るわけですよ。次の展開をどういった形で計画を皆さんお持ちなのか、どういった形を組み立てていかれるのか、その辺のところはいかがでしょうか。

**○當間秀史環境生活部長** 今回の処分場を整備した場合に年間の埋立量が大体7800トン、年間で約1万トンを埋立処分できます。施設の規模からしますと15年間で埋め立てが完了するという状況の中で、まだ今後15年間あるので、その間の中で次の施設については考えていきたいと思ひます。

**○中川京貴委員長** 新里米吉委員。

**○新里米吉委員** 企業局から先に質疑します。

先日、質問どりで話した内容の1番目と3番目が類似の質疑になりますので、まとめてそこは質疑したいと思います。平成24年度沖縄県水道事業会計の水道事業収益の中の特別利益の減、さらには平成24年度工業用水道事業会計の中でも特別利益の減、両方あるのですね。双方あります。それで、どちらも特別利益の減があつて、どうもその主な原因は送水管移設補償金がほとんどなのかと思ひますが、送水管移設補償金が減、あるいは皆減、工業用水の場合は全部なくなつてゐる。減になつた、あるいは皆減になつたその理由は何なのか。それから、送水管移設補償金以外にも特別利益というものがほかにあるのか、そもそも特別利益というものはどういふも

のなのか、そこら辺をまとめて説明してください。

**○上間丈文総務企画課長** まず、水道事業会計も工業用水道事業会計も確かに特別利益の中で移設補償費が減に、あるいは皆減になったということが、対前年度で減少したということです。一応移設費に関しましては、これは国や県などのいろいろな関係機関のほうから、ある要請に基づいて送水管を移設してほしいとか、あるいは区画整理事業等がたまたまあって、その関係で企業局の管を移設してほしいというようなことが突発的に起こるといって、この年度ごとで起こったり起こらなかったりすることが一つの要因になっていることは、そういった皆減になったりしていることの一つの背景になっております。

あと、特別利益というものはそもそもどういふものかといいますと、通常は毎年の水道事業の収入をとって支出をするのが営業的な形で我々はやっています。特別利益はその本来の企業活動以外において一時的に発生するというので、先ほどのような移設費だったり、あるいは特にほかに費用が発生する場合としては、固定資産の台帳等がいろいろ過去の修正をしたりすることによって増になったり減になったりすることによって帳簿の修正があって、こういった特別利益などが発生するケースが多々ございます。今回、先ほどの去年の増減の要因もこうした台帳の整理の一環で、一応増減になった理由になっております。

**○新里米吉委員** 少しわかりにくくなったのだが、台帳の増減というのだけれども、皆さんははっきりと送水管の移設補償金を言っていたわけだから、これが減になったり、全部減になったりが大きな要因だと言っているのだから、台帳だけではなくて、実際は送水管移設補償金が原因なのでしょう。後の説明でついてくるものだから混乱する。台帳の話になってくると少し困るのよね。送水管の移設が原因で全部減になったりしているのだから。

**○上間丈文総務企画課長** 特別利益の減少の主な要因としては、今回、小波津川河川改修事業、そして津嘉山北土地区画整理事業に係る送水管移設補償の皆減で減少したことによるものであります。

**○新里米吉委員** それから、流動負債の増の中で、平成24年度沖縄県水道事業会計決算審査意見書の22ページに建設改良費の未払金計上額が増加したこと等により、未払金が22億円余増加したことによるものであるとしていますが、未払い金22億円余について説明してください。

**○上間丈文総務企画課長** 今回未払い金が増加した理由は、まず地方公営企業会計では一般会計と異なりまして、2カ月の出納整理期間がございません。ですから、建設改良工事などが年度内に工事が完了しても、年度末の3月31日時点では代金の支払いが完了していない場合が未払い金として整理されません。その関係で平成24年度は、平成23年度と比較しまして建設改良中の工事請負費が増額したということがそういった未払い金が増加した理由になっております。

**○新里米吉委員** それから、営業収支比率が97.5%、前年度よりも3.3ポイント増加しているということなのですが、九州の平均、あるいは全国の平均と比較してはどうなのかを説明してください。

**○上間丈文総務企画課長** 営業収支比率に関してですが、平成23年度データでとっております。まず、全国平均が125%、九州平均が119.8%になっています。沖縄県は94.2%で、例えば全国平均では40団体中、沖縄県は35位。そして、九州では7団体中5位という状況になっております。

**○新里米吉委員** 100%を超える収支比率もあるのですか、すごいですね。工業用水道事業会計の中で施設利用率が54.64%。需要の低迷が続いているようですが、これから企業の需要開拓をしていくのだということを述べています。その見通しについて伺いたい。

**○上間丈文総務企画課長** 現在、企業局では、需要開拓の取り組みとして、工業用水の管路沿線のニーズ調査、市町村や企業への訪問、そしてホームページ、パンフレット等によるPR活動、商工労働部との情報交換などを行っております。今後とも、商工労働部を初め関係機関と連携を図って、工業団地や管路沿線の需要開拓を図っていきたいと考えています。

**○中川京貴委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、新里委員から企業の需要の見通しを述べるようにとの質問の趣旨説明がなされた。)

**○中川京貴委員長** 再開いたします。

平良敏昭企業局長。

**○平良敏昭企業局長** 工業用水については、委員御指摘のとおり、なかなか今厳しい現状にあります。日量3万トンが工業用水の今の供給能力と一応定めているわけですが、現実には契約水量で1万9000トン前後ぐらいです。ですから、あと約1万トンを開拓していかなければなりません。一方で、県内の企

業の状況を言いますと、1社当たりの使用水量というものが非常に小さくて、今93事業者に供給しているわけですが、沖縄電力株式会社とか拓南製鐵株式会社とか、そういう大きいところは使用量が一定規模伸びるのですが、そのほかは非常に小さいために、今後そういう開拓をどうやっていくかということで、いろいろ我々も企業局内部で議論をしております。私も去年まで商工労働部でそういう企業誘致等をやってきたわけですが、実際のところ、やはり水を必要とするような企業は沖縄にはなかなか立地しにくい状況にあるということです。今後、雑用水等も含めて、例えばクリーニング店とかこういうところも一応必要とするケースが最近出てきておりますので、そういう幅も広めて取り組んでいかないと、日量3万トンという見通しは現状ではなかなか厳しいということで、その取り組みを加速していかないと今考えております。

**○新里米吉委員** 石川火力発電所ほか92事業所に供給しているということなのですが、沖縄電力株式会社の全ての事業所に供給しているのですか。

**○平良敏昭企業局長** 全ての事業所ではございません。例えば牧港、ここは工業用水は行っておりません。

**○新里米吉委員** 要するに、皆さんが言う管路沿線に、どこからどこまでなのかわかりませんが、今の話からすると、どうも東側なのかなと思うのですね。牧港が外れている。そうすると、牧港は相当な供給量になるかと思うのだけれども、そこに工業用水を引っ張ったら採算はとれないのですか。

**○平良敏昭企業局長** 今おっしゃったとおり、工業用水は石川、東系列で金武を通して、中城を通して、西原、そこから糸満とその系列になるわけですが、例えば、牧港まで導水管を引っ張るとなると相当の工事を伴うということで、今トン当たり35円という供給単価では、もともと原価を割っている単価ですので非常に厳しい、難しいと思います。

**○新里米吉委員** 次に、環境生活部に質疑します。

1点目は、知事は北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業（仮称）に係る事後調査報告書に対する環境保全措置要求についてということで、沖縄防衛局に提出をして、4項目について環境保全措置及び事後調査の再検討実施を県が求めています。私はこの県の姿勢は評価をしたいと思っているのです。沖縄防衛局の回答及び環境保全措置が実施されるまで工事中止を要求する考えはないのか伺いたいと思います。

**○當間秀史環境生活部長** いわゆる新たな環境アセスメントが出るまでの工事中止につきましては、既にさきの一般質問の新垣清涼議員の質問に答えて、知事公室長が県としての見解を述べております。それについて、環境生活部局が答弁するということが適当ではないと考えております。

**○新里米吉委員** 非常に大事な項目で一例えば、オスプレイの騒音、低周波音並びに排気ガスの風圧及び排気熱による高江集落の生活環境への影響とか、高温排気による火災及び周辺の森林の乾燥化及び乾燥化に伴う動物への影響、これはずっとこの間、オスプレイとの関係では、知事公室やら特に環境生活部に私たちも随分長い間質疑してきた重要な項目なので、このことについては恐らく沖縄防衛局は余り回答したがないかもしれない。ここは皆さんも粘って、県民の生活や沖縄の動植物に与える環境影響というものが一番大きいわけですから、しっかり頑張ってもらいたいという要望をしておきたいと思いません。

それから、環境生活部関係の予算と執行について、改めて伺いたいと思います。

予算額、執行率を伺いたい。そして、その中に占める沖縄振興一括交付金の予算額、執行率を伺いたいと思います。

**○當間秀史環境生活部長** 環境生活部の予算現額は54億3766万円、支出済額は49億1548万円で執行率は90.4%、前年度はこれが93.4%となっております。90.4%ではありますが、予算現額から保留額、あるいは繰越額を除いた実質的な執行率は94.9%、前年度が95.5%と、前年度と大体同じような執行率となっております。沖縄振興一括交付金事業でございますが、これは16事業で予算現額が13億3329万1000円、これに対する支出済額が10億6341万4000円で執行率は79.8%となっております。ただ、この執行率につきましては、男女共同参画施設整備事業、それからマングース対策事業の2事業で繰り越しがあつたということでありまして、これを除いた場合の沖縄振興一括交付金事業の実質的な執行率は93.5%ということになります。

**○新里米吉委員** 沖縄振興一括交付金の執行が非常に懸念をされていたわけです。随分おくれて来たので、果たしてこれをまともに執行できるのか、かなりの繰り越しが出るのではないかという懸念もしてきたのですが、一部を除いてかなり執行したということだと思いますが、沖縄振興一括交付金の79.8%がなければ、ほかの予算は95%を超えるぐらいの額に

なっていたと思うので、沖縄振興一括交付金以外を見れば前年度以上の執行率という感じも今受けました。沖縄振興一括交付金の影響が今年度の残された部分にどう影響するのか少し気になりますが、しっかり頑張ってください。

それから、平成24年度主要施策の成果に関する報告書のところで、先ほど川平湾のことも含めて具志堅委員からかなり詳しく質疑がありましたが、この川平湾の問題については、皆さんも主要施策の成果に関する報告書で今回の成果を述べていますが、成果と次の事業にどう生かしていくのかをお聞きしたいと思います。

**○城間博正環境保全課長** 川平湾の閉鎖性海域の事業については、平成24年度から実施しているところなのですが、平成24年度の調査を踏まえまして、平成25年度は海水の濁りや生物の生育状況、それから川平湾の環境の変化と周辺の開発状況及び気候変動との時系列的な関係を明らかにすることになっています。その結果から、有識者による検討委員会を開催しまして、それに諮りまして対策箇所の絞り込み、それから環境に配慮した対策の検討を行うこととなっています。

**○新里米吉委員** 今の話からすると具体的なものはまだわからないということになりますね。これから話し合いをしていくと。川平湾を見たときに、私は若いころ行ったときに物すごく感動したのだけれども、数年前に見に行ったら、かなり汚染がひどくて透明度がないと。あのすばらしい川平湾の透明度がなくなって非常に残念だなと思ったのですが、一番問題なのは、赤土の流出をどう防ぐかが一つ大きな問題ですね。それから、あのたまった土をどう除去するのか、大きく分ければこの2つなのだろうと思うのですが、そこら辺について今後どうするという計画は考えているのですか。

**○當間秀史環境生活部長** 今おっしゃられたように、川平湾の赤土の問題は対策案が2つに絞られます。1つは、浅場の駆け上がり部分の赤土の除去と、おっしゃるように赤土の流入の部分なのです。ただ、委員御存じのように、この川平湾は日本でも有数な美しい景観を誇っているところでありまして、駆け上がり部分の赤土の除去については慎重にも慎重を期さないと、万が一でも、それが一滴でも工事現場海域から漏れるようなことがあったら大変なことになるので、これについてはやはり有識者委員会の慎重な検討を待って行いたいということが1つ。そしてもう一つは、赤土の流入が一やはり基本的に発生

源対策もしないといけないので、この部分について、いわゆる農林水産部がやっている沖縄県赤土等流出防止対策協議会なり、あるいは今回の基本計画を踏まえた実施計画の中で川平湾について、どのような赤土対策がとれるのかということを経元の市とも相談しながら、今後、平成26年度以降どういう手が打てるのかを検討していきたいというところであります。

**○新里米吉委員** ずっと以前から、私が県議会議員になったころから、沖縄の赤土流出の大きな要因である農地からの流出、土地改良事業をしたら余計流出してくると。土地改良事業は農業にとっては大事なことだが、赤土対策はなされないままに、全国の同一基準でやってきたことがそもそも問題だったと。沖縄的なものがあるべきだったということが後でわかってきたということがありますが、全くまともに手が打てていないような気がするのです。我ながら何回もあれこれ言うけれども、金もかかるから大変なのだけれども、これは農林水産部も含めて、もっと抜本的にやれるようなことをぜひ議論して実施できるようにしてほしいと思います。これは沖縄振興一括交付金も使っていないのではないか。沖縄特有のものなのです。ほかでは余り考えられないような話だから、そこら辺を含めてぜひ検討してほしいと思っているのですが、どうですか。

**○當間秀史環境生活部長** 先ほど環境保全課長から説明がありましたように、本県の赤土等流出防止条例は農地は対象外となっております。現在においては赤土の流出の85%は農地からという状況にあります。そういった意味では、先ほどお話しした基本計画に引き続くアクションプログラムの中で農林水産部と連携をとって具体的な施策を詰めていきたいと思っています。

**○新里米吉委員** 最後に、EVバスを那覇市内の路線で実証運用を行ったということが平成24年度主要施策の成果に関する報告書の中で出ていますが、実用化の見通し、それから課題について伺います。

**○古謝隆環境政策課長** EVバスは地球温暖化対策と県内産業の育成という視点でもって、平成23年度に中古のディーゼルバスを改造する形で1台製作しております。また、平成24年度末に1台製作してまして、平成24年度はこのうち1台で那覇市内の路線で実証運用をしています。コースとしては、南部医療センター・こども医療センターの隣的那覇バス株式会社の新川営業所から、金城ダムを回って国際通り、開南を通って戻ってくるというコースで実証

運用をしております。課題としましては、大容量のバッテリーを搭載しておりますが、平地の走行で約40キロ、アップダウンがあるとなかなか距離が伸びないものですから、先ほど申し上げた路線、延長距離は11キロありますが、そこで実証運用を行っております。

もう一つ課題がありまして、バッテリーのコストがまだ今のところ高いということと、あとこれを産業として育成する場合に同じような形状の中古のディーゼルバスが入手できるかということ、なかなかそれも少し難しいというところが課題かと感じております。

○中川京貴委員長 奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 第8次沖縄県企業局経営計画、これから先に聞きたいと思えます。

まず、経営、財政について簡単に聞きたいと思うのですが、民間委託をずっと今されていますね。これは例えば平成25年までしかないのですが、あと10年先とかという計画、見通しは多分持っていると思うのですが、どのようになりますか。

○平良敏昭企業局長 第8次の計画が今年度一平成25年度までですね。向こう4年間の第9次の計画を今局内、あるいは専門委員会を含めて検討しているところでございます。

○奥平一夫委員 ですから、その民間委託の見通しはどのようになりますかと、今聞いているのです。

○平良敏昭企業局長 民間委託は、西原浄水場が平成26年度から夜間休日の運転管理業務、そして、久志浄水場が平成28年度から実施する予定、それから北谷浄水場については、現在改良工事を実施していることから平成30年度以降—これは明確に平成30年度と言えませんが、平成32年あたりになると今想定しておりますが、そういうスケジュールで予定をしております。

○奥平一夫委員 そうしますと、これは定員管理ともかなり密接に関係してくると思うのですが、今皆さんの給与削減、定員がどのように変動していくのか、その辺も示してください。

○上間丈文総務企画課長 現在の計画では、一応、今後民間委託することによって順次定員を削減していく予定がありまして、まず今回、これは平成26年度ですが、西原浄水場が約15名、そして平成28年度には久志浄水場、そして一応当初の予定では平成30年に北谷浄水場ということでありました。これは18名予定してありまして、当初の計画では大体今の合計

した40名程度減員して206人とする予定ではありましたが、先ほど企業局長から申しましたように、北谷浄水場の委託につきましては平成30年以降ということで、若干その辺の数字が変わってくる予定でございます。

○奥平一夫委員 つまり、現在の定員から何%ぐらい減るのですか。40名減るといえることですか。

○上間丈文総務企画課長 今見直しを少ししているところがありまして、現在252名の定員から大体220名体制ぐらいにということで、約30名の減を予定しております。

○奥平一夫委員 ありがとうございます。

それから、この企業局の財政状況の見通しはどうですか。

○平良敏昭企業局長 今のところ、今年度議案にも提出しております17億円の繰り越し、未処分利益剰余金ということなのですが、現在、720億円弱、718億円ぐらい企業債の残高を抱えております。今後、復帰後、急速に整備した導水管等が更新時期を迎えております。加えて、いわゆる震災—地震対策です。耐震性の管路の整備、あるいは大津波等を想定したいろいろな対策、こういうものがかなり想定されますので、見通しとしては現状黒字でも、かなり厳しい状況が向こう5年ないし10年ぐらいは生じてくると、5年後ぐらいにかなり厳しい状況になってくると、今のところ想定しております。ですから、その辺をできるだけ管路も長寿命化の対策をとったり、あるいは先ほど申し上げた第9次の計画以降、経費の節減、定員管理、この辺をしっかりと、できるだけ歳出を抑制しながら水道料金の値上げに至らない仕組みをどうできるのかと、この辺をしっかりと考えていかないといけないと思っております。

○奥平一夫委員 それで、その企業債が非常に気になる場所ですね。今、企業局長がおっしゃったように718億円、720億円ぐらいの企業債があると、それを随時返済していかなければならないと、それに利息も伴いますから。その計画を少し教えていただけませんか。

○小波津盛一総務企画課財務監 まず企業債の残高ですが、先ほど申し上げましたように、水道事業会計で平成24年度末で716億円でございます。あと、これから企業債償還額が伸びていますが、平成24年度決算で企業債償還額が約37億円でございます。5年据え置きですので、平成30年度、こちらのほうが企業債償還額約42億円を予定しております。ですので、もうずっと償還額はふえていくという見通しでござ

います。

○奥平一夫委員 起債はどれぐらい考えていらっしゃるのですか。

○小波津盛一総務企画課財務監 現在、企業局で国庫補助事業の裏負担分ということで企業債をやっていますが、まず、平成24年度決算におきましては約23億円でございます。その後は、あくまでも事業費を推定したらということ御理解いただきたいのですが、借入額としてはほぼ三十数億円という形で考えております。

○奥平一夫委員 これは相当厳しくなりますね。それに加えて、先ほど企業局長がおっしゃったように、いろいろな防災に関する地震、いわゆる耐震とか耐津波とか、そういう防災関係の事業をふやしていかなければならないということですので、これは本当によほど経営をしっかり見通しながらやらないと企業局の基盤自体が揺らいでくるのではないかと考えております。

これは去年の予算特別委員会でうちの赤嶺委員が質疑をした中で仲田企業局長が答弁をしているのですが、これからの耐震事業をどのように取り組むのかということについてはいろいろと検討しているというお話もありました。それについての取り組みを少し教えていただけますか。

○稲嶺信男建設計画課長 企業局の耐震化に係る施設整備ですが、基本的にはまず、この抱えております水道施設の更新時期に耐震化を図るということを考えております。その更新時期をどのように検討するかといいますと、耐用年数がございまして、これは法定耐用年数、例えば管路についていきますと、40年の耐用年数があります。その耐用年数をさらに延長しまして、例えば一番最長のものですと80年もたせるような考えで整備計画を練っていくと。その都度、耐震化を図る計画を持っております。また、建物など、それもまた浄水場の更新とか、その更新時期に耐震補強を図って強度を増していくとか、そのようなことで計画をしているところでございます。

○奥平一夫委員 今、耐震用の管路にかえていっているということもおっしゃっていましたが、これは今何％ぐらい進捗をしているのでしょうか。

○稲嶺信男建設計画課長 耐震化の率ですが、まず基本的に企業局の施設については、震度5程度のものについては全て持ちこたえられると考えております。一般的に外に向けて公表しております耐震化というものは、震度7程度の巨大な地震に耐え得るか

どうかということを目安として耐震化率を出しておりまして、管路について申しますと、平成24年度時点で44.3%の率になっております。

○奥平一夫委員 これは去年と比べて幾らぐらい進捗しているのですか。

○稲嶺信男建設計画課長 平成23年度末で43.3%ですので、1%改善されたということです。

○奥平一夫委員 確かになかなか厳しいですね。去年のこの質疑の模様で、企業局長はこういう言い方をしているのですね。例えば、地下にあるポンプ場、あるいはモーターが水につかるとだめですので、それを防水扉にするとか、制御室をなるべく高いところの建物の2階、3階に移すとか、そういう防災対策をしなければならぬ—津波対策ですね。これは、例えば企業局長、これぐらいの対策事業をしていくと、市町村も大変だろうし、企業局自体も大変でしょうけれども、金額的なものでどれぐらいを想定しているのですか。当然おおよそでいいです。

○稲嶺信男建設計画課長 先ほど申しましたように、耐震とか、あるいは津波対策も含めて更新時期にあわせてやるということで、例えば、北谷浄水場で今現在電気設備の更新時期を迎えておりまして、それにあわせて1階にある電気室を2階に移すということを考えております。あと防水扉も完全に水の浸入を100%防ぐということはかなり難しいですので、減災の対策をとるという考えで更新をしております。その津波対策あるいは耐震対策の部分だけを抜き出して幾らという費用は今少し持ち得ておりません。

○平良敏昭企業局長 企業局ではそういうことも想定して、大体年間120億円から130億円ぐらいの投資が必要だろうと、これは管路の耐震化も含めてです。今そういう想定をしております。大抵現実に120億円ぐらいの予算措置をしているわけです。それで、先ほど総務企画課財務監が申し上げた起債償還も大体織り込んだ上で、今現在716億円の企業債残高を徐々に減らしていき、平成27年ごろには690億円台に下げようということで、一応耐震化等を含めて、先ほど建設計画課長が申し上げた更新時期も想定した上で必要額を組んでいますので、大体130億円前後ぐらいということ。そういう対応を今後やっていくという考えでございます。

○奥平一夫委員 市町村とそういう耐震化について話し合いはされていますか。市町村の状況をもし御存じでしたら教えてください。

○稲嶺信男建設計画課長 企業局が直接的に市町村



のそういう収集とか管理とかかわることではないのですが、厚生労働省のホームページで大臣認可の市町村について今の耐震化の統計がとられております。ここではそれについて述べるということによろしいでしょうか。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、奥平委員から企業局は市町村とも会議を行っているという話を聞いており、市町村の状況について確認したいとの質問趣旨を説明した。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

仲村豊配水管理課長。

○仲村豊配水管理課長 企業局では、沖縄本島全体の水道事業体と沖縄県水道災害相互応援協定というものを締結しております。その中で災害が起きたときのお互いの協力とか連絡体制とか、そういった体制は構築しております。あとは施設整備につきましても、お互い意見交換をしながら対応はしているのですが、具体的な細かい話はまだされておられません。

○奥平一夫委員 市町村における耐震化対策というものは、特に離島におけるそういう対策というものは非常に重要になってくると思うのです。その辺については、皆さんとしてはアドバイスだったり、その会議の席で、実は企業局としてはこうしているのだが皆さんどうですかというアドバイスなどはないのでしょうか。

○平良敏昭企業局長 沖縄本島の市町村とは年1回、ことしでいえば5月に石川浄水場に集まってもらって、その中で、東日本大震災を経験した専門的な講師を呼んで、市町村とともに耐震化の重要性、こういう協議会みたいな勉強会もしております。そういうことで、もちろん委員御心配のように、企業局が管路をやっても末端の市町村が対応しないとこれまた問題が出てきますので、そこはやはり連携して、問題点の共有をしていく必要があると考えております。

○奥平一夫委員 ぜひ本当に情報を共有しながら、この耐震性の問題についてはお願いしたいと思っております。

それから、国際交流の推進というこの部分について皆さんの考え方を少しお聞かせください。

○平良敏昭企業局長 国際交流といいますか、太平洋島嶼群の国々と向こうの上水道関係をやっております。これは独立行政法人国際協力機構—JICAを窓口をやっておりますが、受け入れて関係市町村、

特に宮古島市も積極的です。そこと連携しながら水道の問題について取り組んでいます。特に、沖縄の場合と太平洋島嶼群の問題を比較しますと、規模が小さい点で沖縄も先方も似ている。もう一つは、熱帯、亜熱帯という気候的な環境も似ているということで、沖縄の技術が多分その国々の皆さんにも応用できるだろうということで、我々も非常に積極的に取り組んでおりまして、ことしも20名前後見えていました。各離島、宮古島市あたりも行って、いろいろそういう研修会等もやっております。

○奥平一夫委員 これの狙いは何ですか。

○平良敏昭企業局長 狙いはということなかなか難しいところはありますが、民間サイドでは将来的に水ビジネスに結びつけていきたい。これは一般社団法人沖縄県経営者協会を中心にそういう動きがあります。ただ、我々としては現実には、県内の企業でそういう水処理技術について中心的な企業がいるわけではない。例えば、本土の場合だと、大きなプラントメーカーと東京都とか神奈川県とかセットで海外の水ビジネスに参入したいと、こういう動きがあるのですが、沖縄県の難しいところは民間はまだそこまで行っていないということで、どうするのかという点で一般社団法人沖縄県経営者協会も悩んでいるだろうし、我々もどうすべきかということで。ただ、我々は民間が動けば技術的な協力はできるのではないかと思います。個別には小さい企業が、例えば水プラントを東南アジアに導入したとか、そういう実績は一部あるのです。ですから、本土のような大規模な水ビジネスという点で展開していくのか、あるいは個別企業のそういう展開を商工労働部と連携しながら支援していくのか、この辺はやはり少し考えを整理する必要があるかと考えております。

○奥平一夫委員 そうだと思います。やはり国際貢献は非常に大事ですが、ただ貢献をするだけで、それでとどまるという話にはならないと思いますし、こういうすばらしい技術を持っているというのであれば、ぜひ民間の事業者をまとめて、ある意味ビジネスという視点で、それも貢献ですから、とにかくそういう展開をできるように、県として、企業局としてやっていただきたいと思うのですが、こういう考え方はいかがでしょうか。

○平良敏昭企業局長 先ほど申し上げたように、現状はなかなか厳しいところはありますが、個々の企業においては連携しながらそういう展開をしたいという動きもあります。それから、島嶼国の皆さんを積極的に今後も継続して受け入れて、そういう中で

例えばODAの活用する方法があるのか、そういうものを含めて企業局としても民間と連携していく必要がある、それは当然頭の中に置いて動いていきたいとは考えております。

**○奥平一夫委員** それから、水道事業の広域化ですが、これは環境生活部と企業局が連携をするということなのですが、それぞれの皆さんの考え方を少し聞かせてください。

**○當間秀史環境生活部長** 広域化を必要とするところ、特に小規模離島については、水道技術者の確保が困難であるとか、そういうこともあって水質がそれほどという状況。それから、海水淡水化施設などの高度な処理をしているため、水道料金が安いという状況があります。そういったことからすると、やはり広域化をすることによって離島市町村の水道料金、それから水質もさらに今以上に改善していこうということで、平成22年度から関係部局を集めてのワーキンググループをまずは立ち上げました。さらに、昨年度、平成24年度から沖縄振興一括交付金を使いまして水道広域化推進事業を実施しているところであります。今、平成24年、平成25年、そういう事業を進めていまして、そういうことでシミュレーションの結果もまとめ次第、企業局ともいろいろ相談をしながら、早い段階に一できるだけ早くそういう広域化ができるように努めていきたいというところが我々のスタンスであります。

**○平良敏昭企業局長** 今、環境生活部長から説明がありました、広域化は必要だと考えております。これは、沖縄21世紀ビジョンでも明確にしているわけですが、やはり同じ、例えば電気事業が民営化されてユニバーサル料金になっているわけです。もちろん、水道事業は必ずしも電気事業のようにはいきません。ただ、問題は、やはり地域によっては、先ほど環境生活部長が言った水道技術者の不足、人事異動で水道の専門家でもない皆さんがどんどんかわっていくと。そこには当然水質の認識不足とかいろいろな問題も現実には生じております。ですから、我々としては、水道技術者を抱えている企業局としては、その辺を何とかやはり改善すべきではないかと考えているわけです。ですから、環境生活部と連携しながら、特に当面周辺の8離島を早目にそういう方向に検討していきたいと。ただ、水道料金がどのぐらいになるかということがまだ非常に一試算とか市町村が抱えているいろいろな問題等がありますので、市町村によってまちまちだと思います。この辺を分析してみてどうなるのか、この辺をしっかりと

担当部局のほうでやってもらいたいと思うのですが、この辺は我々も連携しながら、この問題については前向きに取り組んでいきたいと考えております。

**○中川京貴委員長** 質疑の途中でありますが、休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時23分再開

**○中川京貴委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

奥平一夫委員。

**○奥平一夫委員** 午前中、最後に質疑をしました水道広域化について、環境生活部長に少しお聞きしたいのですが、今回いろいろ広域化のための調査をされましたね。その調査の結果はどのようなものなのか、その課題は何なのかということが多分浮かび上がったと思いますが、その辺を教えてください。

**○大野明美生活衛生課長** 沖縄振興一括交付金を使用した水道広域化推進事業について、平成24年度については2つ事業をしております。簡易水道事業運営状況調査というものと、もう一つは、長期水需要予測調査というものをしております。

簡易水道事業運営状況調査については、14町村について水道施設の固定資産の取得状況、企業債の状況、現有資産の更新需要、現有資産の減価償却の状況について把握しました。もう一つの長期水需要予測調査については、平成23年度から平成43年度までの20年間の予測を調査しております。これについては、先ほどの運営状況調査は14町村をしたのですが、それにもう4市町村加えまして、18市町村について予測調査をいたしました。

その結果についてですが、簡易水道事業運営状況調査については14町村についてしているのですが、これが非常に高低差がありまして、一応把握したというところですが、ただ、把握しなければ次に進まないということで、この各町村の資産の運営状況どういった形で今運営しているのか、水の状況はどうかということ、基礎の調査をしなければ次に進まないということなので、その基礎の調査を把握しました。中身については個々にありますので、ここでは言うことができないほど莫大でありますので、それは差し控えさせていただきます。あと、長期水需要予測調査についても18市町村についてしているのですが、これについても、やっているものについては、給水人口、有収水量とか、平均給水量とか、最大給水量とか、こころもしているのですが、こ

れもまた非常に高低差がありまして、例えば、給水人口にいたしましてもふえるところと減るところがあります。ふえるところについては3市町村しかございませんで、宜野座村は14%ぐらいふえると、北大東村も6%、石垣市も4%ふえるのですが、あとの市町村については全部減るという形で、例えば、一番減る渡名喜村については52%ぐらい減りますよ、あと渡嘉敷村は5%ぐらい減りますよと。こちら辺が非常に高低差がありますので、これについても大体把握しましたというところがございます。

○奥平一夫委員 では、次の質疑をしたいと思いません。

市町村における環境基本条例並びに環境基本計画、これは義務ではないだろうけれども、ぜひやっていただきたいという県の意向も多分あると思いますが、設置状況というものはどれぐらいのものでしょうか。もしわかれば、その市町村名を教えてください。

○古謝隆環境政策課長 環境基本条例ですが、県内41市町村中4市で制定しております。1市で制定に向けて取り組み中がございます。制定済みのところを具体的に申し上げますと、那覇市、浦添市、南城市、名護市で制定済みでございます。現在、制定の取り組み中のところがうるま市でございます。

○奥平一夫委員 これは、県が積極的に働きかけるという姿勢であると考えていいのですか。

○古謝隆環境政策課長 市町村みずからが環境基本条例の制定に取り組むこと自体は、それぞれの地域の自然的、社会的条件に応じた環境施策を展開する上で非常に重要なことだと思いますし、地方自治の観点からも望ましいと考えております。県としましては、必要に応じまして市町村のほうからお話がありましたら、取り組みを支援したり、助言をしたりということで対応していきたいと思っています。

○奥平一夫委員 こういう計画とか条例は、やはりそれぞれの市町村の末端できちんと制定し、それに沿って実行していくということがなければ、沖縄県のこういう環境基本条例も環境基本計画も生きてこないと思うのです。これについてはいかがですか。

○古謝隆環境政策課長 先ほども申し上げましたが、それぞれの地域の自然的、社会的条件がございますので、まずは市町村みずからの発案、きっかけを契機に、県もそれを支援していくというところで取り組んでいきたいと思いません。

○奥平一夫委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次は、これもずっとそうなのですが、循環型社会づくりということがよく言われておりますけれども、この循環型社会とはどういう社会で、どういう目的を持ってそれが言われているのか少し教えてください。基本的なところですが。

○古謝隆環境政策課長 第2次沖縄県環境基本計画の中ではキーワードがございまして、循環型の社会づくりというキーワードも重要な項目の一つでございます。具体的には廃棄物が中心になるかと思いますが、廃棄物の発生を極力抑制したりとか、リサイクルを推進したり、あるいは適正処理を行っていくというところが中心的なポイントになるかと思いません。

○奥平一夫委員 沖縄県の実情というものはどうでしょうか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 先ほど循環型社会という話がありましたが、現在ごみを減らすという一家庭ごみもありますし、産業廃棄物もあります。現在、両方のごみの減量化に向けて取り組んでいるところではありますが、一般廃棄物につきましては、現在、数値的に言いますと、年間約43万トンが出ておまして、そのうち再利用されているものが約5万4000トンということで、そのリサイクル率は12.7%となっております。それに対しまして、産業廃棄物につきましては、年間の排出量が約180万トンということ、そして再生利用が約87.7万トンということで、そのリサイクル率が約48.7%となっております。これは全国平均41%に比べますと、沖縄県のほうはかなり高くなっておりまして、第3次沖縄県産業廃棄物計画においても、平成27年度を目標に50%に向けて今取り組んでいるところであります。

○奥平一夫委員 いわゆる一般ごみが12.7%リサイクルされている。その残りのごみはどこに、どのように処分したのでしょうか。この産業廃棄物分も含めて、どのように処分したのか聞かせてください。

○比嘉榮三郎環境整備課長 主にリサイクルできない部分につきましては、焼却処分等を行いまして、最終処分場等へ埋め立て処分を行っております。

○奥平一夫委員 焼却するメリット、デメリットというものもあるのですか、教えてください。

○比嘉榮三郎環境整備課長 今、焼却処分をしますと、例えば、廃棄物が100ある場合に、焼却処

分することによって約10分の1減容化が可能となります。減容化することによって最終処分場への埋め立て処分量が減りますので、それだけ最終処分場への負担が軽くなるということが挙げられると思います。デメリットとしましては、その焼却することによるコストがかかる等があると思っております。

○奥平一夫委員 デメリットとしては環境への負荷はありませんか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 例えば、焼却処分をする場合に、いろいろと今奥平委員のほうがよく御存じだと思いますが、ダイオキシン類とか、やはりいろいろな汚染物質等が発生する可能性はあります。ただし、そのことについては、毎年焼却炉の調査をしております、ダイオキシン、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>等が外に出ないような対策を十分していると考えております。

○奥平一夫委員 大気汚染防止基準に基づき規制される施設は県内に幾つありますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 市町村が設置しております一般廃棄物の焼却施設ですが、これが33カ所になります。そして、一般的な産業廃棄物の中間処理施設の焼却施設として9カ所となっております。

○奥平一夫委員 これは毎年あるいは年に何回ぐらい測定されるのですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 基本的には毎年1回測定しております。

○奥平一夫委員 基準値をオーバーしたという例もあるのですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 去年、1カ所だけダイオキシンが基準値をオーバーしておりますが、これにつきましては是正されておまして、現在は問題ないとなっております。

○奥平一夫委員 これについてはどういう理由で規制を超えたのか、どういう手当てをしたのかということはわかりますか。どういう手当てをして、その基準値内でおさめるようにしたのかということわかりますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 この焼却炉につきましては、今手元に詳しい資料はないのですが、多分投入口が完全に閉まらなくて、その部分から漏れ出たという話で、それにつきましては、後日指導を行いまして是正したということになっているかと思えます。

○奥平一夫委員 少し変わりますけれども、一般、それから産業廃棄物の最終処分場の残余年数はそれぞれ幾らぐらいありますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 産業廃棄物につきましては、安定型最終処分場と管理型最終処分場がありまして、安定型最終処分場につきましては、現在運営されているのが10カ所ということで、そのトータルが約365万立米となっております、50年以上の残余容量があるかと思っております。これに対しまして管理型最終処分場につきましては、現在約2万立米となっております、残余容量としまして約3年と考えております。

○奥平一夫委員 通常のいわゆる県道のそばだったり、森だったり、不法投棄されるのが発見されますよね。これの後始末といいますか、この処理はどのようにやっていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 廃棄物の不法投棄があった場合には、この原因者につきましてまず確定をしていくことが先決になっておりますが、現在のところはなかなか投棄者が確認できないということがありまして、県のほうとしてもその対策に苦慮しているのが実情となっております。

○奥平一夫委員 これまで原因者を探せないという不法投棄ごみは、現在どれぐらいの量が残っているのでしょうか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 この調査につきましては市町村が毎年行っているものですが、1トン以上確認できる廃棄物につきまして調査を行っております、平成23年度現在、139カ所ありまして、約9700立米が不法投棄されている実情があります。その内訳としまして、約6割が一般廃棄物、4割が産業廃棄物という結果が出ております。

○奥平一夫委員 これはどうするのですか、代執行するのか、どうされますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 現在のところ、産業廃棄物であれば、県が行います支援事業であるとか、そういうことで撤去もします。原因者がわかる分につきましては、もちろんその原因者に撤去してもらおうということもあります。また、宮古島市におきましては、平成24年度にかなりの量あるいは箇所につきまして、市町村独自で撤去作業を行っている事例もあります。

○奥平一夫委員 県として何かやれることがあるのですか、ないのですか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 県としましては、今、

各保健所等に不法投棄ネットワーク等をつくっております。そこにおきまして不法投棄の監視を行ったり、あるいは市町村に併任辞令をしまして、産業廃棄物処分場等についても不法投棄等の監視していただくというシステムもありますし、あと、県としまして、産業廃棄物の不法投棄部分について撤去していくような補助事業等もございます。

○奥平一夫委員 次に、赤土等流出防止についてお伺いしたいのですが、大体5年間ぐらいの推移で結構だと思うのですが、どれぐらいの赤土が流出しているのか。それはどういう影響があるのか。例えば、生態系への影響、あるいは海域汚染への度合い、漁業への影響、観光業への影響等について。多分私は前もって通告してあると思いますので、その辺答えられると思いますが、いかがでしょうか。

○城間博正環境保全課長 年間の赤土の流出量を算出する場合、費用とか時間がかかるものですから、まず5年ごとの推移は特に持っていないので、直近のものが平成23年度、その前が平成13年度の年間流出量を算出した結果がありますので、それを報告したいと思います。平成23年度の赤土等流出量は、県全体で年間約30万トンとなっております。平成13年度が38万トンですので、トータルで約2割強の減少となっております。その間、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届けの審査や、沖縄振興一括交付金を活用した対策の事業、それから交流集会とか講習会の普及啓発をやりながら一応その対策をしてきているという状況です。

○奥平一夫委員 各産業への影響はどうか。観光業であったり、漁業であったり、海洋汚染であったり、あるいは生態系への影響であったり、どうなのですかと私は聞いたのですが。

○城間博正環境保全課長 その間、モニタリング調査、海域の堆積状況の調査をやっておりまして、平成24年度の結果ではあるのですが、人為的な汚染があるという状況は50%以上ということです。サンゴ礁、生態系によくない環境が50%以上あるということで、そういう影響があるということです。

○奥平一夫委員 後で文書にして下さい。

それから最後に、県は生物多様性おきなわ戦略についてというものをつくってあるのです。これについて、なぜそれを立てなければならなかった

か、それで何をどうしようとしているのかということについてお聞かせください。

○富永千尋自然保護課長 ことしの3月に策定しました生物多様性おきなわ戦略は、生物多様性基本法という法律に基づく地域での生物多様性戦略という位置づけです。沖縄では、沖縄21世紀ビジョンで我々の目指す将来像の一つに、沖縄らしい自然、歴史、伝統、文化を大切にする島というものを掲げております。これを具体的に実現する一つの計画として生物多様性おきなわ戦略を位置づけております。

○中川京貴委員長 新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 では、平成24年度主要施策の成果に関する報告書の中からお伺いいたします。32ページ、マングース対策事業の目的と予算、決算の予算執行状況をお願いします。

○富永千尋自然保護課長 まず、マングース対策事業の目的は、沖縄本島では、ヤンバルクイナを初めとする固有種や絶滅危惧種といったものがヤンバルに多く分布しております。そういったものの一番の脅威として外来生物であるマングースが影響しているということで、環境省と連携をしまして、特に北部一塩屋と福地よりも北の部分で我々は一応ヤンバルと定義づけていますが、その地域でマングースを駆除することによって希少種の保護を図ることが目的となっております。予算額、決算額につきましては、当初予算額で2億4243万円、うち一部繰り越しをしております。繰越額が2600万円、支出済額が1億9525万1120円、あと不用額が1899万1880円となっております。

○新垣清涼委員 希少種保護のためにマングースの柵を作成、設置したということですが、柵以北でのマングースの獲得頭数の推移についてお願いします。

○富永千尋自然保護課長 塩屋と福地よりも北側のラインでのマングースの捕獲頭数ですが、平成18年度に565頭、平成19年度が619頭、平成20年度560頭、平成21年度が396頭、平成22年度230頭、平成23年度に255頭、平成24年度は203頭という内容です。

○新垣清涼委員 その結果、希少種の回復状況の調査実施とありますが、それはどのようになっていますか。

○富永千尋自然保護課長 ちょうどこの駆除事業とあわせて、北部における主な希少種が全部で6

種類について調査をしております。このうち、これは平成21年度と平成24年度で比較した数字で申し上げます。イシカワガエルが75メッシューこれは1メッシュで数えています、確認されたところが75メッシュだったのが平成24年度は120メッシュ。ハナサキガエルが102メッシュだったのが158メッシュ、それから、ケナガネズミは若干減っております。38メッシュだったのが31メッシュ、アカヒゲが187メッシュだったのが247メッシュ、ノグチゲラが153メッシュだったのが235メッシュ、ヤンバルクイナが148メッシュから179メッシュと。これは平成21年度と平成24年度を比較した数字です。

○新垣清涼委員 そういう意味では、かなり回復していると思います。

それで、このマングースは希少種への影響以外にどういったことが考えられますか。

○富永千尋自然保護課長 1つはそういう希少種を食べてしまうという被害があるのですが、それ以外に、例えば農業関係では野菜類やサトウキビなどの作物に食害があります。

○新垣清涼委員 その対策も一緒にということですね。

○富永千尋自然保護課長 こういう農作物の被害等については、これは有害鳥獣ということで、環境大臣または都道府県知事の許可を得てマングースを捕獲することができるようになっております。これは主に農林水産部のほうと連携をしまして、この有害鳥獣の捕獲については市町村に権限を一部移譲してまして、スピーディーに捕獲ができるような対策がとられています。

○新垣清涼委員 この事業の目的は希少種の保護ということですが、その希少種を保護するためにマングース対策以外には何かやられていますか。

○富永千尋自然保護課長 希少種の保護につきましては、現時点ではマングースによる被害というのが非常に脅威が大きいものですから、これに集中して行っているという状況です。今後は、例えば国立公園化といったものが進展していく中で、そういった保護区というもの設定されるのが望ましいことになるかと考えております。

○新垣清涼委員 これは一般質問でもやりとりをしたと思うのですが、捨て猫、捨て犬などの影響もあると思うのです。県としてやはりそういった対策をやってほしいのですが、その辺の取り組み

はどうなっていますか。

○富永千尋自然保護課長 捨て犬、捨て猫対策、これは特に沖縄本島北部における対策なのですが、今まで県では平成15年と平成16年、かなり昔になるのですが、ここは獣医師会、それから北部3村も連携しまして、飼い猫の避妊、去勢とマイクロチップの埋め込みということはこの時期から行っております。それを受けて、北部3村で平成17年度に飼い猫の飼養登録とマイクロチップの埋め込みを義務づけるネコの愛護及び管理に関する条例というものを施行しております。また、あわせて県では、その後、環境省また地元とも連携をして、毎年5月、これはゴールデンウィーク中に捨て猫、捨て犬が多くなるという傾向が当時ございましたので、捨て犬捨て猫防止街頭キャンペーンを那覇と北部で行っております。そういったことが恐らく効果が少しあったと思うのですが、ちょうどそのマングースの捕獲をするときに混獲で猫が捕まることがあって、この数が平成14年度から平成16年度のときは100頭前後とれていました。これが平成20年度からは年間大体10頭前後ということで、かなり改善されていると認識しております。

○新垣清涼委員 次に、33ページのサンゴ礁保全再生事業というものがありますが、このサンゴ礁を再生するという事ですから、サンゴ礁の重要性について説明をお願いします。

○富永千尋自然保護課長 まず、サンゴ礁は、今、生物多様性おきなわ戦略の中でも生態系サービスという形で説明をしています。その生態系サービスの中では、まずやはりこれは漁場として重要だということが1つ。それともう一つは、防災上の観点から波浪を減衰するという役割を持っています。さらに、沖縄にとって大事なものは、青い海、白い砂、こういったものは全部サンゴ礁から生み出される恵沢ですので、こういった意味でも産業的に非常に大きな価値を持つと考えております。

○新垣清涼委員 それで、この1と2の事業がここに書いてありますけれども、この事業で何が説明されて、その効果としてどういったことが出てくるのですか。

○富永千尋自然保護課長 平成24年度主要施策の成果に関する報告書の中の1というものが、一定面積のサンゴ群礁を再生するという事業です。2というものが研究に関するもので、今、沖縄県水

産海洋技術センターもしくは沖縄科学技術大学院大学といったところで主に研究を行っております。1番については、これは実際に一定面積のサンゴ群礁を再生するというので、主に恩納村漁業協同組合とか、読谷村にある地元の企業、プラス本土のコンサルタントなども加わっていますが、そういったところと連携をしまして、平成24年度末までにトータルで1万8500株のサンゴの種苗を植えているところです。

あと、今、遺伝的な多様性というものについては沖縄科学技術大学院大学で調査研究を進めていまして、これまで沖縄本島の中でのサンゴの遺伝的な関係がどういふものか余りよくわからなかったのですが、ある種類のサンゴについては、沖縄本島、慶良間、石垣、西表島、こういったものの遺伝的な差というものがあるのではないかということが一つわかってきています。もう一つ重要なのが、1種類なのですが、個体識別ができるマーカーというものを、今、沖縄科学技術大学院大学のほうで開発ができつつあるところがあって、これは、今後その植えつけをするときに個体をいろいろ識別することによって、例えば、白化に対する耐性とか、そういうものを調べることができるという成果が今生まれつつあるところです。

**○新垣清涼委員** 今出た白化現象についての原因というものはもう究明されたのですか。

**○富永千尋自然保護課長** 白化現象はもともと海水温が非常に高温になることと、もう一つは強日射一日射が強いということですね—この2つの組み合わせで起きると言われています。その際にサンゴの中から褐虫藻が逃げ出してしまう。これは逃げるのか、追い出すのかまだよくわかっていないのですが、褐虫藻がいなくなることによって白くなるという現象です。これは、例えば水温が低下するとまたもとに戻るということもあって、要するに、これは高水温の時期によって、その後被害がどうなるのかという影響が出てくると理解しております。

**○新垣清涼委員** 大体わかりました。

次に、34ページの沖縄戦跡国定公園見直し事業についてお尋ねします。これは昭和40年の指定のときから2回の見直しが行われているということですが、どのような見直しが行われたのか。

**○富永千尋自然保護課長** 今御質疑の沖縄戦跡国

定公園ですが、この公園は非常に歴史が古くて、昭和40年10月、ちょうど当時の琉球政府の政府立公園として指定されて、昭和47年の復帰と同時に国定公園となった公園でございます。この公園の見直しについては昭和59年と平成5年に行っていて、昭和59年の見直しの特徴は、特別地域というものを—それまで区分けがされていなかったのですが、これを第1種、第2種、第3種として区分したということ。あと、糸満市の与座を改めて保護を図る必要があるということで、公園区域に編入するなどをしております。平成5年の見直しにおいては、糸満市の米須海岸を第2種特別地域から第1種特別地域へ格上げをしたと。これは自然性、景観性ともに非常にすぐれているということで格上げを行っています。あと、農地化とか宅地化が進展したところ、こういったところでは特別地域としての資質が低下した場所については、普通地域への格下げを行っています。これが昭和59年と平成5年の見直しの内容です。

**○新垣清涼委員** 今回の見直しをすることによって、それはどういう範囲で、どういう効果を持っていますか。

**○富永千尋自然保護課長** 今検討を行っている見直しの一つのポイントですが、1つ大きいのは、糸満市と八重瀬町の南部海岸は非常にサンゴ被度が高いということがあります。先ほど少し説明で、沖縄本島ではわずか1割ぐらいしかいい場所がないと申し上げましたが、その1割の中に入ります。高いところでは、サンゴ被度が75%以上という場所も確認されております。そういった場所を海域公園区として指定したいということで、今、漁業協同組合関係に説明を申し上げているところです。あと、一部良好な森林を形成している区域がありますので、こういったところを特別地域に格上げすることを検討しております。特に、糸満市南部の海岸というものは沖縄本島の中でも自然海岸が非常に広がる場所で、そういった豊かな自然環境を活用した観光の振興というものが、こういった保護区をかぶせることによって期待できるのではないかと考えます。

**○新垣清涼委員** 保護区にすることによって、サンゴ礁の効果として漁場というものがありませんかね。その漁民の皆さんとの調整というものはどうなっていますか。

**○富永千尋自然保護課長** こちらのほうは、今関

係する漁業協同組合が2漁業協同組合ございまして、ここに対して一応説明をしているところです。漁業協同組合関係者の現時点での意見では、保護するというものについて、これはいいことですのでやっってくださいということで十分な理解は得られていると認識しております。

○新垣清涼委員 ありがとうございます。

次に、これは40ページの食の安全・安心確保事業の説明をお願いいたします。

○大野明美生活衛生課長 食の安全・安心確保事業についてはいろいろなことをしております、まず、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例に基づいて推進計画というものを立てております。県庁の13課が食の安全安心を担保するための事業をしております、その事業についての進捗状況を管理するというのが一つの事業としてあります。生活衛生課としては、食品についての監視とか収去検査などもしております。

○新垣清涼委員 今回の予算、決算で少し執行率が低いという気がするのですが、その原因は何ですか。

○大野明美生活衛生課長 食の安全安心については3年ごとに計画を立てているのですが、3年に1回計画を策定するに当たり、策定する年度については会議を開きまして、懇話会を2回、3回開くこともありますし、策定した事業についての冊子を配布したりしますので、その印刷とかにもかかわってきます。あと、職員は会議も開きますので、そこら辺は毎年度積み立てているのですが、平成24年度についてはそれがなかったということで予算で少し余りが出たと考えております。

○新垣清涼委員 次のページの事業になると思うのですが、県内に入ってくる食品の放射能汚染のチェック体制はどのようになっていますか。

○大野明美生活衛生課長 平成23年3月に地震がありまして、原子力発電所が爆発したということがありましたので平成23年度にはできなかったのですが、平成23年度中に衛生環境研究所に機械を設置していただきまして、県内で流通している食品についての検査をすることになりました。それを開始したのが平成24年5月からで、沖縄県食品の放射性物質検査実施要領一実施要領というものをつくりまして、それで食品中の放射性物質に関するモニタリングを開始いたしました。平成24年度については128検体を検査しております。

○新垣清涼委員 今現在も放射能汚染水が海に流れているということは魚に影響があるだろうと思われるのです。そうすると、食物連鎖の中で我々が食している魚に影響がないのか非常に心配するわけです。私はもう60歳を過ぎているからいいのだけれども、子供たちの学校給食に使われるもののチェックはどうなっているのか、少し気になる場所なのです。そこら辺はどうなのですか。

○大野明美生活衛生課長 学校給食については、公益財団法人沖縄県学校給食会というものがあまして、そこで17都県で生産された食品について、加工された時点で公益社団法人沖縄県学校給食会のほうが検査をしていると聞いております。また、17都県で生産、製造された食品、農作物、魚についてもそうなのですが、そこら辺については17都県のほうで一入り口のところで検査しておりますので、汚染された食品は流通していないということになっています。

○新垣清涼委員 だから、そこが僕は少し問題だと思うのです。出すときにチェックして出しているから、皆さん、安心して食べてくださいとなっているのだけれども、この間の沖縄市のドラム缶が出たときに、沖縄防衛局もやったけれども、沖縄市も独自にやったわけです。要するに、ダブルチェックをかけたわけです。そういう意味では、今現在、放射能漏れがどんどん起きている。内閣総理大臣はとまったと言っているのですが、あれはとまっていないのですよ。だから、そういう状況の中では、やはり我々は沖縄県民の、次の子供たちを守るためには、特に子供たちと僕は言っているのだけれども、県民の全てではあるのですが、せめて学校給食に使われるものは、入れた側できっちりチェックをしてほしいと思うのです。その体制を強化してほしいのですが、どうでしょうか。

○大野明美生活衛生課長 学教給食については、教育庁のほうで、先ほども申しましたように、公益財団法人沖縄県学教給食会というものがあまして、それで使用する食材については検査していると聞いております。先ほど委員がおっしゃったように、入り口で検査することは当然ですが、やはり出口でも検査をしないとイケないということは私たちも感じております。それで、この実施要領をつくりまして、県内で流通している、特に17都県で製造されたものについては、それ以外



についても検査するという形で、平成24年度から出口の検査をするという体制を整えるためにこういった計画をつくって検査をしております。

○新垣清涼委員 この検査の頻度というものはどのようになっていますか。

○大野明美生活衛生課長 実施要領がありまして、実施要領に基づいて毎年度検査計画というものをつくります。それで、これは保健所が店頭から検体を収去しまして、沖縄県衛生環境研究所に持ち込んで検査をしていただくのですが、こればかりしているわけではございませんので、やはり計画に基づいて着々と検査するというので、平成24年度については128検体、月に10検体前後なのですが、着実にするという形ではやっているとっております。

○新垣清涼委員 しっかりとやっていただきたいと思えます。

次に移ります。42ページの交通安全事業の中ですが、飲酒運転根絶の広報活動などを行っていると思うのですが、居酒屋とかスナックなど、そういう酒類販売事業者に対する啓発活動は、年間どのぐらいの頻度で行われているのか、お願いします。

○渡真利雅男県民生活課長 居酒屋やスナックなどの酒類販売業者への啓発なのですが、以前はハンドルキーパーということで、一緒に飲む場合には、必ずそのうちでお一人運転する方を決めていただくといった形のポスターをつくりまして、これを各店舗にお配りいたしました。それから、飲酒運転根絶ののぼり旗を新たにつくりまして、これは店舗の入り口のほうに掲げるといった運動をしてまいりました。それから、最近では、飲酒運転根絶につきましては関係機関を集めての部会があるのですが、その中にはスナック、いわゆる酒を提供するような形の業界がございますので、そういうところに、今度はトイレなどのわかりやすいところに飲酒運転根絶についてのステッカーなどを配布してもらおうといった運動をやってきております。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から啓発活動が年間にどれぐらいの頻度で行われているのか質疑があり、渡真利県民生活課長より年間に何回と決まっているわけではなく、季節毎や必要に応じてその都度行ってい

る旨の説明がなされた。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 僕も時々行くのですが、そういう飲酒運転根絶らしきポスターが見えない、あるいはシールがないところもあるのです。ですから、そういう意味では、今おっしゃるように、年間の交通安全週間、年末でもいいし、とにかくどこか、せめて1年に2回ぐらいはそういった業界にチラシやポスター、あるいはシールを配布するということをしていただかないと、1回もらっても、少し古くなると結局すぐ捨ててしまうわけです。そういう意味では、そういう更新も必要と思っておりますけれども、その辺の取り組みはどうか。

○渡真利雅男県民生活課長 おっしゃるとおりでございまして、やはり広報啓発は途切れなく切れ目なく必要だと感じておりますので、そのあたり漏れがないように、関係機関や業界とも連携をさらに強めながら進めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 議会もそういう沖縄県飲酒運転根絶条例をつくったわけですから、一生懸命取り組んでいってほしいと思えます。

次に、二輪車の運転手に対する安全指導は警察が行うのかと思うのですが、皆さんが交通安全事業としてそういう啓発活動などをなさっているかどうか。

○渡真利雅男県民生活課長 実は、二輪車につきましては、やはり手薄な部分があると反省はしております。全国的には、二輪車事故は増加傾向にありまして、しかも二輪車の事故でも結構死亡事故が発生したり重傷事故が発生したりということ非常に甚大な被害をこうむる場合があると聞いております。私どものほうでも、先ほど申し上げた春夏、年末年始があるのですが、そのときの運動の重点項目の一つとして、二輪車事故を防ぎましょうといったようなスローガンを書いたり、あとは、基本的には二輪車事故の防止対策としては沖縄県警察で今やっているのですが、沖縄県警察のお話を聞きますと、警察本部の交通機動隊による指導、取り締まりの徹底ですとか、あるいは高等学校や自動車運転教習所等における安全教育、このあたりが主なもの。それから、県としましては、交通安全運動において、今申し上げた二輪車

の交通事故防止、特に若年者を含めたマナーのアップの運動を重点事項に掲げて、新聞広告あるいはポスター、チラシの配布により広報啓発を行っているところではありますが、やはりこのあたりは少し不十分なところありますので、今後積極的に展開していく必要があると反省をしております。

**○新垣清涼委員** 二輪車の事故のほうは死亡率が高いみたいですので、ぜひ警察と一緒に取り組みをやっていただきたいと思います。

それから、自転車への対策はどこかでなさっているのでしょうか。

**○渡真利雅男県民生活課長** 今、私は自動二輪と自転車を少し勘違いしまして説明はしたのですが、オートバイ事故等につきましてもやはり最近ふえているのです。意外と若い人が乗っている場合が多いものですから、高校生あたりも巻き込みながら、その辺のマナーアップといったものも含めながらの運動は展開しているところでございます。特に、去年は高校生からテーマを募集しまして、それをラジオの放送で飲酒運転根絶といったものを呼びかけてもらうようなCMをつくりました。その際に各高等学校から応募者が結構多かったものですから、そういう意味では、ことし以降もなるべく各高等学校に呼びかけて、高校生の自動二輪、オートバイ事故を防ぐようなことも兼ねながら推進していきたいと思っております。

**○新垣清涼委員** 自動二輪も自転車もやはり不安定なものだから、そういった運転者に対する指導もぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

それから最後に1つ、これは当初予算の説明の中から米軍基地航空機騒音実態調査事業について説明をお願いいたします。

**○城間博正環境保全課長** 県では、嘉手納・普天間飛行場周辺において固定測定局を設置して航空機騒音の常時監視を行っているところなのですが、最近、それ以外の住宅防音工事対象区域外、それからこれまで苦情の少なかった地域等から騒音の苦情が増加したということを受けまして、その実態を把握する目的で、平成23年度及び平成24年度の2カ年間、米軍基地航空機騒音実態調査を実施したところです。調査の内容としましては、先ほど申し上げました常時監視測定局以外の30地点で夏と冬に連続4週間の測定を2年間、計4回実施しています。その結果は住宅防音工事の対象

となる75Wを超過する地点はありませんでしたが、平成23年度夏の調査において3地点で環境基準の70Wを超過しておりました。また、全期間を通して、航空機騒音規制措置により飛行が制限されている22時から翌朝6時における航空機騒音が確認されたという結果になっています。

**○新垣清涼委員** 防音工事対象区域外でも調査されているということですので、そこら辺は75W以上はないということですか。

**○城間博正環境保全課長** 今回、平成23年度、平成24年度の夏と秋2回、合計4回やっていますが、75Wを超えるところはなかったところです。

**○新垣清涼委員** 去年から普天間基地にはオスプレイが配備されてきたわけですが、この事業は今年度も続いているのでしょうか。オスプレイの音はどうなっているのか、少し気になるところです。

**○城間博正環境保全課長** 実態調査は平成23年度、平成24年度で終わりました、オスプレイについては、今後、普天間飛行場周辺の4地点で低周波音の測定をするということで予定しています。

**○新垣清涼委員** 特に、低周波音については人体に影響が強いということがありますので、ぜひそこら辺の取り組みをしていただいて、その結果をもとにしてやはり沖縄防衛局にも改善を求めていく、米軍にも改善を求めていく、そういう取り組みが必要だろうと思っています。環境生活部長、決意を。

**○當間秀史環境生活部長** 今回の平成23年度、平成24年度に行った実態調査でも、実は夜の10時から6時まで飛行機が飛ばないようにという協定がありますが、この実態調査においてもやはりそういうことはあったということでもあります。そういう実態調査の結果もありますので、今後、オスプレイの低周波音調査もしっかりやっていって、防衛省あるいは外務省に、当然米軍にも強く求めていきたいと考えております。

**○中川京貴委員長** 金城勉委員。

**○金城勉委員** まず、環境生活部にお聞きいたしますが、アメラジアンスクールの日本語教師派遣事業をやっていただいておりますけれども、そのことについて、現状、成果等について御説明をお願いします。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** この指導者派遣事業につきましては、アメラジアンスクールに通学している児童・生徒に対して日本語の読み

書き等を指導するという目的で、学籍校への円滑な復帰を図る、促進するということを目指して実施しているところです。県が実施している具体的な内容につきましては、公益財団法人おきなわ女性財団のほうに委託をしまして、そこから2名の指導者を派遣しております、これを平成13年度から継続して行っているところでございます。成果といたしましては、アメリジアンスクールのほうから年度別に公立校への異動状況というデータをいただいております、直近ですと平成24年度、18名の子供たちが公立校のほうに異動したという報告を受けております。

**○金城勉委員** このアメリジアンスクールの生徒の数についても把握していますか。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** 平成25年度で幼稚園生が5名、小学生が47名、中学生が23名、計75名となっております。

**○金城勉委員** 人数は一時期60名ぐらいだったように聞いていたのですが、割とふえているかもしれませんね。私もアメリジアンの学校の皆さんと若干接触があるのですが、この事業は非常に喜ばれています。この派遣事業によって非常に助かっていると。子供たちのそういう教育についても大きな効果を発揮しているということで、学校側としては非常に高い評価をしております。ですから、そういう意味では、今後もぜひ継続的に支援をしていただきたいと思っております。その点、どうですか。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** 私どもとしても継続して実施してまいりたいと考えております。

**○金城勉委員** それと、同じアメリジアンスクールで日本語指導教材研究事業がなされていると思うのですが、これについて御説明をお願いします。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** この事業につきましては、県内の日本語指導の必要なアメリジアン等児童生徒の円滑な学籍校への復学をより支援を強化するという目的で、これは平成25年度から開始しています。平成27年度までの3カ年事業ということで、沖縄振興一括交付金を活用して行うものでございます。具体的な内容といたしましては、iPadとかそういったITの機器を活用いたしまして、日本語指導の教材、それから指導マニュアルといったものを作成していく。日本語指導の必要な児童生徒の個々のレベルに合わせたよりきめ細かなそういったマニュアル作成を目

指して実施していく予定でございます。

**○金城勉委員** この件についても学校側は非常に喜んでおりました。だから、子供たちに対する教育の内容、レベル等を引き上げるためにも非常に有効な事業だと思います。これからもぜひバックアップをよろしくをお願いします。

それと、先ほどから出ている飲酒運転の対策事業ですが、今、県内における飲酒運転の状況はどういう実態になっていますか。

**○渡真利雅男県民生活課長** 平成24年度中の沖縄県における全交通人身事故に占める飲酒絡みの事故の構成率が1.88%となっております、この面では全国の約2.6倍、23年連続で全国ワーストワーンでございます。全国では飲酒絡みの事故の構成率が0.7%程度であります、それに比べると2.6倍と大変高い率になっておまして、これは引き続き大きな課題と認識しております。

**○金城勉委員** この件については、毎回予算特別委員会とか決算特別委員会、あるいは本会議でもそうですが、このワースト記録を何とか脱却できないかということで、沖縄県議会としても条例をつくったり、いろいろな啓蒙活動もしてきたつもりですが、23年間全国ワーストという、もう本当に不名誉な記録を更新中なのです。全国平均が0.7%に対して1.88%と。もう何倍ですか。そういうことなのですが、これは当然沖縄県警察とも連携しながら取り組んでいると思うのですが、どういう今後の対策、対応を考えていますか。

**○渡真利雅男県民生活課長** なかなかこれだと思ふような効果的な決定打がないのがこの交通事故だと思っているのです。中長期的に見ると、この飲酒運転絡みの交通事故も減ってきてはいるのですが、やはり全国の減りぐあいがそれを上回っているものですから、その相対的な中で沖縄県がワーストをずっと維持しているという結果ではあります。ただ、最近は特に飲酒運転の場合でも、酒を飲んだ翌日、出勤途上というときに検挙される率も結構高まっております。要するに、完全に体の中からアルコールが抜けていない状況の中で運転をして、それが検挙されるといった事態もありますので、そのあたりの啓発一少し寝ただけではなかなかそう簡単にはアルコールは抜けないといった啓発も含めながら、やはり節度ある飲酒を勧めるということと飲んだら乗らないといった意識づけを引き続きやっていく必要があるとは思

ております。

**○金城勉委員** これだけいろいろな形で啓発活動をやっているのだけれども、全国は低減傾向になってその効果が出てきているのに、沖縄県の場合にはほとんど減っていない状況なのですが、その原因はどのように分析していますか。県民性ですか。

**○渡真利雅男県民生活課長** なかなかこのあたりの分析は難しく、やはり県民性と言ってしまったら、それはもう打つ手がないということになるのです。したがって、やはり県民性というよりも、飲酒を適度、適切にやっていくという中で、ある意味では県民の生活態度も変えながら、飲酒行動も変えながらということと密接に結びついておりますので、このあたりも含めながら広報啓発をしていく必要があるとは思っております。

**○金城勉委員** よく運転免許の切りかえのときに見る画面などにもありますけれども、交通事故の結果の悲惨さ、あるいはまた加害者になるときの問題とか、被害者になるときの問題とかさまざまあるのですが、そういう本当に切実な現実感覚というものをもっともっと県民、運転手の皆さんに感じてもらうような手だてというものはありませんか。

**○渡真利雅男県民生活課長** 今、力を入れてやっているのが、民間の各事業所の従業員の方に飲酒運転ですとか交通事故関連の研修をする場合に、こちらのほうから講師を派遣したりしてございます。その講師の方は、実際に身内の方が交通事故で亡くなった方たちを講師に採用しまして、その事業体の研修の際に行って講話をしてもらうといったこともやっておりますし、それから先ほども申し上げたのですが、高校生、まだ若い人々への広報啓発。これはやはり将来酒をたしなむような、ある意味では母集団でありますので、そういう若いときから飲酒運転についての意識を持ってもらうといったような形で、なるべく高校生も巻き込んだ形での県民運動、飲酒運転の防止活動等々を今取り組んでいるところであります。

**○金城勉委員** これはぜひ沖縄県警察とも連携しながら力を入れていただきたいと思います。皆さんからいただいた資料を見ても、検挙件数などは全国の4倍強、4倍を超える検挙件数になっているのです。これは常識を超えてもうどうしようもないところまで沖縄県の数字が伸びているので、

ぜひ取り組みをよろしく願います。

次は、DV対策について伺いたいのですが、県内におけるDVの状況を御説明いただけますか。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** 沖縄県内のDVの状況につきましては、人口10万人当たりの保護命令累計平均件数が全国1位という状況があります。

**○金城勉委員** これも1位か。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** はい。また、相談件数のほうもここ数年増加傾向にありまして、非常に深刻な状況にあると考えております。

**○金城勉委員** 飲酒運転もそうですが、全国1位という非常に不名誉な数字になっているのですが、その要因はどのように分析されていますか。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** この保護命令件数というものは裁判所が出している数値でございますが、具体的な要因の分析はなされていないところなのですが、1つは沖縄県は離島県であると。その被害者の方が県外に出るのは難しいということで、やはり保護命令を積極的に出したほうが良いという裁判所の判断も少しはあるのではないかということも言われてはおりますが、きちんとした調査、分析はされておられません。

**○金城勉委員** 当然、DVというものは男性が女性に対するのがほとんどだと思うのですが、ウチナーの男は危ないのですか。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** 個人的な意見としては、私の周りは優しい男性ばかりだと認識しております。

**○金城勉委員** 今、このDVの相談センターというものは何カ所置いてありますか。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** 相談センターは、福祉保健部のほうで設置をしておりますが、保健所とかそういったところに合計6カ所窓口を設置しております。

**○金城勉委員** これは福祉保健部が窓口になって相談支援センターをやっているのですか。では、その一時保護所の件についても福祉保健部かな。

**○山城貴子平和・男女共同参画課長** はい、そうです。

**○金城勉委員** わかりました。では、このDVについても沖縄の独特な何かがあるのかどうかわかりませんが、やはり啓蒙啓発で優しい男性社会になっていかなければいけませんので、環境生活部長、頑張ってください。よろしく願います。

ます。

それと、犯罪被害者等支援推進事業費について、その内容と取り組みを御説明いただけますか。

**○渡真利雅男県民生活課長** 犯罪被害者に対する支援でございますが、これは平成16年度に犯罪被害者等基本法が制定、施行されました。それを受けて、平成17年度に犯罪被害者等基本計画というものが国のほうで策定してございます。その中で県の役割あるいは市町村の役割等が明記されておりまして、県としてはその計画に沿った形で犯罪被害者支援の総合窓口を設置して、その支援に向けた取り組みを行っているところでございます。

**○金城勉委員** 予算額が44万7000円となっているのですが、少ないという印象を受けるのですが、これで十分ですか。

**○渡真利雅男県民生活課長** なかなか十分とは申し上げにくいと思います。ただ、ある意味、お金をたくさんつぎ込めばそれで効果が上がるのかということとはまた別問題だと思うのですが、一応今現況はこの予算の範囲内で効果的に事業を進めていきたいなと思っております。

**○金城勉委員** 具体的にそういう犯罪に遭って大変な目に遭っている被害者の方々というところから、相談などは年間当たりどういう状況ですか。

**○渡真利雅男県民生活課長** 相談機関としましては、沖縄県で受ける場合と沖縄県警察で受ける場合と、それから、民間団体であるのですが、公益財団法人沖縄被害者支援ゆいセンターというところで受けている場合とがそれぞれございます。そのうち、県の総合窓口寄せられた件数としては7件です。これは平成24年の実数で7件。それから、沖縄県警察の広報相談課に寄せられた相談件数は224件。それから、民間団体である公益財団法人沖縄被害者支援ゆいセンターに寄せられた相談件数が342件となっております。

**○金城勉委員** 結構ありますね。この件についても本当に非常にデリケートなテーマですから、丁寧な対応をお願いします。

それから、地球温暖化対策事業について伺いますけれども、この事業の取り組みの状況、内容について御説明をお願いします。

**○古謝隆環境政策課長** まず、地球温暖化対策の取り組みでございますが、県におきましては、総合的、計画的に進めるために、平成23年3月に沖縄県地球温暖化対策実行計画を策定しているところ

でございます。この計画の中では、温室効果ガスの排出量を2020年度において2000年度と同じレベル、もしくは8%削減するという目標を立てて取り組んできているところでございます。現在の排出量はどうかと申し上げますと、2000年度レベルと比べて約11%、145万トン増加しているということでございまして、要因を分析しましたら、入城観光客数がこの10年間で100万人以上増加しているということ、もう一つは宿泊施設数が2倍にふえているということ、もう一つは世帯数が15%ふえているということが増加の原因と思われています。

私どもとしましては、県全体の排出量の23%が民生業務部門—ホテルとかオフィスとか、そういったところで23%出ていますので、その電気使用量を抑えるということが一つのポイントになるだろうと思ひまして、沖縄振興一括交付金を活用しまして観光施設のエコ化事業を推進しております。具体的には、観光施設に補助金を出して、照明をLEDにかえたり効率のいいエアコン、給湯器を設置したりということで推進しています。平成24年度は8施設に補助しましたが、8施設のホテルで1150トンのCO<sub>2</sub>が削減できています。これを今年度も実施して行って、重点的に民生業務部門の実現を図っていきたく思っています。

もう一つが、沖縄県全体の30%の運輸部門—自動車を使用することで温室効果ガスが出ていますので、エコドライブの推進であるとかE3、あるいはEV充電器の整備などについて、これから取り組んで重点的にやっていこうと思っております。

**○金城勉委員** この温暖化対策事業というものはなかなかつかみどころが難しい事業だと思いますので、地道にこつこつ積み上げていくしかないので、ぜひお願いします。

以前、ESCO事業というのをやりましたね。あれは効果はありましたか。

**○古謝隆環境政策課長** まず、ESCO事業でございますが、ESCO事業は建設設備の省エネ改修を行いまして光熱水費を削減しまして、この削減額でもって初期投資の経費、運転経費、あるいはESCO事業を行うサービス業者の報酬の全てを賄って省エネの実現を図るというものでございます。県の関係の施設では、まず県庁の行政棟と県立北部病院、県立看護大学、あとはこの議会棟、

4施設にESCO事業を平成20年度から平成22年度にかけて導入しています。4施設におけるESCO事業の導入実績としまして、まず光熱水費が合計で1億1810万円削減できています。二酸化炭素の排出量が合計で3630トンの削減が確認されていまして、ちなみに、議会棟で申し上げますと、光熱水費が平成20年の導入前ですと3000万円ほどかかっていますが、削減実績額は1000万円ほど削減できています。議会棟のCO<sub>2</sub>の排出量が導入前は年間で1525トン出ていましたが、363トン削減できているということで、ESCO事業は効果があつて、50年間ESCO事業を県庁舎も継続するということになっていきますので、効果があると思っております。

**○金城勉委員** 数字的には結構効果が出ているのですね。わかりました。

次に、米軍基地の航空機騒音の実態調査事業。何名か質疑がありましたけれども、私が少し相談を受けているのが、伊江島での補助飛行場の訓練の影響というものが、すぐ隣の隣接する集落に非常に大きな影響があると聞いているのです。一方で、この辺のところには全く支援がなされていない状況にあるのですが、ここを調査する計画はありませんか。

**○城間博正環境保全課長** 先ほど申しましたが、普天間飛行場周辺で低周波音の測定を実施することにしていますが、昨今、新聞等で伊江島でも低周波音がひどいという情報があつて、環境生活部長からの指示もありまして、伊江島周辺でも低周波音を測定するというにしています。そのときに騒音も一緒に測定しようと考えています。

**○金城勉委員** これはいつから予定していますか。

**○城間博正環境保全課長** 低周波音は今年度中に測定する。低周波音というものは風の影響を受けますので、冬の北風の強いときには測定がなかなか難しいですので、その前に測定ということを考えています。

**○金城勉委員** これは騒音も一緒に……。

**○城間博正環境保全課長** はい。

**○金城勉委員** では、そこも非常に被害がひどいということを知っておりますので、しっかり調査をして、その結果を踏まえて、また対応策を検討いただきたいと思います。

最後に、放射能調査の件ですが、これはホワイト

トビーチが対象だと思うのですが、これまでの調査結果を踏まえて、この基準値からオーバーするような事態はありませんでしたか。

**○城間博正環境保全課長** 放射能調査についてなのですが、国から委託を受けまして放射能関係で2つの事業をやっています。1つはホワイトビーチに原子力艦が寄港したときの放射能調査ということで、原子力艦が寄港していない通常の空間と海水中の放射能を調査していまして、原子力艦が寄港した場合には、うるま市にあります国の対策本部と呼んでいますが、調査室があるのですが、そこに寝泊まりしながら国の職員と一緒に放射能調査をします。これまで空間とか海水で異常値が検出されたことはありません。

**○金城勉委員** この原子力艦の入港というものは定期的にあるのですか。頻度はどうですか。

**○城間博正環境保全課長** ここ数年は30隻以上ということで、定期的ではないのですが、若干多くなっている実績となっております。

**○金城勉委員** そういうときには事前の入港の連絡はありますか。

**○城間博正環境保全課長** 一応外務省と米軍との取り決めで入港の24時間前には通報するというにになっていまして、県のほうにも、24時間前には基地対策課を通して入港の連絡が来ます。

**○中川京貴委員長** 休憩いたします。

午後2時51分休憩

午後3時13分再開

**○中川京貴委員長** 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

嘉陽宗儀委員。

**○嘉陽宗儀委員** 企業局が県民に水を供給することで必死な努力をしていることは評価をしています。ただ、金城勉議員のところはおいしい水、我々泡瀬のほうはまずい水が供給されているものですから、それで、ずっと同じように、いわゆる東系列、西系列で違うから、同じようにおいしい水を供給してほしいということで、先輩の中根章議員は、比謝川をそ生させる会で一生懸命頑張つて、あの水がきれいになればおいしい水がもらえる、飲めると頑張っていました。

ところが、今の状況を聞いても依然として硬度で差があつて、おいしいと思えないとおっしゃるようですが、なかなかそう思えないものがある。向こうの比謝川の場合には、比謝川から取水して

いて、この比謝川に公共下水道がつながっていないところから全部下水道、垂れ流しのものがずっと今流れていて、それを皆さん方はちゃんとろ過してきれいな水にしていますから安心してくださいという説明はしているけれども、少なくともそれは気分の問題だから、考えただけでおもしろくはないけれども、おいしいと思いなさいと言ってなかなか思えないところが問題です。ただ、硬度の問題でいえば、これはやはり差はなくしたほうがいいと思うのです。それで少し聞くのですが、東系列と西系列の供給水の硬度の違いは今どうなっていますか。

**○仲村豊配水管理課長** 北谷浄水場の硬度につきましては、井戸群の硬度の高い水の硬度低減化施設とか、あと大保ダムとかができまして水源が豊富になってまいりましたので、できるだけ中部河川からの取水を抑制するという事で硬度の低減化に努めております。ちなみに、平成24年度につきましては年平均84ということで、今、我々、経営計画の中で硬度の低減化ということで目標を116に置いているのですが、平成24年度の実績としては平均85となっております。

**○嘉陽宗儀委員** この硬度を下げて、やはり誰でもおいしく感じるようなものに改善する努力はぜひやってください。僕らは、石川浄水場建設についても、前からあれを海のほうにつくるのはいかなものかと言いましたけれども、あれは福地ダムのものと比謝川から取水した水とブレンドして同じように均等にした水を県民には供給しますからという説明を受けて、僕は喜んでいたわけです。ところが、ふたをあけてみたらそうないないから、しばらくはまた我慢してまずい水を飲まされるのかなど。これは今後改善の努力をやってもらえませんか。

**○仲村豊配水管理課長** 再度確認いたします。北谷浄水場の原水につきましては、中部河川以外にも北部の大保ダム等で開発された水も導水して、できるだけ北部の水もふやしなから硬度を下げるように努めているところです。

**○嘉陽宗儀委員** だから、硬度を下げるために一生懸命頑張りますだけの答弁でいいのに。どうぞ。

**○平良敏昭企業局長** おいしい水の要件が、1リットル当たり硬度の10ミリから100ミリ以内と、一応水質の基準、目標が一厚生労働省のおいしい水の要件というものがありますので、委員おっ

しやるように、できるだけおいしい水の要件を目標に努力していく、こういう考えでございます。

**○嘉陽宗儀委員** きょうの質疑は主にこれではなかったのですが、この辺で打ち切ります。

次に、平成24年度歳入歳出決算説明資料の中で環境問題の予算が組まれています。7ページの真ん中、環境衛生指導費、環境保全費と書いている。これは主にどのようなものに使っていますか。

**○當間秀史環境生活部長** 環境衛生指導費の主なものは、バイオマス資源活用コージェネレーションシステムということで、今、八重山でやっている部分と水道広域化事業、それから公共関与の事業等がございます。環境保全費につきましては、サンゴ礁保全に適した潮流シミュレーションモデルの構築事業であるとか観光施設の総合エコ化促進事業、それから閉鎖性海域における堆積赤土の対策事業という内容でございます。

**○嘉陽宗儀委員** この中で、特に私がこれまで問題にしてきているのは、環境保全という問題では、株式会社倉敷環境は最悪の自然破壊の環境であるけれども、これは予算には組まれていないのですか。

**○比嘉榮三郎環境整備課長** 環境衛生指導費の中で、今いろいろと産業廃棄物処分場等の対策をする事業費としまして産業廃棄物対策費がありまして、当初予算としまして1610万8000円になっております。

**○嘉陽宗儀委員** この説明資料の中に出てこないものだから、今ので大体産業廃棄物処理の指導も入っているみたいだから取り組んでいるということがわかりました。

そこで、向こうの池原かな、株式会社倉敷環境の環境問題では特に地下水汚染の問題があるし、ごみ山問題もあります。その中で、ごみ山問題についてまず聞きますけれども、あれはいつまでに処理することになっているのですか。

**○比嘉榮三郎環境整備課長** 現在、管理型最終処分場、安定型最終処分場がありまして、管理型最終処分場につきましては新規に焼却炉を建設しておりまして、焼却炉建設後8年をかけて管理型最終処分場を改善することになっております。

**○嘉陽宗儀委員** そもそも産業廃棄物処理場から出た廃棄物がごみ山になるということは、これは適法ですか。

**○當間秀史環境生活部長** 現在のごみ山の処理状

況については許可した条件を超えているところがあります。

**○嘉陽宗儀委員** そうすると、許可した条件を超えているということになると、これは違法になりますね。皆さん方に、株式会社倉敷環境について指導をしたのか、警告をしたのかということはこれまでも大分聞いてきましたけれども、これまで向こうに対する警告指導というものは何回ぐらいやっているのですか。

**○比嘉榮三郎環境整備課長** 株式会社倉敷環境につきましては、平成16年に警告書を、平成22年10月に管理型最終処分場に対して改善命令を、平成23年9月に安定型最終処分場に対し改善命令、そして平成24年12月に管理型最終処分場に対して改善命令をかけているところであります。

**○嘉陽宗儀委員** この指導をしてきたという問題について、やはり違法、不当、不法があるから、認められるから警告をしているのですよね。どうですか。

**○比嘉榮三郎環境整備課長** 委員がおっしゃるように、やはりごみ山、違法にごみがあるということで、県としましてこれまで指導、改善命令等をかけております。

**○嘉陽宗儀委員** 奥平委員から宮古島市の産廃処理問題がありましたけれども、私どもも現場へ行って、保健所の所長にどう指導をしているのかと言ったら、80回ぐらい指導、警告をしているけれども聞いてくれないのですよということでお手上げでした。結局、そういう違法について、監督庁が何もやらないということになるといつまでも続くと。向こうは別件で刑事告訴をして、それで一件落ち着いた。私は、これについても、皆さん方がそういう違法行為についてはしかなるべき措置をきちんととるべきではないのかということで求めてきたのですが、これは一向に考えられていない。これはどうしてですか。

**○比嘉榮三郎環境整備課長** これまでも改善命令等をかけておりまして、ごみ山等につきましては平成22年、平成23年と改善されてきております。今回も平成24年に管理型最終処分場につきまして改善命令をかけておりまして、ことしの平成25年の12月までに履行することになっております。ですから、今回12月に履行できない場合には、やはり行政処分等も含めて厳しく対処していきたいと考えております。そして、現在、これまで改善命

令とか産業廃棄物の報告聴取等につきまして指導を行ってきておりますが、その報告聴取がなかったということで、今回10月には業務停止命令をかけておりまして、ごみ山改善に向けて厳しく取り組んでいきたいと考えております。

**○嘉陽宗儀委員** ぜひ厳しく対応してください。それで、今、地域住民から刑事告発が行われていて、警察のほうも免許を許可した皆さん方の出方に応じて必要な対処をするという話のようですので、今の厳しく対処するというのを聞いて安心して、ことしいっぱいで解決するように頑張ってください。決意を。

**○當間秀史環境生活部長** これまで当該処分場の事業者も段階的に処分は進めてきたところですが、ここに至って発した命令が履行されないという状況に来ているので、今後この部分はやはり厳しく対処していきたいと思えます。

**○嘉陽宗儀委員** 同じこの株式会社倉敷環境から出ている例の汚染水の問題で、皆さん方が採水したところは4カ所からあって云々と言って、しかも自然由来でございまして、少し常識では考えられないようなことを今まで言ってきたのですが、あの4カ所から出てきたのは依然として自然由来という立場ですか。

**○當間秀史環境生活部長** 必ずしも自然由来ではないということも前回も申し上げたつもりです。その水質調査の結果を見ますと、ベンゼンとかジオキシンもやはり出てきているところなので、ジオキシンとかベンゼンについては自然由来とは考えられないところもあります。これについては対策について業者を指導したので、今、事業者のほうはコンサルタントとその有害物質の除去について調整をしていると聞いております。

**○嘉陽宗儀委員** やはり汚染は許されないわけだから。これを誰の責任で解決するのかという問題は次の議会まで延ばしておきますけれども、どうさせるのかははっきりさせておいてください。

それで、これは地下水を通過して汚染しているということは、結局は企業局のおいしい水にならないような状況はここからもやはり出てきたり、水銀汚染があるとか、だから深刻ですよ。これはやはり県民の健康にかかわるから、環境生活部長、頑張ってください。

では、最後に1つ、中部福祉保健所の庁舎管理の問題について少しだけ聞きますけれども、アル



コール中毒対策について、皆さん方ではないみたいだけれども、協力はすべきですか。

○**當間秀史環境生活部長** 環境生活部の所管の中で、当然、他部と協力できる部分はいつでも協力体制を組んでいるところです。

○**嘉陽宗儀委員** 余り難しい相談ではないのですが、アル中の関係で、健康維持のためにあの事務所を使っているいろいろな学習会をしたり、皆さん方のほうに関係していると思ったけれども。向こうのほうで場所がないものだから。断酒会というものがありますね。断酒会の皆さん方が定期的にお互いを励まし合って、できるだけ断酒ができるようにしようとして、ちょうどあの福祉保健所の部屋があいている時期に学習会のために使わせてくれと言ったら、これは皆さん方に使わせるものではないということでキャンセルされて、シャットアウトされていると私のほうに相談が来ているのですが、このぐらいは相談に乗ってもらえませんか。

○**當間秀史環境生活部長** きょう嘉陽委員からそういう要請があったということは、私から福祉保健部長にお伝えしたいと思います。

○**嘉陽宗儀委員** これは総務部の財産管理の範疇で向こうの話をしていますけれども、やはり皆さん方もかかわって直したほうが良いと思って、今、提起したのです。

最後に、貸金業について1つだけ聞いておきますけれども、今、貸金業者の実態はどうなっていますか。

○**渡真利雅男県民生活課長** 貸金業者、沖縄県知事のほうで登録している業者がいるのですが、これが平成25年3月末現在で60業者、ピーク時が平成10年度末で1081業者ございましたので、それからするとかなり激減したという感じがしております。

○**嘉陽宗儀委員** サラ金業者が多いのは、高知県が第1位で、沖縄県が第2位だったはずですが、沖縄県はかなり静かになりましたね。しかし、今でもなおヤミ金、それからいろいろな形で高利貸し、高金利で苦しめられている県民は結構いるのです。だから、実態を掌握し、今テレビでも過払い金返還とか何かで弁護士事務所みたいなものが大分もうかっているみたいだけれども、ああいうことをなくするために、やはり定期的に貸金業者に対して指導して違法取り立てをするなど。そして登録事務についても、あれは皆さん方とサラ金

業者と警察が一緒になって許可するかどうかも前に決めていたから、これについてはきちんとした姿勢で臨んで、県民の被害を食いとめるように頑張ってください。いかがですか。

○**渡真利雅男県民生活課長** ひとところに比べると随分貸金業者の数も減りましたが、やはりまだ被害をこうむって相談する方たちもいらっしゃいます。やはり高金利だったり、あるいは夜間の取り立てがあつたりということできまぎまぎではありますが、まだ完全にそれが払拭されたというわけではありませんので、ある意味法令にのっとって処分すべきは処分しながら健全な貸金業の育成に努めていきたいと考えております。

○**中川京貴委員長** 新垣安弘委員。

○**新垣安弘委員** よろしくお願ひします。電気自動車のことをメインにお伺ひしたいと思うのですが、その前に二、三、企業局もお伺ひしたいと思います。企業局に関しては民間委託の件なのですが、それについて全国の状況と本県の今後の計画、あと委託前と委託後の違いの3点を少しまとめてお答え願えますでしょうか。

○**上間丈文総務企画課長** まず、今後の委託の計画ですが、西原浄水場を次年度、平成26年度から夜間休日運転を委託する予定です。そして、久志浄水場に関してはそのまた2年後ですが、平成28年度から実施する予定でございます。そして、最後に残った北谷浄水場なのですが、それについては、当初平成30年をめどに計画していたのですが、そこは現在改良事業を実施していることがございまして、平成30年以降という形で、具体的には平成32年か平成33年か、その辺を見込んでいます。

全国の委託の導入状況ですが、現在、沖縄県企業局と同じような状況は、用水供給事業体ということで全国で23事業体ございますが、その23事業体のうち、21団体、9割近くがほとんど委託をしております。そして、具体的に浄水場の数で言いますと、今の浄水場の数は92ございますが、現在69、大体75%の浄水場が委託されております。残りが直営という形になっております。

あと、委託のメリットでございますが、特に水道の安全性、安定性を確保しつつ、一定の経費節減効果が見られます。その経費節減効果に関しましては、例えば今回、名護浄水場、石川浄水場の民間委託の結果、年間約4300万円の経費節減につながっております。そして、それ以外にメリット

としましては、今まで浄水運転管理業務をしていた職員を別の業務に振り分けるということで、老朽化施設の更新業務の今後の重点業務へ職員を再配置できるというメリットもございます。あともう一つ、今回民間に委託することによって、民間がその技術、ノウハウをつくるということで、官民連携による沖縄県全体として災害時の非常時対応の能力が向上するということが挙げられています。

**○新垣安弘委員** 最後に1つ、前の質問で管路の切りかえの件が出たのですが、これは以前、南城市で管路の切りかえを企業局がやるのか自治体かやるのかということで質問が上がっていたのですが、管路の交換に関しては自治体ではなくて企業局ということで理解していいのでしょうか。

**○稲嶺信男建設計画課長** 南城市に布設されている知念半島をぐるっと回る管路がありますが、その中でも特に古い管と比較的新しい管がありまして、その調整をしている時点で、その古い管路で漏水が多発したということがございました。企業局としましても、用水を供給する立場から、やはり漏水が多発する管路をそのまま引き渡すということはいかなるものかということの判断で、現在は事業化をして更新しているところです。

**○新垣安弘委員** では、自治体の負担はないということに理解していいわけですか。

**○稲嶺信男建設計画課長** 今計画している更新の事業につきましては、企業局の負担で全てやっております。

**○新垣安弘委員** 水道料金について少しお伺いしたいのですが、これは環境生活部のほうですか。今、県内と離島とで水道料金が違うと思うのですが、これは何か所か例を挙げて、どの程度の差があるのか、それを示してもらえますか。

**○大野明美生活衛生課長** 沖縄県の水道料金については、平成23年3月時点で、まず沖縄県平均が1596円、沖縄本島の平均が1265円、離島の平均が2134円となっております。

**○新垣安弘委員** 離島の水道料金が沖縄本島の平均と同じぐらいになるのは、今調査をしながら計画を進めていると思うのですが、何年後ぐらいと見たらいいのでしょうか。

**○大野明美生活衛生課長** 今、水道広域化を進めておりますのは、離島8村について、特に水道料金については高額というところがありまして、例

えば2000円とか3000円という形がありますので、余りにも高過ぎるところもあります。また、先ほどこら言っておりますが、水道を管理する技術者も不足しているところもあり、いろいろ水道格差がありますので、そこら辺を全て一緒に沖縄本島並みにするという形で広域化を進めておりますが、それが水道料金にどういった形で反映するかということについてはいろいろな形の広域化の形態がありますので、それをしながら今からやっていくということになります。離島8村については、とりあえず10年後ぐらいをめどにしているのですが、前倒しできるものについては前倒ししたいと考えております。

**○新垣安弘委員** 環境生活部長、今、離島の随分高いところもあるわけですね。そこを何とか均一にしようということでやっているのですが、いろいろなシステムの問題はあるにしても、単純に考えたら、要は離島は水道料金が高過ぎるところがある。そこは同じ県民だから一律にすべきではないかということだと思っておりますが、下手したら10年後というお話もあるのです。そこはもっと早くなるような方向には行かないのでしょうか。

**○當間秀史環境生活部長** 今、平成24年、沖縄振興一括交付金を使って離島水道の広域化の事業の調査をしています。今、平成24年度の調査も終わって、平成25年度はいろいろなシミュレーションなり、あるいは座間味村とかで実証事業もしています。そういった結果を踏まえて、どの程度前倒しが可能なかはこれから検討することになると思っております。

**○新垣安弘委員** ぜひ極力早目にやるべきだと思います。

あと、男女共同参画についてお伺いしたいと思うのですが、最近専業主婦を希望する女性がふえているということでもあります。これが最近の調査です。去年の内閣府の調査でも、男性は仕事、女性は家庭という質問に対して、女性でも半々ぐらいのアンケート結果が出たと。そういう意味では、そういうデータが出てきているのですが、そこら辺は男女共同参画の観点から見たらどのように見るのでしょうか。

**○當間秀史環境生活部長** 最近の調査といいますと、平成25年、ことしの9月に厚生労働省が発表した若者の意識に関する調査で、15歳から39歳までの独身女性の中で専業主婦になりたいと希望す

る人が34%ぐらいいて、3分の1はそういうことを望んでいるという状況があります。ただ、その動機についてはつまびらかではないので、なかなかコメントはしづらいのですが、一般論として申し上げますと、日本の社会というものはいろいろな価値観を持つ、あるいは心情等々があつて、それが許容される社会ではありますので、それがもとも健全な社会ではあると思います。今どちらかといえば、女性の社会進出を促すパラダイムの中で、そういった専業主婦を望むという価値観を持った人たちがいることは当然ではないかという気はします。

**○新垣安弘委員** 私は、男女共同参画に関しては前からすごく疑問を持っていて、子供の観点から見たらそれはどうなのだろうかというのがずっとあるのです。沖縄は要は共働きが多い地域だとも言われているし、それが多くて女性に余裕がなくて、男も稼ぎが少ないからDVが多いのではないかと思ったりもするのです。だから、そこは、例えば子供が小学校前までとか、この期間だったら専業主婦でもいいなという人たちは恐らく沖縄でもいると思うのです。そこは待機児童、待機児童で保育所が足りない、足りないと言っているのではなくて、子供のために専業主婦になる。だから、保育所にも子供を預けなくてもいい、待機児童も減る。そういう観点で専業主婦を支援する観点というものは男女共同参画の観点からは全くないのでしょうか。働け働けという観点だけでしょうか。そこはどうでしょうか。

**○當間秀史環境生活部長** 男女共同参画社会の基本的な理念は、みずから働きたいと思う人が働けるような社会。そして、恐らくその裏には多様な働き方を認める社会、思想があると思います。そういった意味からすると、男女共同参画社会もその辺は理解されている、理念としてその辺は当然踏まえているものと考えております。

**○新垣安弘委員** 電気自動車の件に移りたいと思うのですが、平成24年度主要施策の成果に関する報告書の39ページに、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業一いわゆるEVバスの予算が1億5000万円ついていますよね。このEVバス以外に、要はEV車、PHV車の普及というものもあると思うのですが、バス以外のEV車の普及に対する予算などは、それがなされた事業というものはどこかにあるのでしょうか。

**○古謝隆環境政策課長** EV車の普及に関して直接の補助は国のほうで補助費を計上しています。あと、EV車を導入するに当たりましては、やはりガス欠ではなくて電欠と言いますが、まだ余り距離が伸びませんので、必要なところにEVの充電器があるという状態にならないといけません。これについて経済産業省で予算を確保して、県のビジョンに適合している施設については3分の2を補助する事業が今年度から実施されていまして、県もプランを策定しております。

**○新垣安弘委員** そのインフラの整備に関しても環境生活部はかかわっていると思うのですが、国が1000億円以上予算をつけた事業を使って沖縄県でどれだけふえたかとか、それを利用されたかということはどうですか。

**○古謝隆環境政策課長** 沖縄県で国の補助金を活用できるようにということでビジョンを策定しております。この中で全体で227カ所のEV充電器の整備を目指していこうということで考えています。主要な道路沿いに64カ所、あと市町村を面的にカバーするに当たりまして163カ所を予定しています。沖縄県のビジョンに適合した施設については国の3分の2の補助が得られるということですが、現在申し込みが12件ありまして、既に2件については適合認定をしております。あと10件は書類の審査あるいは補正を今進めているところでございます。

**○新垣安弘委員** 沖縄県もEV・PHVタウン構想で認められて、沖縄全体がEV・PHVタウン構想になっていると思うのです。全国で20カ所ぐらいあると思うのですが、ほかのところに比べて沖縄のEV・PHVタウン構想はどの程度進んでいるのでしょうか。

**○古謝隆環境政策課長** EV・PHVタウンモデル地域に指定を受けたところは全部で18都県ございます。各県のEVあるいはPHVの普及状況を見てみますと、沖縄県ではことし3月末現在で654台走っていきまして、九州各県、長崎県、熊本県、佐賀県がEVタウン構想のモデル地域になっていきますが、いずれも660台前後で、沖縄県と大きな差は余りない状況です。

**○新垣安弘委員** この654台というものは、レンタカーとかいろいろあると思うのですが、大まかな内訳というものはどうでしょうか。

**○古謝隆環境政策課長** 少し時点が違いますが、

EVレンタカーはことし10月現在で県内に202台になっていまして、600台から202台を引いた残りが恐らく自家用もしくは営業用ではないかと思えます。

**○新垣安弘委員** わかりました。

あと、EVの普及のための沖縄県EV・PHVタウン推進アクションプランというものを策定している、計画があると思うのですが、それを見ると、2015年までに新車販売台数に占める割合5%というものがあるのですが、これは大体何台ぐらいを想定されるのでしょうか。

**○古謝隆環境政策課長** 国のほうでは、自動車の販売台数に占めるEV、PHVの割合が大体20%ということで目標を立てていまして、沖縄県もこれに見合う形で19%まで導入するとしたら18万台、これに対して二酸化炭素が23.3万トン削減できると見ていまして、沖縄県の経済状況を勘案して19%の3分の1の普及状況ということになりますと6万台で、7.7万トンのCO<sub>2</sub>の削減ができると試算をしております。

**○新垣安弘委員** EV車というものは結構値段も高いですね。2年後までに新車で6万台といたら、なかなか厳しいのではないかという思いもするのです。ポイントは、レンタカーにEV車が入って、それを何年か乗って、それが県内の民間に新古車、中古車として払い下げていく。それで一気にふえていくと思うのですが、そのためにも新車で県内にEV車をふやすという計画はいいかもしれないけれども、一旦レンタカーを一気に大いにふやして、そこから新古車、中古車で流してふえていくという方向が現実的かと思うのですが、それについての政策としての後押しというものはないですか。

**○古謝隆環境政策課長** EVに当たりましては補助金を活用して導入する場面がかなりあると思えますが、国の補助金の交付要綱上、補助金を受けた車両については、レンタカーの場合は3年間の所有義務で、レンタカー以外は4年間の所有義務が生じます。現在普及しているEVでは日産自動車株式会社のリーフが最も流通していると思えますが、平成22年12月発売ですので、中古市場に回るのはまだもう少し先かなと考えております。

**○新垣安弘委員** このEVカーは、沖縄の観光立県という点からも大変重要な政策と私は思うのです。その点、EV、PHVの普及に関しては環境

生活部の政策的な後押し、関心があと一歩まだまだ弱いという感覚を持っているのです。それで、例えば直接買うときには国の補助もあるとは思いますが、外国の先進地に行くと、EVカー専用の駐車場を設けなさいとか、あるいはEVカー専用のレーンとかそういうこともあって、これは民間の方からも、例えばバスレーンにEVカーを走らせるようにしてくださいとか、そういう要望が幾つかあったと思うのです。そこら辺に対する環境生活部としての取り組みとか、きちんと関心を持ってやっているのかどうか、そこら辺を聞かせてもらえますか。

**○當間秀史環境生活部長** 現在の沖縄県におけるEVの導入状況は、先ほど御説明申し上げましたが、約650台という状況の中で、さらになおかつ充電器の設置がまだまだ普及していないという状況があります。そういった意味からして、我々としては、まず今回、充電器を県内で227台ぐらい設置するという計画を立てて今これを進めているということ。EV自動車の購入については、これは市町村の補助金が上限で80万円程度ありますので、それを利用して車をふやすこと、充電器をふやすことをまずは優先して取り組んでいきたいと考えております。

**○新垣安弘委員** もう一点、EVカーの普及に関して、県も入った協議会の中で出てきたことだと思うのです。いわゆる公共機関が、県や市町村がまず率先してふやすべきだということがあると思うのですが、それについてどういう取り組みをされていますか。

**○古謝隆環境政策課長** 市町村におけるEV、PHVの普及状況のほうから先に御説明させていただきたいのですが、現在導入しているところは、那覇市、糸満市で8台、宮古島市、石垣市が4台となっていて、現在23台が公用車として導入されています。県においてはまだEVの導入実績はございませんが、いろいろ各県の状況を見たりとか先進県の状況を見たりして勉強したいと思っております。

**○新垣安弘委員** 県のEVの普及の計画の中で、市町村に導入を働きかけるということはあると思うのです。要は、今挙げた市町村は、県からの働きかけではなくて、独自に意識を持ってやったところだと思うのです。その働きかけるべき県がゼロで、どうやって市町村に働きかけるのだと。

その状況を見たら、働きかけるべきだとは言いながら働きかけてきていないということが現状かと思うのですが、それはどうしますか。

○**當間秀史環境生活部長** EVの事業というよりも、地球温暖化の観点からもEV車を導入するという計画もありますので、県としても今後可能な限り1台でも導入していきたいと考えております。

○**新垣安弘委員** 環境生活部長、これはぜひ自信を持って進めるための予算も要求し、政策、制度も考えていく、ぜひこれはやってもらいたいです。ぜひお願いします。

最後に、宮古島市とか進めているところがあるのですが、そのEVを進めていく上で、特に離島のガソリンスタンドの経営者とかがいると思うのですが、そこら辺—そのガソリンスタンドの経営者、なりわいに行っている人たち、そこの問題。EVをふやしていく、実際石油、ガソリンを扱っている人たちがいる。そこら辺の問題というものは、これからどのように見ていったらいいのでしょうか。

○**古謝隆環境政策課長** EV車のメリットとしては、ガソリン車と比べて電気で走るため、ランニングコストが一般的に低くなるということがあります。先ほど申し上げましたが、国の計画、戦略の中で、今後の普及率を2020年度における新車販売台数の20%ぐらいまでを目指すということになっています。一方で、EVの課題としましては、1充電当たりの走行距離が短いということと、あと車両価格がガソリン車と比べてまだまだ割高、あと車種が限定されて—まだ5車種ぐらいしかなかったと思いますが、EVの全面的な普及にはこういった課題の解決が必要と思っています。現時点でガソリンスタンドへの影響が直ちにあるということではありませんが、国のほうでもどういった戦略を持っているのかどうか、その辺を注視していきたいと思っています。

○**新垣安弘委員** 最後に、ぜひ県の導入、そして県の公共施設には充電器を早目に設置していくとか、ぜひ頑張ってください。よろしく申し上げます。

○**中川京貴委員長** 以上で、環境生活部長及び企業局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、明 10月17日 木曜日 午前10時から

委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後4時10分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 中 川 京 貴